

【内閣官房関係】

国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（第一条関係） 1
 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）（第二条関係） 3
 【本府関係等】

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（第三条関係） 5
 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七号）（第四条関係） 7
 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）（第五条関係） 9
 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号）（第六条関係） 11
 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成二十八年法律第七十七号）（第七条関係） 12
 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）（第八条関係） 13

【国家公安委員会関係】

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（第九条関係） 14
 古物営業法（昭和二十四年法律第八号）（第十条関係） 17
 質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）（第十一条関係） 19
 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（第十二条関係） 27
 警備業法（昭和四十七年法律第十七号）（第十三条関係） 28
 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）（第十四条関係） 29
 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）（第十五条関係） 31
 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）（第十六条関係） 32
 【個人情報保護委員会関係】
 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（第十七条関係） 33

独立行政法人等の保有する個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（第十八条関係） 34

【金融庁関係】

無尽業法（昭和六年法律第四十二号）（第十九条関係）	35
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（第二十条関係）	36
金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（第二十一条関係）	37
公認会計士法（昭和二十三年法律第三号）（第二十二条関係）	50
協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）（第二十三条関係）	52
船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）（第二十四条関係）	53
投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（第二十五条関係）	54
信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（第二十六条関係）	55
長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（第二十七条関係）	57
労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（第二十八条関係）	58
銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（第二十九条関係）	60
貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）（第三十条関係）	62
保険業法（平成七年法律第五号）（第三十一条関係）	67
資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（第三十二条関係）	76
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（第三十三条関係）	77
銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第三百三十一号）（第三十四条関係）	79
信託業法（平成十六年法律第五十四号）（第三十五条関係）	80
保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）（第三十六条関係）	84
株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）（第三十七条関係）	87
電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）（第三十八条関係）	88
資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（第三十九条関係）	89

【消費者庁関係】

独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）（第四十条関係） 92

【総務省関係】

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（第四十一条関係） 93
郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）（第四十二条関係） 97
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（第四十三条関係） 98
地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（第四十四条関係） 99
行政書士法（昭和二十六年法律第四号）（第四十五条関係） 102
地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）（第四十六条関係） 104
旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）（第四十七条関係） 105
市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（第四十八条関係） 106
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（第四十九条関係） 107

【法務省関係】

弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）（第五十条関係） 108
司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）（第五十一条関係） 110
保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）（第五十二条関係） 112
土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）（第五十三条関係） 113
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）（第五十四条関係） 115
更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）（第五十五条関係） 116
債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）（第五十六条関係） 117
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）（第五十七条関係） 118
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第一百五十一号）（第五十八条関係） 119
信託法（平成十八年法律第八号）（第五十九条関係） 121

【財務省関係】

税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）（第六十条関係） 122

酒税法（昭和二十八年法律第六号）（第六十一条関係）	127
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）（第六十二条関係）	132
通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）（第六十三条関係）	135
たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）（第六十四条関係）	138
塩事業法（平成八年法律第三十九号）（第六十五条関係）	145
株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）（第六十六条関係）	150

【文部科学省関係】

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（第六十七条関係）	151
教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）（第六十八条関係）	152
私立学校法（昭和二十四年法律第二百七号）（第六十九条関係）	154
宗教学法人法（昭和二十六年法律第二百六号）（第七十条関係）	155
義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第八十二号）（第七十一条関係）	156
技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）（第七十二条関係）	158
著作権等管理事業法（平成十二年法律第三十一号）（第七十三条関係）	159

【厚生労働省関係】

職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）（第七十四条関係）	160
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（第七十五条関係）	164
大麻取締法（昭和二十三年法律第二百四号）（第七十六条関係）	165
旅館業法（昭和二十三年法律第三百八号）（第七十七条関係）	166
消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）（第七十八条関係）	167
医師法（昭和二十三年法律第二百一号）（第七十九条関係）	168
歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）（第八十条関係）	173
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（第八十一条関係）	178
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）（第八十二条関係）	179
社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（第八十三条関係）	180

麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）（第八十四条関係）	181
あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）（第八十五条関係）	183
水道法（昭和三十二年法律第七十七号）（第八十六条関係）	184
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）（第八十七条関係）	185
薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）（第八十八条関係）	186
社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（第八十九条関係）	192
職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（第九十条関係）	193
労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（第九十一条関係）	195
作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）（第九十二条関係）	196
建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）（第九十三条関係）	197
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（第九十四条関係）	201
外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）（第九十五条関係）	203
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）（第九十六条関係）	206
港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）（第九十七条関係）	207
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）（第九十八条関係）	210
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（第九十九条関係）	211
精神保健福祉士法（平成九年法律第三百一十一号）（第一百条関係）	213
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）（第一百一条関係）	214
社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十五号）（第一百二条関係）	215
移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第九十号）（第一百三一条関係）	216
公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）（第一百四一条関係）	218
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号）	218

(第百五条関係) 219

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)(第百六条関係) 222

民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律(平成二十八年法律第百十号)(第百七条関係) 225

【農林水産省関係】

農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)(第百八条関係) 227

水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)(第百九条関係) 235

獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)(第百十条関係) 243

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)(第百十一条関係) 245

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)(第百十二条関係) 246

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)(第百十三条関係) 248

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)(第百十四条関係) 250

森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)(第百十五条関係) 252

農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)(第百十六条関係) 253

【経済産業省関係】

中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)(第百七条関係) 254

火薬類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)(第百十八条関係) 256

商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)(第百十九条関係) 257

高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)(第百二十条関係) 262

商工会議所法(昭和二十八年法律第四十三号)(第百二十一条関係) 264

武器等製造法(昭和二十八年法律第四十五号)(第百二十二条関係) 265

商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)(第百二十三条関係) 266

技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)(第百二十四条関係) 267

割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)(第百二十五条関係) 268

商店街振興組合法(昭和三十七年法律第四百十一号)(第百二十六条関係) 270

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）（第二百二十七条関係）	271
情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）（第二百二十八条関係）	272
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百七十七号）（第二百二十九条関係）	273
商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）（第三百十条関係）	274
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）（第三百十一条関係）	275
対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成十年法律第一百十六号）（第三百十二条関係）	276
産業競争力強化法附則第十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三百一十一号）（第三百三十三条関係）	277
アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）（第三百三十四条関係）	278
弁理士法（平成十二年法律第四十九号）（第三百三十五条関係）	281
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）（第三百三十六条関係）	282
クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成二十一年法律第八十五号）（第三百三十七条関係）	283
エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）（第三百三十八条関係）	284
産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）（第三百三十九条関係）	286
水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）（第四百十条関係）	287
【国土交通省関係】	
船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）（第四百四十一条関係）	288
建設業法（昭和二十四年法律第一百号）（第四百四十二条関係）	290
測量法（昭和二十四年法律第八十八号）（第四百四十三条関係）	296
国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）（第四百四十四条関係）	298
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（第四百四十五条関係）	300
建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）（第四百四十六条関係）	311
港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（第四百四十七条関係）	325
海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）（第四百四十八条関係）	326

港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）（第四百九十九条関係）	327
道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）（第四百九十九条関係）	328
道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（第四百九十九条関係）	330
自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三十六号）（第四百九十九条関係）	331
小型船造船業法（昭和四十一年法律第十九号）（第四百九十九条関係）	332
貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（第四百九十九条関係）	333
宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（第四百五十条関係）	334
旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）（第四百五十一条関係）	346
土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）（第四百五十二条関係）	350
空港法（昭和三十一年法律第八十号）（第四百五十三条関係）	353
不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）（第四百五十四条関係）	354
船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）（第四百五十五条関係）	357
特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）（第四百五十六条関係）	359
鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）（第四百五十七条関係）	360
不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（第四百五十八条関係）	361
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）（第四百五十九条関係）	366
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）（第四百六十条関係）	373
高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）（第四百六十一条関係）	378
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第一百十二号）（第四百六十二条関係）	381
民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）（第四百六十三条関係）	384
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）（第四百六十四条関係）	385
住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）（第四百六十五条関係）	388

【環境省関係】

自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）（第四百六十六条関係）	390
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）（第四百六十七条関係）	392

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）（第六十八條關係） 396
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）（第六十九條關係） 397
 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）（第七十條關係） 407
 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（第七十一條關係） 410
 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）（七十二條關係） 411
 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）（第七十三條關係） 413

【防衛省關係】

自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（第七十四條關係） 416

【附則關係】

海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）（附則第八條關係） 417
 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（附則第九條關係） 418
 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第一百四十四号）（附則第十一條關係） 422
 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（附則第十二條關係） 424
 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（附則第十三條關係） 426
 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）（附則第十五條關係） 427
 齒科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）（附則第十六條關係） 428
 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）（附則第十七條關係） 429
 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第十八條關係） 431
 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）（附則第十九條關係） 433
 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）（附則第二十條關係） 437
 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）（附則第二十一條關係） 440
 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）（附則第二十二條關係） 441
 地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八十八号）（附則第二十三條關係） 442
 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（附則第二十四條關係） 443
 地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）（附則第二十五條關係） 444

古物営業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）（附則第二十七条関係）	．．．．．
民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）（附則第二十九条関係）	．．．．．
	447 446

改正案	現行
<p>（人事官）</p> <p>第五条 人事官は、人格が高潔で、民主的な統治組織と成績本位の原則による能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する年齢三十五年以上の者のうちから、両議院の同意を経て、内閣が任命する。</p> <p>2 人事官の任免は、天皇が認証する。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、人事官となることができない。</p> <p>一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられた者又は第四章に規定する罪を犯し、刑に処せられた者</p> <p>三 第三十八条第二号又は第四号に該当する者</p> <p>4 任命の日以前五年間において、政党の役員、政治的顧問その他これらと同様な政治的影響力を有する政党員であつた者又は任命の日以前五年間において、公選による国若しくは都道府県の公職の候補者となつた者は、人事院規則で定めるところにより、人事官となることができない。</p> <p>5 人事官の任命については、そのうちの二人が、同一の政党に属し、又は同一の大学学部を卒業した者となることとなつてはならない。</p>	<p>（人事官）</p> <p>第五条 人事官は、人格が高潔で、民主的な統治組織と成績本位の原則による能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する年齢三十五年以上の者の中から両議院の同意を経て、内閣が、これを任命する。</p> <p>2 人事官の任免は、天皇が、これを認証する。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、人事官となることができない。</p> <p>一 破産者で復権を得ない者</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられた者又は第四章に規定する罪を犯し刑に処せられた者</p> <p>三 第三十八条第三号又は第五号に該当する者</p> <p>4 任命の日以前五年間において、政党の役員、政治的顧問その他これらと同様な政治的影響力をもつ政党員であつた者又は任命の日以前五年間において、公選による国若しくは都道府県の公職の候補者となつた者は、人事院規則の定めるところにより、人事官となることができない。</p> <p>5 人事官の任命については、その中の二人が、同一政党に属し、又は同一の大学学部を卒業した者となることとなつてはならない。</p>

(平等取扱いの原則)

第二十七条 全て国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第三十八条第四号に該当する場合を除くほか政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別されてはならない。

(欠格条項)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則で定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

(削る)

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 (略)

三 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第百九条から第百十二条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 (略)

(欠格による失職)

第七十六条 職員が第三十八条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、人事院規則で定める場合を除くほか、当然失職する。

(平等取扱の原則)

第二十七条 すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第三十八条第五号に規定する場合を除くほか政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別されてはならない。

(欠格条項)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則の定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 (略)

四 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第百九条から第百十二条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

五 (略)

(欠格による失職)

第七十六条 職員が第三十八条各号の一に該当するに至つたときは、人事院規則に定める場合を除いては、当然失職する。

改正案	現行
<p>（認定）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 主務大臣は、第一項の認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。</p> <p>一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 匿名加工医療情報作成事業を行う役員又は主務省令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(1) 心身の故障により匿名加工医療情報作成事業を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者</p> <p>(3) この法律その他個人情報の適正な取扱いに関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>(4) 第一項又は第二十八条の認定を受けた者が第十五条第一項又は第十六条第一項（これらの規定を第二十九条において準用する場合</p>	<p>（認定）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 主務大臣は、第一項の認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。</p> <p>一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 匿名加工医療情報作成事業を行う役員又は主務省令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらに相当する者</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者</p> <p>(3) この法律その他個人情報の適正な取扱いに関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>(4) 第一項又は第二十八条の認定を受けた者が第十五条第一項又は第十六条第一項（これらの規定を第二十九条において準用する場合</p>

合を含む。()の規定により認定を取り消された場合において、その処分であった日前三十日以内に当該認定に係る事業を行う役員又は主務省令で定める使用人であった者で、その処分であった日から二年を経過しないもの

二丁四 (略)

4・5 (略)

合を含む。()の規定により認定を取り消された場合において、その処分であった日前三十日以内に当該認定に係る事業を行う役員又は主務省令で定める使用人であった者で、その処分であった日から二年を経過しないもの

二丁四 (略)

4・5 (略)

【本府関係等】

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（役員の欠格事由）</p> <p>第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。</p> <p>一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>（削る）</p> <p>二 （略）</p> <p>三～五 （略）</p> <p>六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの</p> <p>（意見聴取）</p> <p>第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第四号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。</p> <p>（所轄庁への意見）</p> <p>第四十三条の三 警視総監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人に</p>	<p>（役員の欠格事由）</p> <p>第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 破産者で復権を得ないもの</p> <p>三 （略）</p> <p>四～六 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（意見聴取）</p> <p>第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第五号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。</p> <p>（所轄庁への意見）</p> <p>第四十三条の三 警視総監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人</p>

ついで第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる
相当な理由又はその役員について第二十条第四号に該当すると疑うに足り
る相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当
な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の
意見を述べることができる。

ついで第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足
りる相当な理由又はその役員について第二十条第五号に該当すると疑う
に足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対
して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し
、その旨の意見を述べることができる。

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定事業を実施する民間事業者の募集に應じることができない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人（削る）</p> <p>イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者</p> <p>ロ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（第二条第六号）に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ニ 公共施設等運営権者が第二十九条第一項の規定により公共施設等運営権を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該公共施設等運営権者の役員であった者で、その取消しの日か</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定事業を実施する民間事業者の募集に應じることができない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者</p> <p>ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（第二条第六号）に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ホ 公共施設等運営権者が第二十九条第一項の規定により公共施設等運営権を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該公共施設等運営権者の役員であった者で、その取消しの日か</p>

ら五年を経過しないもの

ホ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として
内閣府令で定めるもの

へ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからホまでのいずれかに該当するもの

六・七 (略)

ら五年を経過しないもの

(新設)

へ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからホまでのいずれかに該当するもの

六・七 (略)

改正案	現行
<p>第十二条の五（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、国家戦略特別区域限定保育士となることができない。</p> <p>一 心身の故障により国家戦略特別区域限定保育士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>二 五（略）</p> <p>5 19（略）</p> <p>（国家公務員退職手当法の特例）</p> <p>第十九条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業（国家戦略特別区域において、創業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十三項第二号、第四号及び第六号に掲げる者をいう。以下この条及び第三十六条の三第一項において同じ。）が行う事業の実施に必要な人材であつて、国の行政機関の職員としての経験を有するものの確保を支援する事業をいう。次項及び別表の七の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国家公務員退職手当法（</p>	<p>第十二条の五（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、国家戦略特別区域限定保育士となることができない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 五（略）</p> <p>5 19（略）</p> <p>（国家公務員退職手当法の特例）</p> <p>第十九条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業（国家戦略特別区域において、創業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十三項第二号、第四号及び第六号に掲げる者をいう。以下この条及び第三十六条の三第一項において同じ。）が行う事業の実施に必要な人材であつて、国の行政機関の職員としての経験を有するものの確保を支援する事業をいう。次項及び別表の七の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国家公務員退職手当法（</p>

昭和二十八年法律第八十二号) 第二条第一項に規定する職員(国の行政機関の職員に限る。以下この項において単に「職員」という。)(うち、内閣官房令で定めるところにより、引き続き創業者(当該区域計画に定められた次項の創業者に限る。)(に使用される者(以下この項において「特定被使用者」という。)(となるための退職(同法第七条第一項に規定する退職手当の算定の基礎となる勤続期間が三年以上である職員の退職に限り、当該退職が同法第十一条第一号に規定する懲戒免職等処分を受けた職員の退職又は国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第七十六条の規定による失職若しくはこれに準ずる退職に該当する場合を除く。第三項において「特定退職」という。)(をし、かつ、引き続き特定被使用者となつた者であつて、引き続き特定被使用者として在職した後特定被使用者となつた日から起算して三年を経過した日までに再び職員となつたもの(特定被使用者として在職した後引き続き職員となつた者及びこれに準ずる者として内閣官房令で定める者に限る。以下この条において「再任用職員」という。)(が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当に係る同法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続きいたものとみなす。

2~9 (略)

昭和二十八年法律第八十二号) 第二条第一項に規定する職員(国の行政機関の職員に限る。以下この項において単に「職員」という。)(うち、内閣官房令で定めるところにより、引き続き創業者(当該区域計画に定められた次項の創業者に限る。)(に使用される者(以下この項において「特定被使用者」という。)(となるための退職(同法第七条第一項に規定する退職手当の算定の基礎となる勤続期間が三年以上である職員の退職に限り、当該退職が同法第十一条第一号に規定する懲戒免職等処分を受けた職員の退職又は国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第七十六条の規定による失職(同法第三十八条第一号に該当する場合を除く。)(若しくはこれに準ずる退職に該当する場合を除く。第三項において「特定退職」という。)(をし、かつ、引き続き特定被使用者となつた者であつて、引き続き特定被使用者として在職した後特定被使用者となつた日から起算して三年を経過した日までに再び職員となつたもの(特定被使用者として在職した後引き続き職員となつた者及びこれに準ずる者として内閣官房令で定める者に限る。以下この条において「再任用職員」という。)(が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当に係る同法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続きいたものとみなす。

2~9 (略)

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 心身の故障により人工衛星等の打上げを適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの</p> <p>四・五 （略）</p> <p>（欠格事由）</p> <p>第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 心身の故障により人工衛星の管理を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの</p> <p>四・六 （略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 成年被後見人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者</p> <p>四・五 （略）</p> <p>（欠格事由）</p> <p>第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 成年被後見人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者</p> <p>四・六 （略）</p>

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 心身の故障により衛星リモートセンシング装置の使用を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの</p> <p>五 七（略）</p> <p>（認定）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。</p> <p>一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 八（略）</p> <p>二 心身の故障により衛星リモートセンシング記録の取扱いを適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの</p> <p>ホ・ヘ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>4・5（略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 成年被後見人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者</p> <p>五 七（略）</p> <p>（認定）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。</p> <p>一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 八（略）</p> <p>二 成年被後見人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者</p> <p>ホ・ヘ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>4・5（略）</p>

改正案	現行
<p>第二条 国会職員は次の各号のいずれかに該当しない者でなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>（削る）</p> <p>一 懲役又は禁錮の刑に処せられて、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることなくなるまでの者</p> <p>二 懲戒処分により官公職を免ぜられ、その身分を失つた日から二年を経過しない者</p> <p>三 前二号のいずれかに該当する者のほか、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の規定により官職に就く能力を有しない者</p> <p>第十条 国会職員が第二条各号（<u>第二号</u>を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、当然失職する。</p>	<p>第二条 国会職員は次の各号のいずれかに該当しない者でなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 懲役又は禁錮の刑に処せられて、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることなくなるまでの者</p> <p>三 懲戒処分により官公職を免ぜられ、その身分を失つた日から二年を経過しない者</p> <p>四 前三号のいずれかに該当する者のほか、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の規定により官職に就く能力を有しない者</p> <p>第十条 国会職員が第一条各号の<u>一</u>に該当するに至つたときは、当然失職する。</p>

【国家公安委員会関係】

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（許可の基準）</p> <p>第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>二 四（略）</p> <p>五 心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの</p> <p>六 八（略）</p> <p>九 第七号に規定する期間内に分割により同号の聴聞に係る風俗営業を承継させ、若しくは分割により当該風俗営業以外の風俗営業を承継した法人（分割について相当な理由がある者を除く。）又はこれらの法人の同号の公示の前六十日以内に役員であつた者で当該分割の日から起算して五年を経過しないもの</p> <p>十（略）</p> <p>十一 法人でその役員のうち第一号から第九号までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>二 四（略）</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>二 四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>五 七（略）</p> <p>五 七（略）</p> <p>七 二 第六号に規定する期間内に分割により同号の聴聞に係る風俗営業を承継させ、若しくは分割により当該風俗営業以外の風俗営業を承継した法人（分割について相当な理由がある者を除く。）又はこれらの法人の同号の公示の前六十日以内に役員であつた者で当該分割の日から起算して五年を経過しないもの</p> <p>八（略）</p> <p>九 法人でその役員のうち第一号から第七号の二までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>二 四（略）</p>

(営業所の管理者)

第二十四条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、管理者となることができない。

一 (略)

二 第四条第一項第一号から第四号まで又は第六号から第九号までのいずれかに該当する者

三 心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

3・4 (略)

5 公安委員会は、管理者が第二項第二号若しくは第三号に該当すると認められたとき、又はその者がその職務に関し法令若しくはこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において、その情状により管理者として不適当であると認められたときは、風俗営業者に対し、当該管理者の解任を勧告することができる。

6・7 (略)

(準用)

第三十一条の二十三 第三条第二項、第四条(第四項を除く。)、第五条(第一項第三号を除く。)、第八条、第十条及び第十一条の規定は前条の許可について、第六条から第七条の三まで、第九条、第十条の二、第十二条、第十三条(第一項を除く。)、第十四条、第十五条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二条第一項(第三号を除く。)、及び第二十四条の規定は特定遊興飲食店営業について、それぞれ準用する

(営業所の管理者)

第二十四条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、管理者となることができない。

一 (略)

二 第四条第一項第一号から第七号の二までのいずれかに該当する者

(新設)

3・4 (略)

5 公安委員会は、管理者が第二項第二号に該当すると認められたとき、又はその者がその職務に関し法令若しくはこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において、その情状により管理者として不適当であると認められたときは、風俗営業者に対し、当該管理者の解任を勧告することができる。

6・7 (略)

(準用)

第三十一条の二十三 第三条第二項、第四条(第四項を除く。)、第五条(第一項第三号を除く。)、第八条、第十条及び第十一条の規定は前条の許可について、第六条から第七条の三まで、第九条、第十条の二、第十二条、第十三条(第一項を除く。)、第十四条、第十五条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二条第一項(第三号を除く。)、及び第二十四条の規定は特定遊興飲食店営業について、それぞれ準用する

。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四条第一 項第六号及 び第七号	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(行政手続法の適用除外)

第四十一条の二 公安委員会がそのあらかじめ指定する医師の診断に基づき第四条第一項第四号又は第五号(これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)(に該当すると認められた者について行う第八条の規定による処分については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)(の規定は、適用しない。

。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四条第一 項第五号及 び第六号	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(行政手続法の適用除外)

第四十一条の二 公安委員会がそのあらかじめ指定する医師の診断に基づき第四条第一項第四号(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)(に該当すると認められた者について行う第八条の規定による処分については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)(の規定は、適用しない。

改正案	現行
<p>（許可の基準）</p> <p>第四条 公安委員会は、前条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、許可をしてはならない。</p> <p>一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>二 七（略）</p> <p>八 心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの</p> <p>九 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が古物商又は古物市場主の相続人であつて、その法定代理人が前各号及び第十一号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。</p> <p>十（略）</p> <p>十一 法人で、その役員のうち第一号から第八号までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>（許可の取消し）</p> <p>第六条 公安委員会は、第三条の規定による許可を受けた者について、次に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>一（略）</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第四条 公安委員会は、前条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、許可をしてはならない。</p> <p>一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>二 七（略）</p> <p>（新設）</p> <p>八 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が古物商又は古物市場主の相続人であつて、その法定代理人が前各号及び第十号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。</p> <p>九（略）</p> <p>十 法人で、その役員のうち第一号から第七号までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>（許可の取消し）</p> <p>第六条 公安委員会は、第三条の規定による許可を受けた者について、次に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>一（略）</p>

<p>二 第四条各号（第十号を除く。）に掲げる者のいずれかに該当していること。</p> <p>三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（管理者）</p> <p>第十三条 （略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、管理者となることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（古物営業に関し行つた行為の取消しの制限）</p> <p>第十九条の二 古物商（個人に限り、未成年者を除く。）が古物営業に関し行つた行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。</p>	<p>二 第四条各号（第九号を除く。）に掲げる者のいずれかに該当していること。</p> <p>三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（管理者）</p> <p>第十三条 （略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、管理者となることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（新設）</p>
---	---

改正案	現行
<p>（許可の基準）</p> <p>第三条 公安委員会は、前条第一項の規定による許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可をしてはならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 心身の故障により質屋の業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの</p> <p>五 営業について成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が質屋の相続人であつて、その法定代理人が前各号、第七号及び第十号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。</p> <p>六 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>七・八（略）</p> <p>九 次のいずれかに該当する管理者を置く者</p> <p>イ 第一号から第三号まで又は第五号から第七号までのいずれかに該当する者</p> <p>ロ 心身の故障により管理者の業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの</p> <p>十 法人である場合においては、その業務を行う役員のうち第一号か</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第三条 公安委員会は、前条第一項の規定による許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可をしてはならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四 営業について成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人。ただし、その者が質屋の相続人であつて、その法定代理人が前三号、第六号及び第九号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。</p> <p>五 破産者で復権を得ないもの</p> <p>六・七（略）</p> <p>八 第一号から第六号までのいずれかに該当する管理者を置く者</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>九 法人である場合においては、その業務を行う役員のうち第一号か</p>

ら第七号までのいずれかに該当する者がある者

十一 (略)

2・3 (略)

(削る)

(営業の制限)

第十一条 (略)

(確認及び申告)

第十二条 質屋は、物品を質に取ろうとするときは、内閣府令で定める方法により、質置主の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければならない。不正品の疑いがある場合においては、直ちに警察官にその旨を申告しなければならない。

(帳簿)

第十三条 質屋は、内閣府令で定める様式により、帳簿を備え、質契約並びに質物返還及び流質物処分をしたときは、その都度、その帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三 (略)

四 質置主の住所、氏名、職業、年齢及び特徴

五～八 (略)

ら第六号までのいずれかに該当する者がある者

十 (略)

2・3 (略)

第十一条 削除

(営業の制限)

第十二条 (略)

(確認及び申告)

第十三条 質屋は、物品を質に取ろうとするときは、内閣府令で定める方法により、質置主の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければならない。不正品の疑いがある場合においては、直ちに警察官にその旨を申告しなければならない。

(帳簿)

第十四条 質屋は、内閣府令で定める様式により、帳簿を備え、質契約並びに質物返還及び流質物処分をしたときは、その都度、その帳簿に左に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三 (略)

四 質置主の住所、氏名、職業、年齢及び特徴

五～八 (略)

第十四条 (略)

2 質屋は、前条の帳簿を毀損し、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちに営業所の所在地の所轄警察署長に届け出なければならない。

(質受証)

第十五条 (略)

(揭示)

第十六条 質屋は、次の事項を営業所内の見やすい場所に揭示しなければならない。

一 三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、質契約の内容となるべき事項

五 (略)

2 (略)

3 質屋は、第一項第一号から第四号までに掲げる事項に係る揭示の内容と異なり、かつ、質置主の不利益となるような質契約をしてはならない。

4 (略)

(質物の返還)

第十七条 (略)

2 質屋は、内閣府令で定める方法により相手方が質物の受取について正当な権限を有する者(以下この条において「受取権者」という。)であ

第十五条 (略)

2 質屋は、前条の帳簿をき損し、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちに営業所の所在地の所轄警察署長に届け出なければならない。

(質受証)

第十六条 (略)

(揭示)

第十七条 質屋は、左の事項を営業所内の見易い場所に揭示しなければならない。

一 三 (略)

四 前各号に掲げるものの外、質契約の内容となるべき事項

五 (略)

2 (略)

3 質屋は、第一項第一号から第四号までに掲げる事項に係る揭示の内容と異なり、且つ、質置主の不利益となるような質契約をしてはならない。

4 (略)

(質物の返還)

第十八条 (略)

2 質屋は、内閣府令で定める方法により相手方が質物の受取について正当な権限を有する者(以下この条において「受取権者」という。)で

ることを確認した場合でなければ、質物を返還してはならない。

3 (略)

(流質物の取得及び処分)

第十八条 質屋は、流質期限を経過した時において、その質物の所有権を取得する。ただし、質屋は、当該流質物を処分するまでは、質置主が元金及び流質期限までの利子並びに流質期限経過の時に質契約を更新したとすれば支払うことを要する利子に相当する金額を支払ったときは、これを返還するように努めるものとする。

2 (略)

(質物が滅失した場合等の措置)

第十九条 災害その他の事由により、質物が滅失し、若しくは毀損し、又は盗難にかかった場合においては、質屋は、遅滞なく、当該質物の質置主にその旨を通知しなければならない。

2 災害その他質屋及び質置主双方の責めに帰することのできない事由により、質屋が質物の占有を失った場合においては、質屋は、その質物で担保される債権を失う。

3 質屋は、その責めに帰すべき事由により、質物が滅失し、若しくは毀損し、又は盗難にかかった場合における質置主の損害賠償請求権をあらかじめ放棄させる契約をすることはできない。

(品触れ)

あることを確認した場合でなければ、質物を返還してはならない。

3 (略)

(流質物の取得及び処分)

第十九条 質屋は、流質期限を経過した時において、その質物の所有権を取得する。但し、質屋は、当該流質物を処分するまでは、質置主が元金及び流質期限までの利子並びに流質期限経過の時に質契約を更新したとすれば支払うことを要する利子に相当する金額を支払ったときは、これを返還するように努めるものとする。

2 (略)

(質物が滅失した場合等の措置)

第二十条 災害その他の事由に因り、質物が滅失し、若しくは毀損し、又は盗難にかかった場合においては、質屋は、遅滞なく、当該質物の質置主にその旨を通知しなければならない。

2 災害その他質屋及び質置主双方の責に帰することのできない事由に因り、質屋が質物の占有を失った場合においては、質屋は、その質物で担保される債権を失う。

3 質屋は、その責に帰すべき事由に因り、質物が滅失し、若しくは毀損し、又は盗難にかかった場合における質置主の損害賠償請求権をあらかじめ放棄させる契約をすることはできない。

(品触れ)

第二十条 警視總監、道府県警察本部長又は警察署長は、必要があると認めるときは、質屋に対して、盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物（第二十三条において「盗品等」という。）の品触れを発することができる。

2～4 (略)

(質屋営業に関し行つた行為の取消しの制限)

第二十一条 質屋（個人に限り、未成年者を除く。）が質屋営業に関し行つた行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。

(差止め)

第二十三条 質屋が質物又は流質物として所持する物品について、盗品等又は遺失物であると疑うに足りる相当な理由がある場合においては、警察署長は、当該質屋に対し、三十日以内の期間を定めて、その物品の保管を命ずることができる。

(立入検査)

第二十四条 警察官は、必要があると認めるときは、営業時間中において、質屋の営業所及び質物の保管場所に立ち入り、質物及び第十三条の規定による帳簿を検査し、又は関係者に質問することができる。

2 前項の場合においては、警察官は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者に、これを提示しなければならない。

第二十一条 警視總監、道府県警察本部長又は警察署長は、必要があると認めるときは、質屋に対して、ぞう物の品触れを発することができる。

2～4 (略)

(新設)

第二十三条 質屋が質物又は流質物として所持する物品について、ぞう物又は遺失物であると疑うに足りる相当な理由がある場合においては、警察署長は、当該質屋に対し、三十日以内の期間を定めて、その物品の保管を命ずることができる。

(差止)

第二十四条 警察官は、必要があると認めるときは、営業時間中において、質屋の営業所及び質物の保管場所に立ち入り、質物及び第十四条の規定による帳簿を検査し、又は関係者に質問することができる。

2 前項の場合においては、警察官は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者に、これを呈示しなければならない。

(許可の取消し又は停止)

第二十五条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、質屋の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて質屋営業の停止を命ずることができる。

一 (略)

二 質屋が第三条第一項第三号、第四号、第六号若しくは第九号に該当したとき、又は質屋が法人である場合においてその業務を行う役員のうち同項第一号若しくは第三号から第七号までのいずれかに該当した者若しくは許可の取消し若しくは営業の停止をしようとするとき以前三年内に第五条の規定に違反して罰金の刑に処せられた者若しくは許可の取消し若しくは営業の停止をしようとするとき以前三年内に他の法令に違反して罰金の刑に処せられその情状が質屋として不適当な者があるに至つたとき。

三 未成年者である質屋の法定代理人が第三条第一項第一号、第三号、第四号若しくは第七号に該当し、若しくは該当するに至つたとき若しくは許可の取消し若しくは営業の停止をしようとするとき以前三年内に他の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられその情状が質屋として不適当なとき又は未成年者である質屋の法定代理人が法人である場合においてその業務を行う役員のうち同項第一号若しくは第三号から第七号までのいずれかに該当した者若しくは許可の取消し若しくは営業の停止をしようとするとき以前三年内に第五条の規定に違反して罰金の刑に処せられた者若しくは許可の取消し若しくは営業の停止をしようとするとき以前三年内に他の法令に違反して罰金の刑に

(許可の取消し又は停止)

第二十五条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、質屋の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて質屋営業の停止を命ずることができる。

一 (略)

二 質屋が第三条第一項第三号、第五号若しくは第八号に該当したとき、又は質屋が法人である場合においてその業務を行う役員のうち同項第一号若しくは第三号から第六号までのいずれかに該当した者若しくは許可の取消し若しくは営業の停止をしようとするとき以前三年内に第五条の規定に違反して罰金の刑に処せられた者若しくは許可の取消し若しくは営業の停止をしようとするとき以前三年内に他の法令に違反して罰金の刑に処せられその情状が質屋として不適当な者があるに至つたとき。

三 質屋の法定代理人が第三条第一項第一号、第三号若しくは第六号に該当し、若しくは該当するに至つたとき若しくは許可の取消し若しくは営業の停止をしようとするとき以前三年内に他の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられその情状が質屋として不適当なとき又は質屋の法定代理人が法人である場合においてその業務を行う役員のうち同項第一号若しくは第三号から第六号までのいずれかに該当した者若しくは許可の取消し若しくは営業の停止をしようとするとき以前三年内に第五条の規定に違反して罰金の刑に処せられた者若しくは許可の取消し若しくは営業の停止をしようとするとき以前三年内に他の法令に違反して罰金の刑に処せられその情状が質屋として不適当な

処せられその情状が質屋として不適当な者があるに至つたとき。

四 質屋、その代理人、使用人その他の従業者がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。ただし、質屋の代理人、使用人その他の従業者がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反した場合においては、質屋（質屋が未成年者である場合においては、その法定代理人）がその代理人又は使用人その他の従業者のした当該違反行為を防止するために相当の注意を怠らなかつたことが証明された場合においては、この限りでない。

2 (略)

(質置主の保護)

第二十八条 (略)

2・3 (略)

4 第十三条、第十四条、第十七条から第二十四条までの規定の適用については、第一項の者及び前項各号に掲げる者は、質屋とみなす。

5・6 (略)

第三十一条 第十一条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十二条 第四条第一項、第十二条前段、第十三条、第十四条第一項又は第二十条第二項若しくは第三項の規定に違反し、又は第二十三条の規定による処分に違反した者は、六月以下の懲役若しくは一万円以下の罰

者があるに至つたとき。

四 質屋、その代理人、使用人その他の従業者がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。ただし、質屋の代理人、使用人その他の従業者がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反した場合においては、質屋（質屋が未成年者又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人）がその代理人又は使用人その他の従業者のした当該違反行為を防止するために相当の注意を怠らなかつたことが証明された場合においては、この限りでない。

2 (略)

(質置主の保護)

第二十八条 (略)

2・3 (略)

4 第十四条、第十五条、第十八条から第二十四条までの規定の適用については、第一項の者及び前項各号に掲げる者は、質屋とみなす。

5・6 (略)

第三十一条 第十二条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十二条 第四条第一項、第十三条前段、第十四条、第十五条第一項又は第二十一条第二項若しくは第三項の規定に違反し、又は第二十三条の規定による処分に違反した者は、六月以下の懲役若しくは一万円以下の

金に処し、又はこれを併料する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第四条第二項若しくは第三項、第八条第三項、第九条、第十条、第十四条第二項、第十六条第一項、第二項若しくは第三項又は第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三項若しくは第五項の規定に違反した者

二 第二十四条第一項の規定による警察官の立入り又は質物若しくは帳簿の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十四条 過失により第二十条第三項の規定に違反した者は、拘留又は科料に処する。

罰金に処し、又はこれを併料する。

第三十三条 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第四条第二項若しくは第三項、第八条第三項、第九条、第十条、第十五条第二項、第十七条第一項、第二項若しくは第三項又は第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三項若しくは第五項の規定に違反した者

二 第二十四条第一項の規定による警察官の立入又は質物若しくは帳簿の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十四条 過失により第二十一条第三項の規定に違反した者は、拘留又は科料に処する。

改正案	現行
<p>（確認事務の委託） 第五十一条の八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は第百十九条の二第一項第三号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>ハ・ニ（略）</p> <p>ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者</p> <p>ヘ（略）</p> <p>4～7（略）</p>	<p>（確認事務の委託） 第五十一条の八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は第百十九条の二第一項第三号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>ハ・ニ（略）</p> <p>ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者</p> <p>ヘ（略）</p> <p>4～7（略）</p>

改正案	現行
<p>（警備業の要件）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではならない。</p> <p>一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>二 十一（略）</p>	<p>（警備業の要件）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではならない。</p> <p>一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>二 十一（略）</p>

改正案	現行
<p>（自動車運転代行業の要件）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。</p> <p>一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>二 四（略）</p> <p>五 心身の故障により自動車運転代行業の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの</p> <p>六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が自動車運転代行業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号及び第九号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。</p> <p>七・八（略）</p> <p>九 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があ るもの</p> <p>（認定の取消し）</p> <p>第七条 公安委員会は、自動車運転代行業者について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その認定を取り消すことができる。</p>	<p>（自動車運転代行業の要件）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。</p> <p>一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>二 四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が自動車運転代行業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号及び第八号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。</p> <p>六・七（略）</p> <p>八 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに第一号から第四号までのいずれかに該当する者があ るもの</p> <p>（認定の取消し）</p> <p>第七条 公安委員会は、自動車運転代行業者について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その認定を取り消すことができる。</p>

<p>2 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>一 (略)</p> <p>二 第三条各号(第七号及び第八号を除く。)に掲げる者のいずれかに該当していること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(運転代行業務の従事制限)</p> <p>第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、運転代行業務従事者となつてはならない。</p> <p>一 第三条第一号から第四号までのいずれかに該当する者</p> <p>二 心身の故障により運転代行業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの</p> <p>2 自動車運転代行業者は、前項各号のいずれかに該当する者を運転代行業務に従事させてはならない。</p> <p>(営業の廃止)</p> <p>第二十四条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者に対し、自動車運転代行業務の廃止を命ずることができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前二号に掲げる者のほか、第三条各号(第七号及び第八号を除く。)(のいずれかに該当する者で自動車運転代行業務を営んでいるもの(第四条の認定を受けている者を除く。))</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 第三条各号(第六号及び第七号を除く。)に掲げる者のいずれかに該当していること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(運転代行業務の従事制限)</p> <p>第十四条 第三条第一号から第四号までのいずれかに該当する者は、運転代行業務従事者となつてはならない。</p> <p>(新設)</p> <p>2 自動車運転代行業者は、前項に規定する者を運転代行業務に従事させてはならない。</p> <p>(営業の廃止)</p> <p>第二十四条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者に対し、自動車運転代行業務の廃止を命ずることができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前二号に掲げる者のほか、第三条各号(第六号及び第七号を除く。)(のいずれかに該当する者で自動車運転代行業務を営んでいるもの(第四条の認定を受けている者を除く。))</p>

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）（第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、インターネット異性紹介事業を行ってはならない。</p> <p>一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>二～四 （略）</p> <p>五 心身の故障によりインターネット異性紹介事業を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの</p> <p>六 （略）</p> <p>七 法人で、その役員のうち次のいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>イ 第一号から第五号までに掲げる者</p> <p>ロ （略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、インターネット異性紹介事業を行ってはならない。</p> <p>一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者</p> <p>二～四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>五 （略）</p> <p>六 法人で、その役員のうち次のいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>イ 第一号から第四号までに掲げる者</p> <p>ロ （略）</p>

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、探偵業を営んではならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 二 四（略） 五 心身の故障により探偵業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの 六（略） 七 法人でその役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの 	<p>（欠格事由）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、探偵業を営んではならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの 二 四（略） （新設） 五（略） 六 法人でその役員のうちに第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの

【個人情報保護委員会関係】

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第四十四条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができない。</p> <p>一 未成年者</p> <p>二 心身の故障により前条第一項の提案に係る行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの</p> <p>三 七（略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第四十四条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができない。</p> <p>一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人</p> <p>（新設）</p> <p>二 六（略）</p>

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第四十四条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができない。</p> <p>一 未成年者</p> <p>二 心身の故障により前条第一項の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの</p> <p>三 七（略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第四十四条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができない。</p> <p>一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人</p> <p>（新設）</p> <p>二 六（略）</p>

【金融庁関係】

無尽業法（昭和六年法律第四十二号）（第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（紛争解決等業務を行う者の指定）</p> <p>第三十五条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務（苦情処理手続（無尽業務関連苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（無尽業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。第三十五条の二三第一項を除き、以下同じ。）を行う者として、指定することができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 従業員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者</p> <p>ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者</p> <p>ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ニ・ホ （略）</p> <p>五～八 （略）</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>（紛争解決等業務を行う者の指定）</p> <p>第三十五条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務（苦情処理手続（無尽業務関連苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（無尽業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。第三十五条の二三第一項を除き、以下同じ。）を行う者として、指定することができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 従業員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者</p> <p>ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ニ・ホ （略）</p> <p>五～八 （略）</p> <p>2～5 （略）</p>

改正案	現行
<p>（紛争解決等業務を行う者の指定）</p> <p>第十二条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務（苦情処理手続（特定兼営業務関連苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（特定兼営業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。）の業務並びにこれに付随する業務をいう。以下この条、次条及び第十九条の三において同じ。）を行う者として、指定することができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者</p> <p>ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者</p> <p>ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ニ・ホ （略）</p> <p>五～八 （略）</p> <p>二～五 （略）</p>	<p>（紛争解決等業務を行う者の指定）</p> <p>第十二条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務（苦情処理手続（特定兼営業務関連苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（特定兼営業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。）の業務並びにこれに付随する業務をいう。以下この条、次条及び第十九条の三において同じ。）を行う者として、指定することができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者</p> <p>ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ニ・ホ （略）</p> <p>五～八 （略）</p> <p>二～五 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法人である場合においては、役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第五十二条第二項、第五十二条の二第二項、第五十七条の二十第一項第一号及び第三項、第六十三条第七項第一号八、第六十六条の五十三第五号イ並びに第六十六条の六十三第二項において同じ。）又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある者</p> <p>イ <u>心身の故障により金融商品取引業に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者</u></p> <p>ロ（略）</p> <p>三・四（略）</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法人である場合においては、役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第五十二条第二項、第五十二条の二第二項、第五十七条の二十第一項第一号及び第三項、第六十三条第七項第一号八、第六十六条の五十三第五号イ並びに第六十六条の六十三第二項において同じ。）又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある者</p> <p>イ <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</u></p> <p>ロ（略）</p> <p>三・四（略）</p>

五 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合にあっては、次のいずれかに該当する者

イ 八 (略)

二 個人である主要株主（登録申請者が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。ホ及びへにおいて同じ。）のうち次のいずれかに該当する者のある法人（外国法人を除く。）

― 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者（心身の故障により株主の権利を行使することについて代理人を置く者にあつては、当該代理人が当該内閣府令で定める者又は第二号ロからりまでのいずれかに該当する者であるものに限る。）

(略)

ホ 法人である主要株主のうち次のいずれかに該当する者のある法人（外国法人を除く。）

・ (略)

法人を代表する役員のうち次のいずれかに該当する者のある

者

(イ) 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者

(ロ) 第二号ロからりまでのいずれかに該当する者

へ (略)

六・七 (略)

2 6 (略)

五 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合にあっては、次のいずれかに該当する者

イ 八 (略)

二 個人である主要株主（登録申請者が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。ホ及びへにおいて同じ。）のうち次のいずれかに該当する者のある法人（外国法人を除く。）

― 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者であつて、その法定代理人が第二号イからりまでのいずれかに該当するもの

(略)

ホ 法人である主要株主のうち次のいずれかに該当する者のある法人（外国法人を除く。）

・ (略)

法人を代表する役員のうち第二号イからりまでのいずれかに該当する者のある者

(新設)

(新設)

へ (略)

六・七 (略)

2 6 (略)

(登録事項の変更等の届出)

第六十四条の四 金融商品取引業者等は、第六十四条第一項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 第二十九条の四第一項第二号イに該当するおそれがあるものとして内閣府令で定める場合に該当することとなつたとき。

三 第二十九条の四第一項第二号ロからリまでのいずれかに該当することとなつたとき。

四 (略)

(登録の拒否)

第六十六条の三十 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一・二 (略)

三 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある法人

イ 心身の故障により信用格付業に係る業務を適正に行つことができ

(登録事項の変更等の届出)

第六十四条の四 金融商品取引業者等は、第六十四条第一項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 (略)

(新設)

二 第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなつたとき。

三 (略)

(登録の拒否)

第六十六条の三十 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一・二 (略)

三 役員のうち第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当する者のある法人

(新設)

ない者として内閣府令で定める者

ロ 第二十九条の四第一項第二号ロからリまでのいずれかに該当する者

四・五 (略)

2 (略)

(監督上の処分)

第六十六条の四十二 (略)

2 内閣総理大臣は、信用格付業者の役員（外国法人にあつては、国内における営業所若しくは事務所に駐在する役員又は国内における代表者に限る。以下この項において同じ。）が、第六十六条の三十第一項第三号イ若しくはロに該当することとなつたとき、第六十六条の二十七の登録当時既に同号イ若しくはロに該当していたことが判明したとき、又は前項第四号から第六号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該信用格付業者に対して、当該役員の解任を命ずることができる。

3・4 (略)

(登録の拒否)

第六十六条の五十三 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければ

(新設)

四・五 (略)

2 (略)

(監督上の処分)

第六十六条の四十二 (略)

2 内閣総理大臣は、信用格付業者の役員（外国法人にあつては、国内における営業所若しくは事務所に駐在する役員又は国内における代表者に限る。以下この項において同じ。）が、第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなつたとき、第六十六条の二十七の登録当時既に同号イからリまでのいずれかに該当していたことが判明したとき、又は前項第四号から第六号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該信用格付業者に対して、当該役員の解任を命ずることができる。

3・4 (略)

(登録の拒否)

第六十六条の五十三 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければ

ばならない。

一～四（略）

五 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ 役員のうち次のいずれかに該当する者のある者

― 心身の故障により高速取引行為に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

― 第二十九条の四第一項第二号口からりまでのいずれかに該当する者

ロ～二（略）

六 個人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ 第二十九条の四第一項第二号口からちまで若しくはリ（同項第一号八に規定する法律の規定に係る部分を除く。）又は前号イのいずれかに該当する者

ロ・ハ（略）

七（略）

（監督上の処分）

第六十六条の六十三（略）

2 内閣総理大臣は、高速取引行為者の役員（外国法人にあつては、国内における営業所若しくは事務所に駐在する役員又は国内における代表者に限る。以下この項において同じ。）が、第六十六条の五十三第五号イ若しくはに該当することとなつたとき、第六十六条の五十の登録当

ばならない。

一～四（略）

五 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ 役員のうち第二十九条の四第一項第二号イからりまでのいずれかに該当する者のある者

（新設）

（新設）

ロ～二（略）

六 個人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ 第二十九条の四第一項第二号イからちまで又はリ（同項第一号八に規定する法律の規定に係る部分を除く。）のいずれかに該当する者

ロ・ハ（略）

七（略）

（監督上の処分）

第六十六条の六十三（略）

2 内閣総理大臣は、高速取引行為者の役員（外国法人にあつては、国内における営業所若しくは事務所に駐在する役員又は国内における代表者に限る。以下この項において同じ。）が、第二十九条の四第一項第二号イからりまでのいずれかに該当することとなつたとき、第六十六条の五

時既に同号イ 若しくは に該当していたことが判明したとき、又は前項第三号若しくは第五号に該当することとなつたときは、当該高速取引行為者に対して、当該役員^イの解任を命ずることができる。

3・4 (略)

(認可申請書の審査)

第六十七条の四 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、設立の認可をしなければならない。

一 (略)

二 役員のうち次に次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 第二十九条の四第一項第二号ロからりまでのいずれかに該当する者

三 (略)

(役員^イの選任及びその職務権限)

第六十九条 (略)

2~4 (略)

十の登録当時既に同号イからりまでのいずれかに該当していたことが判明したとき、又は前項第三号若しくは第五号に該当することとなつたときは、当該高速取引行為者に対して、当該役員^イの解任を命ずることができる。

3・4 (略)

(認可申請書の審査)

第六十七条の四 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、設立の認可をしなければならない。

一 (略)

二 役員のうち第二十九条の四第一項第二号イからりまでのいずれかに該当する者があるとき。

(新設)

(新設)

三 (略)

(役員^イの選任及びその職務権限)

第六十九条 (略)

2~4 (略)

5 役員が第六十七条の四第二項第二号イ又はロに該当することとなつたときは、その職を失う。

(認可審査基準)

第七十九条の三十一 内閣総理大臣及び財務大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一・二 (略)

三 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として

内閣府令・財務省令で定める者

ロ 第二十九条の四第一項第二号ロからりまでのいずれかに該当する者

四〇六 (略)

二〇四 (略)

(役員の権限)

第七十九条の三十六 (略)

二〇四 (略)

5 役員が第七十九条の三十一第一項第三号イ又はロに該当することとなつたときは、その職を失う。

5 役員が第二十九条の四第一項第二号イからりまでのいずれかに該当することとなつたときは、その職を失う。

(認可審査基準)

第七十九条の三十一 内閣総理大臣及び財務大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一・二 (略)

三 役員のうち第二十九条の四第一項第二号イからりまでのいずれかに該当する者がいないこと。

(新設)

(新設)

四〇六 (略)

二〇四 (略)

(役員の権限)

第七十九条の三十六 (略)

二〇四 (略)

5 役員が第二十九条の四第一項第二号イからりまでのいずれかに該当することとなつたときは、その職を失う。

(免許審査基準)

第八十二条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一・二 (略)

三 免許申請者の役員のうち次のイからへまでのいずれかに該当する者があるとき。

イ 第二十九条の四第一項第二号ロからりまでに掲げる者

ロ〜へ (略)

四 (略)

(役員を選任等)

第九十八条 (略)

2・3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることできない。

一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二 第二十九条の四第一項第二号ロからりまで又は会社法第三百三十一条第一項第三号のいずれかに該当する者

5 (略)

(免許審査基準)

第八十二条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一・二 (略)

三 免許申請者の役員のうち次のイからへまでのいずれかに該当する者があるとき。

イ 第二十九条の四第一項第二号イからりまでに掲げる者

ロ〜へ (略)

四 (略)

(役員を選任等)

第九十八条 (略)

2・3 (略)

4 第二十九条の四第一項第二号イからりまで又は会社法第三百三十一条第一項第三号のいずれかに該当する者は、役員となることできない。

(新設)

(新設)

5 (略)

(認可基準)

第百一条の十八 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、組織変更を認可しなければならない。

一 組織変更後株式会社金融商品取引所の役員のうち第二十九条の四第一項第二号ロからリまで又は会社法第三百三十一条第一項第三号のいずれかに該当する者があるとき。

二 (略)

(役員を選任等)

第百二条の二十三 (略)

2・3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二 第二十九条の四第一項第二号ロからリまで又は会社法第三百三十一

条第一項第三号のいずれかに該当する者

5・6 (略)

(認可基準)

第百四十一条 (略)

(認可基準)

第百一条の十八 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、組織変更を認可しなければならない。

一 組織変更後株式会社金融商品取引所の役員のうち第二十九条の四第一項第二号イからリまで又は会社法第三百三十一条第一項第三号のいずれかに該当する者があるとき。

二 (略)

(役員を選任等)

第百二条の二十三 (略)

2・3 (略)

4 第二十九条の四第一項第二号イからリまで又は会社法第三百三十一条第一項第三号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

(新設)

(新設)

5・6 (略)

(認可基準)

第百四十一条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、合併を認可しなければならない。

一 役員のうちに第二十九条の四第一項第二号ロからリまで又は会社法第三百三十一条第一項第三号のいずれかに該当する者があるとき。

二 (略)

(認可審査基準)

第二百五十五条の三 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 (三) (略)

四 認可申請者の役員又は国内における代表者のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 心身の故障により外国市場取引に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

ロ 第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホに該当する者

五・六 (略)

(役員の欠格事由等)

第五十六条の十四 次の各号のいずれかに該当する者は、金融商品取引清算機関の取締役、会計参与、監査役又は執行役となることができない

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、合併を認可しなければならない。

一 役員のうちに第二十九条の四第一項第二号イからリまで又は会社法第三百三十一条第一項第三号のいずれかに該当する者があるとき。

二 (略)

(認可審査基準)

第二百五十五条の三 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 (三) (略)

四 認可申請者の役員又は国内における代表者のうちに第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者があるとき。

(新設)

(新設)

五・六 (略)

(役員の欠格事由等)

第五十六条の十四 第八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれかに該当する者は、金融商品取引清算機関の取締役、会計参与、監査役又は

。

一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二 第八十二条第二項第三号イからハまでのいずれかに該当する者

2~4 (略)

(取締役等の兼職制限等)

第五十六条の三十一 次各号のいずれかに該当する者は、証券金融会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役となることができない。

一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二 第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホに該当する者

2・3 (略)

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第五十六条の三十九 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一~三 (略)

四 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この章において同じ。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいないこと。

執行役となることができない。

(新設)

(新設)

2~4 (略)

(取締役等の兼職制限等)

第五十六条の三十一 第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者は、証券金融会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役となることができない。

(新設)

(新設)

2・3 (略)

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第五十六条の三十九 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一~三 (略)

四 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この章において同じ。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ・ホ （略）

五〇八 （略）

二〇五 （略）

（取引情報蓄積業務を行う者の指定）

第百五十六條の六十七 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この節の定めるところにより取引情報蓄積業務を行う者として、指定することができる。

一〜三 （略）

四 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この節において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ・ホ （略）

五〇八 （略）

二〇五 （略）

（取引情報蓄積業務を行う者の指定）

第百五十六條の六十七 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この節の定めるところにより取引情報蓄積業務を行う者として、指定することができる。

一〜三 （略）

四 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この節において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

八 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に
処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けること
がなくなつた日から五年を経過しない者
二丁へ（略）
五・六（略）
2
（略）

八 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に
処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けること
がなくなつた日から五年を経過しない者
二丁へ（略）
五・六（略）
2
（略）

改 正 案	現 行
<p>（欠格条項）</p> <p>第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士となることができない。</p> <p>一 未成年者</p> <p>二 この法律若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条から第百九十八条までの規定に違反し、又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二百三十三条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪、保険業法（平成七年法律第百五十五号）第三百二十八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五十五号）第三百八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百六十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから五年を経過しないもの</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの</p> <p>四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>五（十）（略）</p>	<p>（欠格条項）</p> <p>第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士となることができない。</p> <p>一 未成年者、<u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>二 この法律若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条から第百九十八条までの規定に違反し、又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二百三十三条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪、保険業法（平成七年法律第百五十五号）第三百二十八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五十五号）第三百八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百六十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪を犯し、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから五年を経過しないもの</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの</p> <p>四 破産者であつて復権を得ない者</p> <p>五（十）（略）</p>

(登録拒否の事由)

第三十四条の十の十 次の各号のいずれかに該当する者は、特定社員の登録を受けることができない。

一 (略)

二 未成年者

三 この法律若しくは金融商品取引法第九十七条から第九十八条までの規定に違反し、又は投資信託及び投資法人に関する法律第二百三十三条第一項(第三号に係る部分に限る。)の罪、保険業法第三百二十八条第一項(第三号に係る部分に限る。)の罪、資産の流動化に関する法律第三百八条第一項(第三号に係る部分に限る。)の罪若しくは会社法第九百六十七条第一項(第三号に係る部分に限る。)の罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから五年を経過しないもの

四 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの

五 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

六(十二) (略)

(登録拒否の事由)

第三十四条の十の十 次の各号のいずれかに該当する者は、特定社員の登録を受けることができない。

一 (略)

二 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

三 この法律若しくは金融商品取引法第九十七条から第九十八条までの規定に違反し、又は投資信託及び投資法人に関する法律第二百三十三条第一項(第三号に係る部分に限る。)の罪、保険業法第三百二十八条第一項(第三号に係る部分に限る。)の罪、資産の流動化に関する法律第三百八条第一項(第三号に係る部分に限る。)の罪若しくは会社法第九百六十七条第一項(第三号に係る部分に限る。)の罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから五年を経過しないもの

四 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの

五 破産者であつて復権を得ない者

六(十二) (略)

改正案	現行
<p>（役員の資格等）</p> <p>第五条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの</p> <p>四・五 （略）</p>	<p>（役員の資格等）</p> <p>第五条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>四・五 （略）</p>

改正案	現行
<p>（設立の認可）</p> <p>第十七条 内閣総理大臣は、前条第一項の設立の認可申請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、その事業が健全に行われ公益に反しないと認められる場合には、その設立を認可しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 発起人、理事及び監事のうちに次に掲げる者のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ロ 禁錮以上の刑又はこの法律により罰金の刑に処せられ、その執行の終わった後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者</p> <p>八・二（略）</p> <p>ホ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからニまでのいずれかに該当するもの</p> <p>2）4（略）</p>	<p>（設立の認可）</p> <p>第十七条 内閣総理大臣は、前条第一項の設立の認可申請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、その事業が健全に行われ公益に反しないと認められる場合には、その設立を認可しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 発起人、理事及び監事のうちに次に掲げる者のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>イ 破産者で復権を得ないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑又はこの法律により罰金の刑に処せられ、その執行の終わった後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者</p> <p>八・二（略）</p> <p>ホ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人^のでその法定代理人がイからニまでのいずれかに該当するもの</p> <p>2）4（略）</p>

改正案	現行
<p>（執行役員の資格）</p> <p>第九十八条 次に掲げる者は、執行役員となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者</p> <p>三 五 （略）</p>	<p>（執行役員の資格）</p> <p>第九十八条 次に掲げる者は、執行役員となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>三 五 （略）</p>

改正案	現行
<p>（役員の資格等）</p> <p>第三十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者</p> <p>四・五（略）</p> <p>（紛争解決等業務を行う者の指定）</p> <p>第八十五条の十二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務（苦情処理手続（金庫業務関連苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（金庫業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。第八十九条第九項を除き、以下同じ。）を行う者として、指定することができる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。</p> <p>イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者</p> <p>ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上こ</p>	<p>（役員の資格等）</p> <p>第三十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>四・五（略）</p> <p>（紛争解決等業務を行う者の指定）</p> <p>第八十五条の十二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務（苦情処理手続（金庫業務関連苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（金庫業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。第八十九条第九項を除き、以下同じ。）を行う者として、指定することができる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱</p>

れと同様に取り扱われている者

八〇ホ (略)

五〇八 (略)

二〇五 (略)

われている者

八〇ホ (略)

五〇八 (略)

二〇五 (略)

改正案	現行
<p>（紛争解決等業務を行う者の指定）</p> <p>第十六条の八 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務（苦情処理手続（長期信用銀行業務関連苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（長期信用銀行業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。第十七条を除き、以下同じ。）を行う者として、指定することができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの</p> <p>ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者</p> <p>ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ニ・ホ （略）</p> <p>五～八 （略）</p> <p>二～五 （略）</p>	<p>（紛争解決等業務を行う者の指定）</p> <p>第十六条の八 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務（苦情処理手続（長期信用銀行業務関連苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（長期信用銀行業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。第十七条を除き、以下同じ。）を行う者として、指定することができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者</p> <p>ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ニ・ホ （略）</p> <p>五～八 （略）</p> <p>二～五 （略）</p>

改正案	現行
<p>（役員の資格等）</p> <p>第三十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの</p> <p>四・五（略）</p> <p>（紛争解決等業務を行う者の指定）</p> <p>第八十九条の十三 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務（苦情処理手続（金庫業務関連苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（金庫業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。第九十四条第七項を除き、以下同じ。）を行う者として、指定することができる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。</p> <p>イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの</p> <p>ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上こ</p>	<p>（役員の資格等）</p> <p>第三十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>四・五（略）</p> <p>（紛争解決等業務を行う者の指定）</p> <p>第八十九条の十三 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務（苦情処理手続（金庫業務関連苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（金庫業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。第九十四条第七項を除き、以下同じ。）を行う者として、指定することができる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これらと同様に取り扱</p>

れと同様に取り扱われている者

八〽ホ (略)

五〽八 (略)

二〽五 (略)

われている者

八〽ホ (略)

五〽八 (略)

二〽五 (略)

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第五十二条の六十一の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第五十二条の六十一の三第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならぬ。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 役員のうち次のいずれかに該当する者のある者</p> <p>―― 心身の故障のため電子決済等代行業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者</p> <p>） （略）</p> <p>三 個人である場合においては、次のいずれかに該当する者</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 心身の故障により電子決済等代行業を適正に行つことができない者として内閣府令で定める者</p> <p>ハ 前号ロ から までのいずれかに該当する者</p> <p>2 （略）</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第五十二条の六十一の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第五十二条の六十一の三第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならぬ。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 役員のうち次のいずれかに該当する者のある者</p> <p>―― 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらに相当する者</p> <p>） （略）</p> <p>三 個人である場合においては、次のいずれかに該当する者</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ （新設）</p> <p>ハ 前号ロ から までのいずれかに該当する者</p> <p>2 （略）</p>

<p>(紛争解決等業務を行う者の指定)</p> <p>第五十二条の六十二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者</p> <p>ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者</p> <p>ハ～ホ (略)</p> <p>五～八 (略)</p> <p>二～四 (略)</p>	<p>(紛争解決等業務を行う者の指定)</p> <p>第五十二条の六十二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>ハ～ホ (略)</p> <p>五～八 (略)</p> <p>二～四 (略)</p>
--	---

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 心身の故障により貸金業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>三 八（略）</p> <p>九 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>イ 心身の故障のため貸金業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者</p> <p>ロ 第二号から第七号までのいずれかに該当する者</p> <p>十 個人で政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>イ 心身の故障のため貸金業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 破産者で復権を得ないもの</p> <p>三 八（略）</p> <p>九 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>十 個人で政令で定める使用人のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>（新設）</p>

ロ 第二号から第七号までのいずれかに該当する者

十一～十六 (略)

2～4 (略)

(登録の拒否)

第二十四条の二十七 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、主任者登録を拒否しなければならない。

一 心身の故障のため貸金業務取扱主任者の職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三～八 (略)

2 (略)

(死亡等の届出)

第二十四条の二十九 貸金業務取扱主任者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日(第一号に掲げる場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 第二十四条の二十七第一項第一号に該当することとなった場合 本

人又はその法定代理人若しくは同居の親族

(新設)

十一～十六 (略)

2～4 (略)

(登録の拒否)

第二十四条の二十七 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、主任者登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 破産者で復権を得ないもの

三～八 (略)

2 (略)

(死亡等の届出)

第二十四条の二十九 貸金業務取扱主任者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日(第一号に掲げる場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 第二十四条の二十七第一項第一号に該当することとなった場合 所

の後見人又は保佐人

三 (略)

(認可申請書の審査)

第二十八条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、設立の認可をしなければならない。

一 (略)

二 認可を受けようとする協会の役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 第六条第一項第二号から第六号までのいずれかに該当する者

三 (略)

(役員の選任及びその職務権限)

第三十九条 (略)

2~4 (略)

5 役員が次のいずれかに該当することとなつたときは、その職を失う。

一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二 第六条第一項第二号から第六号までのいずれかに該当する者

三 (略)

(認可申請書の審査)

第二十八条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、設立の認可をしなければならない。

一 (略)

二 認可を受けようとする協会の役員のうち第六条第一項第一号から第六号までのいずれかに該当する者があるとき。

(新設)

(新設)

三 (略)

(役員の選任及びその職務権限)

第三十九条 (略)

2~4 (略)

5 役員が第六条第一項第一号から第六号までのいずれかに該当することとなつたときは、その職を失う。

(新設)

(新設)

(信用情報提供等業務を行う者の指定)

第四十一条の十三 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この章の定めるところにより信用情報提供等業務を行う者として、指定することができる。

一～三 (略)

四 役員(業務を執行する社員(業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)、取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)、監査役、代表者若しくは管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この章において同じ。)(のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)(に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二～八 (略)

五～七 (略)

2 (略)

(信用情報提供等業務を行う者の指定)

第四十一条の十三 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この章の定めるところにより信用情報提供等業務を行う者として、指定することができる。

一～三 (略)

四 役員(業務を執行する社員(業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)、取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)、監査役、代表者若しくは管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この章において同じ。)(のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)(に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二～八 (略)

五～七 (略)

2 (略)

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第四十一条の三十九 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一～三 (略)

四 役員(業務を執行する社員(業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)、取締役、執行役、会計参与)会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)、監査役、代表者若しくは管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この章において同じ。)のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ・ホ (略)

五～八 (略)

二～四 (略)

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第四十一条の三十九 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一～三 (略)

四 役員(業務を執行する社員(業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)、取締役、執行役、会計参与)会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)、監査役、代表者若しくは管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この章において同じ。)のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ・ホ (略)

五～八 (略)

二～四 (略)

改正案	現行
<p>（取締役等の資格等）</p> <p>第十二条 株式会社に対する会社法第三百三十一条第一項（取締役の資格等）（同法第三百三十五条第一項（監査役の資格等）及び第四百二条第四項（執行役の選任等）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第三百三十一条第一項第二号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者」とあるのは「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者」として内閣府令で定める者」と、同項第三号中「この法律」とあるのは「保険業法、この法律」とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（取締役の資格等）</p> <p>第五十三条の二 第十二条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第三百三十一条第一項の規定は、相互会社の取締役について準用する。</p> <p>この場合において、同項第三号中「第二十号の罪」とあるのは「第二十号の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条、第五百五十条、第五百五十二条から第五百五十五条まで若しくは第五百五十七条の罪」と、「第六十九条の罪、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百六十六条、第二百六十七号、第二百六十九号から第二百七十一条まで若しくは第二百七十二条の罪」とあるのは「第六十九条の罪」と読み替えるものとする。</p>	<p>（取締役等の資格等）</p> <p>第十二条 株式会社に対する会社法第三百三十一条第一項第三号（取締役の資格等）（同法第三百三十五条第一項（監査役の資格等）及び第四百二条第四項（執行役の選任等）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「この法律」とあるのは、「保険業法、この法律」とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（取締役の資格等）</p> <p>第五十三条の二 次に掲げる者は、取締役となることができない。</p> <p>一 法人</p> <p>二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>三 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条（有価証券届出書虚偽記載等の罪）、第百九十七条の二第一号から第十号の三まで若しくは第十三号から第十五号まで（有価証券の無届募集等の罪）、第百</p>

九十八条第八号（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）、第九十九条（報告拒絶等の罪）、第二百条第一号から第十二号の二まで、第二十号若しくは第二十一号（訂正届出書の不提出等の罪）、第二百三条第三項（金融商品取引業者等の役職員に対する贈賄罪）若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号（特定募集等の通知書の不提出等の罪）の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条（詐欺更生罪）、第五百五十条（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪）、第五百五十二条から第五百五十五条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第五百五十七条（贈賄罪）の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条（詐欺再生罪）、第二百五十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百五十八条から第二百六十条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、監督委員等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百六十二条（贈賄罪）の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条（報告及び検査の拒絶等の罪）、第六十六条（承認管財人等に対する職務妨害の罪）、第六十八条（贈賄罪）若しくは第六十九条（財産の無許可処分及び国外への持出しの罪）の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条（詐欺破産罪）、第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百六十八条から第二百七十二号まで（説明及び検査の拒絶等の罪、重要財産開示拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、審尋における説明拒絶等の罪、破産管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百

2～5 (略)

(計算書類の公告)

第五十四条の七 (略)

2・3 (略)

4 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十四条第一項(有価証券報告書の提出)の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない相互会社については、前三項の規定は、適用しない。

(外部関係)

第四百四十八条 (略)

2・3 (略)

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第七十八条(代表者の行為についての損害賠償責任)の規定は、委託会社について準用する。この場合において、同条中「代表理事その他の代表者」とあるのは、「保険業法第四百四十四条第一項に規定する受託会社」と読み替えるものとする。

(内閣総理大臣による清算人の選任及び解任)

七十四条(贈賄罪)の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

2～5 (略)

(計算書類の公告)

第五十四条の七 (略)

2・3 (略)

4 金融商品取引法第二十四条第一項(有価証券報告書の提出)の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない相互会社については、前三項の規定は、適用しない。

(外部関係)

第四百四十八条 (略)

2・3 (略)

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条(代表者の行為についての損害賠償責任)の規定は、委託会社について準用する。この場合において、同条中「代表理事その他の代表者」とあるのは、「保険業法第四百四十四条第一項に規定する受託会社」と読み替えるものとする。

(内閣総理大臣による清算人の選任及び解任)

第一百七十四条 (略)

2~5 (略)

6 保険業を営む株式会社に対する会社法第四百七十八条第八項において準用する同法第三百三十一条第一項(取締役の資格等)の規定の適用については、同項第二号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者」とあるのは「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者」と、同項第三号中「この法律」とあるのは「保険業法、この法律」とする。

7~12 (略)

(役員の欠格事由)

第二百六十五条の十六 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 (略)

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令・財務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過していない者

四 (略)

(業務)

第二百六十五条の二十八 機構は、第二百五十九条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。

第一百七十四条 (略)

2~5 (略)

6 保険業を営む株式会社に対する会社法第四百七十八条第八項において準用する同法第三百三十一条第一項第三号(取締役の資格等)の規定の適用については、同号中「この法律」とあるのは、「保険業法、この法律」とする。

7~12 (略)

(役員の欠格事由)

第二百六十五条の十六 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 (略)

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過していない者

四 (略)

(業務)

第二百六十五条の二十八 機構は、第二百五十九条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。

一〇七（略）

八 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四章第六節（保険契約者保護機構の権限等）及び第六章第四節（保険契約者保護機構の権限）の規定による保険契約者表の提出その他これらの規定による業務

九 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により選任される破産管財人、保全管理人、破産管財人代理若しくは保全管理人代理、会社更生法の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員又は外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百十九号）の規定により選任される承認管財人、保全管理人、承認管財人代理若しくは保全管理人代理の業務

十〇十二（略）

2（略）

第二百七十二条の三十三 内閣総理大臣は、第二百七十二条の三十一第一項又は第二項ただし書の承認の申請があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを承認しなければならない。

一 当該承認の申請をした者（以下この条において「申請者」という。

）が会社その他の法人である場合又は当該承認を受けて会社その他の法人が設立される場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。

イ・ロ（略）

ハ 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

一〇七（略）

八 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四章第六節（保険契約者保護機構の権限等）及び第六章第四節（保険契約者保護機構の権限）の規定による保険契約者表の提出その他これらの規定による業務

九 破産法の規定により選任される破産管財人、保全管理人、破産管財人代理若しくは保全管理人代理、会社更生法の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員又は外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の規定により選任される承認管財人、保全管理人、承認管財人代理若しくは保全管理人代理の業務

十〇十二（略）

2（略）

第二百七十二条の三十三 内閣総理大臣は、第二百七十二条の三十一第一項又は第二項ただし書の承認の申請があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを承認しなければならない。

一 当該承認の申請をした者（以下この条において「申請者」という。

）が会社その他の法人である場合又は当該承認を受けて会社その他の法人が設立される場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。

イ・ロ（略）

ハ 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

・ (略)

役員のうち第十二条第一項の規定により読み替えて適用する
会社法第三百三十一条第一項第二号若しくは第三号(取締役の資
格等)に掲げる者又は第二百七十二條の四第一項第十号イからへ
までのいずれかに該当する者のある者

二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、次のいずれかに該当する
とき。

イ・ロ (略)

ハ 当該申請者が、次のいずれかに該当する者であること。

心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない
者として内閣府令で定める者(心身の故障により株主の権利を行
使することについて代理人を置く者にあつては、当該代理人が当
該内閣府令で定める者、第十二条第一項の規定により読み替えて
適用する会社法第三百三十一条第一項第三号に掲げる者又は第二
百七十二條の四第一項第十号イからへまでのいずれかに該当する
者であるものに限る。)

第十二条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第三百
三十一条第一項第三号に掲げる者又は第二百七十二條の四第一項
第十号イからへまでのいずれかに該当する者

2 (略)

(登録の拒否)

第二百七十九條 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該
当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項

・ (略)

役員のうち会社法第三百三十一条第一項第二号(取締役の資
格等)若しくは第十二条第一項の規定により読み替えて適用する
同法第三百三十一条第一項第三号に掲げる者又は第二百七十二條
の四第一項第十号イからへまでのいずれかに該当する者のある者

二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、次のいずれかに該当する
とき。

イ・ロ (略)

ハ 当該申請者が、次のいずれかに該当する者であること。

成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これと同様に
取り扱われている者であつて、その法定代理人が会社法第三百三
十一条第一項第二号若しくは第十二条第一項の規定により読み替
えて適用する同法第三百三十一条第一項第三号に掲げる者又は第
二百七十二條の四第一項第十号イからへまでのいずれかに該当す
る者であるもの

会社法第三百三十一条第一項第二号若しくは第十二条第一項の
規定により読み替えて適用する同法第三百三十一条第一項第三号
に掲げる者又は第二百七十二條の四第一項第十号イからへまでの
いずれかに該当する者

2 (略)

(登録の拒否)

第二百七十九條 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該
当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項

について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者

二 四 (略)

五 心身の故障により保険募集に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

六 八 (略)

九 法人でその役員のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として

内閣府令で定める者

ロ 第一号から第四号まで又は第六号のいずれかに該当する者

十 十一 (略)

二 四 (略)

(登録の拒否)

第二百八十九条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者

二 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくな

について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に扱われている者

二 四 (略)

五 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

六 八 (略)

九 法人でその役員のうちに第一号から第六号までのいずれかに該当する者のあるもの

(新設)

(新設)

十 十一 (略)

二 四 (略)

(登録の拒否)

第二百八十九条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

二 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくな

った日から三年を経過しない者

三・四 (略)

五 心身の故障により保険募集に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

六〇八 (略)

九 法人で次のいずれかに該当するもの

イ 役員のうち次のいずれかに該当する者のあるもの

心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第一号から第四号まで、第六号又は第七号のいずれかに該当する者

ロ 保険募集を行う使用人のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者のあるもの

十 (略)

二〇四 (略)

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第三百八条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一〇三 (略)

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上こ

った日から三年を経過しない者

三・四 (略)

五 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

六〇八 (略)

九 法人でその役員又は保険募集を行う使用人のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者のあるもの

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

十 (略)

二〇四 (略)

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第三百八条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一〇三 (略)

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱

れと同様に取り扱われている者

八 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に
処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けること
がなくなつた日から五年を経過しない者

二・ホ（略）

五〽八（略）

2
5（略）

われている者

八 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に
処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けること
がなくなつた日から五年を経過しない者

二・ホ（略）

五〽八（略）

2
5（略）

改正案	現行
<p>（取締役の資格）</p> <p>第七十条 次に掲げる者は、取締役となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの</p> <p>三 十 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（取締役の資格）</p> <p>第七十条 次に掲げる者は、取締役となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>三 十 （略）</p> <p>2 （略）</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p> <p>（振替業を営む者の指定）</p> <p>第三条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この法律の定めるところにより第八条に規定する業務（以下「振替業」という。）を営む者として、指定することができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 取締役、会計参与、監査役又は執行役のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。</p> <p>イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定めるもの</p> <p>ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者</p> <p>ハ～ヘ （略）</p> <p>五～七 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（主務大臣及び主務省令）</p> <p>第二百八十五条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第三条第一項第四号イ、第四条第二項第七号及び第三項、第六条、第</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p> <p>（振替業を営む者の指定）</p> <p>第三条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この法律の定めるところにより第八条に規定する業務（以下「振替業」という。）を営む者として、指定することができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 取締役、会計参与、監査役又は執行役のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者</p> <p>ハ～ヘ （略）</p> <p>五～七 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（主務大臣及び主務省令）</p> <p>第二百八十五条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第四条第二項第七号及び第三項、第六条、第九条、第十条第一項、第</p>

九条、第十条第一項、第十一条第一項第七号及び第二項、第十五条、第十六条第二項、第十八条第一項、第十九条、第二十五条第三項、第二十七條第三項、第二十九條第三項、第三十條第三項、第三十一條第三項、第三十四條第三項、第三十六條第二項、同条第四項において準用する会社法第三百二条第三項及び第四項並びに第三百十二條第一項及び第五項、第三十九條において準用する同法第三百十條第三項、第三百十四條及び第七百三十一條第一項並びに第四十一條第二項における主務省令は、内閣府令・法務省令とする。ただし、国債を取り扱う振替機關於する事項については、内閣府令・法務省令・財務省令とする。

4
4
7
(略)

十一条第一項第七号及び第二項、第十五条、第十六条第二項、第十八条第一項、第十九条、第二十五条第三項、第二十七條第三項、第二十九條第三項、第三十條第三項、第三十一條第三項、第三十四條第三項、第三十六條第二項、同条第四項において準用する会社法第三百二条第三項及び第四項並びに第三百十二條第一項及び第五項、第三十九條において準用する同法第三百十條第三項、第三百十四條及び第七百三十一條第一項並びに第四十一條第二項における主務省令は、内閣府令・法務省令とする。ただし、国債を取り扱う振替機關於する事項については、内閣府令・法務省令・財務省令とする。

4
4
7
(略)

改正案	現行
<p>（役員の欠格事由）</p> <p>第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令・財務省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者</p> <p>四 （略）</p>	<p>（役員の欠格事由）</p> <p>第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者</p> <p>四 （略）</p>

改正案	現行
<p>（免許の基準）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、免許を与えてはならない。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 取締役若しくは執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役又は執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第四十四条第二項、第四十五条第二項及び第五十条の二第六項第八号において同じ。） 、会計参与又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社</p> <p>イ 心身の故障のため信託業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者</p> <p>ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者</p> <p>ハ～チ（略）</p> <p>九 個人である主要株主（申請者が持株会社（私的独占の禁止及び公正</p>	<p>（免許の基準）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、免許を与えてはならない。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 取締役若しくは執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役又は執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第四十四条第二項、第四十五条第二項及び第五十条の二第六項第八号において同じ。） 、会計参与又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者</p> <p>ハ～チ（略）</p> <p>九 個人である主要株主（申請者が持株会社（私的独占の禁止及び公正</p>

取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第四項第一号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。次号において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

イ 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者（心身の故障により株主の権利を行使することについて代理人を置く者にあつては、当該代理人が当該内閣府令で定める者又は前号口からちまでのいずれかに該当する者であるものに限る。）

ロ（略）

十 法人である主要株主のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

イ・ロ（略）

ハ 法人を代表する取締役若しくは執行役、会計参与若しくは監査役又はこれらに準ずる者のうちに次のいずれかに該当する者のある者

心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者

第八号口からちまでのいずれかに該当する者

3～8（略）

（登録の拒否）

第七十条 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき

取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第四項第一号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。次号において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者であつて、その法定代理人が前号イからちまでのいずれかに該当するもの

ロ（略）

十 法人である主要株主のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

イ・ロ（略）

ハ 法人を代表する取締役若しくは執行役、会計参与若しくは監査役又はこれらに準ずる者のうちに第八号イからちまでのいずれかに該当する者のある者

（新設）

（新設）

3～8（略）

（登録の拒否）

第七十条 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき

、又は第六十八条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 申請者が個人であるときは、次のいずれかに該当する者

イ 心身の故障により信託契約代理業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

ロ 第五条第二項第八号ロからチまでのいずれかに該当する者

二 申請者が法人であるときは、次のいずれかに該当する者

イ (略)

ロ 役員のうち次のいずれかに該当する者のある者

心身の故障のため信託契約代理業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第五条第二項第八号ロからチまでのいずれかに該当する者

三・四 (略)

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第八十五条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一～三 (略)

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行するこ

、又は第六十八条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 申請者が個人であるときは、第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当する者

(新設)

(新設)

二 申請者が法人であるときは、次のいずれかに該当する者

イ (略)

ロ 役員のうち第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当する者のある者

(新設)

(新設)

三・四 (略)

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第八十五条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一～三 (略)

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に

とができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ・ホ （略）

五～八 （略）

二～四 （略）

取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ・ホ （略）

五～八 （略）

二～四 （略）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（特定保険業を行っていた一般社団法人等に関する特例）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2）6（略）</p> <p>7 行政庁は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認可をするものとする。</p> <p>。この場合において、当該認可を受けた者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人であるときは、当該認可は、整備法第百六条第一項（整備法第二百一十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をした日にその効力を生ずるものとする。</p> <p>一 当該申請をした者（以下この項において「申請者」という。）が一般社団法人又は一般財団法人であつて次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 二（略）</p> <p>ホ 理事又は監事のうちに次のいずれかに該当する者のある一般社団</p>	<p>附則</p> <p>（特定保険業を行っていた一般社団法人等に関する特例）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2）6（略）</p> <p>7 行政庁は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認可をするものとする。</p> <p>。この場合において、当該認可を受けた者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人であるときは、当該認可は、整備法第百六条第一項（整備法第二百一十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をした日にその効力を生ずるものとする。</p> <p>一 当該申請をした者（以下この項において「申請者」という。）が一般社団法人又は一般財団法人であつて次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 二（略）</p> <p>ホ 理事又は監事のうちに次のいずれかに該当する者のある一般社団</p>

法人又は一般財団法人

・ (略)

禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ゝ (略)

へ (略)

二丁八 (略)

8 認可特定保険業者に対する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第六十五条第一項（同法第七十七条において準用する場合を含む。附則第三十四条の二第二項において同じ。）の規定の適用については、同法第六十五条第一項第二号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者」とあるのは「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者」と、同項第三号中「この法律」とあるのは「保険業法（平成七年法律第百五号）、保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）、この法律」とする。

9～12 (略)

13 保険契約管理業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

法人又は一般財団法人

・ (略)

禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ゝ (略)

へ (略)

二丁八 (略)

8 認可特定保険業者に対する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第六十五条第一項第三号（同法第七十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「この法律」とあるのは、「保険業法（平成七年法律第百五号）、保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）、この法律」とする。

9～12 (略)

13 保険契約管理業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一〇四（略）

五 全ての保険契約を移転し、又は事業の全部を承継させ、若しくは譲渡したとき その保険契約管理業者

（行政庁等）

第三十四条の二（略）

2 この附則、この附則において読み替えて準用する保険業法及び附則第二十条第八項の規定により読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第六十五条第一項における主務省令は、内閣総理大臣及び前項第一号に掲げる法人の業務の監督に係る事務を所掌する大臣が共同で発する命令とする。

一〇四（略）

五 すべての保険契約を移転し、又は事業の全部を承継させ、若しくは譲渡したとき その保険契約管理業者

（行政庁等）

第三十四条の二（略）

2 この附則及びこの附則において読み替えて準用する保険業法における主務省令は、内閣総理大臣及び前項第一号に掲げる法人の業務の監督に係る事務を所掌する大臣が共同で発する命令とする。

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第六十条の六 主務大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する とき、又は第六十条の四第一項の登録申請書若しくはその添付書類のう ちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載 が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者</p> <p>イ（略）</p> <p>□ 役員のうち次のいずれかに該当する者のある者</p> <p>―― 心身の故障のため商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る職 務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者</p> <p>〽（略）</p> <p>三 個人である場合においては、次のいずれかに該当する者</p> <p>イ（略）</p> <p>□ 心身の故障により商工組合中央金庫電子決済等代行業を適正に行 うことができない者として主務省令で定める者</p> <p>ハ 前号□ から までのいずれかに該当する者</p> <p>2 （略）</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第六十条の六 主務大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する とき、又は第六十条の四第一項の登録申請書若しくはその添付書類のう ちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載 が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者</p> <p>イ（略）</p> <p>□ 役員のうち次のいずれかに該当する者のある者</p> <p>―― 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらに相当 する者</p> <p>〽（略）</p> <p>三 個人である場合においては、次のいずれかに該当する者</p> <p>イ（略）</p> <p>（新設）</p> <p>□ 前号□ から までのいずれかに該当する者</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（電子債権記録業を営む者の指定）</p> <p>第五十一条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、第五十六条に規定する業務（以下「電子債権記録業」という。）を営む者として、指定することができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 取締役、会計参与、監査役又は執行役のうちに次のいずれかに該当する者が<u>ない</u>こと。</p> <p>イ <u>心身の故障のため電子債権記録業に係る職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者</u></p> <p>ロ～ハ （略）</p> <p>五～七 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（電子債権記録業を営む者の指定）</p> <p>第五十一条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、第五十六条に規定する業務（以下「電子債権記録業」という。）を営む者として、指定することができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 取締役、会計参与、監査役又は執行役のうちに次のいずれかに該当する者が<u>ない</u>こと。</p> <p>イ <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらに相当する者</u></p> <p>ロ～ハ （略）</p> <p>五～七 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第十条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ 心身の故障のため前払式支払手段の発行の業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者</p> <p>ロ～ホ（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第四十条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 取締役若しくは監査役又は会計参与（外国資金移動業者にあつては</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第十条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらに相当する者</u></p> <p>ロ～ホ（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第四十条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 取締役若しくは監査役又は会計参与（外国資金移動業者にあつては</p>

、国内における代表者を含む。以下この章において「取締役等」という。()のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 心身の故障のため資金移動業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 水 (略)

2 (略)

(登録の拒否)

第六十三条の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 九 (略)

十 取締役若しくは監査役又は会計参与(外国仮想通貨交換業者にあつては、国内における代表者を含む。以下この章において「取締役等」という。)のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 心身の故障のため仮想通貨交換業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 水 (略)

2 (略)

(免許の基準)

第六十六条 (略)

、国内における代表者を含む。以下この章において「取締役等」という。()のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらに相当する者

ロ 水 (略)

2 (略)

(登録の拒否)

第六十三条の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 九 (略)

十 取締役若しくは監査役又は会計参与(外国仮想通貨交換業者にあつては、国内における代表者を含む。以下この章において「取締役等」という。)のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらに相当する者

ロ 水 (略)

2 (略)

(免許の基準)

第六十六条 (略)

<p>2 内閣総理大臣は、免許申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は免許申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、免許を与えてはならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 取締役等(取締役若しくは監査役若しくは会計参与又は理事若しくは監事をいう。以下この章において同じ。)のうちに次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者</p> <p>ロ～ホ (略)</p> <p>五～八 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>2 内閣総理大臣は、免許申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は免許申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、免許を与えてはならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 取締役等(取締役若しくは監査役若しくは会計参与又は理事若しくは監事をいう。以下この章において同じ。)のうちに次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者</p> <p>ロ～ホ (略)</p> <p>(紛争解決等業務を行う者の指定)</p> <p>第九十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。</p> <p>イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者</p> <p>ロ～ホ (略)</p> <p>五～八 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>2 内閣総理大臣は、免許申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は免許申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、免許を与えてはならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 取締役等(取締役若しくは監査役若しくは会計参与又は理事若しくは監事をいう。以下この章において同じ。)のうちに次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらに相当する者</p> <p>ロ～ホ (略)</p> <p>五～八 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>2 内閣総理大臣は、免許申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は免許申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、免許を与えてはならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 取締役等(取締役若しくは監査役若しくは会計参与又は理事若しくは監事をいう。以下この章において同じ。)のうちに次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらに相当する者</p> <p>ロ～ホ (略)</p> <p>(紛争解決等業務を行う者の指定)</p> <p>第九十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらに相当する者</p> <p>ロ～ホ (略)</p> <p>五～八 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

【消費者庁関係】

独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）（第四十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（委員の任命等） 第十三条（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。</p> <p>（削る）</p> <p>一（略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（委員の任命等） 第十三条（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二（略）</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>3・4（略）</p>

改正案	現行
<p>（外部監査契約を締結できる者） 第二百五十二条の二十八（略） 一～三（略）</p> <p>2 普通地方公共団体は、外部監査契約を円滑に締結し、又はその適正な履行を確保するため必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の識見を有する者であつて税理士（税理士となる資格を有する者を含む。）であるものと外部監査契約を締結することができる。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、普通地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する者と外部監査契約を締結してはならない。</p> <p>（削る）</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しない者</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>三 （略）</p> <p>四 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）、公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）又は税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士の登録の抹消又は税理士の業務の禁止の処分を受けた者で、これらの</p>	<p>（外部監査契約を締結できる者） 第二百五十二条の二十八（同上） 一～三（同上）</p> <p>2 普通地方公共団体は、外部監査契約を円滑に締結し、又はその適正な履行を確保するため必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の識見を有する者であつて税理士（税理士となる資格を有する者を含む。）であるものと外部監査契約を締結することができる。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、普通地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する者と外部監査契約を締結してはならない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの</p> <p>三 破産者であつて復権を得ない者</p> <p>四 （同上）</p> <p>五 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）、公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）又は税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士の登録の抹消又は税理士の業務の禁止の処分を受けた者でこれらの処</p>

処分を受けた日から三年を経過しないもの（これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く。）

五〇十（略）

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事務
(略)	(略)
医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）	第六条第三項、第七条第四項及び第八項前段、同条第十項及び第十一項（これらの規定を第七條の二第五項において準用する場合を含む。）、第七條第五項において準用する行政手続法第十五條第一項及び第三項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。）、第十六條第四項、第十八條第一項及び第三項、第十九條第一項、第二十条第六項並びに第二十四條第三項並びに第七條第八項後段において準用する同法第二十二條第三項において準用する同法第十五條第三項の規定により都道府県が処理するこ

分を受けた日から三年を経過しないもの（これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く。）

六〇十一（同上）

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事務
(同上)	(同上)
医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）	第六条第三項、第七条第五項及び第九項前段、同条第十一項及び第十二項（これらの規定を第七條の二第五項において準用する場合を含む。）、第七條第六項において準用する行政手続法第十五條第一項及び第三項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。）、第十六條第四項、第十八條第一項及び第三項、第十九條第一項、第二十条第六項並びに第二十四條第三項並びに第七條第九項後段において準用する同法第二十二條第三項において準用する同法第十五條第三項の規定により都道府県が処理する

	ととされている事務
歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）	第六条第三項、第七条第四項及び第八項前段、同条第十項及び第十一項（これらの規定を第七条の二第五項において準用する場合を含む。） 、第七条第五項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。） 、第十六条第四項、第十八條第一項及び第三項、第十九條第一項、第二十条第六項並びに第二十四條第三項並びに第七条第八項後段において準用する同法第二十二條第三項において準用する同法第十五條第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務
（略）	（略）
薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）	第八条第五項及び第九項前段、同条第十一項及び第十二項（これらの規定を第八条の二第五項において準用する場合を含む。） 、第八条第六項において準用する行政手続法第十五條第一項及び第三項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。） 、第十六条第四項、第十

	こととされている事務
歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）	第六条第三項、第七条第五項及び第九項前段、同条第十一項及び第十二項（これらの規定を第七条の二第五項において準用する場合を含む。） 、第七条第六項において準用する行政手続法第十五條第一項及び第三項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。） 、第十六条第四項、第十八條第一項及び第三項、第十九條第一項、第二十条第六項並びに第二十四條第三項並びに第七条第九項後段において準用する同法第二十二條第三項において準用する同法第十五條第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務
（同上）	（同上）
薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）	第八条第六項及び第十項前段、同条第十二項及び第十三項（これらの規定を第八条の二第五項において準用する場合を含む。） 、第八条第七項において準用する行政手続法第十五條第一項及び第三項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。） 、第十六条第四項、第十

(略)	(略)		<p>八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項、第八条第九項後段において準用する同法第二十二條第三項において準用する同法第十五条第三項並びに第九条の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>
(同上)	(同上)		<p>八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項、第八条第十項後段において準用する同法第二十二條第三項において準用する同法第十五条第三項並びに第九条の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第六十条 次の各号のいずれかに該当する者には、郵便認証司となること ができない。</p> <p>（削る）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受 けることがなくなるまでの者</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（罷免）</p> <p>第六十二条 総務大臣は、郵便認証司が次の各号のいずれかに該当する場 合には、これを罷免することができる。</p> <p>一 会社の使用人でなくなつた場合</p> <p>二 心身の故障により認証事務を適正に行つことができない者として総 務省令で定めるものに該当すると認められる場合</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第六十条 次の各号のいずれかに該当する者には、郵便認証司となること ができない。</p> <p>一 成年被後見人、被保佐人</p> <p>二 （略）</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受 けることがなくなるまでの者</p> <p>四・五 （略）</p> <p>（罷免）</p> <p>第六十二条 総務大臣は、郵便認証司が、会社の使用人でなくなつた場合 には、これを罷免することができる。</p>

改正案	現行
<p>（固定資産評価員の欠格事項）</p> <p>第四百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、固定資産評価員であることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 二 （略） 三 前号に規定する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しない者 四 （略） 五 心身の故障により固定資産評価員の職務を適正に行うことができない者として総務省令で定めるもの 	<p>（固定資産評価員の欠格事項）</p> <p>第四百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、固定資産評価員であることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者 二 （同上） 三 前号に規定する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられた者であつてその執行を終わつてから、又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しない者 四 （同上） （新設）

改正案	現行
<p>（人事委員会又は公平委員会の委員）</p> <p>第九条の二（略）</p> <p>2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。</p> <p>3 第十六条第一号、第二号若しくは第四号のいずれかに該当する者又は第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者は、委員となることができない。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 委員のうち二人以上が同一の政党に属することとなつた場合には、これらの者のうち一人を除く他の者は、地方公共団体の長が議会の同意を得て罷免するものとする。ただし、政党所属関係について異動のなかつた者を罷免することはできない。</p> <p>6 （略）</p> <p>7 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。</p> <p>8 委員は、<u>第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。</u></p> <p>9 （略）</p>	<p>（人事委員会又は公平委員会の委員）</p> <p>第九条の二（略）</p> <p>2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、<u>且つ</u>、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。</p> <p>3 第十六条第二号、第三号若しくは第五号の<u>一</u>に該当する者又は第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し<u>刑に処せられた者は、委員となることができない。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>5 委員のうち二人以上が同一の政党に属することとなつた場合において、<u>は</u>、これらの者のうち一人を除く他の者は、地方公共団体の長が議会の同意を得て罷免するものとする。但し、政党所属関係について異動のなかつた者を罷免することはできない。</p> <p>6 （略）</p> <p>7 委員は、前二項の規定による場合を除く外、その意に反して罷免されることがない。</p> <p>8 委員は、<u>第十六条第二号、第四号又は第五号の<u>一</u>に該当するに至つたときは、その職を失う。</u></p> <p>9 （略）</p>

10 委員の任期は、四年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

11 (略)

12 第三十条から第三十八条までの規定は常勤の人事委員会の委員の服務について、第三十条から第三十四条まで、第三十六条及び第三十七条の規定は非常勤の人事委員会の委員及び公平委員会の委員の服務について、それぞれ準用する。

(平等取扱いの原則)

第十三条 全て国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない。人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によつて、又は第十六条第四号に該当する場合を除くほか、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別されてはならない。

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

(削る)

一 (略)

二 (略)

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十二条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

10 委員の任期は、四年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

11 (略)

12 第三十条から第三十八条までの規定は、常勤の人事委員会の委員の服務に、第三十条から第三十四条まで、第三十六条及び第三十七条の規定は、非常勤の人事委員会の委員及び公平委員会の委員の服務に準用する。

(平等取扱の原則)

第十三条 全て国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない。人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によつて、又は第十六条第五号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 (略)

三 (略)

四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十二条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

四 (略)

(降任、免職、休職等)

第二十八条 (略)

2 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを休職することができる。

一・二 (略)

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、条例で定めなければならない。

4 職員は、第十六条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失つ。

五 (略)

(降任、免職、休職等)

第二十八条 (略)

2 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。

一・二 (略)

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除く外、条例で定めなければならない。

4 職員は、第十六条各号(第三号を除く。)の一に該当するに至つたときは、条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失つ。

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。</p> <p>一 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しない者</p> <p>四 六 （略）</p> <p>七 懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士の登録の抹消の処分を受け、弁理士、税理士、司法書士若しくは土地家屋調査士の業務を禁止され、又は社会保険労務士の失格処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から三年を経過しないもの</p> <p>（登録の抹消）</p> <p>第七条 日本行政書士会連合会は、行政書士の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を抹消しなければならない。</p> <p>一 第二条の二第二号から第四号まで、第六号又は第七号に掲げる事由のいずれかに該当するに至つたとき。</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>三 破産者で復権を得ないもの</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの</p> <p>五 七 （同上）</p> <p>八 懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士の登録の抹消の処分を受け、弁理士、税理士、司法書士若しくは土地家屋調査士の業務を禁止され、又は社会保険労務士の失格処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から三年を経過しないもの</p> <p>（登録の抹消）</p> <p>第七条 日本行政書士会連合会は、行政書士の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を抹消しなければならない。</p> <p>一 第二条の二第二号から第五号まで、第七号又は第八号に掲げる事由のいずれかに該当するに至つたとき。</p>

二丁四（略）

2（略）

3 第六条の二第二項後段、第六条の三第一項及び第三項並びに前条第二項の規定は、前項の規定による登録の抹消について準用する。この場合において、第六条の三第三項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

二丁四（同上）

2（同上）

3 第六条の二第二項後段、第六条の三第一項及び第三項並びに前条第二項の規定は、前項の規定による登録の抹消に準用する。この場合において、第六条の三第三項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（管理者の選任及び身分取扱い）</p> <p>第七条の二（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、管理者となることができない。</p> <p>一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>3～9（略）</p> <p>10 管理者は、第二項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。</p> <p>11（略）</p>	<p>（管理者の選任及び身分取扱い）</p> <p>第七条の二（同上）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、管理者となることができない。</p> <p>一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>3～9（同上）</p> <p>10 管理者は、第二項各号の<u>一</u>に該当するに至つたときは、その職を失う。</p> <p>11（同上）</p>

改正案	現行
<p>（地域自治区の区長）</p> <p>第五条の六（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 次の各号のいずれかに該当する者は、区長となることができない。</p> <p>一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>7～10（略）</p> <p>11 合併に係る地域自治区の事務所の職員のうち区長があらかじめ指定する者は、区長に事故があるとき、又は区長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>12～14（略）</p>	<p>（地域自治区の区長）</p> <p>第五条の六（同上）</p> <p>2～5（同上）</p> <p>6 次の各号のいずれかに該当する者は、区長となることができない。</p> <p>一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>7～10（同上）</p> <p>11 合併に係る地域自治区の事務所の職員のうち区長があらかじめ指定する者は、区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>12～14（同上）</p>

改正案	現行
<p>（地域自治区の区長）</p> <p>第二十四条 市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区（以下この条及び次条において「合併に係る地域自治区」という。）において、当該合併に係る地域自治区の区域における事務を効果的に処理するため特に必要があると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併に係る地域自治区の事務所の長に代えて区長を置くことができる。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 次の各号のいずれかに該当する者は、区長となることができない。</p> <p>一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>7～10 （略）</p> <p>11 合併に係る地域自治区の事務所の職員のうち区長があらかじめ指定する者は、区長に事故があるとき、又は区長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>12～14 （略）</p>	<p>（地域自治区の区長）</p> <p>第二十四条 市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区（以下「合併に係る地域自治区」という。）において、当該合併に係る地域自治区の区域における事務を効果的に処理するため特に必要があると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併に係る地域自治区の事務所の長に代えて区長を置くことができる。</p> <p>2～5 （同上）</p> <p>6 次の各号のいずれかに該当する者は、区長となることができない。</p> <p>一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>7～10 （同上）</p> <p>11 合併に係る地域自治区の事務所の職員のうち区長があらかじめ指定する者は、区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>12～14 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。</p> <p>一 心身の故障により官民競争入札対象公共サービスを適正かつ確実に実施することができない者として総務省令で定めるもの</p> <p>二 十二（略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。</p> <p>一 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>二 十二（略）</p>

【法務省関係】

弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）（第五十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（<u>弁護士</u>の欠格事由）</p> <p>第七条 次に掲げる者は、第四条、第五条及び前条の規定にかかわらず、<u>弁護士</u>となる資格を有しない。</p> <p>一 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>四 <u>破産</u>手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>（登録取消しの事由）</p> <p>第十七条 日本弁護士連合会は、次に掲げる場合においては、<u>弁護士</u>名簿の登録を取り消さなければならない。</p> <p>一 <u>弁護士</u>が<u>第七条各号</u>（<u>第二号</u>を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。</p> <p>二～四 （略）</p> <p>（法定脱退）</p> <p>第三十条の二十二 <u>弁護士</u>法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。</p>	<p>（<u>弁護士</u>の欠格事由）</p> <p>第七条 次に掲げる者は、第四条、第五条及び前条の規定にかかわらず、<u>弁護士</u>となる資格を有しない。</p> <p>一 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>二・三 （同上）</p> <p>四 <u>成年被後見人</u>又は被保佐人</p> <p>五 <u>破産者</u>であつて復権を得ない者</p> <p>（登録取消しの事由）</p> <p>第十七条 日本弁護士連合会は、次に掲げる場合においては、<u>弁護士</u>名簿の登録を取り消さなければならない。</p> <p>一 <u>弁護士</u>が<u>第七条第一号</u>又は<u>第三号</u>から<u>第五号</u>までのいずれかに該当するに至つたとき。</p> <p>二～四 （同上）</p> <p>（法定脱退）</p> <p>第三十条の二十二 <u>弁護士</u>法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。</p>

<p>一〇三 (略)</p> <p>四 第七条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当することとなつたとき。</p> <p>五〇七 (略)</p> <p>(会則)</p> <p>第三十三条 弁護士会は、日本弁護士連合会の承認を受けて、会則を定めなければならない。</p> <p>2 弁護士会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 弁護士名簿の登録、登録換え及び登録取消しの請求の進達並びに第十三条の規定による登録取消しの請求及びその実施のために必要な手続に関する規定</p> <p>七〇六 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>一〇三 (同上)</p> <p>四 第七条第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当することとなつたとき。</p> <p>五〇七 (同上)</p> <p>(会則)</p> <p>第三十三条 弁護士会は、日本弁護士連合会の承認を受けて、会則を定めなければならない。</p> <p>2 弁護士会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一〇五 (同上)</p> <p>六 弁護士名簿の登録、登録換え及び登録取消しの請求の進達並びに第十三条の規定による登録取消しの請求に関する規定</p> <p>七〇六 (同上)</p> <p>3 (同上)</p>
---	---

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第五条 次に掲げる者は、司法書士となる資格を有しない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しない者</p> <p>二 未成年者</p> <p>三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>四 六（略）</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第十条 日本司法書士会連合会は、前条第一項の規定による登録の申請をした者が司法書士となる資格を有せず、又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を拒否しなければならない。この場合において、当該申請者が第二号又は第三号に該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、第六十七条に規定する登録審査会の議決に基づいてしなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 心身の故障により司法書士の業務を行うことができないとき。</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第五条 次に掲げる者は、司法書士となる資格を有しない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しない者</p> <p>二 未成年者、成年被後见人又は被保佐人</p> <p>三 破産者で復権を得ないもの</p> <p>四 六（同上）</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第十条 日本司法書士会連合会は、前条第一項の規定による登録の申請をした者が司法書士となる資格を有せず、又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を拒否しなければならない。この場合において、当該申請者が第二号又は第三号に該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、第六十七条に規定する登録審査会の議決に基づいてしなければならない。</p> <p>一（同上）</p> <p>二 身体又は精神の衰弱により司法書士の業務を行うことができないとき。</p> <p>三（同上）</p> <p>2（同上）</p>

<p>4 (略)</p> <p>3 日本司法書士会連合会は、第一項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理由を当該司法書士に書面により通知しなければならない。</p> <p>2 司法書士が心身の故障により業務を行うことができないおそれがある場合として法務省令で定める場合に該当することとなったときは、その者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、遅滞なく、当該司法書士が所属する司法書士会を經由して、日本司法書士会連合会にその旨を届け出るものとする。</p>	<p>3 (同上)</p> <p>2 日本司法書士会連合会は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理由を当該司法書士に書面により通知しなければならない。</p>
<p>(登録の取消し)</p> <p>第十五条 司法書士が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本司法書士会連合会は、その登録を取り消さなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 第五条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十六条 司法書士が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本司法書士会連合会は、その登録を取り消すことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 心身の故障により業務を行うことができないとき。</p>	<p>(登録の取消し)</p> <p>第十五条 司法書士が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本司法書士会連合会は、その登録を取り消さなければならない。</p> <p>一 三 (同上)</p> <p>四 第五条各号のいずれかに該当するに至つたとき。</p> <p>2 (同上)</p> <p>第十六条 司法書士が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本司法書士会連合会は、その登録を取り消すことができる。</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 身体又は精神の衰弱により業務を行うことができないとき。</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>（欠格条項）</p> <p>第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、保護司になることができない。</p> <p>い。</p> <p>（削る）</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>二 （略）</p> <p>三 心身の故障のため職務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの</p> <p>（解嘱）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第一項又は第二項の規定による解嘱は、当該保護司に解嘱の理由が説明され、かつ、弁明の機会が与えられた後でなければ行うことができない。ただし、<u>第四条第一号</u>に該当するに至つたことを理由とする解嘱については、この限りでない。</p>	<p>（欠格条項）</p> <p>第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、保護司になることができない。</p> <p>い。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（解嘱）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第一項又は第二項の規定による解嘱は、当該保護司に解嘱の理由が説明され、かつ、弁明の機会が与えられた後でなければ行うことができない。ただし、<u>第四条第一号又は第二号</u>に該当するに至つたことを理由とする解嘱については、この限りでない。</p>

改正案

現行

<p>（欠格事由）</p> <p>第五条 次に掲げる者は、調査士となる資格を有しない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しない者</p> <p>二 未成年者</p> <p>三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>四 八（略）</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第十条 調査士会連合会は、前条第一項の規定による登録の申請をした者が調査士となる資格を有せず、又は次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、その登録を拒否しなければならない。この場合において、当該申請者が第二号又は第三号に該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、第六十二条に規定する登録審査会の議決に基づいてしなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 心身の故障により調査士の業務を行うことができないとき。</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第五条 次に掲げる者は、調査士となる資格を有しない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しない者</p> <p>二 未成年者、成年被後見人又は被保佐人</p> <p>三 破産者で復権を得ないもの</p> <p>四 八（同上）</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第十条 調査士会連合会は、前条第一項の規定による登録の申請をした者が調査士となる資格を有せず、又は次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、その登録を拒否しなければならない。この場合において、当該申請者が第二号又は第三号に該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、第六十二条に規定する登録審査会の議決に基づいてなければならない。</p> <p>一（同上）</p> <p>二 身体又は精神の衰弱により調査士の業務を行うことができないとき。</p> <p>三（同上）</p> <p>2（同上）</p>
---	---

<p>4 (略)</p> <p>3 調査士会連合会は、第一項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理由を当該調査士に書面により通知しなければならない。</p> <p>2 調査士が心身の故障により業務を行うことができないとき、 合として法務省令で定める場合に該当することとなったときは、その者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、遅滞なく、当該調査士が所属する調査士会を経由して、調査士会連合会にその旨を届け出るものとする。</p>	<p>3 (同上)</p> <p>2 調査士会連合会は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理由を当該調査士に書面により通知しなければならない。</p>
<p>(登録の取消し)</p> <p>第十五条 調査士が次の各号のいずれかに該当する場合には、調査士会連合会は、その登録を取り消さなければならない。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四 第五条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十六条 調査士が次の各号のいずれかに該当する場合には、調査士会連合会は、その登録を取り消すことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 心身の故障により業務を行うことができないとき。</p>	<p>(登録の取消し)</p> <p>第十五条 調査士が次の各号のいずれかに該当する場合には、調査士会連合会は、その登録を取り消さなければならない。</p> <p>一 一三 (同上)</p> <p>四 第五条各号のいずれかに該当するに至つたとき。</p> <p>2 (同上)</p> <p>第十六条 調査士が次の各号のいずれかに該当する場合には、調査士会連合会は、その登録を取り消すことができる。</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 身体又は精神の衰弱により業務を行うことができないとき。 (新設)</p>

改正案	現行
<p>（承認の基準）</p> <p>第十条 法務大臣は、前条第一項の規定による申請をした者（以下「承認申請者」という。）が次に掲げる基準に適合するものでなければ、承認をすることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる者でないこと。</p> <p>イ 禁錮以上の刑に相当する外国の法令による刑に処せられた者</p> <p>ロ・ハ （略）</p> <p>ニ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者と外国の法令上同様に 取り扱われている者</p> <p>三 （略）</p> <p>2）4 （略）</p>	<p>（承認の基準）</p> <p>第十条 法務大臣は、前条第一項の規定による申請をした者（以下「承認申請者」という。）が次に掲げる基準に適合するものでなければ、承認をすることができない。</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 次に掲げる者でないこと。</p> <p>イ 禁錮以上の刑に相当する外国の法令による刑に処せられた者</p> <p>ロ・ハ （同上）</p> <p>ニ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものと 外国の法令上同様に取り扱われている者</p> <p>三 （同上）</p> <p>2）4 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（役員の欠格事由）</p> <p>第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、更生保護法人の役員になることができない。</p> <p>（削る）</p> <p>一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>二 四（略）</p> <p>五 心身の故障のため職務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの</p>	<p>（役員の欠格事由）</p> <p>第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、更生保護法人の役員になることができない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 破産者で復権を得ない者</p> <p>三 五（略）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（許可の基準）</p> <p>第五条 法務大臣は、前条の規定による許可の申請があつたときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 取締役若しくは執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役又は執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は監査役（以下この号において「役員等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社</p> <p>イ 心身の故障により債権管理回収業に係る業務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの</p> <p>ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者</p> <p>ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>二丁チ（略）</p> <p>八（略）</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第五条 法務大臣は、前条の規定による許可の申請があつたときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならない。</p> <p>一～六（同上）</p> <p>七 取締役若しくは執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役又は執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は監査役（以下この号において「役員等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者</p> <p>ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>二丁チ（同上）</p> <p>八（同上）</p>

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）（第五十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第五節 保護者</p> <p>第二十三条の二 対象者の後見人若しくは保佐人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者は、次項に定めるところにより、保護者となる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第五節 保護者</p> <p>第二十三条の二 対象者の後見人若しくは保佐人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者は、次項に定めるところにより、保護者となる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>六 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>（欠格事由）</p> <p>第七条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、第五条の認証を受けることができない。</p> <p>一 心身の故障により民間紛争解決手続の業務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの</p> <p>二 （略）</p> <p>三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>五・六 （略）</p> <p>七 認証紛争解決事業者で法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第九号、次条第二項第一号、第十三条第一項第三号及び第二項第一号並びに第十七条第三項において同じ。）であるものが第二十三条第一項又は第二項の規定により認証を取り消された場合において、その取消しの日前六十日以内にその役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。第九号及び第十三条第二項第一号において同じ。）であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの</p> <p>八〇十二（略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第七条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、第五条の認証を受けることができない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 （同上）</p> <p>三 破産者で復権を得ないもの</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>五・六 （同上）</p> <p>七 認証紛争解決事業者で法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第九号、次条第二項第一号、第十三条第一項第三号及び第十七条第三項において同じ。）であるものが第二十三条第一項又は第二項の規定により認証を取り消された場合において、その取消しの日前六十日以内にその役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。第九号において同じ。）であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの</p> <p>八〇十二（同上）</p>

(変更等の届出)

第十三条 認証紛争解決事業者は、次に掲げる変更があったときは、法務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を法務大臣に届け出なければならぬ。

一～四 (略)

2| 次の各号に掲げる者が心身の故障により認証紛争解決手続の業務を適正に行うことができないおそれがある場合として法務省令で定める場合に該当するに至ったときは、当該各号に定める者は、法務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を法務大臣に届け出るものとする。

一| 法人である認証紛争解決事業者の役員又は第七条第九号の政令で定める使用人 当該認証紛争解決事業者

二| 個人である認証紛争解決事業者 当該認証紛争解決事業者又はその法定代理人若しくは同居の親族

三| 個人である認証紛争解決事業者の第七条第十号の政令で定める使用人 当該認証紛争解決事業者

3| 法務大臣は、第一項第一号に掲げる変更について同項の規定による届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(変更の届出)

第十三条 認証紛争解決事業者は、次に掲げる変更があったときは、法務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を法務大臣に届け出なければならぬ。

一～四 (同上)

(新設)

2| 法務大臣は、前項第一号に掲げる変更について同項の規定による届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。

改正案	現行
<p>（受託者の資格）</p> <p>第七条 信託は、<u>未成年者を受託者としてすることができない。</u></p> <p>（受託者の任務の終了事由）</p> <p>第五十六条 受託者の任務は、信託の清算が終了した場合のほか、次に掲げる事由によって終了する。ただし、<u>第二号又は第三号に掲げる事由による場合</u>にあつては、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。</p> <p>一～七（略）</p> <p>二～七（略）</p> <p>（信託管理人の資格）</p> <p>第二百二十四条 次に掲げる者は、信託管理人となることができない。</p> <p>一 未成年者</p> <p>二 当該信託の受託者である者</p>	<p>（受託者の資格）</p> <p>第七条 信託は、<u>未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人を受託者としてすることができない。</u></p> <p>（受託者の任務の終了事由）</p> <p>第五十六条 受託者の任務は、信託の清算が終了した場合のほか、次に掲げる事由によって終了する。ただし、<u>第三号に掲げる事由による場合</u>にあつては、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。</p> <p>一～七（略）</p> <p>二～七（略）</p> <p>（信託管理人の資格）</p> <p>第二百二十四条 次に掲げる者は、信託管理人となることができない。</p> <p>一 未成年者<u>又は成年被後見人若しくは被保佐人</u></p> <p>二 当該信託の受託者である者</p>

改正案	現行
<p>（欠格条項）</p> <p>第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、税理士となる資格を有しない。</p> <p>一 未成年者</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>（削る）</p> <p>三 国税若しくは地方税に関する法令又はこの法律の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しないもの</p> <p>四 国税若しくは地方税に関する法令若しくはこの法律の規定により罰金の刑に処せられた者又は国税通則法、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）及び特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号））において準用する場合を含む。</p> <p>（若しくは地方税法の規定により通告処分を受けた者で、それぞれの刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過しないもの</p> <p>五 国税又は地方税に関する法令及びこの法律以外の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を</p>	<p>（欠格条項）</p> <p>第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、税理士となる資格を有しない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>三 破産者で復権を得ないもの</p> <p>四 （略）</p> <p>五 （略）</p> <p>六 （略）</p>

受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの

六| 懲戒処分により税理士業務を行うことを禁止された者で、当該処分を受けた日から三年を経過しないもの

七| 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分を受けた日から三年を経過しない者

八| 国家公務員法若しくは国会職員法の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められたことにより退職手当支給制限等処分（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十四条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等（同法第五条の第二項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この号において同じ。）の全部若しくは一部を支給しないこととする処分又は同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分をいう。以下この号において同じ。）を受けた者又は地方公務員法の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められたことにより退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から三年を経過しないもの

九| 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）、公認会計士法、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）、司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）、行政書士法（昭和二十六

七| （略）

八| （略）

九| （略）

十| （略）

年法律第四号)、社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)又は不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五百二十二号)の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士の登録の抹消、弁理士、司法書士若しくは行政書士の業務の禁止、社会保険労務士の失格処分又は不動産鑑定士の登録の消除の処分を受けた者でこれらの処分を受けた日から三年を経過しないもの(これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く。)

十 税理士の登録を拒否された者のうち第二十二条第四項の規定に該当する者又は第二十五条第一項第一号の規定により税理士の登録を取り消された者で、これらの処分を受けた日から三年を経過しないもの

(登録拒否事由)

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士の登録を受けることができない。

一 懲戒処分により、弁理士、外国法事務弁理士、公認会計士、弁理士、司法書士、行政書士若しくは社会保険労務士の業務を停止された者又は不動産の鑑定評価に関する法律第五条に規定する鑑定評価等業務(第四十三条において「鑑定評価等業務」という。)を行うことを禁止された不動産鑑定士で、現にその処分を受けているもの

二 報酬のある公職(国会又は地方公共団体の議会の議員の職、非常勤の職その他財務省令で定める公職を除く。第四十三条において同じ。)

()に就いている者

十一 (略)

(登録拒否事由)

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士の登録を受けることができない。

一 (略)

二 (略)

三 不正に国税又は地方税の賦課又は徴収を免れ、若しくは免れようとし、又は免れさせ、若しくは免れさせようとした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの

四 不正に国税又は地方税の還付を受け、若しくは受けようとし、又は受けさせ、若しくは受けさせようとした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの

五 国税若しくは地方税又は会計に関する事務について刑罰法令に触れる行為をした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの

六 次のイ又は口のいずれかに該当し、税理士業務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者

イ 心身に故障があるとき。

ロ 第四条第三号から第十号までのいずれかに該当していた者が当該各号に規定する日から当該各号に規定する年数を経過して登録の申請をしたとき。

七 税理士の信用又は品位を害するおそれがある者その他税理士の職責に照らし税理士としての適格性を欠く者

(登録の抹消)

第二十六条 日本税理士会連合会は、税理士が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なくその登録を抹消しなければならない。

- 一 その業務を廃止したとき。
- 二 死亡したとき。

三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 次のイ又は口のいずれかに該当し、税理士業務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者

イ (略)

ロ 第四条第四号から第十一号までのいずれかに該当していた者が当該各号に規定する日から当該各号に規定する年数を経過して登録の申請をしたとき。

七 (略)

(登録の抹消)

第二十六条 日本税理士会連合会は、税理士が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なくその登録を抹消しなければならない。

- 一 (略)
- 二 (略)

<p>三 前条第一項の規定による登録の取消しの処分を受けたとき。</p> <p>四 前号に規定するもののほか、<u>第四条第二号から第九号</u>までのいずれかに該当するに至つたことその他の事由により税理士たる資格を有しないこととなつたとき。</p> <p>2 税理士が前項第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当することとなつたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なくその旨を日本税理士会連合会に届け出なければならない。</p>	<p>三 (略)</p> <p>四 前号に規定するもののほか、<u>第四条第二号から第十号</u>までのいずれかに該当するに至つたことその他の事由により税理士たる資格を有しないこととなつたとき。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

改正案	現行
<p>（製造免許等の要件）</p> <p>第十条 第七条第一項、第八条又は前条第一項の規定による酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、税務署長は、酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を与えないことができる。</p> <p>一 免許の申請者（酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許の申請者をいう。第三号から第八号までにおいて同じ。）が第十二条第一号若しくは第二号（これらの規定を第十三条において準用する場合を含む。）、第五号若しくは第六号若しくは第十四条第一号、第二号若しくは第四号の規定により酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許若しくは酒類の販売業免許を取り消され、又はアルコール事業法第十二条第一号、第二号、第四号若しくは第五号（許可の取消し等）（これらの規定を同法第二十条（準用）、第二十五条（準用）及び第三十条（準用）において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消された日から三年を経過するまでの者である場合</p> <p>二 酒類製造者若しくは酒類の販売業免許を受けた者（以下「酒類販売業者」という。）である法人が第十二条第一号、第二号、第五号若し</p>	<p>（製造免許等の要件）</p> <p>第十条 第七条第一項、第八条又は前条第一項の規定による酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、税務署長は、酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を与えないことができる。</p> <p>一 免許の申請者（酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許の申請者をいう。第三号から第八号までにおいて同じ。）が第十二条第一号若しくは第二号（これらの規定を第十三条において準用する場合を含む。）、第五号若しくは第六号若しくは第十四条第一号、第二号若しくは第四号の規定により酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許若しくは酒類の販売業免許を取り消され、又はアルコール事業法第十二条第一号、第二号、第四号若しくは第五号（許可の取消し等）（これらの規定を同法第二十条（準用）、第二十五条（準用）及び第三十条（準用）において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消された日から三年を経過するまでの者である場合</p> <p>二 酒類製造者若しくは酒類の販売業免許を受けた者（以下「酒類販売業者」という。）である法人が第十二条第一号、第二号、第五号若し</p>

くは第六号若しくは第十四条第一号、第二号若しくは第四号の規定により酒類の製造免許若しくは酒類の販売業免許を取り消された場合（第十二条第二号の規定により酒類の製造免許を取り消された場合）については当該法人が第七号又は第七号の二に規定する者に、第十四条第二号の規定により酒類の販売業免許を取り消された場合については当該法人が第七号又は第七号の二に規定することとなつたことによる場合に限る。）又はアルコール事業法第三条第一項（製造の許可）、第十六条第一項（輸入の許可）、第二十一条第一項（販売の許可）若しくは第二十六条第一項（使用の許可）の許可を受けた法人が同法第十二条第一号、第二号、第四号若しくは第五号（これらの規定を同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消された場合（同法第十二条第二号（同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消された場合については当該法人が同法第五条第一号（欠格条項）（同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。）に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）において、それぞれ、その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年内に当該法人の業務を執行する役員であつた者で当該法人がその取消処分を受けた日から三年を経過するまでのものが酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を申請した場合は

三 免許の申請者が営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人（酒類等の製造又は販売に係る営業に

くは第六号若しくは第十四条第一号、第二号若しくは第四号の規定により酒類の製造免許若しくは酒類の販売業免許を取り消された場合（第十二条第二号の規定により酒類の製造免許を取り消された場合）については当該法人が第七号又は第七号の二に規定する者に、第十四条第二号の規定により酒類の販売業免許を取り消された場合については当該法人が第七号又は第七号の二に規定することとなつたことによる場合に限る。）又はアルコール事業法第三条第一項（製造の許可）、第十六条第一項（輸入の許可）、第二十一条第一項（販売の許可）若しくは第二十六条第一項（使用の許可）の許可を受けた法人が同法第十二条第一号、第二号、第四号若しくは第五号（これらの規定を同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消された場合（同法第十二条第二号（同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消された場合については当該法人が同法第五条第一号（欠格条項）（同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。）に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）において、それぞれ、その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年内に当該法人の業務を執行する役員であつた者で当該法人がその取消処分を受けた日から三年を経過するまでのものが酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を申請した場合は

三 免許の申請者が営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人であつて、その法

関し代理権を有するものに限る。)が前二号又は第七号から第八号までに規定する者である場合

四 免許の申請者又は前号に規定する法定代理人が法人であつて、その役員のうち第一号、第二号又は第七号から第八号までに規定する者がある場合

五 免許の申請者が第一号、第二号又は第七号から第八号までに規定する者を当該申請に係る製造場又は販売場に係る支配人としようとする場合

六 免許の申請者が当該申請前二年内において国税又は地方税の滞納処分を受けた者である場合

七 免許の申請者が国税若しくは地方税に関する法令、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号、第十二条第六号及び第十四条第四号において「酒類業組合法」という。)若しくはアルコール事業法の規定により罰金の刑に処せられ、又は国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)、関税法(とん税法(昭和三十二年法律第三十七号)及び特別とん税法(昭和三十二年法律第三十八号))において準用する場合を含む。)若しくは地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過するまでの者である場合

七の二 免許の申請者が未成年者飲酒禁止法(大正十一年法律第二十号)の規定、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和

定代理人(酒類等の製造又は販売に係る営業に関し代理権を有するものに限る。)が前二号又は第七号から第八号までに規定する者である場合

四 免許の申請者又は前号に規定する法定代理人が法人であつて、その役員のうち第一号、第二号又は第七号から第八号までに規定する者がある場合

五 免許の申請者が第一号、第二号又は第七号から第八号までに規定する者を当該申請に係る製造場又は販売場に係る支配人としようとする場合

六 免許の申請者が当該申請前二年内において国税又は地方税の滞納処分を受けた者である場合

七 免許の申請者が国税若しくは地方税に関する法令、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号、第十二条第六号及び第十四条第四号において「酒類業組合法」という。)若しくはアルコール事業法の規定により罰金の刑に処せられ、又は国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)、関税法(とん税法(昭和三十二年法律第三十七号)及び特別とん税法(昭和三十二年法律第三十八号))において準用する場合を含む。)若しくは地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過するまでの者である場合

七の二 免許の申請者が未成年者飲酒禁止法(大正十一年法律第二十号)の規定、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和

二十三年法律第二百二十二号)第五十条第一項第四号(同法第二十二條第一項第六号(禁止行為等)) (酒類の提供に係る部分に限り、同法第三十一條の二十三(準用)及び第三十二條第三項(深夜における飲食店營業の規制等))において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。以下この号において同じ。) (第五十条第一項第五号(同法第二十八條第十二項第五号(店舗型性風俗特殊營業の禁止区域等)) (酒類の提供に係る部分に限り、同法第三十一條の三第二項(接客従業者に対する拘束的行為の規制等))の規定により適用する場合を含む。)に係る部分に限る。以下この号において同じ。) (第五十条第一項第八号(同法第三十一條の十三第二項第六号(店舗型電話異性紹介營業の禁止区域等)) (酒類の提供に係る部分に限る。)に係る部分に限る。以下この号において同じ。) (若しくは第五十六條(同法第五十条第一項第四号、第五号又は第八号に係る部分に限る。))の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第五十条(第二号に係る部分に限る。))及び第五十二条の規定を除く。)により、又は刑法(明治四十年法律第四十五号(第二百四條(傷害)、第二百六條(現場助勢)、第二百八條(暴行)、第二百八條の二(凶器準備集合及び結集)、第二百二十二條(脅迫)(若しくは第二百四十七條(背任))の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過するまでの者である場合

八 免許の申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又

二十三年法律第二百二十二号)第五十条第一項第四号(同法第二十二條第一項第六号(禁止行為等)) (酒類の提供に係る部分に限り、同法第三十一條の二十三(準用)及び第三十二條第三項(深夜における飲食店營業の規制等))において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。以下この号において同じ。) (第五十条第一項第五号(同法第二十八條第十二項第五号(店舗型性風俗特殊營業の禁止区域等)) (酒類の提供に係る部分に限り、同法第三十一條の三第二項(接客従業者に対する拘束的行為の規制等))の規定により適用する場合を含む。)に係る部分に限る。以下この号において同じ。) (第五十条第一項第八号(同法第三十一條の十三第二項第六号(店舗型電話異性紹介營業の禁止区域等)) (酒類の提供に係る部分に限る。)に係る部分に限る。以下この号において同じ。) (若しくは第五十六條(同法第五十条第一項第四号、第五号又は第八号に係る部分に限る。))の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第五十条(第二号に係る部分に限る。))及び第五十二条の規定を除く。)により、又は刑法(明治四十年法律第四十五号(第二百四條(傷害)、第二百六條(現場助勢)、第二百八條(暴行)、第二百八條の二(凶器準備集合及び結集)、第二百二十二條(脅迫)(若しくは第二百四十七條(背任))の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過するまでの者である場合

八 免許の申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又

<p>は執行を受けることがなくなった日から三年を経過するまでの者である場合</p> <p>九 正当な理由がないのに取締り上不相当と認められる場所に製造場又は販売場を設けようとする場合</p> <p>十 酒類の製造免許又は酒類の販売業免許の申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない場合その他その経営の基礎が薄弱であると認められる場合</p> <p>十一 酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を与えることが適当でないとして認められる場合</p> <p>十二 酒類の製造免許の申請者が酒類の製造について必要な技術的能力を備えていないと認められる場合又は製造場の設備が不十分と認められる場合</p>	<p>は執行を受けることがなくなった日から三年を経過するまでの者である場合</p> <p>九 正当な理由がないのに取締り上不相当と認められる場所に製造場又は販売場を設けようとする場合</p> <p>十 酒類の製造免許又は酒類の販売業免許の申請者が破産者で復権を得ていない場合その他その経営の基礎が薄弱であると認められる場合</p> <p>十一 酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を与えることが適当でないとして認められる場合</p> <p>十二 酒類の製造免許の申請者が酒類の製造について必要な技術的能力を備えていないと認められる場合又は製造場の設備が不十分と認められる場合</p>
---	--

改正案	現行
<p>（酒類販売管理者）</p> <p>第八十六条の九 酒類小売業者（酒類製造業者又は酒類卸売業者であつて酒類製造業者及び酒類販売業者以外の者に酒類を販売する者を含む。以下この条において同じ。）は、販売場ごとに、財務省令で定めるところにより、当該販売場において酒類の販売業務に従事する者であつて、酒類の販売業務に関する法令（酒税法、この法律、未成年者飲酒禁止法（大正十一年法律第二十号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九十三条において「私的独占禁止法」という。）、アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第九号）その他の財務省令で定める法令をいう。以下この条において同じ。）に係る研修（小売酒販組合、小売酒販組合連合会又は小売酒販組合中央会その他の法人その他の団体であつて、財務大臣が、財務省令で定めるところにより、酒類の販売業務に関する法令の知識が十分であり、かつ、当該研修を適正かつ確実に行うことができる）と認めて指定したものが行うものをいう。第六項及び第九項において単に「酒類の販売業務に関する法令に係る研修」という。）を受けたものうちから酒類販売管理者を選任し、その者に、当該酒類小売業者又は当該販売場において酒類の販売業務に従事する使用人その他の従業者に対し、これらの者が酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守してその業務を実施す</p>	<p>（酒類販売管理者）</p> <p>第八十六条の九 酒類小売業者（酒類製造業者又は酒類卸売業者であつて酒類製造業者及び酒類販売業者以外の者に酒類を販売する者を含む。以下この条において同じ。）は、販売場ごとに、財務省令で定めるところにより、当該販売場において酒類の販売業務に従事する者であつて、酒類の販売業務に関する法令（酒税法、この法律、未成年者飲酒禁止法（大正十一年法律第二十号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九十三条において「私的独占禁止法」という。）、アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第九号）その他の財務省令で定める法令をいう。以下この条において同じ。）に係る研修（小売酒販組合、小売酒販組合連合会又は小売酒販組合中央会その他の法人その他の団体であつて、財務大臣が、財務省令で定めるところにより、酒類の販売業務に関する法令の知識が十分であり、かつ、当該研修を適正かつ確実に行うことができる）と認めて指定したものが行うものをいう。第六項及び第九項において単に「酒類の販売業務に関する法令に係る研修」という。）を受けたものうちから酒類販売管理者を選任し、その者に、当該酒類小売業者又は当該販売場において酒類の販売業務に従事する使用人その他の従業者に対し、これらの者が酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守してその業務を実施す</p>

るために必要な助言又は指導を行わなければならない。

2 酒類小売業者は、酒類販売管理者に選任しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者を酒類販売管理者に選任することができない。

一 未成年者である場合

二 心身の故障により酒類販売管理者の職務を適正に行うことができない者として財務省令で定めるものに該当する場合

三 酒税法第十条第一号、第二号又は第七号から第八号までに規定する者に該当する場合

3 酒類小売業者は、酒類販売管理者が行う第一項の助言を尊重しなければならず、当該販売場において酒類の販売業務に従事する使用人その他の従業者は、酒類販売管理者が行う同項の指導に従わなければならない。

4 酒類小売業者は、酒類販売管理者を選任し、又は解任したときは、財務省令で定めるところにより、二週間以内に、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

5 財務大臣は、酒類販売管理者が第二項各号のいずれかに該当すると認められたとき、又はその者がその職務に関し酒類の販売業務に関する法令の規定に違反した場合においてその情状により酒類販売管理者として不適当であると認められたときは、酒類小売業者に対し、当該酒類販売管理者の解任を勧告することができる。

6 酒類小売業者は、第一項の規定により選任した酒類販売管理者に、財務省令で定める期間ごとに、酒類の販売業務に関する法令に係る研修を

るために必要な助言又は指導を行わなければならない。

2 酒類小売業者は、酒類販売管理者に選任しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者を酒類販売管理者に選任することができない。

一 未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合

(新設)

二 酒税法第十条第一号、第二号又は第七号から第八号までに規定する者に該当する場合

3 酒類小売業者は、酒類販売管理者が行う第一項の助言を尊重しなければならず、当該販売場において酒類の販売業務に従事する使用人その他の従業者は、酒類販売管理者が行う同項の指導に従わなければならない。

4 酒類小売業者は、酒類販売管理者を選任し、又は解任したときは、財務省令で定めるところにより、二週間以内に、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

5 財務大臣は、酒類販売管理者が第二項各号のいずれかに該当すると認められたとき、又はその者がその職務に関し酒類の販売業務に関する法令の規定に違反した場合においてその情状により酒類販売管理者として不適当であると認められたときは、酒類小売業者に対し、当該酒類販売管理者の解任を勧告することができる。

6 酒類小売業者は、第一項の規定により選任した酒類販売管理者に、財務省令で定める期間ごとに、酒類の販売業務に関する法令に係る研修を

受けさせなければならない。

7 財務大臣は、酒類小売業者が前項の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

8 財務大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

9 酒類小売業者は、財務省令で定めるところにより、その販売場ごとに、公衆の見やすい場所に、酒類販売管理者の氏名及び当該酒類販売管理者が最後に酒類の販売業務に関する法令に係る研修を受けた日その他の財務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

受けさせなければならない。

7 財務大臣は、酒類小売業者が前項の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

8 財務大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

9 酒類小売業者は、財務省令で定めるところにより、その販売場ごとに、公衆の見やすい場所に、酒類販売管理者の氏名及び当該酒類販売管理者が最後に酒類の販売業務に関する法令に係る研修を受けた日その他の財務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

改 正 案	現 行
<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 財務大臣は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、通関業の許可をしてはならない。</p> <p>一 心身の故障により通関業務を適正に行うことができない者として財務省令で定めるもの</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの</p> <p>四 次に掲げる法律の規定に該当する違反行為をして罰金の刑に処せられた者又はこれらの規定に該当する違反行為をして関税法（他の関税に関する法律において準用する場合を含む。）、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）若しくは地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により通告処分を受けた者であつて、それぞれその刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過しないもの</p> <p>イ 関税法第八十条の四から第一百二十二条まで（他の関税に関する法律において準用する場合を含む。）の規定</p> <p>ロ イに掲げるものを除き、国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこ</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 財務大臣は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、通関業の許可をしてはならない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 破産者であつて復権を得ないもの</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの</p> <p>四 次に掲げる法律の規定に該当する違反行為をして罰金の刑に処せられた者又はこれらの規定に該当する違反行為をして関税法（他の関税に関する法律において準用する場合を含む。）、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）若しくは地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により通告処分を受けた者であつて、それぞれその刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過しないもの</p> <p>イ 関税法第八十条の四から第一百二十二条まで（他の関税に関する法律において準用する場合を含む。）の規定</p> <p>ロ イに掲げるものを除き、国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこ</p>

これらの税の還付を受け、又はこれらの違反行為をしようとする事
に關する罪を定めた規定

五 この法律の規定に違反する行為をして罰金の刑に処せられた者であ
つて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日
から三年を経過しないもの

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第
七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一
第一項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十
五号）第二百四十四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項
、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処
罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に
処せられた者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けるこ
とがなくなつた日から二年を経過しないもの

七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規
定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴
力団員でなくなつた日から五年を経過していない者（第十一号におい
て「暴力団員等」という。）

八 第十一条第一項第一号若しくは第三十四条第一項の規定により通関
業の許可を取り消された者又は第三十五条第一項の規定により通関業
務に従事することを禁止された者であつて、これらの処分を受けた日
から二年を経過しないもの

九 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分を受けた日から二年を経
過しないもの

これらの税の還付を受け、又はこれらの違反行為をしようとする事
に關する罪を定めた規定

五 この法律の規定に違反する行為をして罰金の刑に処せられた者であ
つて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日
から三年を経過しないもの

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第
七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一
第一項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十
五号）第二百四十四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項
、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処
罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に
処せられた者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けるこ
とがなくなつた日から二年を経過しないもの

七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規
定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴
力団員でなくなつた日から五年を経過していない者（第十一号におい
て「暴力団員等」という。）

八 第十一条第一項第一号若しくは第三十四条第一項の規定により通関
業の許可を取り消された者又は第三十五条第一項の規定により通関業
務に従事することを禁止された者であつて、これらの処分を受けた日
から二年を経過しないもの

九 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分を受けた日から二年を経
過しないもの

十 法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

十一 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者

十 法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

十一 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者

改正案	現行
<p>（製造たばこの特定販売業の登録）</p> <p>第十一条 自ら輸入（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第一号に規定する輸入をいう。以下同じ。）をした製造たばこの販売を業として行おうとする者は、財務大臣の登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録を受けようとする者は、財務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 商号、名称又は氏名及び住所 二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所 三 未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。以下同じ。）である場合においては、その法定代理人（自ら輸入をした製造たばこの販売に係る営業に代理権を有する者に限る。以下第十七条までにおいて同じ。）の氏名、商号又は名称及び住所 三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所 四 営業所の所在地 五 その他財務省令で定める事項 	<p>（製造たばこの特定販売業の登録）</p> <p>第十一条 自ら輸入（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第一号に規定する輸入をいう。以下同じ。）をした製造たばこの販売を業として行おうとする者は、財務大臣の登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録を受けようとする者は、財務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 商号、名称又は氏名及び住所 二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所 三 未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。以下同じ。）又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合においては、その法定代理人（自ら輸入をした製造たばこの販売に係る営業に代理権を有する者に限る。以下第十七条までにおいて同じ。）の氏名、商号又は名称及び住所 三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所 四 営業所の所在地 五 その他財務省令で定める事項

3 前項の申請書には、第十三条各号に該当しないことを誓約する書面その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の拒否)

- 第十三条 財務大臣は、第十一条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。
- 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - 二 第十七条の規定により第十一条第一項の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
 - 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 四 法人であつて、その代表者のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの
 - 五 未成年者であつて、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

(特定販売業者の商号等の変更等の届出)

第十五条 特定販売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

- 一 第十一条第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき。
- 二 その他財務省令で定めるとき。

3 前項の申請書には、第十三条各号に該当しないことを誓約する書面その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の拒否)

- 第十三条 財務大臣は、第十一条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。
- 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - 二 第十七条の規定により第十一条第一項の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
 - 三 破産者で復権を得ないもの
 - 四 法人であつて、その代表者のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの
 - 五 未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人であつて、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

(特定販売業者の商号等の変更等の届出)

第十五条 特定販売業者は、第十一条第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

(登録の取消し等)

第十七条 財務大臣は、特定販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十一条第一項の登録を取り消し、又は期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。

- 一 第十三条第一号又は第三号に掲げる者に該当することとなつたとき。
- 二 第十四条第三項又は第十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 この条又は第三十四条第二項の規定による命令に違反したとき。
- 四 第三十三条第一項又は第三十九条第一項の規定に違反して製造たばこを製造場から移出し、若しくは輸入し、又は販売したとき。
- 五 正当な理由がないのに、二年以内にその営業を開始せず、又は二年を超えて引き続きその営業を休止したとき。
- 六 不正の手段により第十一条第一項の登録を受けたとき。
- 七 法人であつて、その代表者のうちに第一号に該当する者があるとき。
- 八 未成年者であつて、その法定代理人が第一号又は前号に該当する者であるとき。

(製造たばこの小売販売業の許可)

第二十二条 製造たばこの小売販売(消費者に対する販売をいう。以下同じ。)を業として行おうとする者は、当分の間、その製造たばこに係る

(登録の取消し等)

第十七条 財務大臣は、特定販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十一条第一項の登録を取り消し、又は期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。

- 一 第十三条第一号又は第三号に掲げる者に該当することとなつたとき。
- 二 第十四条第三項又は第十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 この条又は第三十四条第二項の規定による命令に違反したとき。
- 四 第三十三条第一項又は第三十九条第一項の規定に違反して製造たばこを製造場から移出し、若しくは輸入し、又は販売したとき。
- 五 正当な理由がないのに、二年以内にその営業を開始せず、又は二年を超えて引き続きその営業を休止したとき。
- 六 不正の手段により第十一条第一項の登録を受けたとき。
- 七 法人であつて、その代表者のうちに第一号に該当する者があるとき。
- 八 未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人であつて、その法定代理人が第一号又は前号に該当する者であるとき。

(製造たばこの小売販売業の許可)

第二十二条 製造たばこの小売販売(消費者に対する販売をいう。以下同じ。)を業として行おうとする者は、当分の間、その製造たばこに係る

営業所（以下第三十七条まで及び第四十九条において「営業所」という。）ごとに財務大臣の許可を受けなければならない。会社又は特定販売業者が小売販売を業として行おうとするときも、同様とする。

2 前項の許可を受けようとする者は、財務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

三 未成年者である場合においては、その法定代理人（製造たばこの小売販売に係る営業に関し代理権を有する者に限る。以下同じ。）の氏名、商号又は名称及び住所

三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

四 営業所の所在地

3 前項の申請書には、次条各号に該当しないことを誓約する書面その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

（許可の基準）

第二十三条 財務大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。

一 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を

営業所（以下第三十七条まで及び第四十九条において「営業所」という。）ごとに財務大臣の許可を受けなければならない。会社又は特定販売業者が小売販売を業として行おうとするときも、同様とする。

2 前項の許可を受けようとする者は、財務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

三 未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合においては、その法定代理人（製造たばこの小売販売に係る営業に関し代理権を有する者に限る。以下同じ。）の氏名、商号又は名称及び住所

三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

四 営業所の所在地

3 前項の申請書には、次条各号に該当しないことを誓約する書面その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

（許可の基準）

第二十三条 財務大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。

一 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を

経過しない者であるとき。

二 申請者が第三十一条の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であるとき。

三 営業所の位置が製造たばこの小売販売を業として行うのに不適當である場合として財務省令で定める場合であるとき。

四 製造たばこの取扱いの予定高が財務省令で定める標準に達しないと認められるとき。

五 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない場合その他小売販売を業として行うのに不適當である場合として財務省令で定める場合であるとき。

六 申請者が法人であつて、その代表者のうちに第一号若しくは第二号に規定する者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当する者があるとき。

七 申請者が未成年者であつて、その法定代理人が第一号若しくは第二号に規定する者若しくは破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当する者であるとき、又はその法定代理人の代表者のうちに第一号若しくは第二号に規定する者若しくは破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当する者があるとき。

(小売販売業者の商号等の変更等の届出)

第三十条 小売販売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

一 第二十二条第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき。

経過しない者であるとき。

二 申請者が第三十一条の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であるとき。

三 営業所の位置が製造たばこの小売販売を業として行うのに不適當である場合として財務省令で定める場合であるとき。

四 製造たばこの取扱いの予定高が財務省令で定める標準に達しないと認められるとき。

五 申請者が破産者で復権を得ていない場合その他小売販売を業として行うのに不適當である場合として財務省令で定める場合であるとき。

六 申請者が法人であつて、その代表者のうちに第一号若しくは第二号に規定する者又は破産者で復権を得ないものに該当する者があるとき。

七 申請者が未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人であつて、その法定代理人が第一号若しくは第二号に規定する者若しくは破産者で復権を得ないものに該当する者であるとき、又はその法定代理人の代表者のうちに第一号若しくは第二号に規定する者若しくは破産者で復権を得ないものに該当する者があるとき。

(小売販売業者の商号等の変更等の届出)

第三十条 小売販売業者は、第二十二条第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

二 その他財務省令で定めるとき。

2 小売販売業者は、その営業所における営業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。第二十六条第一項の許可を受けて行う小売販売を取りやめたときも、同様とする。

(許可の取消し等)

第三十一条 財務大臣は、小売販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十二條第一項の許可を取り消し、又は一月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。

一 第二十三條第一号に掲げる者に該当することとなつたとき。

二 第二十四條第一項(第二十六條第二項において準用する場合を含む)の規定による条件に違反したとき。

三 第二十五條第一項、第二十六條第一項、第三十六條又は第三十九條第二項の規定に違反したとき。

四 第二十七條第三項(第二十八條において準用する場合を含む。)(又は前二條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 この條の規定による命令に違反したとき。

六 破産手続開始の決定を受けたとき。

七 正当な理由がないのに、一月以内にその営業を開始せず、又は一月を超えて引き続きその営業を休止したとき。

八 不正の手段により第二十二條第一項の許可を受けたとき。

九 未成年者喫煙禁止法(明治三十三年法律第三十三号)第五条の規定

2 小売販売業者は、その営業所における営業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。第二十六条第一項の許可を受けて行う小売販売を取りやめたときも、同様とする。

(許可の取消し等)

第三十一条 財務大臣は、小売販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十二條第一項の許可を取り消し、又は一月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。

一 第二十三條第一号に掲げる者に該当することとなつたとき。

二 第二十四條第一項(第二十六條第二項において準用する場合を含む)の規定による条件に違反したとき。

三 第二十五條第一項、第二十六條第一項、第三十六條又は第三十九條第二項の規定に違反したとき。

四 第二十七條第三項(第二十八條において準用する場合を含む。)(又は前二條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 この條の規定による命令に違反したとき。

六 破産者となつたとき。

七 正当な理由がないのに、一月以内にその営業を開始せず、又は一月を超えて引き続きその営業を休止したとき。

八 不正の手段により第二十二條第一項の許可を受けたとき。

九 未成年者喫煙禁止法(明治三十三年法律第三十三号)第五条の規定

に違反して処罰されたとき。

十 法人であつて、その代表者のうちに第一号、第六号又は前号に該当する者があるとき。

十一 未成年者であつて、その法定代理人が第一号、第六号、第九号又は前号に該当する者であるとき。

第七章 罰則

第五十二条 第十四条第三項（第二十一条において準用する場合を含む）

（第十五条（第一号に係る部分に限る。））（第二十一条において準用する場合を含む。）（第十六条第一項（第二十一条において準用する場合を含む。））（第二十七条第三項（第二十八条において準用する場合を含む。））（第二十九条又は第三十条第一項（第一号に係る部分に限る。））若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

に違反して処罰されたとき。

十 法人であつて、その代表者のうちに第一号、第六号又は前号に該当する者があるとき。

十一 未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人であつて、その法定代理人が第一号、第六号、第九号又は前号に該当する者であるとき。

第七章 罰則

第五十二条 第十四条第三項（第二十一条において準用する場合を含む）

（第十五条（第二十一条において準用する場合を含む。））（第十六条第一項（第二十一条において準用する場合を含む。））（第二十七条第三項（第二十八条において準用する場合を含む。））（第二十九条又は第三十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

改正案	現行
<p>（塩製造業の登録）</p> <p>第五条 塩の製造を業として行おうとする者（用途若しくは性状が特殊な塩であつて財務省令で定めるもの（以下「特殊用塩」という。）又は製造の方法が特殊な塩であつて財務省令で定めるもの（特殊用塩を除く。以下「特殊製法塩」という。）のみの製造を業として行おうとする者を除く。）は、財務大臣の登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所</p> <p>三 未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。以下同じ。）である場合においては、その法定代理人（塩の製造に係る営業に関し代理権を有する者に限る。第七条第一項において同じ。）の氏名、商号又は名称及び住所</p> <p>三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所</p> <p>四 主たる事務所の所在地並びに製造場及び貯蔵所の所在地</p> <p>五 製造場ごとの塩の製造方法、塩の製造能力及び設備の構造</p>	<p>（塩製造業の登録）</p> <p>第五条 塩の製造を業として行おうとする者（用途若しくは性状が特殊な塩であつて財務省令で定めるもの（以下「特殊用塩」という。）又は製造の方法が特殊な塩であつて財務省令で定めるもの（特殊用塩を除く。以下「特殊製法塩」という。）のみの製造を業として行おうとする者を除く。）は、財務大臣の登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所</p> <p>三 未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。以下同じ。）又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合においては、その法定代理人（塩の製造に係る営業に関し代理権を有する者に限る。第七条第一項において同じ。）の氏名、商号又は名称及び住所</p> <p>三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所</p> <p>四 主たる事務所の所在地並びに製造場及び貯蔵所の所在地</p> <p>五 製造場ごとの塩の製造方法、塩の製造能力及び設備の構造</p>

六 事業開始の予定年月日

七 その他財務省令で定める事項

3 前項の申請書には、第七条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の拒否)

第七条 財務大臣は、第五条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 第十三条第一項の規定により第五条第一項の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

四 法人であつて、その代表者のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

五 未成年者であつて、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

2 財務大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更等の届出)

第九条 塩製造業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく

六 事業開始の予定年月日

七 その他財務省令で定める事項

3 前項の申請書には、第七条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の拒否)

第七条 財務大臣は、第五条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 第十三条第一項の規定により第五条第一項の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 破産者で復権を得ないもの

四 法人であつて、その代表者のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

五 未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人であつて、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

2 財務大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第九条 塩製造業者は、第五条第二項第一号から第三号まで又は第七号に

、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

一 第五条第二項第一号から第三号まで又は第七号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 その他財務省令で定めるとき。

2 塩製造業者は、第五条第二項第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

(塩特定販売業の登録)

第十六条 塩の特定販売を業として行おうとする者(特殊用塩のみに係る塩の特定販売を業として行おうとする者を除く。)は、財務大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

三 未成年者である場合においては、その法定代理人(塩の特定販売に係る営業に関し代理権を有する者に限る。)の氏名、商号又は名称及び住所

三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

四 主たる事務所の所在地及び貯蔵所の所在地

五 事業開始の予定年月日

掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

(塩特定販売業の登録)

第十六条 塩の特定販売を業として行おうとする者(特殊用塩のみに係る塩の特定販売を業として行おうとする者を除く。)は、財務大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

三 未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合においては、その法定代理人(塩の特定販売に係る営業に関し代理権を有する者に限る。)の氏名、商号又は名称及び住所

三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

四 主たる事務所の所在地及び貯蔵所の所在地

五 事業開始の予定年月日

六 その他財務省令で定める事項

3 前項の申請書には、次条において準用する第七条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

(塩卸売業の登録)

第十九条 塩の卸売を業として行おうとする者(特殊用塩又は特殊製法塩のみに係る塩の卸売を業として行おうとする者を除く。)は、財務大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

三 未成年者である場合においては、その法定代理人(塩の卸売に係る営業に関し代理権を有する者に限る。)の氏名、商号又は名称及び住所

三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

四 主たる事務所の所在地並びに営業所及び貯蔵所の所在地

五 事業開始の予定年月日

六 その他財務省令で定める事項

3 前項の申請書には、次条において準用する第七条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他財務省令で定める書類を添付

六 その他財務省令で定める事項

3 前項の申請書には、次条において準用する第七条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

(塩卸売業の登録)

第十九条 塩の卸売を業として行おうとする者(特殊用塩又は特殊製法塩のみに係る塩の卸売を業として行おうとする者を除く。)は、財務大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

三 未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合においては、その法定代理人(塩の卸売に係る営業に関し代理権を有する者に限る。)の氏名、商号又は名称及び住所

三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

四 主たる事務所の所在地並びに営業所及び貯蔵所の所在地

五 事業開始の予定年月日

六 その他財務省令で定める事項

3 前項の申請書には、次条において準用する第七条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他財務省令で定める書類を添付

しなければならない。

第八章 罰則

第四十一条 第八条第三項、第九条第一項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第二項若しくは第十二条第一項（これらの規定を第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。）、第十五条第二項若しくは第三項又は第十八条第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

なければならない。

第八章 罰則

第四十一条 第八条第三項、第九条若しくは第十二条第一項（これらの規定を第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。）、第十五条第二項若しくは第三項又は第十八条第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

改正案	現行
<p>（指定）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法人であつて、その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者</p> <p>イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ロ（略）</p> <p>5（略）</p>	<p>（指定）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法人であつて、その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>ロ（略）</p> <p>5（略）</p>

【文部科学省関係】

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（第六十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。</p> <p>（削る）</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>二 四（略）</p>	<p>第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>三 五（略）</p>

改正案	現行
<p>（授与）</p> <p>第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（削る）</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>四〇六（略）</p> <p>二〇七（略）</p> <p>（失効）</p> <p>第十条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。</p> <p>一 第五条第一項第三号又は第六号に該当するに至つたとき。</p> <p>二・三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（授与）</p> <p>第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>五〇七（略）</p> <p>二〇七（略）</p> <p>（失効）</p> <p>第十条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。</p> <p>一 第五条第一項第三号、第四号又は第七号に該当するに至つたとき。</p> <p>二・三（略）</p> <p>2（略）</p>

(通知)

第十四条 所轄庁(免許管理者を除く。)は、教育職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、速やかにその旨を免許管理者に通知しなければならない。

一 第五条第一項第三号又は第六号に該当するとき。

二・三 (略)

(報告)

第十四条の二 学校法人等は、その設置する私立学校の教員について、第五条第一項第三号若しくは第六号に該当すると認めたとき、又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一条第一項若しくは第二項第一号に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。

(通知)

第十四条 所轄庁(免許管理者を除く。)は、教育職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、速やかにその旨を免許管理者に通知しなければならない。

一 第五条第一項第三号、第四号又は第七号に該当するとき。

二・三 (略)

(報告)

第十四条の二 学校法人等は、その設置する私立学校の教員について、第五条第一項第三号、第四号若しくは第七号に該当すると認めたとき、又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一条第一項若しくは第二項第一号に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。

改正案	現行
<p>（委員の解任）</p> <p>第十四条 都道府県知事は、私立学校審議会の委員が心身の故障のため職務の適正な執行ができないと認めるときその他委員として必要な適格性を欠くに至つたと認めるときは、私立学校審議会の議を経て、これを解任することができる。</p> <p>（委員の解任）</p> <p>第十四条 都道府県知事は、私立学校審議会の委員が心身の故障のため職務の適正な執行ができないと認めるときその他委員として必要な適格性を欠くに至つたと認めるときは、私立学校審議会の議を経て、これを解任することができる。</p> <p>（役員を選任）</p> <p>第三十八条（略）</p> <p>27（略）</p> <p>8 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者</p> <p>二 心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの</p>	<p>（委員の解任）</p> <p>第十四条 都道府県知事は、私立学校審議会の委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるときその他委員として必要な適格性を欠くに至つたと認めるときは、私立学校審議会の議を経て、これを解任することができる。</p> <p>（役員を選任）</p> <p>第三十八条（略）</p> <p>27（略）</p> <p>8 学校教育法第九条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、役員に準用する。</p>

改正案	現行
<p>（役員の欠格事由）</p> <p>第二十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員又は仮責任役員となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 心身の故障によりその職務を行うに当たつて必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者</p>	<p>（役員の欠格事由）</p> <p>第二十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員又は仮責任役員となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者</p>

改正案	現行
<p>（発行者の指定）</p> <p>第十八条 文部科学大臣は、義務教育諸学校において使用する教科用図書（学校教育法附則第九条に規定する教科用図書を除く。以下この章において同じ。）の発行を担当する者で次に掲げる基準に該当するものを、その者の申請に基づき、教科用図書発行者として指定する。</p> <p>一 次のいずれかに掲げる者でないものであること。</p> <p>イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ロ 次条の規定により指定を取り消された日から三年を経過していない者</p> <p>ハ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関し刑法（明治四十年法律第四十五号）第百九十八条若しくは第二百三十三条の罪、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条第一項（同項第十一号に係る部分に限る。）若しくは同条第二項（同条第一項第十一号に係る部分に限る。）の罪若しくは公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成十二年法律第百三十号）第四条の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過していない者</p>	<p>（発行者の指定）</p> <p>第十八条 文部科学大臣は、義務教育諸学校において使用する教科用図書（学校教育法附則第九条に規定する教科用図書を除く。以下この章において同じ。）の発行を担当する者で次の各号に掲げる基準に該当するものを、その者の申請に基づき、教科用図書発行者として指定する。</p> <p>一 次のいずれかに掲げる者でないものであること。</p> <p>イ 破産者で復権を得ないもの</p> <p>ロ 次条の規定により指定を取り消された日から三年を経過していない者</p> <p>ハ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関し刑法（明治四十年法律第四十五号）第百九十八条若しくは第二百三十三条の罪、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条第一項（同項第十一号に係る部分に限る。）若しくは同条第二項（同条第一項第十一号に係る部分に限る。）の罪若しくは公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成十二年法律第百三十号）第四条の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過していない者</p>

<p>二 法人で、その役員のうちイから八までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>ホ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人がイからニまでのいずれかに該当するもの</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>二 法人で、その役員のうちイから八までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>ホ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人で、その法定代理人がイからニまでのいずれかに該当するもの</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

改正案	現行
<p>（欠格条項）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、技術士又は技術士補となることができない。</p> <p>一 心身の故障により技術士又は技術士補の業務を適正に行うことができない者として文部科学省令で定めるもの</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者</p> <p>三 六（略）</p>	<p>（欠格条項）</p> <p>第三条 次のいずれかに該当する者は、技術士又は技術士補となることができない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者</p> <p>三 六（略）</p>

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 文化庁長官は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ 心身の故障により著作権等管理事業者の役員の職務を適正に行うことができない者として文部科学省令で定めるもの</p> <p>ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ハ～ホ（略）</p> <p>六（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 文化庁長官は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>ロ 破産者で復権を得ないもの</p> <p>ハ～ホ（略）</p> <p>六（略）</p> <p>2（略）</p>

【厚生労働省関係】

職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）（第七十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第三十二条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第三十条第一項の許可をしてはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 心身の故障により有料の職業紹介事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>五十三（略）</p> <p>（許可の有効期間等）</p> <p>第三十二条の六（略）</p> <p>25（略）</p> <p>6 第三十条第二項から第四項まで、第三十一条第二項及び第三十二条（第五号から第八号までを除く。）の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。</p> <p>（許可の取消し等）</p>	<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第三十二条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第三十条第一項の許可をしてはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>（新設）</p> <p>四十二（略）</p> <p>（許可の有効期間等）</p> <p>第三十二条の六（略）</p> <p>25（略）</p> <p>6 第三十条第二項から第四項まで、第三十一条第二項及び第三十二条（第四号から第七号までを除く。）の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。</p> <p>（許可の取消し等）</p>

第三十二条の九 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 第三十二条各号（第五号から第八号までを除く。）のいずれかに該当しているとき。

- 二・三（略）
- 2（略）

（職業紹介責任者）

第三十二条の十四 有料職業紹介事業者は、職業紹介に関し次に掲げる事項を統括管理させ、及び従業者に対する職業紹介の適正な遂行に必要な教育を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、第三十二条第一号、第二号及び第四号から第九号までに該当しない者（未成年者を除き、有料の職業紹介事業の管理を適正に行うに足りる能力を有する者として、厚生労働省令で定める基準に適合するものに限る。）のうちから職業紹介責任者を選任しなければならない。

- 一～四（略）

（無料職業紹介事業）

- 第三十三条（略）
- 2～4（略）

5 第三十条第二項から第四項まで、第三十一条第二項及び第三十二条（第五号から第八号までを除く。）の規定は、前項において準用する第三

第三十二条の九 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 第三十二条各号（第四号から第七号までを除く。）のいずれかに該当しているとき。

- 二・三（略）
- 2（略）

（職業紹介責任者）

第三十二条の十四 有料職業紹介事業者は、職業紹介に関し次に掲げる事項を統括管理させ、及び従業者に対する職業紹介の適正な遂行に必要な教育を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、第三十二条第一号から第八号までに該当しない者（未成年者を除き、有料の職業紹介事業の管理を適正に行うに足りる能力を有する者として、厚生労働省令で定める基準に適合するものに限る。）のうちから職業紹介責任者を選任しなければならない。

- 一～四（略）

（無料職業紹介事業）

- 第三十三条（略）
- 2～4（略）

5 第三十条第二項から第四項まで、第三十一条第二項及び第三十二条（第四号から第七号までを除く。）の規定は、前項において準用する第三

十二条の六第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

(特別の法人の行う無料職業紹介事業)

第三十三条の三 (略)

2 第三十条第二項から第四項まで、第三十二条、第三十二条の四第二項、第三十二条の七第一項及び第二項、第三十二条の八第一項、第三十二条の九、第三十二条の十並びに第三十二条の十二から第三十二条の十六までの規定は、前項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした法人について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第三十二条の九、第三十条第一項の許可	当該無料の職業紹介事業の廃止を、当該無料の職業紹介事業(二以上の事業所を設けて無料の職業紹介事業を行う場合にあつては、各事業所ごとの無料の職業紹介事業。以下この項において同じ。)
第一項	を取り消す	の開始の当時第三十二条第五号から第八号までに該当するときは当該無

十二条の六第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

(特別の法人の行う無料職業紹介事業)

第三十三条の三 (略)

2 第三十条第二項から第四項まで、第三十二条、第三十二条の四第二項、第三十二条の七第一項及び第二項、第三十二条の八第一項、第三十二条の九、第三十二条の十並びに第三十二条の十二から第三十二条の十六までの規定は、前項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした法人について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第三十二条の九、第三十条第一項の許可	当該無料の職業紹介事業の廃止を、当該無料の職業紹介事業(二以上の事業所を設けて無料の職業紹介事業を行う場合にあつては、各事業所ごとの無料の職業紹介事業。以下この項において同じ。)
第一項	を取り消す	の開始の当時第三十二条第四号から第七号までに該当するときは当該無

<p>(略)</p>	<p>料の職業紹介事業の廃止 を、命ずる</p>
<p>(略)</p>	<p>料の職業紹介事業の廃止 を、命ずる</p>

改正案	現行
<p>第十八条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となることができない。</p> <p>一 心身の故障により保育士の業務を適正に行つことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>二 五（略）</p> <p>第三十四条の二十 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない。</p> <p>（削る）</p> <p>一 三（略）</p> <p>2 都道府県知事は、養育里親若しくは養子縁組里親又はその同居人が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該養育里親又は養子縁組里親を直ちに養育里親名簿又は養子縁組里親名簿から抹消しなければならない。</p>	<p>第十八条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となることができない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 五（略）</p> <p>第三十四条の二十 本人又はその同居人が次の各号（同居人にあつては、第一号を除く。）のいずれかに該当する者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 四（略）</p> <p>2 都道府県知事は、養育里親若しくは養子縁組里親又はその同居人が前項各号（同居人にあつては、同項第一号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、当該養育里親又は養子縁組里親を直ちに養育里親名簿又は養子縁組里親名簿から抹消しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>第五条（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者には、大麻取扱者免許を与えない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>三 未成年者</p> <p>四 心身の故障により大麻取扱者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p>	<p>第五条（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者には、大麻取扱者免許を与えない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>三 成年被後見人、被保佐人又は未成年者（新設）</p>

改正案	現行
<p>第三条（略）</p> <p>2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。</p> <p>一 心身の故障により旅館業を適正に行つことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>二 八（略）</p> <p>三 六（略）</p>	<p>第三条（略）</p> <p>2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 八（略）</p> <p>三 六（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（役員の資格等）</p> <p>第二十九条の三 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>三 （略）</p> <p>四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（役員の資格等）</p> <p>第二十九条の三 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>三 （略）</p> <p>四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>第三条 未成年者には、免許を与えない。</p> <p>第五条 厚生労働省に医籍を備え、登録年月日、第七条第一項の規定による処分に関する事項その他の医師免許に関する事項を登録する。</p> <p>第七条 （削る）</p> <p>医師が第四条各号のいずれかに該当し、又は医師としての品位を損ずるような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>2 前項の規定による取消処分を受けた者（第四条第三号若しくは第四号に該当し、又は医師としての品位を損ずるような行為のあつた者として同項の規定による取消処分を受けた者にあつては、その処分の日から起算して五年を経過しない者を除く。）であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他の後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第六条第一項及び第二項の規定を準用する。</p> <p>3 厚生労働大臣は、前二項に規定する処分をするに当たつては、あらか</p>	<p>第三条 未成年者、成年被後見人又は被保佐人には、免許を与えない。</p> <p>第五条 厚生労働省に医籍を備え、登録年月日、第七条第一項又は第二項の規定による処分に関する事項その他の医師免許に関する事項を登録する。</p> <p>第七条 医師が、<u>第三条に該当するときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消す。</u></p> <p>2 医師が第四条各号のいずれかに該当し、又は医師としての品位を損ずるような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>3 前二項の規定による取消処分を受けた者（第四条第三号若しくは第四号に該当し、又は医師としての品位を損ずるような行為のあつた者として前項の規定による取消処分を受けた者にあつては、その処分の日から起算して五年を経過しない者を除く。）であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他の後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、<u>第六条第一項及び第二項の規定を準用する。</u></p> <p>4 厚生労働大臣は、前三項に規定する処分をなすに当たつては、あらかじ</p>

じめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

4| 厚生労働大臣は、第一項の規定による免許の取消処分をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する意見の聴取を行うことを求め、当該意見の聴取をもつて、厚生労働大臣による聴聞に代えることができる。

5・6 (略)

7| 都道府県知事は、第四項の規定により意見の聴取を行う場合において、第五項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該調書及び報告書の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。

8| (略)

9| 厚生労働大臣は、当該処分決定をするときは、第七項の規定により提出された意見書並びに調書及び報告書の写しの内容を十分参酌してこれをしなければならない。

10| 厚生労働大臣は、第一項の規定による医業の停止の命令をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行うことを求め、当該弁明の聴取をもつて、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えることができる。

11| 前項の規定により弁明の聴取を行う場合において、都道府県知事は、弁明の聴取を行うべき日時までに相当な期間において、当該処分に係る者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 第一項の規定を根拠として当該処分をしようとする旨及びその内容

め、医道審議会の意見を聴かなければならない。

5| 厚生労働大臣は、第一項又は第二項の規定による免許の取消処分をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する意見の聴取を行うことを求め、当該意見の聴取をもつて、厚生労働大臣による聴聞に代えることができる。

6・7 (略)

8| 都道府県知事は、第五項の規定により意見の聴取を行う場合において、第六項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該調書及び報告書の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。

9| (略)

10| 厚生労働大臣は、当該処分決定をするときは、第八項の規定により提出された意見書並びに調書及び報告書の写しの内容を十分参酌してこれをしなければならない。

11| 厚生労働大臣は、第二項の規定による医業の停止の命令をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行うことを求め、当該弁明の聴取をもつて、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えることができる。

12| 前項の規定により弁明の聴取を行う場合において、都道府県知事は、弁明の聴取を行うべき日時までに相当な期間において、当該処分に係る者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 第二項の規定を根拠として当該処分をしようとする旨及びその内容

二・三（略）

12| 厚生労働大臣は、第十項に規定する場合のほか、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えて、医道審議会の委員に、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行わせることができる。この場合においては、前項中「前項」とあるのは「次項」と、「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えて、同項の規定を適用する。

13| 第十一項（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

14| 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十項又は第十二項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。

15| 厚生労働大臣は、第四項又は第十項の規定により都道府県知事が意見の聴取又は弁明の聴取を行う場合においては、都道府県知事に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一〜三（略）

16| 第四項の規定により意見の聴取を行う場合における第五項において読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第十項の規定により弁明の聴取を行う場合における第十一項の通知は、それぞれ、前項の規定により通知された内容に基づいたものでなければならない。

17| 第四項若しくは第十項の規定により都道府県知事が意見の聴取若しくは弁明の聴取を行う場合又は第十二項前段の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取を行う場合における当該処分については、行政手続法第

二・三（略）

13| 厚生労働大臣は、第十一項に規定する場合のほか、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えて、医道審議会の委員に、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行わせることができる。この場合においては、前項中「前項」とあるのは「次項」と、「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えて、同項の規定を適用する。

14| 第十二項（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

15| 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十一項又は第十三項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。

16| 厚生労働大臣は、第五項又は第十一項の規定により都道府県知事が意見の聴取又は弁明の聴取を行う場合においては、都道府県知事に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一〜三（略）

17| 第五項の規定により意見の聴取を行う場合における第六項において読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第十一項の規定により弁明の聴取を行う場合における第十二項の通知は、それぞれ、前項の規定により通知された内容に基づいたものでなければならない。

18| 第五項若しくは第十一項の規定により都道府県知事が意見の聴取若しくは弁明の聴取を行う場合又は第十三項前段の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取を行う場合における当該処分については、行政手続法

第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第七条の二 厚生労働大臣は、前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた医師又は同条第二項の規定により再免許を受けようとする者に対し、医師としての倫理の保持又は医師として具有すべき知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「再教育研修」という。）を受けよう命ずることができる。

2～4 （略）

5 前条第十項から第十七項まで（第十二項を除く。）の規定は、第一項の規定による命令をしようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七条の三 厚生労働大臣は、医師について第七条第一項の規定による処分をすべきか否かを調査する必要があるときは、当該事案に係る者若しくは参考人から意見若しくは報告を徴し、診療録その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は当該職員をして当該事案に係のある病院その他の場所に立ち入り、診療録その他の物件を検査させることができる。

2・3 （略）

第八条 この章に規定するもののほか、免許の申請、医籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住所の届出に関して必要な事項は政令で、第七条第一項の処分、第七条の二第一項の再教育研修の実施、同条第二項の医籍の登録並びに同条第三項の再教育研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関して必要な事項

第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第七条の二 厚生労働大臣は、前条第二項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた医師又は同条第三項の規定により再免許を受けようとする者に対し、医師としての倫理の保持又は医師として具有すべき知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「再教育研修」という。）を受けよう命ずることができる。

2～4 （略）

5 前条第十一項から第十八項まで（第十三項を除く。）の規定は、第一項の規定による命令をしようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七条の三 厚生労働大臣は、医師について第七条第二項の規定による処分をすべきか否かを調査する必要があるときは、当該事案に係る者若しくは参考人から意見若しくは報告を徴し、診療録その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は当該職員をして当該事案に係のある病院その他の場所に立ち入り、診療録その他の物件を検査させることができる。

2・3 （略）

第八条 この章に規定するもののほか、免許の申請、医籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住所の届出に関して必要な事項は政令で、第七条の二第一項の再教育研修の実施、同条第二項の医籍の登録並びに同条第三項の再教育研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関して必要な事項は厚生労働省令で定め

は厚生労働省令で定める。

第三十条の三 第六条第三項、第七条第四項及び第八項前段、同条第十項及び第十一項（これらの規定を第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、第七条第五項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八條第一項及び第三項、第十九條第一項、第二十条第六項並びに第二十四條第三項並びに第七条第八項後段において準用する同法第二十二條第三項において準用する同法第十五條第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十二条 第七条第一項の規定により医業の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、医業を行ったものは、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

る。

第三十条の三 第六条第三項、第七条第五項及び第九項前段、同条第十一項及び第十二項（これらの規定を第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、第七条第六項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八條第一項及び第三項、第十九條第一項、第二十条第六項並びに第二十四條第三項並びに第七条第九項後段において準用する同法第二十二條第三項において準用する同法第十五條第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十二条 第七条第二項の規定により医業の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、医業を行ったものは、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

改正案	現行
<p>第三条 未成年者には、免許を与えない。</p> <p>第五条 厚生労働省に歯科医籍を備え、登録年月日、第七条第一項の規定による処分に関する事項その他の歯科医師免許に関する事項を登録する。</p> <p>第七条 （削る）</p> <p>歯科医師が第四条各号のいずれかに該当し、又は歯科医師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>2 前項の規定による取消処分を受けた者（第四条第三号若しくは第四号に該当し、又は歯科医師としての品位を損するような行為のあつた者として同項の規定による取消処分を受けた者にあつては、その処分の日から起算して五年を経過しない者を除く。）であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他の後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第六条第一項及び第二項の規定を準用する。</p> <p>3 厚生労働大臣は、前二項に規定する処分をするに当たつては、あらか</p>	<p>第三条 未成年者、成年被後見人又は被保佐人には、免許を与えない。</p> <p>第五条 厚生労働省に歯科医籍を備え、登録年月日、第七条第一項又は第二項の規定による処分に関する事項その他の歯科医師免許に関する事項を登録する。</p> <p>第七条 歯科医師が、第三条に該当するときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消す。</p> <p>2 歯科医師が第四条各号のいずれかに該当し、又は歯科医師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>3 前二項の規定による取消処分を受けた者（第四条第三号若しくは第四号に該当し、又は歯科医師としての品位を損するような行為のあつた者として前項の規定による取消処分を受けた者にあつては、その処分の日から起算して五年を経過しない者を除く。）であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他の後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第六条第一項及び第二項の規定を準用する。</p> <p>4 厚生労働大臣は、前三項に規定する処分をなすに当たつては、あらかじ</p>

じめ医道審議会の意見を聴かなければならない。

- 4| 厚生労働大臣は、第一項の規定による免許の取消処分をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する意見の聴取を行うことを求め、当該意見の聴取をもつて、厚生労働大臣による聴聞に代えることができる。

5・6 (略)

- 7| 都道府県知事は、第四項の規定により意見の聴取を行う場合において、第五項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該調書及び報告書の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。

8| (略)

- 9| 厚生労働大臣は、当該処分決定をするときは、第七項の規定により提出された意見書並びに調書及び報告書の写しの内容を十分参酌してこれをしなければならない。

- 10| 厚生労働大臣は、第一項の規定による歯科医業の停止の命令をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行うことを求め、当該弁明の聴取をもつて、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えることができる。

- 11| 前項の規定により弁明の聴取を行う場合において、都道府県知事は、弁明の聴取を行うべき日時までに相当な期間において、当該処分に係る者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 第一項の規定を根拠として当該処分をしようとする旨及びその内容

め医道審議会の意見を聴かなければならない。

- 5| 厚生労働大臣は、第一項又は第二項の規定による免許の取消処分をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する意見の聴取を行うことを求め、当該意見の聴取をもつて、厚生労働大臣による聴聞に代えることができる。

6・7 (略)

- 8| 都道府県知事は、第五項の規定により意見の聴取を行う場合において、第六項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該調書及び報告書の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。

9| (略)

- 10| 厚生労働大臣は、当該処分決定をするときは、第八項の規定により提出された意見書並びに調書及び報告書の写しの内容を十分参酌してこれをしなければならない。

- 11| 厚生労働大臣は、第二項の規定による歯科医業の停止の命令をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行うことを求め、当該弁明の聴取をもつて、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えることができる。

- 12| 前項の規定により弁明の聴取を行う場合において、都道府県知事は、弁明の聴取を行うべき日時までに相当な期間において、当該処分に係る者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 第二項の規定を根拠として当該処分をしようとする旨及びその内容

二・三（略）

12| 厚生労働大臣は、第十項に規定する場合のほか、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えて、医道審議会の委員に、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行わせることができる。この場合においては、前項中「前項」とあるのは「次項」と、「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えて、同項の規定を適用する。

13| 第十一項（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

14| 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十項又は第十二項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。

15| 厚生労働大臣は、第四項又は第十項の規定により都道府県知事が意見の聴取又は弁明の聴取を行う場合においては、都道府県知事に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一〜三（略）

16| 第四項の規定により意見の聴取を行う場合における第五項において読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第十項の規定により弁明の聴取を行う場合における第十一項の通知は、それぞれ、前項の規定により通知された内容に基づいたものでなければならない。

17| 第四項若しくは第十項の規定により都道府県知事が意見の聴取若しくは弁明の聴取を行う場合又は第十二項前段の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取を行う場合における当該処分については、行政手続法第

二・三（略）

13| 厚生労働大臣は、第十一項に規定する場合のほか、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えて、医道審議会の委員に、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行わせることができる。この場合においては、前項中「前項」とあるのは「次項」と、「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えて、同項の規定を適用する。

14| 第十二項（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

15| 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十一項又は第十三項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。

16| 厚生労働大臣は、第五項又は第十一項の規定により都道府県知事が意見の聴取又は弁明の聴取を行う場合においては、都道府県知事に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一〜三（略）

17| 第五項の規定により意見の聴取を行う場合における第六項において読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第十一項の規定により弁明の聴取を行う場合における第十二項の通知は、それぞれ、前項の規定により通知された内容に基づいたものでなければならない。

18| 第五項若しくは第十一項の規定により都道府県知事が意見の聴取若しくは弁明の聴取を行う場合又は第十三項前段の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取を行う場合における当該処分については、行政手続法

第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第七条の二 厚生労働大臣は、前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた歯科医師又は同条第二項の規定により再免許を受けようとする者に対し、歯科医師としての倫理の保持又は歯科医師として具有すべき知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「再教育研修」という。）を受けよう命ずることができる。

2・4（略）

5 前条第十項から第十七項まで（第十二項を除く。）の規定は、第一項の規定による命令をしようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七条の三 厚生労働大臣は、歯科医師について第七条第一項の規定による処分をすべきか否かを調査する必要があるときは、当該事案に係る者若しくは参考人から意見若しくは報告を徴し、診療録その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は当該職員をして当該事案に係る病院その他の場所に立ち入り、診療録その他の物件を検査させることができる。

2・3（略）

第八条 この章に規定するもののほか、免許の申請、歯科医籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住居の届出に關して必要な事項は政令で、第七条第一項の処分、第七条の二第一項の再教育研修の実施、同条第二項の歯科医籍の登録並びに同条第三項の再教育研修了登録証の交付、書換交付及び再交付に關して必

第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第七条の二 厚生労働大臣は、前条第二項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた歯科医師又は同条第三項の規定により再免許を受けようとする者に対し、歯科医師としての倫理の保持又は歯科医師として具有すべき知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「再教育研修」という。）を受けよう命ずることができる。

2・4（略）

5 前条第十一項から第十八項まで（第十三項を除く。）の規定は、第一項の規定による命令をしようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七条の三 厚生労働大臣は、歯科医師について第七条第二項の規定による処分をすべきか否かを調査する必要があるときは、当該事案に係る者若しくは参考人から意見若しくは報告を徴し、診療録その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は当該職員をして当該事案に係る病院その他の場所に立ち入り、診療録その他の物件を検査させることができる。

2・3（略）

第八条 この章に規定するもののほか、免許の申請、歯科医籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住居の届出に關して必要な事項は政令で、第七条の二第一項の再教育研修の実施、同条第二項の歯科医籍の登録並びに同条第三項の再教育研修了登録証の交付、書換交付及び再交付に關して必要な事項は厚生労働省

要な事項は厚生労働省令で定める。

第二十八条の三 第六条第三項、第七条第四項及び第八項前段、同条第十項及び第十一項（これらの規定を第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、第七条第五項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項並びに第七条第八項後段において準用する同法第二十二条第三項において準用する同法第十五条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十条 第七条第一項の規定により歯科医業の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、歯科医業を行ったものは、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

附則

第三十四条（略）

2 前項に規定する医師は、第六条第三項、第七条第一項（免許の取消しに関する事項を除く。）、第十七条及び第十九条から第二十三条までの規定の適用については、これを歯科医師とみなす。

令で定める。

第二十八条の三 第六条第三項、第七条第五項及び第九項前段、同条第十項及び第十二項（これらの規定を第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、第七条第六項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項並びに第七条第九項後段において準用する同法第二十二条第三項において準用する同法第十五条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十条 第七条第二項の規定により歯科医業の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、歯科医業を行ったものは、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

附則

第三十四条（略）

2 前項に規定する医師は、第六条第三項、第七条第二項（免許の取消しに関する事項を除く。）、第十七条及び第十九条から第二十三条までの規定の適用については、これを歯科医師とみなす。

改正案	現行
<p>第四十六条の四（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、医療法人の評議員となることができない。</p> <p>一 法人</p> <p>二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>三・四（略）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>第四十六条の四（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、医療法人の評議員となることができない。</p> <p>一 法人</p> <p>二 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>三・四（略）</p> <p>3・4（略）</p>

改正案	現行
<p>（医療保護入院） 第三十三条（略）</p> <p>2 前項の「家族等」とは、当該精神障害者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該精神障害者に対して訴訟をしている者又はした者並びにその配偶者及び直系血族</p> <p>三（略）</p> <p>四 <u>心身の故障により前項の規定による同意又は不同意の意思表示を適切に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</u></p> <p>五（略）</p> <p>3～7（略）</p>	<p>（医療保護入院） 第三十三条（略）</p> <p>2 前項の「家族等」とは、当該精神障害者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該精神障害者に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者及び直系血族</p> <p>三（略）</p> <p>四 <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>五（略）</p> <p>3～7（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（評議員の資格等）</p> <p>第四十条 次に掲げる者は、評議員となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>三〇五 （略）</p> <p>二〇五 （略）</p> <p>（配分委員会）</p> <p>第百十五条 寄附金の公正な配分に資するため、共同募金会に配分委員会を置く。</p> <p>2 第四十条第一項の規定は、配分委員会の委員について準用する。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（評議員の資格等）</p> <p>第四十条 次に掲げる者は、評議員となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>三〇五 （略）</p> <p>二〇五 （略）</p> <p>（配分委員会）</p> <p>第百十五条 寄附金の公正な配分に資するため、共同募金会に配分委員会を置く。</p> <p>2 第四十条第一項各号のいずれかに該当する者は、配分委員会の委員となることができない。</p> <p>3・4 （略）</p>

改正案	現行
<p>（免許）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことができる。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>（削る）</p> <p>四 六（略）</p> <p>（免許）</p> <p>第五十条（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、免許を与えないことができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次のイからへまでのいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過していない者</p> <p>ハ（略）</p> <p>（削る）</p> <p>二 ホ（略）</p>	<p>（免許）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことができる。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 成年被後見人</p> <p>五 七（略）</p> <p>（免許）</p> <p>第五十条（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、免許を与えないことができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次のイからトまでのいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過していない者</p> <p>ハ（略）</p> <p>二 成年被後見人</p> <p>ホ へ（略）</p>

へ 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

(免許等の取消し等)

第五十一条 厚生労働大臣は、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者について、都道府県知事は、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者について、これらの者がこの法律の規定、この法律の規定に基づく厚生労働大臣若しくは都道府県知事の処分若しくは免許若しくは許可に付した条件に違反したとき、又は第三条第三項第二号から第六号までの各号のいずれかに該当するに至つたときは、その免許を取り消し、又は期間を定めて、麻薬に関する業務若しくは研究の停止を命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造業者又は向精神薬使用業者について、都道府県知事は、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者について、これらの者がこの法律の規定、この法律の規定に基づく厚生労働大臣若しくは都道府県知事の処分若しくは免許若しくは許可に付した条件に違反したとき、又は第五十条第二項第二号口からへまでのいずれかに該当するに至つたときは、その免許を取り消し、又は期間を定めて、向精神薬に関する業務の停止を命ずることができる。

3 (略)

ト 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちイからへまでのいずれかに該当する者があるもの

(免許等の取消し等)

第五十一条 厚生労働大臣は、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者について、都道府県知事は、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者について、これらの者がこの法律の規定、この法律の規定に基づく厚生労働大臣若しくは都道府県知事の処分若しくは免許若しくは許可に付した条件に違反したとき、又は第三条第三項第二号から第七号までの各号のいずれかに該当するに至つたときは、その免許を取り消し、又は期間を定めて、麻薬に関する業務若しくは研究の停止を命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造業者又は向精神薬使用業者について、都道府県知事は、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者について、これらの者がこの法律の規定、この法律の規定に基づく厚生労働大臣若しくは都道府県知事の処分若しくは免許若しくは許可に付した条件に違反したとき、又は第五十条第二項第二号口からトまでのいずれかに該当するに至つたときは、その免許を取り消し、又は期間を定めて、向精神薬に関する業務の停止を命ずることができる。

3 (略)

改 正 案	現 行
<p>（欠格事由）</p> <p>第十三条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項又は第二項の許可を与えない。</p> <p>一 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>二 （略）</p> <p>（許可の取消し）</p> <p>第四十二条 厚生労働大臣は、けし栽培者が第十三条第二号に該当するに至つたときは、その許可を取り消さなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第十三条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項又は第二項の許可を与えない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>三 （略）</p> <p>（許可の取消し）</p> <p>第四十二条 厚生労働大臣は、けし栽培者が第十三条第二号又は第三号に該当するに至つたときは、その許可を取り消さなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>第二十五条の三 水道事業者は、第十六条の二第一項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>イ 心身の故障により給水装置工事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ハ 水（略）</p> <p>ヘ 法人であつて、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>2（略）</p>	<p>第二十五条の三 水道事業者は、第十六条の二第一項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの（新設）</p> <p>ロ 二（略）</p> <p>ホ 法人であつて、その役員のうちイから二までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>2（略）</p>

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）（第八十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（許可の基準）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の許可を与えないことができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三（略）</p> <p>イ二（略）</p> <p>ホ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者</p> <p>へ（略）</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の許可を与えないことができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三（略）</p> <p>イ二（略）</p> <p>ホ 成年被後見人又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者</p> <p>へ（略）</p>

改正案	現行
<p>（絶対的欠格事由）</p> <p>第四条 未成年者には、免許を与えない。</p> <p>（薬剤師名簿）</p> <p>第六条 厚生労働省に薬剤師名簿を備え、登録年月日、第八条第一項の規定による処分に関する事項その他の免許に関する事項を登録する。</p> <p>（免許の取消し等）</p> <p>第八条 （削る）</p> <p>薬剤師が、第五条各号のいずれかに該当し、又は薬剤師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 都道府県知事は、<u>薬剤師について前項の処分が行われる必要があると認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。</u></p> <p>3 第一項の規定により免許を取り消された者（<u>第五条第三号若しくは第四号に該当し、又は薬剤師としての品位を損するような行為のあつた者</u>）</p>	<p>（絶対的欠格事由）</p> <p>第四条 未成年者、<u>成年被後見人又は被保佐人には、免許を与えない。</u></p> <p>（薬剤師名簿）</p> <p>第六条 厚生労働省に薬剤師名簿を備え、登録年月日、<u>第八条第一項又は第二項の規定による処分に関する事項その他の免許に関する事項を登録する。</u></p> <p>（免許の取消し等）</p> <p>第八条 <u>薬剤師が、成年被後見人又は被保佐人になつたときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消す。</u></p> <p>2 薬剤師が、第五条各号のいずれかに該当し、又は薬剤師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>3 都道府県知事は、<u>薬剤師について前二項の処分が行なわれる必要があると認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。</u></p> <p>4 第一項又は第二項の規定により免許を取り消された者（<u>第五条第三号若しくは第四号に該当し、又は薬剤師としての品位を損するような行為</u>）</p>

として第一項の規定により免許を取り消された者にあつては、その取消の日から起算して五年を経過しない者を除く。）であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたときその他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第七条の規定を準用する。

4| 厚生労働大臣は、第一項及び前項に規定する処分をするに当たつては、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

5| 厚生労働大臣は、第一項の規定による免許の取消処分をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する意見の聴取を行うことを求め、当該意見の聴取をもつて、厚生労働大臣による聴聞に代えることができる。

6・7 (略)

8| 都道府県知事は、第五項の規定により意見の聴取を行う場合において、第六項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該調書及び報告書の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。

9| (略)

10| 厚生労働大臣は、当該処分決定をするときは、第八項の規定により提出された意見書並びに調書及び報告書の写しの内容を十分参酌してこ

のあつた者として第二項の規定により免許を取り消された者にあつては、その取消しの日から起算して五年を経過しない者を除く。）であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第七条の規定を準用する。

5| 厚生労働大臣は、第一項、第二項及び前項に規定する処分をするに当たつては、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

6| 厚生労働大臣は、第一項又は第二項の規定による免許の取消処分をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する意見の聴取を行うことを求め、当該意見の聴取をもつて、厚生労働大臣による聴聞に代えることができる。

7・8 (略)

9| 都道府県知事は、第六項の規定により意見の聴取を行う場合において、第七項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該調書及び報告書の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。

10| (略)

11| 厚生労働大臣は、当該処分決定をするときは、第九項の規定により提出された意見書並びに調書及び報告書の写しの内容を十分参酌してこ

れをしなければならない。

11| 厚生労働大臣は、第一項の規定による業務の停止の命令をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行うことを求め、当該弁明の聴取をもつて、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えることができる。

12| 前項の規定により弁明の聴取を行う場合において、都道府県知事は、弁明の聴取を行うべき日時までに相当な期間において、当該処分に係る者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 第一項の規定を根拠として当該処分をしようとする旨及びその内容
二・三 (略)

13| 厚生労働大臣は、第十一項に規定する場合のほか、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えて、医道審議会の委員に、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行わせることができる。この場合においては、前項中「前項」とあるのは「次項」と、「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えて、同項の規定を適用する。

14| 第十二項(前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

15| 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十一項又は第十三項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

この場合において、当該処分についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。

れをしなければならない。

12| 厚生労働大臣は、第二項の規定による業務の停止の命令をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行うことを求め、当該弁明の聴取をもつて、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えることができる。

13| 前項の規定により弁明の聴取を行う場合において、都道府県知事は、弁明の聴取を行うべき日時までに相当な期間において、当該処分に係る者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 第二項の規定を根拠として当該処分をしようとする旨及びその内容
二・三 (略)

14| 厚生労働大臣は、第十二項に規定する場合のほか、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えて、医道審議会の委員に、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行わせることができる。この場合においては、前項中「前項」とあるのは「次項」と、「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えて、同項の規定を適用する。

15| 第十三項(前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

16| 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十二項又は第十四項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

この場合において、当該処分についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。

16| 厚生労働大臣は、第五項又は第十一項の規定により都道府県知事が意見の聴取又は弁明の聴取を行う場合においては、都道府県知事に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一～三 (略)

17| 第五項の規定により意見の聴取を行う場合における第六項において読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第十一項の規定により弁明の聴取を行う場合における第十二項の通知は、それぞれ、前項の規定により通知された内容に基づいたものでなければならない。

18| 第五項若しくは第十一項の規定により都道府県知事が意見の聴取若しくは弁明の聴取を行う場合又は第十三項前段の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取を行う場合における当該処分については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(再教育研修)

第八条の二 厚生労働大臣は、前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた薬剤師又は同条第三項の規定により再免許を受けようとする者に対し、薬剤師としての倫理の保持又は薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの(以下「再教育研修」という。)を受けよう命ずることができる。

2～4 (略)

5 前条第十一項から第十八項まで(第十三項を除く。)の規定は、第一項の規定による命令をしようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

17| 厚生労働大臣は、第六項又は第十二項の規定により都道府県知事が意見の聴取又は弁明の聴取を行う場合においては、都道府県知事に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一～三 (略)

18| 第六項の規定により意見の聴取を行う場合における第七項において読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第十二項の規定により弁明の聴取を行う場合における第十三項の通知は、それぞれ、前項の規定により通知された内容に基づいたものでなければならない。

19| 第六項若しくは第十二項の規定により都道府県知事が意見の聴取若しくは弁明の聴取を行う場合又は第十四項前段の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取を行う場合における当該処分については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(再教育研修)

第八条の二 厚生労働大臣は、前条第二項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた薬剤師又は同条第四項の規定により再免許を受けようとする者に対し、薬剤師としての倫理の保持又は薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの(以下「再教育研修」という。)を受けよう命ずることができる。

2～4 (略)

5 前条第十二項から第十九項まで(第十四項を除く。)の規定は、第一項の規定による命令をしようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(調査のための権限)

第八条の三 厚生労働大臣は、薬剤師について第八条第一項の規定による処分をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、当該事案に関係する者若しくは参考人から意見若しくは報告を徴し、調剤録その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は当該職員をして当該事案に係のある薬局その他の場所に立ち入り、調剤録その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(政令等への委任)

第十条 この章に規定するもののほか、免許の申請、薬剤師名簿の登録、訂正及び消除並びに免許証の交付、書換交付、再交付及び返納に関し必要な事項は政令で、第八条第一項の処分、第八条の二第一項の再教育研修の実施、同条第二項の薬剤師名簿の登録並びに同条第三項の再教育研修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関して必要な事項は厚生労働省令で定める。

(事務の区分)

第二十八条の三 第八条第五項及び第九項前段、同条第十一項及び第十二項(これらの規定を第八条の二第五項において準用する場合を含む。)、第八条第六項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項(同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。)、第十六条第

(調査のための権限)

第八条の三 厚生労働大臣は、薬剤師について第八条第二項の規定による処分をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、当該事案に関係する者若しくは参考人から意見若しくは報告を徴し、調剤録その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は当該職員をして当該事案に係のある薬局その他の場所に立ち入り、調剤録その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(政令等への委任)

第十条 この章に規定するもののほか、免許の申請、薬剤師名簿の登録、訂正及び消除並びに免許証の交付、書換交付、再交付及び返納に関し必要な事項は政令で、第八条の二第一項の再教育研修の実施、同条第二項の薬剤師名簿の登録並びに同条第三項の再教育研修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関して必要な事項は厚生労働省令で定める。

(事務の区分)

第二十八条の三 第八条第六項及び第十項前段、同条第十二項及び第十三項(これらの規定を第八条の二第五項において準用する場合を含む。)、第八条第七項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項(同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。)、第十六条第

四項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項、第八条第九項後段において準用する同法第二十二條第三項において準用する同法第十五条第三項並びに第九条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第八条第一項の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行つたもの

二（略）

四項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項、第八条第十項後段において準用する同法第二十二條第三項において準用する同法第十五条第三項並びに第九条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第八条第二項の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行つたもの

二（略）

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有しない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（削る）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>五 前号に掲げる法令以外の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しないもの</p> <p>六〇八 （略）</p> <p>（登録の抹消）</p> <p>第十四条の十 連合会は、社会保険労務士が次の各号のいずれかに該当したときは、遅滞なく、その登録を抹消しなければならない。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 前号に規定するもののほか、<u>第五条第二号から第五号まで、第七号及び第八号のいずれかに該当することとなつたことその他の理由により社会保険労務士となる資格を有しないこととなつたとき。</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有しない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>三 破産者で復権を得ないもの</p> <p>四・五 （略）</p> <p>六 前号に掲げる法令以外の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しないもの</p> <p>七〇九 （略）</p> <p>（登録の抹消）</p> <p>第十四条の十 連合会は、社会保険労務士が次の各号の一に該当したときは、遅滞なく、その登録を抹消しなければならない。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 前号に規定するもののほか、<u>第五条第二号から第六号まで、第八号及び第九号の一に該当することとなつたことその他の理由により社会保険労務士となる資格を有しないこととなつたとき。</u></p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（職業訓練指導員免許） 第二十八条（略） 2～4（略） 5 次の各号のいずれかに該当する者は、第三項の規定にかかわらず、職業訓練指導員免許を受けることができない。 一 心身の故障により職業訓練指導員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの 二 禁錮以上の刑に処せられた者 三（略）</p> <p>（職業訓練指導員試験） 第三十条（略） 2～5（略） 6 第二十八条第五項第二号又は第三号に該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。</p> <p>（キャリアコンサルタントの登録） 第三十条の十九（略） 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。</p>	<p>（職業訓練指導員免許） 第二十八条（略） 2～4（略） 5 次の各号のいずれかに該当する者は、第三項の規定にかかわらず、職業訓練指導員免許を受けることができない。 一 成年被後見人又は被保佐人 二 禁錮以上の刑に処せられた者 三（略）</p> <p>（職業訓練指導員試験） 第三十条（略） 2～5（略） 6 第二十八条第五項各号のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。</p> <p>（キャリアコンサルタントの登録） 第三十条の十九（略） 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。</p>

<p>ない。</p> <p>一 心身の故障によりキャリアアコンサルタントの業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>二 四 (略)</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>ない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 四 (略)</p> <p>三・四 (略)</p>
--	--

改 正 案	現 行
<p>（登録） 第八十四条（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。</p> <p>一 心身の故障により労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>二（略）</p> <p>三 この法律及びこれに基づく命令以外の法令の規定に違反して、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>四（略）</p>	<p>（登録） 第八十四条（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二（略）</p> <p>三 この法律及びこれに基づく命令以外の法令の規定に違反して、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>四（略）</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（欠格条項）</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、作業環境測定士となることができない。</p> <p>一 心身の故障により作業環境測定士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（欠格条項）</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、作業環境測定士となることができない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二・三（略）</p>

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第十三条 前条第三項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業主団体は、前条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 役員（法人でない事業主団体にあつては、その代表者又は管理人）のうちに次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 事業主団体が第十八条第一項の許可を受けて建設業務有料職業紹介事業を行おうとする場合にあつては、心身の故障により建設業務有料職業紹介事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>ハ 構成事業主が第三十一条第一項の許可を受けて建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする場合にあつては、心身の故障により建設業務労働者就業機会確保事業に関する措置を適正に実施することができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>ニ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ホ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人（法定代理人が法人であるときは、当該法人又はその役員）がイからニまでのいずれかに該当するもの</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第十三条 前条第三項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業主団体は、前条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 役員（法人でない事業主団体にあつては、その代表者又は管理人）のうちに次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>（新設）</p> <p>ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人（法定代理人が法人であるときは、当該法人又はその役員）がイ又はロに該当するもの</p>

(職業安定法の規定の読替え適用等)

第三十条 第十五条第一項に定めるもののほか、建設業務有料職業紹介事業者が行う建設業務有料職業紹介事業に関しては、職業安定法第三十条第二項から第六項まで及び第三十一条から第三十二条の十までの規定は適用しないものとし、同法他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第三十二条の十	第三十二条第一号、第二号及び第四号から第九号まで	建設労働法第十三条第四号イ及び二
四		
(略)		

2 (略)

(許可の欠格事由)

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する構成事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。

- 一・二 (略)
- 三 心身の故障により建設業務労働者就業機会確保事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 五・七 (略)

(職業安定法の規定の読替え適用等)

第三十条 第十五条第一項に定めるもののほか、建設業務有料職業紹介事業者が行う建設業務有料職業紹介事業に関しては、職業安定法第三十条第二項から第六項まで及び第三十一条から第三十二条の十までの規定は適用しないものとし、同法他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第三十二条の十	第三十二条第一号から第八号まで	建設労働法第十三条第四号イ又はロ
四		
(略)		

2 (略)

(許可の欠格事由)

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する構成事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。

- 一・二 (略)
- 三 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- (新設)
- 四・六 (略)

(許可の有効期間等)

第三十六条 (略)

2~4 (略)

5 第三十一条第二項から第四項まで、第三十二条(第五号を除く。)及び第三十三条第二項の規定は、第三項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

(許可の取消し等)

第四十条 厚生労働大臣は、送出事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十一条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第三十二条各号(第五号を除く。)のいずれかに該当しているとき。

二~五 (略)

2 (略)

(労働者派遣法の規定の読替え適用等)

第四十四条 第十五条第二項に定めるもののほか、送出事業主が行う建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、労働者派遣法第二章第二節、第二十三条第三項及び第五項、第二十三条の二、第二十六条第一項、第三十条第一項第一号及び第二項、第三十四条第一項第三号、第三十四条の二、第三十五条の三、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の三から第四十条の五まで、第四十条の六第一項第四号、第四十条

(許可の有効期間等)

第三十六条 (略)

2~4 (略)

5 第三十一条第二項から第四項まで、第三十二条(第四号を除く。)及び第三十三条第二項の規定は、第三項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

(許可の取消し等)

第四十条 厚生労働大臣は、送出事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十一条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第三十二条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当しているとき。

二~五 (略)

2 (略)

(労働者派遣法の規定の読替え適用等)

第四十四条 第十五条第二項に定めるもののほか、送出事業主が行う建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、労働者派遣法第二章第二節、第二十三条第三項及び第五項、第二十三条の二、第二十六条第一項、第三十条第一項第一号及び第二項、第三十四条第一項第三号、第三十四条の二、第三十五条の三、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の三から第四十条の五まで、第四十条の六第一項第四号、第四十条

の九、第四十七条の四、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、雇用管理責任者を労働者派遣法第三十六条に規定する派遣元責任者と、送出事業主を労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主と、受入事業主を同号に規定する派遣先とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	
	第三十六条	第六条第一号、第二号及び第四号から第九号まで
		建設労働法第三十二条第一号、第二号、第四号及び第五号

の九、第四十七条の四、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、雇用管理責任者を労働者派遣法第三十六条に規定する派遣元責任者と、送出事業主を労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主と、受入事業主を同号に規定する派遣先とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	
	第三十六条	第六条第一号から第八号まで
		建設労働法第三十二条第一号から第四号まで

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（第九十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 心身の故障により労働者派遣事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>五 十三（略）</p> <p>（許可の有効期間等）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 4（略）</p> <p>5 第五条第二項から第四項まで、第六条（第五号から第八号までを除く。）及び第七条第二項の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。</p> <p>（許可の取消し等）</p> <p>第十四条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当す</p>	<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>（新設）</p> <p>四 十二（略）</p> <p>（許可の有効期間等）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 4（略）</p> <p>5 第五条第二項から第四項まで、第六条（第四号から第七号までを除く。）及び第七条第二項の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。</p> <p>（許可の取消し等）</p> <p>第十四条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当す</p>

るときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第六条各号（第五号から第八号までを除く。）のいずれかに該当しているとき。

二 四（略）

2（略）

（派遣元責任者）

第三十六条 派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、第六条第一号、第二号及び第四号から第九号までに該当しない者（未成年者を除き、派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有する者として、厚生労働省令で定める基準に適合するものに限る。）のうちから派遣元責任者を選任しなければならない。

一 七（略）

るときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第六条各号（第四号から第七号までを除く。）のいずれかに該当しているとき。

二 四（略）

2（略）

（派遣元責任者）

第三十六条 派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、第六条第一号から第八号までに該当しない者（未成年者を除き、派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有する者として、厚生労働省令で定める基準に適合するものに限る。）のうちから派遣元責任者を選任しなければならない。

一 七（略）

改正案	現行
<p>（臨床修練の許可）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 厚生労働大臣は、許可を受けようとする者が前項各号に掲げる基準に適合していると認める場合であつても、次の各号のいずれか（外国看護師等にあつては、第二号）に該当する者には、許可を与えてはならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 外国の法令による処分であつて、<u>医師法第七条第一項</u>、<u>歯科医師法第七条第一項</u>、<u>保健師助産師看護師法第十四条第一項</u>、<u>歯科衛生士法第八条第一項</u>、<u>診療放射線技師法第九条第一項</u>若しくは<u>歯科技工士法第八条第一項</u>の規定による業務の停止の命令又は臨床検査技師等に関する法律第八条第一項、理学療法士及び作業療法士法第七条第一項、<u>視能訓練士法第八条第一項</u>、<u>臨床工学技士法第八条第一項</u>、<u>義肢装具士法第八条第一項</u>、<u>言語聴覚士法第九条第一項</u>若しくは<u>救急救命士法第九条第一項</u>の規定による名称の使用の停止の命令に相当するものを受け、当該外国においてその者が有する資格に係る業務を行うことができない者</p>	<p>（臨床修練の許可）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 厚生労働大臣は、許可を受けようとする者が前項各号に掲げる基準に適合していると認める場合であつても、次の各号のいずれか（外国看護師等にあつては、第二号）に該当する者には、許可を与えてはならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 外国の法令による処分であつて、<u>医師法第七条第二項</u>、<u>歯科医師法第七条第二項</u>、<u>保健師助産師看護師法第十四条第一項</u>、<u>歯科衛生士法第八条第一項</u>、<u>診療放射線技師法第九条第一項</u>若しくは<u>歯科技工士法第八条第一項</u>の規定による業務の停止の命令又は臨床検査技師等に関する法律第八条第一項、理学療法士及び作業療法士法第七条第一項、<u>視能訓練士法第八条第一項</u>、<u>臨床工学技士法第八条第一項</u>、<u>義肢装具士法第八条第一項</u>、<u>言語聴覚士法第九条第一項</u>若しくは<u>救急救命士法第九条第一項</u>の規定による名称の使用の停止の命令に相当するものを受け、当該外国においてその者が有する資格に係る業務を行うことができない者</p>

(削る)

4～9 (略)

(許可の取消し)

第六条 厚生労働大臣は、許可を受けた者が第三条第三項第二号に掲げる者に該当するに至つたときは、その許可を取り消すものとする。

2 (略)

(臨床修練指導医等の解任)

第十条 臨床修練病院等の開設者は、臨床修練指導医等が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該臨床修練指導医等を解任しなければならない。

一 (略)

二 医師法第七条第一項第一号若しくは第二号、歯科医師法第七条第一

項第一号若しくは第二号若しくは保健師助産師看護師法第十四条第一

項第一号若しくは第二号に掲げる戒告若しくは業務の停止、歯科衛生

士法第八条第一項、診療放射線技師法第九条第一項若しくは歯科技工

士法第八条第一項の規定による業務の停止又は臨床検査技師等に関する

法律第八条第一項、理学療法士及び作業療法士法第七条第一項、視

能訓練士法第八条第一項、臨床工学技士法第八条第一項、義肢装具士

法第八条第一項、言語聴覚士法第九条第一項若しくは救急救命士法第

三 成年被後見人又は被保佐人と外国の法令上同様に扱われている者

4～9 (略)

(許可の取消し)

第六条 厚生労働大臣は、許可を受けた者が第三条第三項各号(外国看護師等にあつては、同項第二号)に掲げる者に該当するに至つたときは、その許可を取り消すものとする。

2 (略)

(臨床修練指導医等の解任)

第十条 臨床修練病院等の開設者は、臨床修練指導医等が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該臨床修練指導医等を解任しなければならない。

一 (略)

二 医師法第七条第二項第一号若しくは第二号、歯科医師法第七条第二

項第一号若しくは第二号若しくは保健師助産師看護師法第十四条第一

項第一号若しくは第二号に掲げる戒告若しくは業務の停止、歯科衛生

士法第八条第一項、診療放射線技師法第九条第一項若しくは歯科技工

士法第八条第一項の規定による業務の停止又は臨床検査技師等に関する

法律第八条第一項、理学療法士及び作業療法士法第七条第一項、視

能訓練士法第八条第一項、臨床工学技士法第八条第一項、義肢装具士

法第八条第一項、言語聴覚士法第九条第一項若しくは救急救命士法第

九条第一項の規定による名称の使用の停止を命ぜられたとき。

(臨床教授等責任者の解任)

第二十一条の五 臨床教授等病院の開設者は、臨床教授等責任者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該臨床教授等責任者を解任しなければならない。

一 (略)

二 医師法第七条第一項第一号若しくは第二号又は歯科医師法第七条第一項第一号若しくは第二号に掲げる戒告又は業務の停止を命ぜられたとき。

九条第一項の規定による名称の使用の停止を命ぜられたとき。

(臨床教授等責任者の解任)

第二十一条の五 臨床教授等病院の開設者は、臨床教授等責任者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該臨床教授等責任者を解任しなければならない。

一 (略)

二 医師法第七条第二項第一号若しくは第二号又は歯科医師法第七条第二項第一号若しくは第二号に掲げる戒告又は業務の停止を命ぜられたとき。

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉士又は介護福祉士となることができない。</p> <p>一 <u>心身の故障により社会福祉士又は介護福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</u></p> <p>二 四（略）</p> <p>附則</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、認定特定行為業務従事者認定証の交付を行わないことができる。</p> <p>一 <u>心身の故障により特定行為の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</u></p> <p>二 五（略）</p> <p>4・5（略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉士又は介護福祉士となることができない。</p> <p>一 <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>二 四（略）</p> <p>附則</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、認定特定行為業務従事者認定証の交付を行わないことができる。</p> <p>一 <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>二 五（略）</p> <p>4・5（略）</p>

改正案	現行
<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第十三条 次の各号のいずれかに該当する事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 心身の故障により港湾労働者派遣事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>五七（略）</p> <p>（許可の有効期間等）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 4（略）</p> <p>5 第十二条第二項から第四項まで、第十三条（第五号を除く。）及び第十四条第二項の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。</p> <p>（派遣事業対象業務の種類の変更等）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2 第十二条第二項から第四項まで、第十三条（第五号を除く。）及び第</p>	<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第十三条 次の各号のいずれかに該当する事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>（新設）</p> <p>四六（略）</p> <p>（許可の有効期間等）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 4（略）</p> <p>5 第十二条第二項から第四項まで、第十三条（第四号を除く。）及び第十四条第二項の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。</p> <p>（派遣事業対象業務の種類の変更等）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2 第十二条第二項から第四項まで、第十三条（第四号を除く。）及び第</p>

十四条の規定は、前項の許可について準用する。

3・4 (略)

(許可の取消し等)

第二十一条 厚生労働大臣は、港湾派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第十三条各号(第五号を除く。)のいずれかに該当しているとき。

二 四 (略)

2 (略)

(労働者派遣法の特例)

第二十三条 港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第四条第一項第一号(同号に規定する港湾運送の業務に係る部分に限る。)、第二章第二節、第二十三条第三項から第五項まで、第二十三条の二、第二十六条第二項、第三十条第一項第一号及び第二項、第三十四条第一項第三号、第三十四条の二、第三十五条の三、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の三から第四十条の五まで、第四十条の六第一項第四号、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法その他の規定の適用については港湾派遣元事業主を労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

十四条の規定は、前項の許可について準用する。

3・4 (略)

(許可の取消し等)

第二十一条 厚生労働大臣は、港湾派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第十三条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当しているとき。

二 四 (略)

2 (略)

(労働者派遣法の特例)

第二十三条 港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第四条第一項第一号(同号に規定する港湾運送の業務に係る部分に限る。)、第二章第二節、第二十三条第三項から第五項まで、第二十三条の二、第二十六条第二項、第三十条第一項第一号及び第二項、第三十四条第一項第三号、第三十四条の二、第三十五条の三、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の三から第四十条の五まで、第四十条の六第一項第四号、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法その他の規定の適用については港湾派遣元事業主を労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	第三十六条	第六条第一号、第二号及び第四号から第九号まで	港湾労働法第十三条第一号、第二号、第四号及び第五号
-----	-------	------------------------	---------------------------

(指定等)

第二十八条 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の指定をしてはならない。

一・二 (略)

三 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過していない者

ロ 心身の故障により第三十条に規定する業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ハ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

3～5 (略)

(略)	第三十六条	第六条第一号から第八号まで	港湾労働法第十三条第一号から第四号まで
-----	-------	---------------	---------------------

(指定等)

第二十八条 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の指定をしてはならない。

一・二 (略)

三 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過していない者

ロ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(新設)

3～5 (略)

改正案	現行
<p>（許可の基準）</p> <p>第五条 都道府県知事は、第三条の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしてはならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 心身の故障により食鳥処理の事業を適正に行つことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第五条 都道府県知事は、第三条の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしてはならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 成年被後見人</p> <p>四 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（介護支援専門員の登録）</p> <p>第六十九条の二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であつて、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験（以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。）に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「介護支援専門員実務研修」という。）の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。</p> <p>一 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>三 七（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（死亡等の届出）</p> <p>第六十九条の五 第六十九条の二第一項の登録を受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知った日）から三十日以</p>	<p>（介護支援専門員の登録）</p> <p>第六十九条の二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であつて、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験（以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。）に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「介護支援専門員実務研修」という。）の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>三 七（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（死亡等の届出）</p> <p>第六十九条の五 第六十九条の二第一項の登録を受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知った日）から三十日以</p>

内に、その旨を当該登録をしている都道府県知事又は当該各号に定める者の住所地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 (略)

二 第六十九条の二第一項第一号に該当するに至った場合 本人又はその法定代理人若しくは同居の親族

三 (略)

内に、その旨を当該登録をしている都道府県知事又は当該各号に定める者の住所地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 (略)

二 第六十九条の二第一項第一号に該当するに至った場合 その後見人又は保佐人

三 (略)

改 正 案	現 行
<p>（欠格事由）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、精神保健福祉士となることができない。</p> <p>一 心身の故障により精神保健福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、精神保健福祉士となることができない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者</p> <p>三・四 （略）</p>

改正案	現行
<p>（欠格条項）</p> <p>第五十六条の七 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項本文の許可を与えない。</p> <p>一 心身の故障により二種病原体等を適正に所持することができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>三 八（略）</p> <p>九 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>十 個人で政令で定める使用人のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者のあるもの</p>	<p>（欠格条項）</p> <p>第五十六条の七 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項本文の許可を与えない。</p> <p>一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>（新設）</p> <p>二 七（略）</p> <p>八 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに第一号から第六号までのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>九 個人で政令で定める使用人のうちに第一号から第六号までのいずれかに該当する者のあるもの</p>

改正案	現行
<p>第三条の二 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を次のように改正する。 （略）</p> <p>附則第二条を附則第九条とし、附則第一条の次に次の七条を加える。 （略）</p> <p>（欠格事由）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>准介護福祉士</u>となること ができない。</p> <p>一 <u>心身の故障により准介護福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</u></p> <p>二 五 （略）</p> <p>（略）</p>	<p>第三条の二 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を次のように改正する。 （略）</p> <p>附則第二条を附則第九条とし、附則第一条の次に次の七条を加える。 （略）</p> <p>（欠格事由）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>准介護福祉士</u>となること ができない。</p> <p>一 <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>二 五 （略）</p> <p>（略）</p>

改正案	現行
<p>（許可の基準）</p> <p>第十八条 厚生労働大臣は、前条の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 心身の故障によりその事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ハ・ニ（略）</p> <p>ホ 法人でその役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>（許可の取消し等）</p> <p>第二十七条 厚生労働大臣は、骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第十八条第五号イから八まで又はホのいずれかに該当するに至ったとき。</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第十八条 厚生労働大臣は、前条の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>（新設）</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>ニ 法人でその役員のうちイから八までのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>（許可の取消し等）</p> <p>第二十七条 厚生労働大臣は、骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第十八条第五号イ、ロ又はニのいずれかに該当するに至ったとき。</p>

二・三 (略)

(許可の基準)

第三十一条 厚生労働大臣は、前条の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一〜三 (略)

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障によりその事業を適正に行うことができない者として

厚生労働省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ・ニ (略)

ホ 法人でその役員のうちにイからハまでのいずれかに該当する者の

あるもの

(許可の取消し等)

第四十一条 厚生労働大臣は、臍帯血供給事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて臍帯血供給事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十一条第四号イからハまで又はホのいずれかに該当するに至ったとき。

二・三 (略)

二・三 (略)

(許可の基準)

第三十一条 厚生労働大臣は、前条の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一〜三 (略)

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて

復権を得ない者

(新設)

ロ・ハ (略)

ニ 法人でその役員のうちにイからハまでのいずれかに該当する者の

あるもの

(許可の取消し等)

第四十一条 厚生労働大臣は、臍帯血供給事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて臍帯血供給事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十一条第四号イ、ロ又はニのいずれかに該当するに至ったとき。

二・三 (略)

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（欠格事由）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認心理師となることができない。</p> <p>一 心身の故障により公認心理師の業務を適正に行うことができない者として文部科学省令・厚生労働省令で定めるもの</p> <p>二 四 （略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認心理師となることができない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 四 （略）</p>

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号）（第百五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（欠格事由に関する経過措置）</p> <p>第四条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（次条並びに附則第六条第二項、第四項及び第五項において「労働者派遣法」という。）第六条第五号から第八号までの規定は、施行日以後に同条第五号に規定する許可の取消しの処分を受けた者（当該者が法人である場合にあつては、同条第六号に規定する当該法人の役員であつた者）又は同条第七号に規定する届出をした者（当該者が法人である場合にあつては、同条第八号に規定する当該法人の役員であつた者）について適用し、施行日前に旧法第六条第四号に規定する許可の取消し若しくは命令の処分を受けた者（当該者が法人である場合にあつては、同条第五号に規定する当該法人の役員であつた者、又は同条第六号に規定する当該法人の役員であつた者）又は同条第七号に規定する届出をした者（当該者が法人である場合にあつては、同条第七号に規定する当該法人の役員であつた者）の当該許可の取消し若しくは命令の処分又は届出に係る欠格事由については、なお従前の例による。</p> <p>（一般労働者派遣事業の許可の取消し等に関する経過措置）</p> <p>第五条 附則第三条第一項の規定により労働者派遣法第五条第一項の許可</p>	<p>附則</p> <p>（欠格事由に関する経過措置）</p> <p>第四条 新法第六条第四号から第七号までの規定は、施行日以後に同条第四号に規定する許可の取消しの処分を受けた者（当該者が法人である場合にあつては、同条第五号に規定する当該法人の役員であつた者）又は同条第六号に規定する届出をした者（当該者が法人である場合にあつては、同条第七号に規定する当該法人の役員であつた者）については、同条第七号に規定する当該法人の役員であつた者）について適用し、施行日前に旧法第六条第四号に規定する許可の取消し若しくは命令の処分を受けた者（当該者が法人である場合にあつては、同条第五号に規定する当該法人の役員であつた者）又は同条第六号に規定する届出をした者（当該者が法人である場合にあつては、同条第七号に規定する当該法人の役員であつた者）の当該許可の取消し若しくは命令の処分又は届出に係る欠格事由については、なお従前の例による。</p> <p>（一般労働者派遣事業の許可の取消し等に関する経過措置）</p> <p>第五条 附則第三条第一項の規定により新法第五条第一項の許可を受けた</p>

を受けたものとみなされた者に対する労働者派遣法第十四条第一項の規定による当該許可の取消し又は同条第二項の規定による労働者派遣事業の全部若しくは一部の停止の命令に関しては、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。

(特定労働者派遣事業に関する経過措置)

第六条 (略)

2 前項の規定による労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第五条、第七条から第十条まで、第十一条第一項後段及び第二項から第四項まで、第十三条第二項、第十四条並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、当該労働者派遣事業を行う者を労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主とみなす。この場合において、労働者派遣法第十一条第一項中「第五条第二項各号に掲げる」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第七十三号)第一条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「平成二十七年改正前法」という。)(第十六条第一項の届出書に記載すべきこととされた」と、労働者派遣法第二十六条第三項中「第五条第一項の許可を受けている」とあるのは「平成二十七年改正前法第十六条第一項の規定により届出書を提出している」とするほか、必要な読替えは、政令で定める。

3 (略)

4 厚生労働大臣は、第一項の規定による労働者派遣事業を行う者が労働

ものとみなされた者に対する新法第十四条第一項の規定による当該許可の取消し又は同条第二項の規定による労働者派遣事業の全部若しくは一部の停止の命令に関しては、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。

(特定労働者派遣事業に関する経過措置)

第六条 (略)

2 前項の規定による労働者派遣事業に関しては、新法第五条、第七条から第十条まで、第十一条第一項後段及び第二項から第四項まで、第十三条第二項、第十四条並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、新法の他の規定の適用については、当該労働者派遣事業を行う者を新法第二条第四号に規定する派遣元事業主とみなす。この場合において、新法第十一条第一項中「第五条第二項各号に掲げる」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第七十三号)第一条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「平成二十七年改正前法」という。)(第十六条第一項の届出書に記載すべきこととされた」と、新法第二十六条第三項中「第五条第一項の許可を受けている」とあるのは「平成二十七年改正前法第十六条第一項の規定により届出書を提出している」とするほか、必要な読替えは、政令で定める。

3 (略)

4 厚生労働大臣は、第一項の規定による労働者派遣事業を行う者が新法

者派遣法第六条各号（第五号から第八号までを除く。）のいずれかに該当するとき、又は施行日前に旧法第四十八条第三項の規定による指示を受け、若しくは施行日以後に労働者派遣法第四十八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお労働者派遣法第二十三条第三項若しくは第二十三条の二の規定に違反したときは当該労働者派遣事業の廃止を、当該労働者派遣事業（二以上の事業所を設けて当該労働者派遣事業を行う場合にあつては、各事業所ごとの当該労働者派遣事業。以下この項において同じ。）の開始の当時旧法第六条第四号から第七号までのいずれかに該当するときは当該労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる。

5 厚生労働大臣は、第一項の規定による労働者派遣事業を行う者が施行日前に旧法（第三章第四節の規定を除く。）の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、若しくは施行日以後に労働者派遣法（第三章第四節の規定を除く。）の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

6・7 (略)

第六条各号（第四号から第七号までを除く。）のいずれかに該当するとき、又は施行日前に旧法第四十八条第三項の規定による指示を受け、若しくは施行日以後に新法第四十八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお新法第二十三条第三項若しくは第二十三条の二の規定に違反したときは当該労働者派遣事業の廃止を、当該労働者派遣事業（二以上の事業所を設けて当該労働者派遣事業を行う場合にあつては、各事業所ごとの当該労働者派遣事業。以下この項において同じ。）の開始の当時旧法第六条第四号から第七号までのいずれかに該当するときは当該労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる。

5 厚生労働大臣は、第一項の規定による労働者派遣事業を行う者が施行日前に旧法（第三章第四節の規定を除く。）の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、若しくは施行日以後に新法（第三章第四節の規定を除く。）の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

6・7 (略)

改正案	現行
<p>（認定の欠格事由）</p> <p>第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 心身の故障により技能実習に関する業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの</p> <p>六 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>七（略）</p> <p>八 第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号、第二十五条第一項第五号及び第二十六条第五号において同じ。）であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの</p>	<p>（認定の欠格事由）</p> <p>第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>六（新設）（略）</p> <p>七 第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十一号、第二十五条第一項第五号及び第二十六条第五号において同じ。）であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの</p>

九 (略)

十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第十三号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。）

十一～十三 (略)

(許可の欠格事由)

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条第一項の許可を受けることができない。

一 第十条第二号、第四号又は第十三号に該当する者

二～四 (略)

五 役員のうちに次のいずれかに該当する者があるもの

イ 第十条第一号、第三号、第五号、第六号、第十号又は第十一号に該当する者

ロ 第一号（第十条第十三号に係る部分を除く。）又は前号に該当する者

ハ 第三十七条第一項の規定により監理許可を取り消された場合（同項第一号の規定により監理許可を取り消された場合については、第一号（第十条第十三号に係る部分を除く。）に該当する者となったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた者の役員であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

八 (略)

九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第十二号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。）

十～十二 (略)

(許可の欠格事由)

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条第一項の許可を受けることができない。

一 第十条第二号、第四号又は第十二号に該当する者

二～四 (略)

五 役員のうちに次のいずれかに該当する者があるもの

イ 第十条第一号、第三号、第五号、第九号又は第十号に該当する者

ロ 第一号（第十条第十二号に係る部分を除く。）又は前号に該当する者

ハ 第三十七条第一項の規定により監理許可を取り消された場合（同項第一号の規定により監理許可を取り消された場合については、第一号（第十条第十二号に係る部分を除く。）に該当する者となったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた者の役員であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

<p>二 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>(監理責任者の設置等)</p> <p>第四十条 (略)</p> <p>2 監理責任者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。</p> <p>一 第二十六条第五号イ(第十条第十一号に係る部分を除く。)又は口から二までに該当する者</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>二 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>(監理責任者の設置等)</p> <p>第四十条 (略)</p> <p>2 監理責任者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。</p> <p>一 第二十六条第五号イ(第十条第十号に係る部分を除く。)又は口から二までに該当する者</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3～5 (略)</p>
--	---

民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）（第百七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第六条第一項の許可をしてはならない。</p> <p>一 心身の故障により養子縁組あつせん事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>三 八（略）</p> <p>（養子縁組のあつせんを受けることができない養親希望者）</p> <p>第二十六条 民間あつせん機関は、養親希望者が次のいずれかに該当する者であるとき又はその同居人が第一号から第三号までのいずれかに該当する者であるときは、当該養親希望者に対する養子縁組のあつせんを行ってはならない。</p> <p>（削る）</p> <p>一 五（略）</p> <p>（養子縁組あつせん責任者）</p>	<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第六条第一項の許可をしてはならない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 破産者で復権を得ないもの</p> <p>三 八（略）</p> <p>（養子縁組のあつせんを受けることができない養親希望者）</p> <p>第二十六条 民間あつせん機関は、養親希望者が次のいずれかに該当する者であるとき又はその同居人が第二号から第四号までのいずれかに該当する者であるときは、当該養親希望者に対する養子縁組のあつせんを行ってはならない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 六（略）</p> <p>（養子縁組あつせん責任者）</p>

第三十六条（略）

2 養子縁組あつせん責任者は、第八条第一号から第七号までに該当しない者であつて養子縁組あつせん事業に関する熱意及び能力を有し、かつ、社会福祉士その他の厚生労働省令で定める資格又は経験を有するものでなければならない。

第三十六条（略）

2 養子縁組あつせん責任者は、第八条第一号から第七号までに該当しない者であつて養子縁組あつせん事業に関する熱意及び能力を有し、かつ、社会福祉士その他の厚生労働省令で定める資格又は経験を有するものでなければならない。

【農林水産省関係】

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）（第百八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三十条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として農林水産省令で定める者</p> <p>三・四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第九十二条の六 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。</p> <p>イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として、この項の規定による指定を受けようとする紛争解決等業務の種類（紛争解決等業務に係る信用事業等及び共済事業等の種別をいう。以下同じ。）が信用事業等である場合にあっては主務省令で、共済事業等である場合にあっては農林水産省令で定める者</p> <p>ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上こ</p>	<p>第三十条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>三・四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第九十二条の六 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これらと同様に取り扱</p>

れと同様に取り扱われている者

八〇水 (略)

五〇八 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別()ことに行うものとする。

5・6 (略)

第九十二条の八 (略)

2 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、同項に規定する規定(銀行法第五十二条の六十五第二項を除く。)中「加入銀行」とあるのは「加入組合」と、前項に規定する規定(同法第五十二条の六十七第二項第四号を除く。)中「銀行業務関連紛争」とあるのは「信用事業等関連紛争」と、前項に規定する規定(同条第二項第一号を除く。)中「銀行業務関連苦情」とあるのは「信用事業等関連苦情」と、同法第五十二条の六十三第一項中「前条第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「指定を受けようとする紛争解決等業務の種別(同項第四号イに規定する紛争解決等業務の種別をいう。)及び次に掲げる事項」と、同項第二号中「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務(農業協同組合法第九十二条の六第五項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。)

われている者

八〇水 (略)

五〇八 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別()紛争解決等業務に係る信用事業等及び共済事業等の種別をいう。以下同じ。)ことに行うものとする。

5・6 (略)

第九十二条の八 (略)

2 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、同項に規定する規定(銀行法第五十二条の六十五第二項を除く。)中「加入銀行」とあるのは「加入組合」と、前項に規定する規定(同法第五十二条の六十七第二項第四号を除く。)中「銀行業務関連紛争」とあるのは「信用事業等関連紛争」と、前項に規定する規定(同条第二項第一号を除く。)中「銀行業務関連苦情」とあるのは「信用事業等関連苦情」と、同法第五十二条の六十三第一項中「前条第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「指定を受けようとする紛争解決等業務の種別(同条第四項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。)及び次に掲げる事項」と、同項第二号中「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務(農業協同組合法第九十二条の六第五項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。)

「と、同条第二項第一号中「前条第一項第三号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項第三号」と、同項第六号中「前条第二項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第二項」と、同法第五十二条の六十五第一項中「この法律」とあるのは「農業協同組合法」と、同条第二項中「加入銀行（手続実施基本契約を締結した相手方である銀行）」とあるのは「加入組合（農業協同組合法第九十二条の七第四号に規定する加入組合）」と、「手続実施基本契約その他の」とあるのは「手続実施基本契約（同法第九十二条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）その他の」と、同法第五十二条の六十六中「又は他の法律」とあるのは「若しくは指定共済事業等紛争解決機関（農業協同組合法第九十二条の九第一項に規定する指定共済事業等紛争解決機関をいう。第五十二条の八十三第三項において同じ。）又は同法以外の法律」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続（同法第九十二条の六第五項第一号に規定する苦情処理手続をいう。以下同じ。）と、紛争解決手続」とあるのは「紛争解決手続（同条第三項に規定する紛争解決手続をいう。以下同じ。）と、同法第五十二条の六十七第二項中「前項第一号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の七第一号」と、同項第一号中「銀行業務関連苦情」とあるのは「信用事業等関連苦情（信用事業等（農業協同組合法第九十二条の六第五項第二号に規定する信用事業等をいう。以下同じ。）に関する苦情をいう。以下同じ。）と、同項第四号中「銀行業務関連紛争」とあるのは「信用事業等関連紛争（信用事業等に関する紛争で当事者が和解をすることができ

るものをいう。以下同じ。）と、同条第三項中「第一項第二号」とあるのは「同条第二項第一号中「前条第一項第三号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項第三号」と、同項第六号中「前条第二項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第二項」と、同法第五十二条の六十五第一項中「この法律」とあるのは「農業協同組合法」と、同条第二項中「加入銀行（手続実施基本契約を締結した相手方である銀行）」とあるのは「加入組合（農業協同組合法第九十二条の七第四号に規定する加入組合）」と、「手続実施基本契約その他の」とあるのは「手続実施基本契約（同法第九十二条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）その他の」と、同法第五十二条の六十六中「又は他の法律」とあるのは「若しくは指定共済事業等紛争解決機関（農業協同組合法第九十二条の九第一項に規定する指定共済事業等紛争解決機関をいう。第五十二条の八十三第三項において同じ。）又は同法以外の法律」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続（同法第九十二条の六第五項第一号に規定する苦情処理手続をいう。以下同じ。）と、紛争解決手続」とあるのは「紛争解決手続（同条第三項に規定する紛争解決手続をいう。以下同じ。）と、同法第五十二条の六十七第二項中「前項第一号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の七第一号」と、同項第一号中「銀行業務関連苦情」とあるのは「信用事業等関連苦情（信用事業等（農業協同組合法第九十二条の六第五項第二号に規定する信用事業等をいう。以下同じ。）に関する苦情をいう。以下同じ。）と、同項第四号中「銀行業務関連紛争」とあるのは「信用事業等関連紛争（信用事業等に関する紛争で当事者が和解をすることができ

るの「農業協同組合法第九十二条の七第二号」と、「銀行から」とあるのは「同法第十条第一項第三号の事業を行う組合から」と、「当該銀行」とあるのは「当該組合」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の七第三号」と、同条第五項中「第一項第四号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の七第四号」と、同項第一号中「同項第五号」とあるのは「同条第五号」と、同法第五十二条の七十三第三項第二号中「銀行業務」とあるのは「信用事業等」と、同法第五十二条の七十四第二項中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項」と、同法第五十二条の七十九第一号中「銀行」とあるのは「農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う組合」と、同法第五十二条の八十二第二項第一号中「第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（）」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項第五号から第七号までに掲げる要件（）」と、「又は第五十二条の六十二第一項第五号」とあるのは「又は同法第九十二条の六第一項第五号」と、同法第五十二条の八十三第三項中「又は他の法律」とあるのは「若しくは指定共済事業等紛争解決機関又は農業協同組合法以外の法律」と、同法第五十二条の八十四第一項中「、第五十二条の六十二第一項」とあるのは「、農業協同組合法第九十二条の六第一項」と、同項第一号中「第五十二条の六十二第一項第二号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項第二号」と、同項第二号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項」と、同条第二項第一号中「第五十二条の六十二第一項第五号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項第五号」と

の「農業協同組合法第九十二条の七第二号」と、「銀行から」とあるのは「同法第十条第一項第三号の事業を行う組合から」と、「当該銀行」とあるのは「当該組合」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の七第三号」と、同条第五項中「第一項第四号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の七第四号」と、同項第一号中「同項第五号」とあるのは「同条第五号」と、同法第五十二条の七十三第三項第二号中「銀行業務」とあるのは「信用事業等」と、同法第五十二条の七十四第二項中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項」と、同法第五十二条の七十九第一号中「銀行」とあるのは「農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う組合」と、同法第五十二条の八十二第二項第一号中「第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（）」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項第五号から第七号までに掲げる要件（）」と、「又は第五十二条の六十二第一項第五号」とあるのは「又は同法第九十二条の六第一項第五号」と、同法第五十二条の八十三第三項中「又は他の法律」とあるのは「若しくは指定共済事業等紛争解決機関又は農業協同組合法以外の法律」と、同法第五十二条の八十四第一項中「、第五十二条の六十二第一項」とあるのは「、農業協同組合法第九十二条の六第一項」と、同項第一号中「第五十二条の六十二第一項第二号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項第二号」と、同項第二号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項」と、同条第二項第一号中「第五十二条の六十二第一項第五号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項第五号」と

五号」と、「第五十二条の六十二第一項の」とあるのは「同法第九十二条の六第一項の」と、同条第三項及び同法第五十六条第十九号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十二条の九（略）

2 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「農林水産大臣」と、「内閣府令」とあるのは「農林水産省令」と、同項に規定する規定（保険業法第三百八条の五第二項を除く。）中「加入保険業関係業者」とあるのは「加入組合」と、「顧客」とあるのは「利用者」と、前項に規定する規定（同法第三百八条の七第二項第四号を除く。）中「保険業務等関連紛争」とあるのは「共済事業等関連紛争」と、前項に規定する規定（同条第二項第一号を除く。）中「保険業務等関連苦情」とあるのは「共済事業等関連苦情」と、同法第三百八条の三第一項中「前条第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項」と、同項第一号中「紛争解決等業務の種類」とあるのは「紛争解決等業務の種類（農業協同組合法第九十二条の六第一項第四号イに規定する紛争解決等業務の種類をいう。）」と、同項第三号中「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（農業協同組合法第九十二条の六第五項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）」と、同条第二項第一号中「前条第一項第三号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項第三号」と、同項第六号中「前条第二項」とあるのは

号」と、「第五十二条の六十二第一項の」とあるのは「同法第九十二条の六第一項の」と、同条第三項及び同法第五十六条第十九号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十二条の九（略）

2 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「農林水産大臣」と、「内閣府令」とあるのは「農林水産省令」と、同項に規定する規定（保険業法第三百八条の五第二項を除く。）中「加入保険業関係業者」とあるのは「加入組合」と、「顧客」とあるのは「利用者」と、前項に規定する規定（同法第三百八条の七第二項第四号を除く。）中「保険業務等関連紛争」とあるのは「共済事業等関連紛争」と、前項に規定する規定（同条第二項第一号を除く。）中「保険業務等関連苦情」とあるのは「共済事業等関連苦情」と、同法第三百八条の三第一項中「前条第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項」と、同項第一号中「紛争解決等業務の種類」とあるのは「紛争解決等業務の種類（農業協同組合法第九十二条の六第四項に規定する紛争解決等業務の種類をいう。）」と、同項第三号中「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（農業協同組合法第九十二条の六第五項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）」と、同条第二項第一号中「前条第一項第三号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項第三号」と、同項第六号中「前条第二項」とあるのは「農業

は「農業協同組合法第九十二条の六第二項」と、同法第三百八条の五第一項中「この法律」とあるのは「農業協同組合法」と、同条第二項中「加入保険業関係業者（手続実施基本契約を締結した相手方である保険業関係業者）」とあるのは「加入組合（農業協同組合法第九十二条の七第四号に規定する加入組合）」と、「顧客（顧客以外の保険契約者等）」とあるのは「利用者（利用者以外の同法第十一条の二十第一項に規定する共済契約者等）」と、「手続実施基本契約その他の」とあるのは「手続実施基本契約（同法第九十二条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）」その他の」と、同法第三百八条の六中「又は他の法律」とあるのは「若しくは指定信用事業等紛争解決機関（農業協同組合法第九十二条の八第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。第三百八条の二十三第三項において同じ。）」又は同法以外の法律」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続（同法第九十二条の六第五項第一号に規定する苦情処理手続をいう。以下同じ。）」と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解決手続（同条第三項に規定する紛争解決手続をいう。以下同じ。）」と、同法第三百八条の七第二項中「前項第一号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の七第一号」と、同項第一号中「保険業務等関連苦情」とあるのは「共済事業等関連苦情（共済事業等（農業協同組合法第九十二条の六第五項第三号に規定する共済事業等をいう。以下同じ。）」に関する苦情をいう。以下同じ。）」と、同項第四号中「保険業務等関連紛争」とあるのは「共済事業等関連紛争（共済事業等に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「第一項第二号」とあるのは「農

協同組合法第九十二条の六第二項」と、同法第三百八条の五第一項中「この法律」とあるのは「農業協同組合法」と、同条第二項中「加入保険業関係業者（手続実施基本契約を締結した相手方である保険業関係業者）」とあるのは「加入組合（農業協同組合法第九十二条の七第四号に規定する加入組合）」と、「顧客（顧客以外の保険契約者等）」とあるのは「利用者（利用者以外の同法第十一条の二十第一項に規定する共済契約者等）」と、「手続実施基本契約その他の」とあるのは「手続実施基本契約（同法第九十二条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）」その他の」と、同法第三百八条の六中「又は他の法律」とあるのは「若しくは指定信用事業等紛争解決機関（農業協同組合法第九十二条の八第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。第三百八条の二十三第三項において同じ。）」又は同法以外の法律」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続（同法第九十二条の六第五項第一号に規定する苦情処理手続をいう。以下同じ。）」と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解決手続（同条第三項に規定する紛争解決手続をいう。以下同じ。）」と、同法第三百八条の七第二項中「前項第一号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の七第一号」と、同項第一号中「保険業務等関連苦情」とあるのは「共済事業等関連苦情（共済事業等（農業協同組合法第九十二条の六第五項第三号に規定する共済事業等をいう。以下同じ。）」に関する苦情をいう。以下同じ。）」と、同項第四号中「保険業務等関連紛争」とあるのは「共済事業等関連紛争（共済事業等に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「第一項第二号」とあるのは「農業協同組

業協同組合法第九十二条の七第二号」と、「保険業関係業者から」とあるのは「同法第十条第一項第十号の事業を行う組合から」と、「当該保険業関係業者」とあるのは「当該組合」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の七第三号」と、同条第五項中「第一項第四号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の七第四号」と、同項第一号中「同項第五号」とあるのは「同条第五号」と、同法第三百八条の十三第三項第二号中「保険業務等」とあるのは「共済事業等」と、同法第三百八条の十四第二項中「第三百八条の二第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項」と、同法第三百八条の十九第一号中「保険業関係業者」とあるのは「農業協同組合法第十条第一項第十号の事業を行う組合」と、同法第三百八条の二十二第二項第一号中「第三百八条の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項第五号から第七号までに掲げる要件」と、「又は第三百八条の二第一項第五号」とあるのは「又は同法第九十二条の六第一項第五号」と、同法第三百八条の二十三第三項中「又は他の法律」とあるのは「若しくは指定信用事業等紛争解決機関又は農業協同組合法以外の法律」と、同法第三百八条の二十四第一項中「第三百八条の二第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項」と、同項第一号中「第三百八条の二第一項第二号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項第二号」と、同項第二号中「第三百八条の二第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項」と、同条第二項第一号中「第三百八条の二第一項第五号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項第五号」と、「

合法第九十二条の七第二号」と、「保険業関係業者から」とあるのは「同法第十条第一項第十号の事業を行う組合から」と、「当該保険業関係業者」とあるのは「当該組合」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の七第三号」と、同条第五項中「第一項第四号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の七第四号」と、同項第一号中「同項第五号」とあるのは「同条第五号」と、同法第三百八条の十三第三項第二号中「保険業務等」とあるのは「共済事業等」と、同法第三百八条の十四第二項中「第三百八条の二第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項」と、同法第三百八条の十九第一号中「保険業関係業者」とあるのは「農業協同組合法第十条第一項第十号の事業を行う組合」と、同法第三百八条の二十二第二項第一号中「第三百八条の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項第五号から第七号までに掲げる要件」と、「又は第三百八条の二第一項第五号」とあるのは「又は同法第九十二条の六第一項第五号」と、同法第三百八条の二十三第三項中「又は他の法律」とあるのは「若しくは指定信用事業等紛争解決機関又は農業協同組合法以外の法律」と、同法第三百八条の二十四第一項中「第三百八条の二第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項」と、同項第一号中「第三百八条の二第一項第二号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項第二号」と、同項第二号中「第三百八条の二第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項」と、同条第二項第一号中「第三百八条の二第一項第五号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項第五号」と、「第三百八

第三百八条の二第一項の」とあるのは「同法第九十二条の六第一項の」と、同条第三項及び第四項中「第三百八条の二第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

条の二第一項の」とあるのは「同法第九十二条の六第一項の」と、同条第三項及び第四項中「第三百八条の二第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

改 正 案	現 行
<p>（役員の資格）</p> <p>第三十四条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として農林水産省令で定める者</p> <p>三 （略）</p> <p>四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>五 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（紛争解決等業務を行う者の指定）</p> <p>第二百一十一条の六 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として、この項の規定による指定を受けようとする</p>	<p>（役員の資格）</p> <p>第三十四条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一 法人</p> <p>二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>三 （略）</p> <p>四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>五 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（紛争解決等業務を行う者の指定）</p> <p>第二百一十一条の六 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p>

紛争解決等業務の種別（紛争解決等業務に係る信用事業等及び共済事業等の種別をいう。以下同じ。）が信用事業等である場合にあっては主務省令で、共済事業等である場合にあっては農林水産省令で定める者

□ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者

八〇水（略）

五〇八（略）

二〇三（略）

四 第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別ごとに行うものとする。

五〇六（略）

（指定信用事業等紛争解決機関に関する銀行法の準用）

第二百一十一条の八（略）

二 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十五第二項を除く。）中「加入銀行」とあるのは「加入組合」と、前項に規定する規定（同法第五十二条の六十七第二項第四号を除く。）中「銀行業務関連紛争」とあるのは「信用事業等関連紛争」と、前項に規定する規定（同条第二項第一号を除く。）中「銀行業務関連苦情」とあるのは「信用事業等関連苦情」と、

□ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に扱われている者

八〇水（略）

五〇八（略）

二〇三（略）

四 第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別（紛争解決等業務に係る信用事業等及び共済事業等の種別をいう。以下同じ。）ごとに行うものとする。

五〇六（略）

（指定信用事業等紛争解決機関に関する銀行法の準用）

第二百一十一条の八（略）

二 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十五第二項を除く。）中「加入銀行」とあるのは「加入組合」と、前項に規定する規定（同法第五十二条の六十七第二項第四号を除く。）中「銀行業務関連紛争」とあるのは「信用事業等関連紛争」と、前項に規定する規定（同条第二項第一号を除く。）中「銀行業務関連苦情」とあるのは「信用事業等関連苦情」と、

同法第五十二条の六十三第一項中「前条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の六第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「指定を受けようとする紛争解決等業務の種類（同項第四号イ）に規定する紛争解決等業務の種類をいう。」及び次に掲げる事項」と、同項第二号中「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（水産業協同組合法第二百一十一条の六第五項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）」と、同条第二項第一号中「前条第一項第三号」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の六第一項第三号」と、同項第六号中「前条第二項」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の六第二項」と、同法第五十二条の六十五第一項中「この法律」とあるのは「水産業協同組合法」と、同条第二項中「加入銀行（手続実施基本契約を締結した相手方である銀行」とあるのは「加入組合（水産業協同組合法第二百一十一条の七第四号に規定する加入組合」と、「手続実施基本契約その他の」とあるのは「手続実施基本契約（同法第二百一十一条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）」その他の」と、同法第五十二条の六十六中「又は他の法律」とあるのは「若しくは指定共済事業等紛争解決機関（水産業協同組合法第二百一十一条の九第一項に規定する指定共済事業等紛争解決機関をいう。第五十二条の八十三第三項において同じ。）」又は同法以外の法律」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続（同法第二百一十一条の六第五項第一号に規定する苦情処理手続をいう。以下同じ。）」と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解決手続（同条第三項に規定する紛争解決手続をいう。以下同じ。）」と、同法第五十二条の六十七第二項中「前項第一号」とあるのは「

同法第五十二条の六十三第一項中「前条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の六第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「指定を受けようとする紛争解決等業務の種類（同条第四項に規定する紛争解決等業務の種類をいう。）及び次に掲げる事項」と、同項第二号中「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（水産業協同組合法第二百一十一条の六第五項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）」と、同条第二項第一号中「前条第一項第三号」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の六第一項第三号」と、同項第六号中「前条第二項」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の六第二項」と、同法第五十二条の六十五第一項中「この法律」とあるのは「水産業協同組合法」と、同条第二項中「加入銀行（手続実施基本契約を締結した相手方である銀行」とあるのは「加入組合（水産業協同組合法第二百一十一条の七第四号に規定する加入組合」と、「手続実施基本契約その他の」とあるのは「手続実施基本契約（同法第二百一十一条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）」その他の」と、同法第五十二条の六十六中「又は他の法律」とあるのは「若しくは指定共済事業等紛争解決機関（水産業協同組合法第二百一十一条の九第一項に規定する指定共済事業等紛争解決機関をいう。第五十二条の八十三第三項において同じ。）」又は同法以外の法律」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続（同法第二百一十一条の六第五項第一号に規定する苦情処理手続をいう。以下同じ。）」と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解決手続（同条第三項に規定する紛争解決手続をいう。以下同じ。）」と、同法第五十二条の六十七第二項中「前項第一号」とあるのは「水

水産業協同組合法第百二十一条の七第一号」と、同項第一号中「銀行業務関連苦情」とあるのは「信用事業等関連苦情（信用事業等）（水産業協同組合法第百二十一条の六第五項第二号に規定する信用事業等をいう。以下同じ。）に関する苦情をいう。以下同じ。）」と、同項第四号中「銀行業務関連紛争」とあるのは「信用事業等関連紛争（信用事業等）に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「第一項第二号」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の七第二号」と、「銀行から」とあるのは「組合（同法第一百一条の七第二号）」と、「銀行から」とあるのは「組合（同法第一百一条の七第二号）」と、「銀行から」とあるのは「組合（同法第一百一条の七第二号）」と、「銀行から」とあるのは「組合（同法第一百一条の七第二号）」と、同条第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合又は同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会をいう。以下この項及び第五十二条の七十九第一号において同じ。）」から」と、「当該銀行」とあるのは「当該組合」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の七第三号」と、同条第五項中「第一項第四号」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の七第四号」と、同項第一号中「同項第五号」とあるのは「同条第五号」と、同法第五十二条の七十三第三項第二号中「銀行業務」とあるのは「信用事業等」と、同法第五十二条の七十四第二項中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の六第一項」と、同法第五十二条の七十九第一号中「銀行」とあるのは「組合」と、同法第五十二条の八十二第二項第一号中「第五十二条の六十二第二項第五号から第七号までに掲げる要件」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の六第一項第五号から

産業協同組合法第百二十一条の七第一号」と、同項第一号中「銀行業務関連苦情」とあるのは「信用事業等関連苦情（信用事業等）（水産業協同組合法第百二十一条の六第五項第二号に規定する信用事業等をいう。以下同じ。）に関する苦情をいう。以下同じ。）」と、同項第四号中「銀行業務関連紛争」とあるのは「信用事業等関連紛争（信用事業等）に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「第一項第二号」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の七第二号」と、「銀行から」とあるのは「組合（同法第一百一条の七第二号）」と、「銀行から」とあるのは「組合（同法第一百一条の七第二号）」と、「銀行から」とあるのは「組合（同法第一百一条の七第二号）」と、「銀行から」とあるのは「組合（同法第一百一条の七第二号）」と、同条第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合又は同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会をいう。以下この項及び第五十二条の七十九第一号において同じ。）」から」と、「当該銀行」とあるのは「当該組合」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の七第三号」と、同条第五項中「第一項第四号」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の七第四号」と、同項第一号中「同項第五号」とあるのは「同条第五号」と、同法第五十二条の七十三第三項第二号中「銀行業務」とあるのは「信用事業等」と、同法第五十二条の七十四第二項中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の六第一項」と、同法第五十二条の七十九第一号中「銀行」とあるのは「組合」と、同法第五十二条の八十二第二項第一号中「第五十二条の六十二第二項第五号から第七号までに掲げる要件」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の六第一項第五号から

ら第七号までに掲げる要件()と、「又は第五十二条の六十二第二項第五号」とあるのは「又は同法第二百一十一條の六第一項第五号」と、同法第五十二条の八十三第三項中「又は他の法律」とあるのは「若しくは指定共済事業等紛争解決機関又は水産業協同組合法以外の法律」と、同法第五十二条の八十四第一項中「、第五十二条の六十二第一項」とあるのは「、水産業協同組合法第二百一十一條の六第一項」と、同項第一号中「第五十二条の六十二第二項第二号」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一條の六十二第二項の六第一項第二号」と、同項第二号中「第五十二条の六十二第二項」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一條の六第一項」と、同条第二項第一号中「第五十二条の六十二第一項第五号」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一條の六第一項第五号」と、「第五十二条の六十二第二項」とあるのは「同法第二百一十一條の六第一項」と、同条第三項及び同法第五十六條第十三号中「第五十二条の六十二第二項」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一條の六第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定共済事業等紛争解決機関に関する保険業法の準用)

第二百一十一條の九 (略)

2 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「農林水産大臣」と、「内閣府令」とあるのは「農林水産省令」と、同項に規定する規定(保険業法第三百八條の五第二項を除く。)中「加入保険業関係業者」とあるのは「加入組合」と、「顧客」とあるのは「利用者」と、前項に規定する規定(同法第三百八條の七第二項第四号

第七号までに掲げる要件()と、「又は第五十二条の六十二第一項第五号」とあるのは「又は同法第二百一十一條の六第一項第五号」と、同法第五十二条の八十三第三項中「又は他の法律」とあるのは「若しくは指定共済事業等紛争解決機関又は水産業協同組合法以外の法律」と、同法第五十二条の八十四第一項中「、第五十二条の六十二第一項」とあるのは「、水産業協同組合法第二百一十一條の六第一項」と、同項第一号中「第五十二条の六十二第二項第二号」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一條の六十二第二項の六第一項第二号」と、同項第二号中「第五十二条の六十二第二項」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一條の六第一項」と、同条第二項第一号中「第五十二条の六十二第一項第五号」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一條の六第一項第五号」と、「第五十二条の六十二第二項」とあるのは「同法第二百一十一條の六第一項」と、同条第三項及び同法第五十六條第十三号中「第五十二条の六十二第二項」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一條の六第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定共済事業等紛争解決機関に関する保険業法の準用)

第二百一十一條の九 (略)

2 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「農林水産大臣」と、「内閣府令」とあるのは「農林水産省令」と、同項に規定する規定(保険業法第三百八條の五第二項を除く。)中「加入保険業関係業者」とあるのは「加入組合」と、「顧客」とあるのは「利用者」と、前項に規定する規定(同法第三百八條の七第二項第四号

を除く。)中「保険業務等関連紛争」とあるのは「共済事業等関連紛争」と、前項に規定する規定(同条第二項第一号を除く。)中「保険業務等関連苦情」とあるのは「共済事業等関連苦情」と、同法第三百八条の三第一項中「前条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の六第一項」と、同項第一号中「紛争解決等業務の種別」とあるのは「紛争解決等業務の種別(水産業協同組合法第二百一十一条の六第一項第四号イ)に規定する紛争解決等業務の種別をいう。」「と、同項第三号中「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務(水産業協同組合法第二百一十一条の六第五項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。)」と、同条第二項第一号中「前条第一項第三号」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の六第一項第三号」と、同項第六号中「前条第二項」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の六第二項」と、同法第三百八条の五第一項中「この法律」とあるのは「水産業協同組合法」と、同条第二項中「加入保険業関係業者(手続実施基本契約を締結した相手方である保険業関係業者」とあるのは「加入組合(水産業協同組合法第二百一十一条の七第四号に規定する加入組合」と、「顧客(顧客以外の保険契約者等」とあるのは「利用者(利用者以外の同法第十五条の五第四号に規定する共済契約者等」と、「手続実施基本契約その他の」とあるのは「手続実施基本契約(同法第二百一十一条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。)」その他の」と、同法第三百八条の六中「又は他の法律」とあるのは「若しくは指定信用事業等紛争解決機関(水産業協同組合法第二百一十一条の八第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。第三百八条の二十三第三項において

を除く。)中「保険業務等関連紛争」とあるのは「共済事業等関連紛争」と、前項に規定する規定(同条第二項第一号を除く。)中「保険業務等関連苦情」とあるのは「共済事業等関連苦情」と、同法第三百八条の三第一項中「前条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の六第一項」と、同項第一号中「紛争解決等業務の種別」とあるのは「紛争解決等業務の種別(水産業協同組合法第二百一十一条の六第四項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。)」と、同項第三号中「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務(水産業協同組合法第二百一十一条の六第五項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。)」と、同条第二項第一号中「前条第一項第三号」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の六第一項第三号」と、同項第六号中「前条第二項」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の六第二項」と、同法第三百八条の五第一項中「この法律」とあるのは「水産業協同組合法」と、同条第二項中「加入保険業関係業者(手続実施基本契約を締結した相手方である保険業関係業者」とあるのは「加入組合(水産業協同組合法第二百一十一条の七第四号に規定する加入組合」と、「顧客(顧客以外の保険契約者等」とあるのは「利用者(利用者以外の同法第十五条の五第四号に規定する共済契約者等」と、「手続実施基本契約その他の」とあるのは「手続実施基本契約(同法第二百一十一条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。)」その他の」と、同法第三百八条の六中「又は他の法律」とあるのは「若しくは指定信用事業等紛争解決機関(水産業協同組合法第二百一十一条の八第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。第三百八条の二十三第三項において同じ。

て同じ。)(又は同法以外の法律」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続(同法第二百一十一条の六第五項第一号に規定する苦情処理手続をいう。以下同じ。)」と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解決手続(同条第三項に規定する紛争解決手続をいう。以下同じ。)」と、同法第三百八条の七第二項中「前項第一号」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の七第一号」と、同項第一号中「保険業務等関連苦情」とあるのは「共済事業等関連苦情(共済事業等(水産業協同組合法第二百一十一条の六第五項第三号に規定する共済事業等をいう。以下同じ。))に関する苦情をいう。以下同じ。)」と、同項第四号中「保険業務等関連苦情」とあるのは「共済事業等関連苦情(共済事業等に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。以下同じ。)」と、同条第三項中「第一項第二号」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の七第二号」と、「保険業関係業者から」とあるのは「組合(同法第十一條第一項第十一号の事業を行う漁業協同組合、同法第九十三條第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会をいう。以下この項及び第三百八条の十九第一号において同じ。))から」と、「当該保険業関係業者」とあるのは「当該組合」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の七第三号」と、同条第五項中「第一項第四号」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の七第四号」と、同項第一号中「同項第五号」とあるのは「同条第五号」と、同法第三百八条の十三第三項第二号中「保険業務等」とあるのは「共済事業等」と、同法第三百八条の十四第二項中「第三百八条の二第一項」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一

(又は同法以外の法律」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続(同法第二百一十一条の六第五項第一号に規定する苦情処理手続をいう。以下同じ。)」と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解決手続(同条第三項に規定する紛争解決手続をいう。以下同じ。)」と、同法第三百八条の七第二項中「前項第一号」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の七第一号」と、同項第一号中「保険業務等関連苦情」とあるのは「共済事業等関連苦情(共済事業等(水産業協同組合法第二百一十一条の六第五項第三号に規定する共済事業等をいう。以下同じ。))に関する苦情をいう。以下同じ。)」と、同項第四号中「保険業務等関連苦情」とあるのは「共済事業等関連苦情(共済事業等に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。以下同じ。)」と、同条第三項中「第一項第二号」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の七第二号」と、「保険業関係業者から」とあるのは「組合(同法第十一條第一項第十一号の事業を行う漁業協同組合、同法第九十三條第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会をいう。以下この項及び第三百八条の十九第一号において同じ。))から」と、「当該保険業関係業者」とあるのは「当該組合」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の七第三号」と、同条第五項中「第一項第四号」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の七第四号」と、同項第一号中「同項第五号」とあるのは「同条第五号」と、同法第三百八条の十三第三項第二号中「保険業務等」とあるのは「共済事業等」と、同法第三百八条の十四第二項中「第三百八条の二第一項」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一

条の六第一項」と、同法第三百八条の十九第一号中「保険業関係業者」とあるのは「組合」と、同法第三百八条の二十二第二項第一号中「第三百八条の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件()」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の六第一項第五号から第七号までに掲げる要件()」と、「又は第三百八条の二第一項第五号」とあるのは「又は同法第百二十一条の六第一項第五号」と、同法第三百八条の二十三第三項中「又は他の法律」とあるのは「若しくは指定信用事業等紛争解決機関又は水産業協同組合法以外の法律」と、同法第三百八条の二十四第一項中「、第三百八条の二第一項」とあるのは「、水産業協同組合法第百二十一条の六第一項」と、同項第一号中「第三百八条の二第一項第二号」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の六第一項第二号」と、同項第二号中「第三百八条の二第一項」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の六第一項」と、同条第二項第一号中「第三百八条の二第一項第五号」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の六第一項第五号」と、「第三百八条の二第一項の」とあるのは「同法第百二十一条の六第一項の」と、同条第三項及び第四項中「第三百八条の二第一項」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の六第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

一項」と、同法第三百八条の十九第一号中「保険業関係業者」とあるのは「組合」と、同法第三百八条の二十二第二項第一号中「第三百八条の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件()」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の六第一項第五号から第七号までに掲げる要件()」と、「又は第三百八条の二第一項第五号」とあるのは「又は同法第百二十一条の六第一項第五号」と、同法第三百八条の二十三第三項中「又は他の法律」とあるのは「若しくは指定信用事業等紛争解決機関又は水産業協同組合法以外の法律」と、同法第三百八条の二十四第一項中「、第三百八条の二第一項」とあるのは「、水産業協同組合法第百二十一条の六第一項」と、同項第一号中「第三百八条の二第一項第二号」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の六第一項第二号」と、同項第二号中「第三百八条の二第一項」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の六第一項」と、同条第二項第一号中「第三百八条の二第一項第五号」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の六第一項第五号」と、「第三百八条の二第一項の」とあるのは「同法第百二十一条の六第一項の」と、同条第三項及び第四項中「第三百八条の二第一項」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の六第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

改正案	現行
<p>（免許を与えない場合）</p> <p>第四条 未成年者には、前条の免許を与えない。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（免許の取消し及び業務の停止）</p> <p>第八条 獣医師から申請があつたときは、農林水産大臣は、その免許を取り消さなければならない。</p> <p>2～7 （略）</p>	<p>（免許を与えない場合）</p> <p>第四条 次各号のいずれかに該当する者には、前条の免許を与えない。</p> <p>一 未成年者</p> <p>二 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>（免許の取消し及び業務の停止）</p> <p>第八条 獣医師が第四各号の一に該当するとき、又は獣医師から申請があつたときは、農林水産大臣は、その免許を取り消さなければならない。</p> <p>2 獣医師が次の各号の一に該当するときは、農林水産大臣は、獣医事審議会の意見を聴いて、その免許を取り消し、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第十九条第一項の規定に違反して診療を拒んだとき。</p> <p>二 第二十二條の規定による届出をしなかつたとき。</p> <p>三 前二号の場合のほか、第五条第一項第一号から第四号までの一に該当するとき。</p> <p>四 獣医師としての品位を損ずるような行為をしたとき。</p> <p>3～7 （略）</p>

(免許の申請手続等)

第九条 この章に規定するもののほか、免許の申請、獣医師名簿の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付及び返納並びに前条第二項の規定による処分に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(免許の申請手続等)

第九条 この章に規定するもののほか、免許の申請、獣医師名簿の登録、訂正及び抹消並びに免許証の交付、書換交付、再交付及び返納については、農林水産省令で定める。

改正案	現行
<p>（総代会）</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 総代は、組合員で年齢二十五年以上のもの（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられて執行中の者を除く。）及び法人たる組合員のうちから、組合員が選挙する。</p> <p>4～9（略）</p>	<p>（総代会）</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 総代は、組合員で年齢二十五年以上のもの（<u>成年被後見人、被保佐人及び禁錮</u>以上の刑に処せられて執行中の者を除く。）及び法人たる組合員のうちから、組合員が選挙する。</p> <p>4～9（略）</p>

改正案	現行
<p>（免許を与えない場合）</p> <p>第四条 前条第二項各号のいずれかに該当する者であつても、次の各号のいずれかに該当する者には、同条第一項の免許を与えない。</p> <p>一 心身の故障により家畜の取引の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）若しくは家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けなかったことが確定した日から二年を経過しない者</p> <p>三 第七条第一項又は第二項の規定による免許の取消し（家畜商からの申請によるものを除く。）があつた日から二年を経過しない者。ただし、<u>第一号に該当するため取り消された者であつて同号に該当しなくなつたものを除く。</u></p> <p>四 家畜の取引の業務を行^う事業所を二以上設ける者であつて、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する当該業務に従事する者の全てが前条第二項第一号に該当する者でないもの</p> <p>五 その家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業者を置く者であつて、その者の当該業務に従事する前条第二項第一号に該当する者の全て（当該業務を行^う事業所を二以上設ける者にあつては、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する同号に該当する者の全て）が第一号から第三号までのいずれかに該当するもの</p>	<p>（免許を与えない場合）</p> <p>第四条 前条第二項各号のいずれかに該当する者であつても、次の各号のいずれかに該当する者には、同条第一項の免許を与えない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）若しくは家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けなかったことが確定した日から二年を経過しない者</p> <p>三 第七条第一項又は第二項の規定による免許の取消し（家畜商からの申請によるものを除く。）があつた日から二年を経過しない者。ただし、<u>本条第一号に該当するため取り消された者であつて同号に該当しなくなつたものを除く。</u></p> <p>四 家畜の取引の業務を行^なう事業所を二以上設ける者であつて、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する当該業務に従事する者のすべてが前条第二項第一号に該当する者でないもの</p> <p>五 その家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業者を置く者であつて、その者の当該業務に従事する前条第二項第一号に該当する者のすべて（当該業務を行^なう事業所を二以上設ける者にあつては、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する同号に該当する者のすべて）が第一号から第三号までのいずれかに該当するもの</p>

(免許の取消し及び事業の停止)

第七条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による免許の取消し及び前項の規定による事業の停止に
関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(免許等の効力)

第八条 第三条第一項の免許及び前条第一項若しくは第二項の規定による
免許の取消し又は同項の規定による事業の停止の効力は、全都道府県に
及ぶ。

(免許の取消し及び事業の停止)

第七条 家畜商が第四条第一号、第二号、第四号若しくは第五号に該当す
ることとなつたとき、第三条第二項第二号に該当する家畜商が同号に該
当しないこととなつたとき(同項第一号に該当することとなつた場合を
除く)、又は家畜商から申請があつたときは、都道府県知事は、その
免許を取り消さなければならない。

2 家畜商が次の各号の一に該当するときは、都道府県知事は、その免許
を取り消し、又は期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第十条第二項若しくは第三項、第十条の二第三項又は第十条の五第
一項の規定に違反したとき。

二 第十一条の規定に違反したとき。

三 第十一条の二の規定に違反して、帳簿を備え付けず、又は必要な事
項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

四 正当な事由がなくて引き続き一年以上家畜の取引をしないとき。

(新設)

(免許等の効力)

第八条 第三条第一項の免許及び前条の免許の取消又は事業の停止の効力
は、全都道府県に及ぶ。

改正案	現行
<p>（家畜人工授精師の免許を与えない場合）</p> <p>第十七条（削る）</p> <p>2 （略）</p> <p>（家畜人工授精師の免許の取消し及び業務の停止）</p> <p>第十九条 都道府県知事は、家畜人工授精師から申請があつたときは、その免許を取り消さなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、家畜人工授精師が<u>第十七条第一項各号のいずれかに掲げる者に該当するに至つたとき又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に基づいて</u>処分を命ずるときは、その免許を取り消し、又はその業務の停止を命ずることができる。</p> <p>3 （略）</p> <p>（家畜人工授精師の免許の申請手続等）</p> <p>第三十二条 この章に規定するもののほか、家畜人工授精師免許証の交付、書換交付、再交付及び返納に<u>関し必要な事項は政令で、第十三条第四</u></p>	<p>（家畜人工授精師の免許を与えない場合）</p> <p>第十七条 成年被後見人又は被保佐人には、前条第一項の免許を与えない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（家畜人工授精師の免許の取消し及び業務の停止）</p> <p>第十九条 都道府県知事は、家畜人工授精師が<u>第十七条第一項に規定する者に該当するに至つたとき又は家畜人工授精師から申請があつたときは、その免許を取り消さなければならない。</u></p> <p>2 都道府県知事は、家畜人工授精師が<u>第十七条第二項各号の一に掲げる者に該当するに至つたとき又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に基いて</u>処分を命ずるときは、その免許を取り消し、又はその業務の停止を命ずることができる。</p> <p>3 （略）</p> <p>（家畜人工授精師の免許の申請手続等）</p> <p>第三十二条 この章に規定するもののほか、家畜人工授精師免許証の交付、書換交付、再交付及び返納に<u>関し必要な事項は政令で、第十三条第四</u></p>

項の家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書及び家畜体外受精卵証明書、同条第八項の精液採取に関する証明書、体内受精卵採取に関する証明書及び体外受精卵生産に関する証明書、第十五条の家畜人工授精簿並びに第二十二条第二項の授精証明書、体内受精卵移植証明書、体外受精卵移植証明書及び精液採取に関する証明書の様式、家畜人工授精師の免許及び家畜人工授精所の開設の許可の申請手続並びに第十九条第二項の規定による免許の取消し及び業務の停止に関する事項は、
農林水産省令で定める。

項の家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書及び家畜体外受精卵証明書、同条第八項の精液採取に関する証明書、体内受精卵採取に関する証明書及び体外受精卵生産に関する証明書、第十五条の家畜人工授精簿並びに第二十二条第二項の授精証明書、体内受精卵移植証明書、体外受精卵移植証明書及び精液採取に関する証明書の様式並びに家畜人工授精師の免許及び家畜人工授精所の開設の許可の申請手続に関する事項は、農林水産省令で定める。

改 正 案	現 行
<p>（許可の基準等） 第四十六条の六（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、前条第一項本文の許可を与えない。</p> <p>一 心身の故障により家畜伝染病病原体を適正に所持することができない者として農林水産省令で定める者</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>三・四（略）</p> <p>五 第四十六条の九第一項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項において同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）</p>	<p>（許可の基準等） 第四十六条の六（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、前条第一項本文の許可を与えない。</p> <p>（新設）</p> <p>一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 第四十六条の九の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項において同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）</p>

六 第四十六条の九第一項の規定による許可の取消しの処分に係る行政
手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又
は処分をしないことを決定する日までの間に第四十六条の十一第二項
の規定による届出をした者（当該届出に係る同項に規定する滅菌譲渡
について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を
経過しないもの

七・八（略）

九 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに第一号から第七号
までのいずれかに該当する者のあるもの

十 個人で政令で定める使用人のうちに第一号から第七号までのいずれ
かに該当する者のあるもの

3（略）

（許可の取消し等）

第四十六条の九 農林水産大臣は、許可所持者が次の各号のいずれかに該
当する場合は、第四十六条の五第一項本文の許可を取り消し、又は一年
以内の期間を定めてその許可の効力を停止することができる。

一（略）

二 第四十六条の六第二項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三・四（略）

2 前項の規定による許可の取消し及び効力の停止に關し必要な事項は、
農林水産省令で定める。

五 第四十六条の九の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法
第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分
をしないことを決定する日までの間に第四十六条の十一第二項の規定
による届出をした者（当該届出に係る同項に規定する滅菌譲渡につい
て相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過し
ないもの

六・七（略）

八 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに第一号から第六号
までのいずれかに該当する者のあるもの

九 個人で政令で定める使用人のうちに第一号から第六号までのいずれ
かに該当する者のあるもの

3（略）

（許可の取消し等）

第四十六条の九 農林水産大臣は、許可所持者が次の各号のいずれかに該
当する場合は、第四十六条の五第一項本文の許可を取り消し、又は一年
以内の期間を定めてその許可の効力を停止することができる。

一（略）

二 第四十六条の六第二項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三・四（略）

（新設）

改正案	現行
<p>（役員資格）</p> <p>第四十四条の三 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として農林水産省令で定める者</p> <p>三 （略）</p> <p>四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（役員資格）</p> <p>第四十四条の三 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>三 （略）</p> <p>四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（役員の資格）</p> <p>第二十四条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者</p> <p>四・五（略）</p> <p>（紛争解決等業務を行う者の指定）</p> <p>第九十五条の六 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者</p> <p>ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者</p> <p>ハ～ホ（略）</p> <p>五～八（略）</p> <p>2～5（略）</p>	<p>（役員の資格）</p> <p>第二十四条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>四・五（略）</p> <p>（紛争解決等業務を行う者の指定）</p> <p>第九十五条の六 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>ハ～ホ（略）</p> <p>五～八（略）</p> <p>2～5（略）</p>

改正案	現行
<p>（役員の資格等）</p> <p>第三十五条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者</p> <p>三 （略）</p> <p>四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>2 （略）</p> <p>（紛争解決等業務を行う者の指定）</p> <p>第六十九条の二 行政庁は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者</p>	<p>（役員の資格等）</p> <p>第三十五条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>三 （略）</p> <p>四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>2 （略）</p> <p>（紛争解決等業務を行う者の指定）</p> <p>第六十九条の二 行政庁は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p>

	<p>口 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者</p> <p>八〇ホ (略)</p> <p>五〇八 (略)</p> <p>二〇六 (略)</p>	<p>口 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に扱われている者</p> <p>八〇ホ (略)</p> <p>五〇八 (略)</p> <p>二〇六 (略)</p>
--	---	---

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者には、第三条又は前条の許可を与えない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁鋼以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けること となつた後、三年を経過していない者</p> <p>三 心身の故障により火薬類の製造又は販売の業を適正に行うことがで きない者として経済産業省令で定めるもの</p> <p>四 （略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者には、第三条又は前条の許可を与えない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁鋼以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けるこ となつた後、三年を経過していない者</p> <p>三 成年被後見人</p> <p>四 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（許可の基準及び意見の聴取） 第十五条（略）</p> <p>2 主務大臣は、第九条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条の許可をしてはならない。</p> <p>一 発起人のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者</p> <p>ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者</p> <p>ハヾヲ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>3ヾ11（略）</p> <p>（欠格条件）</p> <p>第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。</p> <p>一 心身の故障により業務を適正に行うことができない者として主務省令で定める者</p> <p>二 第十五条第二項第一号ロからヌまでのいずれかに該当する者</p> <p>三 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当するもの</p>	<p>（許可の基準及び意見の聴取） 第十五条（略）</p> <p>2 主務大臣は、第九条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条の許可をしてはならない。</p> <p>一 発起人のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>ハヾヲ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>3ヾ11（略）</p> <p>（欠格条件）</p> <p>第三十一条 第十五条第二項第一号イからヲまでのいずれかに該当する者は、会員となることができない。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

四 法人でその役員のうちに前三号のいずれかに該当する者のあるもの

2 合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、前項第二号（第十五条第二項第一号ハからホまで及びリに係る部分に限る。）及び第四号の規定の適用については、当該合併により消滅した法人と同一の法人とみなす。

（株式会社商品取引所の取引参加者）

第八十二条（略）

2 株式会社商品取引所は、第十五条第二項第一号ロから又まで又は第三十一条第一項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当する者に対し、取引資格を与えてはならない。

3 合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、前項（第十五条第二項第一号ハからホまで及びリ並びに第三十一条第一項第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該合併により消滅した法人と同一の法人とみなす。

（認可基準）

第九十六条の二十（略）

一・二（略）

2 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 認可申請者が次のいずれかに該当する者であるとき。

イ 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者

（新設）

2 合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、前項（第十五条第二項第一号ハからホまで、リ及びリに係る部分に限る。）の規定の適用については、当該合併により消滅した法人と同一の法人とみなす。

（株式会社商品取引所の取引参加者）

第八十二条（略）

2 株式会社商品取引所は、第十五条第二項第一号イからラまでのいずれかに該当する者に対し、取引資格を与えてはならない。

3 合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、前項（第十五条第二項第一号ハからホまで、リ及びリに係る部分に限る。）の規定の適用については、当該合併により消滅した法人と同一の法人とみなす。

（認可基準）

第九十六条の二十（略）

一・二（略）

2 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 認可申請者が第十五条第二項第一号イからラまでのいずれかに該当する者であるとき。

（新設）

として主務省令で定める者

ロ 第十五条第二項第一号ロからヌまでのいずれかに該当する者

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はニのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員のうちイからハまでのいずれかに該当する者のあるもの

二 (略)

(登録の拒否)

第二百四十条の五 主務大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 登録申請者が個人であるときは、第三十一条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する者

二 六 (略)

(許可の基準)

第三百三十三条 (略)

一 五 (略)

2 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条第一項の許可をしてはならない。

一 許可申請者が第三十一条第一項各号のいずれかに該当する者であるとき。

(新設)

(新設)

(新設)

二 (略)

(登録の拒否)

第二百四十条の五 主務大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 登録申請者が個人であるときは、第十五条第二項第一号イからルまでのいずれかに該当する者

二 六 (略)

(許可の基準)

第三百三十三条 (略)

一 五 (略)

2 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条第一項の許可をしてはならない。

一 許可申請者が第十五条第二項第一号イからラまでのいずれかに該当する者であるとき。

二 (略)

3 (略)

(承継)

第三百三十四条 第一種特定施設開設者がその事業の全部を譲り渡し、又は第一種特定施設開設者について相続、合併若しくは分割(その事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その第一種特定施設開設者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は当該相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第三十一条第一項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 (略)

(許可の取消し等)

第三百四十条 主務大臣は、第一種特定施設開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 (略)

二 第十五条第二項第一号ロから又まで(同号ニについては、第九十条第一項及び第三百四十二条第一項の許可の取消しに係る部分並びにこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)又は第三

二 (略)

3 (略)

(承継)

第三百三十四条 第一種特定施設開設者がその事業の全部を譲り渡し、又は第一種特定施設開設者について相続、合併若しくは分割(その事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その第一種特定施設開設者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は当該相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第十五条第二項第一号イから又までに該当するときは、この限りでない。

2 (略)

(許可の取消し等)

第三百四十条 主務大臣は、第一種特定施設開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 (略)

二 第十五条第二項第一号イから又まで(同号ニについては、第九十条第一項及び第三百四十二条第一項の許可の取消しに係る部分並びにこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれ

<p> 十一 条第一項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当することとなつたとき。 三 五（略） 2（略） （許可の基準） 第三百四十三条（略） 一 五（略） 2 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条第一項の許可をしてはならない。 一 許可申請者が第三十一条第一項各号のいずれかに該当する者であるとき。 二（略） 3（略） </p>	<p> かに該当することとなつたとき。 三 五（略） 2（略） （許可の基準） 第三百四十三条（略） 一 五（略） 2 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条第一項の許可をしてはならない。 一 許可申請者が第十五条第二項第一号イからフまでのいずれかに該当する者であるとき。 二（略） 3（略） </p>
--	--

改正案	現行
<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、第五条第一項の許可を受け ることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 心身の故障により高圧ガスの製造を適正に行つことができない者と して経済産業省令で定める者</p> <p>四（略）</p> <p>（容器検査所の登録）</p> <p>第五十条（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、容器検査所の登録又はその更新 を受けることができない。</p> <p>一 第七条第一号又は第二号に掲げる者</p> <p>二 第五十三条の規定により容器検査所の登録を取り消され、取消しの 日から二年を経過しない者</p> <p>三 心身の故障により容器再検査又は附属品再検査を適正に行つことが できない者として経済産業省令で定める者</p> <p>四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該</p>	<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、第五条第一項の許可を受け ることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 成年被後見人</p> <p>四（略）</p> <p>（容器検査所の登録）</p> <p>第五十条（略）</p> <p>2 第七条各号の一に該当する者又は第五十三条の規定により登録を取り 消され、取消の日から二年を経過しない者は、容器検査所の登録又はそ の更新を受けることができない。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

当する者があるもの

3・4 (略)

(登録の取消し等)

第五十三条 経済産業大臣は、容器検査所の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて容器再検査若しくは附属品再検査の停止を命ずることができる。

一 第七条第二号又は第五十条第二項第三号若しくは第四号に該当するに至ったとき。

二 五 (略)

3・4 (略)

(登録の取消し等)

第五十三条 経済産業大臣は、容器検査所の登録を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて容器再検査若しくは附属品再検査の停止を命ずることができる。

一 第七条第二号から第四号までに該当するに至ったとき。

二 五 (略)

改正案	現行
<p>（資格）</p> <p>第十五条 商工会議所の会員たる資格を有する者は、その地区内において、引き続き六箇月以上営業所、事務所、工場又は事業場を有する商工業者とする。但し、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、会員たる資格を有しない。</p> <p>一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p>	<p>（資格）</p> <p>第十五条 商工会議所の会員たる資格を有する者は、その地区内において、引き続き六箇月以上営業所、事務所、工場又は事業場を有する商工業者とする。但し、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、会員たる資格を有しない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 破産者で復権を得ない者</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p>

改正案	現行
<p>（許可の基準）</p> <p>第五条 経済産業大臣は、第三条の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 申請者が次に掲げる事由に該当しないこと。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>ニ <u>心身の故障により武器の製造の事業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者</u></p> <p>ホ （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第五条 経済産業大臣は、第三条の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 申請者が次に掲げる事由に該当しないこと。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>ニ 成年被後見人</p> <p>ホ （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（役員^{（新設）}の任免）</p> <p>第三十二条 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。</p> <p>一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>三 未成年者</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しないもの</p>	<p>（役員^{（新設）}の任免）</p> <p>第三十二条 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。</p> <p>一 成年被後見人、被保佐人、破産者で復権を得ないもの又は未成年者</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しないもの</p>

改正案	現行
<p>（役員の資格等）</p> <p>第二十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者</p> <p>三 （略）</p> <p>四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p>	<p>（役員の資格等）</p> <p>第二十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>三 （略）</p> <p>四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p>

改正案	現行
<p>（特定信用情報提供等業務を行う者の指定）</p> <p>第三十五条の三の三十六 経済産業大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この節の定めるところにより特定信用情報提供等業務（特定信用情報の収集及び包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者に対する特定信用情報の提供を行う業務をいう。以下同じ。）を行う者として、指定することができる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 役員（業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。））、取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。））、監査役、代表者若しくは管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この款及び第三款において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいないこと。</p> <p>イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として <u>経済産業省令で定める者</u></p> <p>ロ（略）</p> <p>ハ <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p>	<p>（特定信用情報提供等業務を行う者の指定）</p> <p>第三十五条の三の三十六 経済産業大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この節の定めるところにより特定信用情報提供等業務（特定信用情報の収集及び包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者に対する特定信用情報の提供を行う業務をいう。以下同じ。）を行う者として、指定することができる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 役員（業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。））、取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。））、監査役、代表者若しくは管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この款及び第三款において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいないこと。</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に <u>取り扱われている者</u></p> <p>ロ（略）</p> <p>ハ <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p>

二〇八 (略)

五〇七 (略)

2 (略)

二〇八 (略)

五〇七 (略)

2 (略)

改正案	現行
<p>（役員の資格等）</p> <p>第四十五条の三 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者</p> <p>三 （略）</p> <p>四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p>	<p>（役員の資格等）</p> <p>第四十五条の三 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>三 （略）</p> <p>四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p>

改 正 案	現 行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第四条 経済産業大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は同条第二項の申請書若しくは同条第四項の添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 心身の故障により液化石油ガス販売事業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者</p> <p>四・五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（欠格条項）</p> <p>第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 心身の故障により保安業務を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者</p> <p>四（略）</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第四条 経済産業大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は同条第二項の申請書若しくは同条第四項の添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 成年被後見人</p> <p>四・五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（欠格条項）</p> <p>第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 成年被後見人</p> <p>四（略）</p>

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、情報処理安全確保支援士となることができない。</p> <p>一 心身の故障により情報処理安全確保支援士の業務を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者</p> <p>二 四（略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、情報処理安全確保支援士となることができない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 四（略）</p>

改正案	現行
<p>（欠格事項）</p> <p>第十九条 次の各号のいずれかに該当する者には、第十七条第一項の許可を与えない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 心身の故障により第一種特定化学物質の製造の事業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者</p> <p>四（略）</p> <p>（許可の基準等）</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>2 第十九条の規定は、前条第一項の許可に準用する。この場合において、第十九条第三号中「製造」とあるのは、「輸入」と読み替えるものとする。</p>	<p>（欠格事項）</p> <p>第十九条 次の各号のいずれかに該当する者には、第十七条第一項の許可を与えない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 成年被後見人</p> <p>四（略）</p> <p>（許可の基準等）</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>2 第十九条の規定は、前条第一項の許可に準用する。</p>

改正案	現行
<p>（許可の基準）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある会社</p> <p>イ <u>心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者</u></p> <p>ロ～ハ（略）</p> <p>五（略）</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある会社</p> <p>イ <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</u></p> <p>ロ～ハ（略）</p> <p>五（略）</p>

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 心身の故障により特定物質の製造を適正に行つことができない者と して経済産業省令で定める者 </p> <p>五 （略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 成年被後見人 </p> <p>五 （略）</p>

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 心身の故障により対人地雷を適正に所持することができない者として経済産業省令で定める者</p> <p>五 （略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 成年被後見人</p> <p>五 （略）</p>

改正案	現行
<p>（指定金融機関の指定） 第二十四条の五（略） 2・3（略） 4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。 一・二（略） 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者 イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者 ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 八（略）</p>	<p>（指定金融機関の指定） 第二十四条の五（略） 2・3（略） 4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。 一・二（略） 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者 イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの （新設） ロ（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（製造の許可）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。以下同じ。）である場合においては、その法定代理人（アルコールの製造に係る事業に関し代理権を有する者に限る。）の氏名、商号又は名称及び住所</p> <p>四～八（略）</p> <p>（欠格条項）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 未成年者であつて、その法定代理人（アルコールの製造に係る事業に関し代理権を有する者に限る。）が前各号のいずれかに該当するもの</p>	<p>（製造の許可）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。以下同じ。）又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合においては、その法定代理人（アルコールの製造に係る事業に関し代理権を有する者に限る。）の氏名、商号又は名称及び住所</p> <p>四～八（略）</p> <p>（欠格条項）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人であつて、その法定代理人（アルコールの製造に係る事業に関し代理権を有する者に限る。）が前各号のいずれかに該当するもの</p>

(輸入の許可)

第十六条 (略)

2 前項の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一～二 (略)

三 未成年者である場合においては、その法定代理人(アルコールの輸入に係る事業に関し代理権を有する者に限る。)の氏名、商号又は名称及び住所

四～八 (略)

(販売の許可)

第二十一条 (略)

2 前項の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一～二 (略)

三 未成年者である場合においては、その法定代理人(アルコールの販売に係る事業に関し代理権を有する者に限る。)の氏名、商号又は名称及び住所

四～八 (略)

(輸入の許可)

第十六条 (略)

2 前項の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一～二 (略)

三 未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合においては、その法定代理人(アルコールの輸入に係る事業に関し代理権を有する者に限る。)の氏名、商号又は名称及び住所

四～八 (略)

(販売の許可)

第二十一条 (略)

2 前項の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一～二 (略)

三 未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合においては、その法定代理人(アルコールの販売に係る事業に関し代理権を有する者に限る。)の氏名、商号又は名称及び住所

四～八 (略)

(使用の許可)

第二十六条 (略)

2 前項の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一～二 (略)

三 未成年者である場合においては、その法定代理人(アルコールの使用に関し代理権を有する者に限る。)の氏名、商号又は名称及び住所

四～八 (略)

(使用の許可)

第二十六条 (略)

2 前項の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一～二 (略)

三 未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合においては、その法定代理人(アルコールの使用に関し代理権を有する者に限る。)の氏名、商号又は名称及び住所

四～八 (略)

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、弁理士となる資格を有しない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>二 八（略）</p> <p>九 未成年者</p> <p>十 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、弁理士となる資格を有しない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>二 八（略）</p> <p>九 未成年者、成年被後見人又は被保佐人</p> <p>十 破産者で復権を得ないもの</p>

改正案	現行
<p>（合意の効力の消滅）</p> <p>第十条 第八条第一項に規定する合意は、次に掲げる事由が生じたときは、その効力を失う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 旧代表者の生存中に後継者が死亡し、又は心身の故障のため代表者の職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者に該当するに至ったこと。</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>（合意の効力の消滅）</p> <p>第十条 第八条第一項に規定する合意は、次に掲げる事由が生じたときは、その効力を失う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 旧代表者の生存中に後継者が死亡し、又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたこと。</p> <p>三・四 （略）</p>

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 心身の故障によりクラスター弾等を適正に所持することができない者として経済産業省令で定める者</p> <p>五（略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 成年被後見人</p> <p>五（略）</p>

改正案	現行
<p>（指定金融機関の指定）</p> <p>第八条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、認定事業者が認定特定事業計画に従って特定事業を実施するために必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受け行おうとするもの（以下「特定事業促進業務」という。）に関し、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、指定金融機関として指定することができる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法人であつて、その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者</p> <p>イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者</p> <p>ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ハ（略）</p>	<p>（指定金融機関の指定）</p> <p>第八条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、認定事業者が認定特定事業計画に従って特定事業を実施するために必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受け行おうとするもの（以下「特定事業促進業務」という。）に関し、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、指定金融機関として指定することができる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法人であつて、その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>（新設）</p> <p>ロ（略）</p>

(主務大臣等)

第三十五条 第二条第三項における主務大臣は、エネルギー環境適合製品の開発又は製造を行う事業を所管する大臣とする。

2~5 (略)

6 第七条第一項、第八条、第十一条第一項第三号、第十二条及び第十四条第一項における主務省令は、第四項に規定する主務大臣の共同で発する命令とする。

(主務大臣等)

第三十五条 第二条第三項における主務大臣は、エネルギー環境適合製品の開発又は製造を行う事業を所管する大臣とする。

2~5 (略)

6 第七条第一項、第八条第一項から第三項まで、第十一条第一項第三号、第十二条及び第十四条第一項における主務省令は、第四項に規定する主務大臣の共同で発する命令とする。

改正案	現行
<p>（指定金融機関の指定）</p> <p>第四十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法人であつて、その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者</p> <p>イ <u>心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として</u>主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>□（略）</p>	<p>（指定金融機関の指定）</p> <p>第四十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法人であつて、その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者</p> <p>イ <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>□（略）</p>

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 心身の故障により特定水銀使用製品の製造を適正に行うことができない者として主務省令で定める者</p> <p>四 （略）</p> <p>（主務大臣等）</p> <p>第二十八条 （略）</p> <p>2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第六条第二項、<u>第七条第三号</u>又は第九条第一項若しくは第二項の主務省令については、特定水銀使用製品の製造に係る事業を所管する大臣の発する命令</p> <p>三六 （略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 <u>成年被後見人</u></p> <p>四 （略）</p> <p>（主務大臣等）</p> <p>第二十八条 （略）</p> <p>2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第六条第二項又は第九条第一項若しくは第二項の主務省令については、特定水銀使用製品の製造に係る事業を所管する大臣の発する命令</p> <p>三六 （略）</p>

改正案	現行
<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 心身の故障により船員派遣事業を的確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの</p> <p>四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>五 七（略）</p> <p>（許可の有効期間等）</p> <p>第六十条（略）</p> <p>2 4（略）</p> <p>5 第五十五条第二項から第四項まで、第五十六条（第五号を除く。）及び第五十七条第二項の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。</p> <p>（派遣元責任者）</p> <p>第七十六条 船員派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わ</p>	<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>（新設）</p> <p>四 六（略）</p> <p>（許可の有効期間等）</p> <p>第六十条（略）</p> <p>2 4（略）</p> <p>5 第五十五条第二項から第四項まで、第五十六条（第四号を除く。）及び第五十七条第二項の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。</p> <p>（派遣元責任者）</p> <p>第七十六条 船員派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わ</p>

せるため、国土交通省令で定めるところにより、第五十六条第一号、第二号、第四号及び第五号に該当しない者（未成年者及び心身の故障により派遣元責任者の職務を的確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるものを除く。）のうちから派遣元責任者を選任しなければならぬ。

一～六（略）

（事業の停止又は許可の取消し）

第一百三十三条（略）

2 国土交通大臣は、船員派遣元事業主が第五十六条各号（第五号を除く

。）のいずれかに該当しているときは、許可を取り消すことができる。

3（略）

せるため、国土交通省令で定めるところにより、第五十六条第一号から第四号までに該当しない者（未成年者を除く。）のうちから派遣元責任者を選任しなければならない。

一～六（略）

（事業の停止又は許可の取消し）

第一百三十三条（略）

2 国土交通大臣は、船員派遣元事業主が第五十六条各号（第四号を除く

。）のいずれかに該当しているときは、許可を取り消すことができる。

3（略）

改正案	現行
<p>第八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか（許可の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第七号から第十四号までのいずれか）に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>二 第二十九条第一項第五号又は第六号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者</p> <p>三 第二十九条第一項第五号又は第六号に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないことの決定があつた日までの間に第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で当該届出の日から五年を経過しないもの</p> <p>四 前号に規定する期間内に第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、前号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは政令で定める使用人であつた者又</p>	<p>第八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか（許可の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第七号から第十三号までのいずれか）に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>二 第二十九条第一項第五号又は第六号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者</p> <p>三 第二十九条第一項第五号又は第六号に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないことの決定があつた日までの間に第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で当該届出の日から五年を経過しないもの</p> <p>四 前号に規定する期間内に第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、前号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは政令で定める使用人であつた者又</p>

は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

五 第二十八条第三項又は第五項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六 許可を受けようとする建設業について第二十九条の四の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者

七 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

八 この法律、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）

第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第十四号において「暴力団員等」という。）

十 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの

は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

五 第二十八条第三項又は第五項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六 許可を受けようとする建設業について第二十九条の四の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者

七 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

八 この法律、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）

第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第十三号において「暴力団員等」という。）

（新設）

十一 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号（法人でその役員等のうちに第一号から第四号まで又は第六号から前号までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。）のいずれかに該当するもの

十二 法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第十号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの

十三 個人で政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第十号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの

十四 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（変更等の届出）

十一 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号（法人でその役員等のうちに第一号から第四号まで又は第六号から前号までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。）のいずれかに該当するもの

十二 法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第九号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの

十三 個人で政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第九号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの

十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（変更等の届出）

第十一条 許可に係る建設業者は、第五条第一号から第五号までに掲げる事項について変更があつたときは、国土交通省令の定めるところにより、三十日以内に、その旨の変更届出書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

2 許可に係る建設業者は、毎事業年度終了の時ににおける第六条第一項第一号及び第二号に掲げる書類その他国土交通省令で定める書類を、毎事業年度経過後四月以内に、国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

3 許可に係る建設業者は、第六条第一項第三号に掲げる書面その他国土交通省令で定める書類の記載事項に変更を生じたときは、毎事業年度経過後四月以内に、その旨を書面で国土交通大臣又は都道府県知事に届出なければならない。

4 許可に係る建設業者は、第七条第一号イ又はロに該当する者として証明された者が、法人である場合においてはその役員、個人である場合においてはその支配人でなくなつた場合若しくは同号ロに該当しなくなつた場合又は営業所に置く同条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者として証明された者が当該営業所に置かれなくなつた場合若しくは同号ハに該当しなくなつた場合において、これに代わるべき者があるときは、国土交通省令の定めるところにより、二週間以内に、その者について、第六条第一項第五号に掲げる書面を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

5 許可に係る建設業者は、第七条第一号若しくは第二号に掲げる基準を満たさなくなつたとき、又は第八条第一号及び第七号から第十四号まで

第十一条 許可に係る建設業者は、第五条第一号から第五号までに掲げる事項について変更があつたときは、国土交通省令の定めるところにより、三十日以内に、その旨の変更届出書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

2 許可に係る建設業者は、毎事業年度終了の時ににおける第六条第一項第一号及び第二号に掲げる書類その他国土交通省令で定める書類を、毎事業年度経過後四月以内に、国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

3 許可に係る建設業者は、第六条第一項第三号に掲げる書面その他国土交通省令で定める書類の記載事項に変更を生じたときは、毎事業年度経過後四月以内に、その旨を書面で国土交通大臣又は都道府県知事に届出なければならない。

4 許可に係る建設業者は、第七条第一号イ又はロに該当する者として証明された者が、法人である場合においてはその役員、個人である場合においてはその支配人でなくなつた場合若しくは同号ロに該当しなくなつた場合又は営業所に置く同条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者として証明された者が当該営業所に置かれなくなつた場合若しくは同号ハに該当しなくなつた場合において、これに代わるべき者があるときは、国土交通省令の定めるところにより、二週間以内に、その者について、第六条第一項第五号に掲げる書面を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

5 許可に係る建設業者は、第七条第一号若しくは第二号に掲げる基準を満たさなくなつたとき、又は第八条第一号及び第七号から第十三号まで

のいずれかに該当するに至つたときは、国土交通省令の定めるところにより、二週間以内に、その旨を書面で国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第二十九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該建設業者の許可を取り消さなければならない。

一 一般建設業の許可を受けた建設業者にあつては第七条第一号又は第二号、特定建設業者にあつては同条第一号又は第十五条第二号に掲げる基準を満たさなくなつた場合

二 第八条第一号又は第七号から第十四号まで(第十七条において準用する場合を含む。)(のいずれかに該当するに至つた場合

二の二 第九条第一項各号(第十七条において準用する場合を含む。)(のいずれかに該当する場合において一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けないとき。

三 許可を受けてから一年以内に営業を開始せず、又は引き続いて一年以上営業を休止した場合

四 第十二条各号(第十七条において準用する場合を含む。)(のいずれかに該当するに至つた場合

五 不正の手段により第三条第一項の許可(同条第三項の許可の更新を含む。)(を受けた場合

六 前条第一項各号のいずれかに該当し情状特に重い場合又は同条第三

のいずれかに該当するに至つたときは、国土交通省令の定めるところにより、二週間以内に、その旨を書面で国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第二十九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該建設業者の許可を取り消さなければならない。

一 一般建設業の許可を受けた建設業者にあつては第七条第一号又は第二号、特定建設業者にあつては同条第一号又は第十五条第二号に掲げる基準を満たさなくなつた場合

二 第八条第一号又は第七号から第十三号まで(第十七条において準用する場合を含む。)(のいずれかに該当するに至つた場合

二の二 第九条第一項各号(第十七条において準用する場合を含む。)(のいずれかに該当する場合において一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けないとき。

三 許可を受けてから一年以内に営業を開始せず、又は引き続いて一年以上営業を休止した場合

四 第十二条各号(第十七条において準用する場合を含む。)(のいずれかに該当するに至つた場合

五 不正の手段により第三条第一項の許可(同条第三項の許可の更新を含む。)(を受けた場合

六 前条第一項各号のいずれかに該当し情状特に重い場合又は同条第三

項若しくは第五項の規定による営業の停止の処分に違反した場合

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第三条の二第一項の規定により付された条件に違反したときは、当該建設業者の許可を取り消すことができる。

項若しくは第五項の規定による営業の停止の処分に違反した場合

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第三条の二第一項の規定により付された条件に違反したときは、当該建設業者の許可を取り消すことができる。

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第五十五条の六 国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は登録申請書若しくは添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>二 第五十七条第一項第一号若しくは第三号又は同条第二項各号のいずれかに該当することにより登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者（当該取消しに係る測量業者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該測量業者の役員であつた者で当該取消しの日から二年を経過しないものを含む。）</p> <p>三 第五十五条の十四の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者（当該刑に処せられた者が法人である場合においては、当該刑に処せられた日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないものを含む。）</p> <p>四 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前三号又は次号のいずれかに該当するもの</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第五十五条の六 国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は登録申請書若しくは添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 破産者で復権を得ないもの</p> <p>二 第五十七条第一項第一号若しくは第三号又は同条第二項各号のいずれかに該当することにより登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者（当該取消しに係る測量業者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該測量業者の役員であつた者で当該取消しの日から二年を経過しないものを含む。）</p> <p>三 第五十五条の十四の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者（当該刑に処せられた者が法人である場合においては、当該刑に処せられた日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないものを含む。）</p> <p>四 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人でその法定代理人が前三号又は次号のいずれかに該当するもの</p>

<p>五 法人でその役員のうち第一号から第三号までのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>六 営業所について第五十五条の十三の要件を欠く者</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。</p>	<p>五 法人でその役員のうち第一号から第三号までのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>六 営業所について第五十五条の十三の要件を欠く者</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。</p>
---	---

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 登録実施機関は、第四条の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。</p> <p>六 申請者が心身の故障により次条第一項に規定する登録ホテル業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものであるとき。</p> <p>七 申請者が法人である場合において、その役員のうち前三号から前号までのいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（登録の取消し）</p> <p>第十六条 登録実施機関は、登録ホテル業を営む者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録ホテルについて登録を取り消さなければならない。</p> <p>一 第六条第一項第二号から第八号までのいずれかに該当するに至つた</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 登録実施機関は、第四条の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 申請者が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者であるとき。</p> <p>（新設）</p> <p>六 申請者が法人である場合において、その役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（登録の取消し）</p> <p>第十六条 登録実施機関は、登録ホテル業を営む者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録ホテルについて登録を取り消さなければならない。</p> <p>一 第六条第一項第二号から第七号までのいずれかに該当するに至つた</p>

とき。

二 (略)

2~4 (略)

第十八条 (略)

2 第四条から第六条までの規定は前項の旅館の登録について、第七条及び第九条から第十五条までの規定は前項の登録を受けた旅館(以下「登録旅館」という。)による旅館業(以下「登録旅館業」という。)を営む者について、第八条の規定は登録旅館以外の宿泊施設について、第十条の規定は登録旅館に係る登録の抹消について、前条の規定は登録旅館に係る登録の抹消について準用する。この場合において、第四条及び第六条第一項第一号中「ホテル」とあるのは「旅館」と、第五条第一項及び第七条第三項中「ホテル登録簿」とあるのは「旅館登録簿」と、第六条第一項第一号口中「ロビーその他の客の共用に供する室及び食堂」とあるのは「ロビーその他の客の共用に供する室」と、同項第六号中「次条第一項に規定する登録ホテル業」とあり、並びに第十六条第一項及び第二項中「登録ホテル業」とあるのは「登録旅館業」と、第六条第一項第八号中「ホテルによるホテル業」とあるのは「旅館による旅館業」と、第八条中「登録ホテル又は」とあるのは「登録旅館又は」と、第九条、第十条、第十二条及び第十三条中「登録ホテル」とあるのは「登録旅館」と、第十条中「ホテルに」とあるのは「旅館に」と読み替えるものとする。

とき。

二 (略)

2~4 (略)

第十八条 (略)

2 第四条から第六条までの規定は前項の旅館の登録について、第七条及び第九条から第十五条までの規定は前項の登録を受けた旅館(以下「登録旅館」という。)による旅館業(以下「登録旅館業」という。)を営む者について、第八条の規定は登録旅館以外の宿泊施設について、第十条の規定は登録旅館に係る登録の抹消について、前条の規定は登録旅館に係る登録の抹消について準用する。この場合において、第四条及び第六条第一項第一号中「ホテル」とあるのは「旅館」と、第五条第一項及び第七条第三項中「ホテル登録簿」とあるのは「旅館登録簿」と、第六条第一項第一号口中「ロビーその他の客の共用に供する室及び食堂」とあるのは「ロビーその他の客の共用に供する室」と、同項第七号中「ホテルによるホテル業」とあるのは「旅館による旅館業」と、第八条中「登録ホテル又は」とあるのは「登録旅館又は」と、第九条、第十条、第十二条及び第十三条中「登録ホテル」とあるのは「登録旅館」と、第十条中「ホテルに」とあるのは「旅館に」と、第十六条第一項及び第二項中「登録ホテル業」とあるのは「登録旅館業」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（建築物調査員資格者証）</p> <p>第十二条の二 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、建築物調査員資格者証を交付する。</p> <p>一 前条第一項の調査及び同条第二項の点検（次項第四号及び第三項第三号において「調査等」という。）に関する講習で国土交通省令で定めるものの課程を修了した者</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると国土交通大臣が認定した者</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、建築物調査員資格者証の交付を行わないことができる。</p> <p>一 未成年者</p> <p>（削る）</p> <p>二 建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者</p> <p>三 次項（第二号を除く。）の規定により建築物調査員資格者証の返納を命ぜられ、その日から起算して一年を経過しない者</p> <p>四 心身の故障により調査等の業務を適正に行うことができない者とし</p>	<p>（建築物調査員資格者証）</p> <p>第十二条の二 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、建築物調査員資格者証を交付する。</p> <p>一 前条第一項の調査及び同条第二項の点検（第三項第三号において「調査等」という。）に関する講習で国土交通省令で定めるものの課程を修了した者</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると国土交通大臣が認定した者</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、建築物調査員資格者証の交付を行わないことができる。</p> <p>一 未成年者</p> <p>二 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>三 建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者</p> <p>四 次項（第二号を除く。）の規定により建築物調査員資格者証の返納を命ぜられ、その日から起算して一年を経過しない者</p> <p>（新設）</p>

て国土交通省令で定めるもの

- 3 国土交通大臣は、建築物調査員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その建築物調査員資格者証の返納を命ずることができる。
 - 一 この法律又はこれに基づく命令の規定に違反したとき。
 - 二 前項第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 三 調査等に関して不誠実な行為をしたとき。
 - 四 偽りその他不正の手段により建築物調査員資格者証の交付を受けたとき。
- 4 建築物調査員資格者証の交付の手續その他建築物調査員資格者証に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(建築物等検査員資格者証)

第十二条の三 建築物等検査員資格者証の種類は、国土交通省令で定める。

- 2 建築物等検査員が第十二条第三項の検査及び同条第四項の点検(次項第一号において「検査等」という。)を行うことができる建築物等の種類は、前項の建築物等検査員資格者証の種類に應じて国土交通省令で定める。

3 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、建築物等検査員資格者証を交付する。

- 一 検査等に関する講習で建築物等検査員資格者証の種類ごとに国土交通省令で定めるものの課程を修了した者
- 二 前号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると国土交

3 国土交通大臣は、建築物調査員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その建築物調査員資格者証の返納を命ずることができる。

- 一 この法律又はこれに基づく命令の規定に違反したとき。
 - 二 前項第二号又は第四号のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 三 調査等に関して不誠実な行為をしたとき。
 - 四 偽りその他不正の手段により建築物調査員資格者証の交付を受けたとき。
- 4 建築物調査員資格者証の交付の手續その他建築物調査員資格者証に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(建築物等検査員資格者証)

第十二条の三 建築物等検査員資格者証の種類は、国土交通省令で定める。

- 2 建築物等検査員が第十二条第三項の検査及び同条第四項の点検(次項第一号において「検査等」という。)を行うことができる建築物等の種類は、前項の建築物等検査員資格者証の種類に應じて国土交通省令で定める。

3 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、建築物等検査員資格者証を交付する。

- 一 検査等に関する講習で建築物等検査員資格者証の種類ごとに国土交通省令で定めるものの課程を修了した者
- 二 前号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると国土交

通大臣が認定した者

4 前条第二項から第四項までの規定は、建築設備等検査員資格者証について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第三項」と、同条第四号及び同条第三項第三号中「調査等」とあるのは「次条第二項に規定する検査等」と読み替えるものとする。

(確認審査等に関する指針等)

第十八条の三 国土交通大臣は、第六条第四項及び第十八条第三項（これらの規定を第八十七条第一項、第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）に規定する審査、第六条の二第一項（第八十七条第一項、第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認のための審査、第六条の三第一項及び第十八条第四項に規定する構造計算適合性判定、第七条第四項、第七条の二第一項及び第十八条第十七項（これらの規定を第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査並びに第七条の三第四項、第七条の四第一項及び第十八条第二十項（これらの規定を第八十七条の二及び第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査（以下この条及び第七十七条の六十二第二項第三号において「確認審査等」という。）の公正かつ適確な実施を確保するため、確認審査等に関する指針を定めなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

通大臣が認定した者

4 前条第二項から第四項までの規定は、建築設備等検査員資格者証について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第三項」と、同条第三項第三号中「調査等」とあるのは「次条第二項に規定する検査等」と読み替えるものとする。

(確認審査等に関する指針等)

第十八条の三 国土交通大臣は、第六条第四項及び第十八条第三項（これらの規定を第八十七条第一項、第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）に規定する審査、第六条の二第一項（第八十七条第一項、第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認のための審査、第六条の三第一項及び第十八条第四項に規定する構造計算適合性判定、第七条第四項、第七条の二第一項及び第十八条第十七項（これらの規定を第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査並びに第七条の三第四項、第七条の四第一項及び第十八条第二十項（これらの規定を第八十七条の二及び第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査（以下この条及び第七十七条の六十二第二項第一号において「確認審査等」という。）の公正かつ適確な実施を確保するため、確認審査等に関する指針を定めなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 確認審査等は、前項の規定により公表された第一項の指針に従つて行わなければならない。

(欠格条項)

第七十七条の十九 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 未成年者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

四 第七十七条の三十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

五 第七十七条の三十五の十九第二項の規定により第七十七条の三十五の二第一項に規定する指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

六 第七十七条の六十二第二項(第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。)の規定により第七十七条の五十八第一項又は第七十七条の六十六第一項の登録を消除され、その消除の日から起算して五年を経過しない者

七 建築士法第七條第四号又は第二十三條の四第一項第三号に該当する者

八 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から起算して三年を

3 確認審査等は、前項の規定により公表された第一項の指針に従つて行わなければならない。

(欠格条項)

第七十七条の十九 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

四 第七十七条の三十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

五 第七十七条の三十五の十九第二項の規定により第七十七条の三十五の二第一項に規定する指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

六 第七十七条の六十二第二項(第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。)の規定により第七十七条の五十八第一項又は第七十七条の六十六第一項の登録を消除され、その消除の日から起算して五年を経過しない者

七 建築士法第七條第五号又は第二十三條の四第一項第三号に該当する者

八 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から起算して三年を

経過しない者

九 心身の故障により確認検査の業務を適正に行うことができない者と
して国土交通省令で定めるもの

十 法人であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの

十一 その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。以下同じ。）が前各号のいずれかに該当する者

（欠格条項）

第七十七条の三十五の三 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 未成年者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

四 第七十七条の三十五第二項の規定により第七十七条の十八第一項に規定する指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者

五 第七十七条の三十五の十九第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者

六 第七十七条の六十二第二項（第七十七条の六十六第二項において準

経過しない者

（新設）

九 法人であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの

十 その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。以下同じ。）が前各号のいずれかに該当する者

（欠格条項）

第七十七条の三十五の三 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

四 第七十七条の三十五第二項の規定により第七十七条の十八第一項に規定する指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者

五 第七十七条の三十五の十九第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者

六 第七十七条の六十二第二項（第七十七条の六十六第二項において準

用する場合を含む。）の規定により第七十七条の五十八第一項又は第七十七条の六十六第一項の登録を削除され、その消除の日から起算して五年を経過しない者

七 建築士法第七條第四号又は第二十三條の四第一項第三号に該当する者

八 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から起算して三年を経過しない者

九 心身の故障により構造計算適合性判定の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

十 法人であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの

十一 その者の親会社等が前各号のいずれかに該当する者

（欠格条項）

第七十七条の三十七 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 未成年者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 第七十七条の五十一第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消され、又は第七十七条の五十五第一項若しくは第二項の規定により

用する場合を含む。）の規定により第七十七条の五十八第一項又は第七十七条の六十六第一項の登録を削除され、その消除の日から起算して五年を経過しない者

七 建築士法第七條第五号又は第二十三條の四第一項第三号に該当する者

八 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から起算して三年を経過しない者

（新設）

九 法人であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの

十 その者の親会社等が前各号のいずれかに該当する者

（欠格条項）

第七十七条の三十七 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 第七十七条の五十一第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消され、又は第七十七条の五十五第一項若しくは第二項の規定により

承認を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

五 心身の故障により認定等の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

六 法人であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの

(欠格条項)

第七十七条の五十九 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。

一 未成年者

(削る)

二 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定若しくは建築士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三 第七十七条の六十二第一項第四号又は第二項第三号から第五号までの規定により前条第一項の登録を消除され、その消除の日から起算して五年を経過しない者

四 第七十七条の六十二第二項第三号から第五号までの規定により確認検査の業務を行うことを禁止され、その禁止の期間中に同条第一項第一号の規定により前条第一項の登録を消除され、まだその期間が経過しない者

五 建築士法第七條第四号に該当する者

六 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から起算して三年を

承認を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

(新設)

五 法人であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの

(欠格条項)

第七十七条の五十九 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。

一 未成年者

二 成年被後見人又は被保佐人

三 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定若しくは建築士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

四 第七十七条の六十二第一項第四号又は第二項の規定により前条第一項の登録を消除され、その消除の日から起算して五年を経過しない者

五 第七十七条の六十二第二項の規定により確認検査の業務を行うことを禁止され、その禁止の期間中に同条第一項第一号の規定により前条第一項の登録を消除され、まだその期間が経過しない者

六 建築士法第七條第五号に該当する者

七 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から起算して三年を

経過しない者

第七十七条の五十九の二 国土交通大臣は、心身の故障により確認検査の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものについては、第七十七条の五十八第一項の登録をしないことができる。

(死亡等の届出)

第七十七条の六十一 建築基準適合判定資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者は、当該建築基準適合判定資格者が当該各号に該当するに至つた日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

一 死亡したとき 相続人

(削る)

二 第七十七条の五十九第二号、第五号又は第六号に該当するに至つたとき 本人

三 心身の故障により確認検査の業務を適正に行うことができない場合に該当するものとして国土交通省令で定める場合に該当するに至つたとき 本人又はその法定代理人若しくは同居の親族

(登録の消除等)

第七十七条の六十二 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに掲げる場合

経過しない者

(新設)

(死亡等の届出)

第七十七条の六十一 建築基準適合判定資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者は、当該建築基準適合判定資格者が当該各号に該当するに至つた日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

一 死亡したとき 相続人

二 第七十七条の五十九第二号に該当するに至つたとき 成年後見人又は保佐人

三 第七十七条の五十九第三号、第六号又は第七号に該当するに至つたとき 本人

(新設)

(登録の消除等)

第七十七条の六十二 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに掲げる場合

は、第七十七条の五十八第一項の登録を削除しなければならない。

一 本人から登録の消除の申請があつたとき。

二 前条(第三号に係る部分を除く。次号において同じ。)の規定による届出があつたとき。

三 前条の規定による届出がなくて同条第一号又は第二号に該当する事実が判明したとき。

四 不正な手段により登録を受けたとき。

五 第五条第六項又は第五条の二第二項の規定により、建築基準適合判定資格者検定の合格の決定を取り消されたとき。

2 国土交通大臣は、建築基準適合判定資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、一年以内の期間を定めて確認検査の業務を行うことを禁止し、又はその登録を消除することができる。

一 前条(第三号に係る部分に限る。次号において同じ。)の規定による届出があつたとき。

二 前条の規定による届出がなくて同条第三号に該当する事実が判明したとき。

三 第十八条の三第三項の規定に違反して、確認審査等を実施したとき。

四 第七十七条の二十七第一項の認可を受けた確認検査業務規程に違反したとき。

五 確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

3 国土交通大臣は、前二項の規定による処分をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

は、第七十七条の五十八第一項の登録を削除しなければならない。

一 本人から登録の消除の申請があつたとき。

二 前条の規定による届出があつたとき。

三 前条の規定による届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。

四 不正な手段により登録を受けたとき。

五 第五条第六項又は第五条の二第二項の規定により、建築基準適合判定資格者検定の合格の決定を取り消されたとき。

2 国土交通大臣は、建築基準適合判定資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、一年以内の期間を定めて確認検査の業務を行うことを禁止し、又はその登録を消除することができる。

(新設)

(新設)

一 第十八条の三第三項の規定に違反して、確認審査等を実施したとき。

二 第七十七条の二十七第一項の認可を受けた確認検査業務規程に違反したとき。

三 確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

3 国土交通大臣は、前二項の規定による処分をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第七十七条の六十六 構造計算適合判定資格者検定に合格した者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者として国土交通省令で定める者は、国土交通大臣の登録を受けることができる。

2 第七十七条の五十八第二項、第七十七条の五十九、第七十七条の五十九の二、第七十七条の六十二第一項及び第三項（同条第一項に係る部分に限る。）並びに第七十七条の六十三から前条までの規定は前項の登録に、第七十七条の六十、第七十七条の六十一並びに第七十七条の六十二第二項及び第三項（同条第二項に係る部分に限る。）の規定は前項の登録を受けている者について準用する。この場合において、第七十七条の五十九第四号、第七十七条の五十九の二、第七十七条の六十一第三号及び第七十七条の六十二第二項第五号中「確認検査」とあるのは「構造計算適合性判定」と、同条第一項第五号中「第五条第六項又は第五条の第二第二項」とあるのは「第五条の四第五項において準用する第五条第六項又は第五条の五第二項において準用する第五条の二第二項」と、同条第二項中「定めて確認検査」とあるのは「定めて構造計算適合性判定」と、同項第四号中「第七十七条の二十七第一項」とあるのは「第七十七条の三十五の十二第一項」と、「確認検査業務規程」とあるのは「構造計算適合性判定業務規程」と、前条中「者（市町村又は都道府県の職員である者を除く。）（）」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

第百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

第七十七条の六十六 構造計算適合判定資格者検定に合格した者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者として国土交通省令で定める者は、国土交通大臣の登録を受けることができる。

2 第七十七条の五十八第二項、第七十七条の五十九、第七十七条の六十二第一項及び第三項（同条第一項に係る部分に限る。）並びに第七十七条の六十三から前条までの規定は前項の登録に、第七十七条の六十、第七十七条の六十一並びに第七十七条の六十二第二項及び第三項（同条第二項に係る部分に限る。）の規定は前項の登録を受けている者について準用する。この場合において、第七十七条の五十九第五号及び第七十七条の六十二第二項第三号中「確認検査」とあるのは「構造計算適合性判定」と、同条第一項第五号中「第五条第六項又は第五条の二第二項」とあるのは「第五条の四第五項において準用する第五条第六項又は第五条の五第二項において準用する第五条の二第二項」と、同条第二項中「定めて確認検査」とあるのは「定めて構造計算適合性判定」と、同項第二号中「第七十七条の二十七第一項」とあるのは「第七十七条の三十五の十二第一項」と、「確認検査業務規程」とあるのは「構造計算適合性判定業務規程」と、前条中「者（市町村又は都道府県の職員である者を除く。）（）」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

第百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第十二条の二第三項（第十二条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

二 第六十八条の十六若しくは第六十八条の十七第一項（これらの規定を第八十八条第一項において準用する場合を含む。）又は第七十七条の六十一（第三号を除き、第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第七十七条の二十九の二の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは関係者の求めに応じて閲覧させず、又は書類に虚偽の記載をし、若しくは虚偽の記載のある書類を関係者に閲覧させた者

2 第七十七条の三十五の十五の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは関係者の求めに応じて閲覧させず、又は書類に虚偽の記載をし、若しくは虚偽の記載のある書類を関係者に閲覧させた指定構造計算適合性判定機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員は、三十万円以下の過料に処する。

一 第十二条の二第三項（第十二条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

二 第六十八条の十六若しくは第六十八条の十七第一項（これらの規定を第八十八条第一項において準用する場合を含む。）又は第七十七条の六十一（第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第七十七条の二十九の二の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは関係者の求めに応じて閲覧させず、又は書類に虚偽の記載をし、若しくは虚偽の記載のある書類を関係者に閲覧させた者

2 第七十七条の三十五の十五の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは関係者の求めに応じて閲覧させず、又は書類に虚偽の記載をし、若しくは虚偽の記載のある書類を関係者に閲覧させた指定構造計算適合性判定機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員は、三十万円以下の過料に処する。

改 正 案	現 行
<p>（免許の登録）</p> <p>第五条 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許は、それぞれ一級建築士名簿、二級建築士名簿又は木造建築士名簿に登録することによつて行う。</p> <p>2 国土交通大臣又は都道府県知事は、一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を与えたときは、それぞれ一級建築士免許証又は二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証を交付する。</p> <p>3 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証に記載された事項等に変更があつたときは、一級建築士にあつては国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあつては免許を受けた都道府県知事に対し、一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付を申請することができる。</p> <p>4 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、第九条第一項若しくは第二項又は第十条第一項の規定によりその免許を取り消されたときは、速やかに、一級建築士にあつては一級建築士免許証を国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあつては二級建築士免許証又は木造建築士免許証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。</p> <p>5 一級建築士の免許を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の定めるところにより登録免許税を国に納付しなければならぬ。</p>	<p>（免許の登録）</p> <p>第五条 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許は、それぞれ一級建築士名簿、二級建築士名簿又は木造建築士名簿に登録することによつて行う。</p> <p>2 国土交通大臣又は都道府県知事は、一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を与えたときは、それぞれ一級建築士免許証又は二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証を交付する。</p> <p>3 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証に記載された事項等に変更があつたときは、一級建築士にあつては国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあつては免許を受けた都道府県知事に対し、一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付を申請することができる。</p> <p>4 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、第九条第一項又は第十条第一項の規定によりその免許を取り消されたときは、速やかに、一級建築士にあつては一級建築士免許証を国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあつては二級建築士免許証又は木造建築士免許証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。</p> <p>5 一級建築士の免許を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の定めるところにより登録免許税を国に納付しなければならぬ。</p>

6 一級建築士免許証の書換え交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

(絶対的欠格事由)

第七条 次の各号のいずれかに該当する者には、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を与えない。

一 未成年者

(削る)

二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

三 この法律の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

四 第九条第一項第四号又は第十条第一項の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

五 第十条第一項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に第九条第一項第一号の規定によりその免許が取り消され、まだその期間が経過しない者

(相対的欠格事由)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者には、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を与えないことができる。

一 禁錮以上の刑に処せられた者(前条第二号)に該当する者を除く。
二 この法律の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者(前条第三号)に該当する者を除く。

6 一級建築士免許証の書換え交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

(絶対的欠格事由)

第七条 次の各号のいずれかに該当する者には、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を与えない。

一 未成年者

二 成年被後見人又は被保佐人

三 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

四 この法律の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 第九条第一項第四号又は第十条第一項の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

六 第十条第一項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に第九条第一項第一号の規定によりその免許が取り消され、まだその期間が経過しない者

(相対的欠格事由)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者には、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を与えないことができる。

一 禁錮以上の刑に処せられた者(前条第三号)に該当する者を除く。
二 この法律の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者(前条第四号)に該当する者を除く。

三 心身の故障により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

(建築士の死亡等の届出)

第八条の二 一級建築士、二級建築士又は木造建築士が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を、一級建築士にあつては国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあつては免許を受けた都道府県知事に届け出なければならぬ。

一 死亡したとき その相続人

(削る)

二 第七条第二号又は第三号に該当するに至つたとき 本人

三 心身の故障により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うことができない場合に該当するものとして国土交通省令で定める場合に該当するに至つたとき 本人又はその法定代理人若しくは同居の親族

(免許の取消し)

第九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消さなければならない。

一 本人から免許の取消しの申請があつたとき。

二 前条(第三号に係る部分を除く。次号において同じ。)の規定によ

(新設)

(建築士の死亡等の届出)

第八条の二 一級建築士、二級建築士又は木造建築士が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を、一級建築士にあつては国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあつては免許を受けた都道府県知事に届け出なければならぬ。

一 死亡したとき その相続人

二 第七条第二号に該当するに至つたとき その後見人又は保佐人

三 第七条第三号又は第四号に該当するに至つたとき 本人

(新設)

(免許の取消し)

第九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消さなければならない。

一 本人から免許の取消しの申請があつたとき。

二 前条の規定による届出があつたとき。

る届出があつたとき。

三 前条の規定による届出がなくて同条第一号又は第二号に掲げる場合に該当する事実が判明したとき。

四 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたことが判明したとき。

五 第十三条の二第一項又は第二項の規定により一級建築士試験、二級建築士試験又は木造建築士試験の合格の決定を取り消されたとき。

2| 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消すことができる。

一 前条（第三号に係る部分に限る。次号において同じ。）の規定による届出があつたとき。

二 前条の規定による届出がなくて同条第三号に掲げる場合に該当する事実が判明したとき。

3| 国土交通大臣又は都道府県知事は、前二項の規定により免許を取り消したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならぬ。

（構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付等）

第十条の二の二 次の各号のいずれかに該当する一級建築士は、国土交通大臣に対し、構造設計一級建築士証の交付を申請することができる。

一 一級建築士として五年以上構造設計の業務に従事した後、第十条の二十二から第十条の二十五までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下この章において「登録講習機関」という。）が行う講習（別表第一の一の項講習の欄に掲げる講習に限る。）の

三 前条の規定による届出がなくて同条各号に掲げる場合のいずれかに該当する事実が判明したとき。

四 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたことが判明したとき。

五 第十三条の二第一項又は第二項の規定により一級建築士試験、二級建築士試験又は木造建築士試験の合格の決定を取り消されたとき。

（新設）

2| 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定により免許を取り消したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならぬ。

（構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付等）

第十条の二の二 次の各号のいずれかに該当する一級建築士は、国土交通大臣に対し、構造設計一級建築士証の交付を申請することができる。

一 一級建築士として五年以上構造設計の業務に従事した後、第十条の二十二から第十条の二十五までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下この章において「登録講習機関」という。）が行う講習（別表第一の一の項講習の欄に掲げる講習に限る。）の

<p>6 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付、書換え交付又は再交付を受けようとする一級建築士は、実費を勘案して政令で定め</p>	<p>6 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付、書換え交付又は再交付を受けようとする一級建築士は、実費を勘案して政令で定め</p>
<p>5 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士は、第九条第一項若しくは第二項又は第十条第一項の規定によりその免許を取り消されたときは、速やかに、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を国土交通大臣に返納しなければならない。</p>	<p>5 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士は、第九条第一項又は第十条第一項の規定によりその免許を取り消されたときは、速やかに、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を国土交通大臣に返納しなければならない。</p>
<p>4 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けた一級建築士（以下それぞれ「構造設計一級建築士」と又は「設備設計一級建築士」という。）は、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証に記載された事項等に変更があつたときは、国土交通大臣に対し、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の書換え交付を申請することができる。</p>	<p>4 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けた一級建築士（以下それぞれ「構造設計一級建築士」と又は「設備設計一級建築士」という。）は、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証に記載された事項等に変更があつたときは、国土交通大臣に対し、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の書換え交付を申請することができる。</p>
<p>3 国土交通大臣は、前二項の規定による構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付の申請があつたときは、遅滞なく、その交付をしなければならない。</p>	<p>3 国土交通大臣は、前二項の規定による構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付の申請があつたときは、遅滞なく、その交付をしなければならない。</p>
<p>2 次の各号のいずれかに該当する一級建築士は、国土交通大臣に対し、設備設計一級建築士証の交付を申請することができる。 一 一級建築士として五年以上設備設計の業務に従事した後、登録講習機関が行う講習（別表第一二の項講習の欄に掲げる講習に限る。）の課程をその申請前一年以内に修了した一級建築士 二 国土交通大臣が、設備設計に関し前号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士</p>	<p>2 次の各号のいずれかに該当する一級建築士は、国土交通大臣に対し、設備設計一級建築士証の交付を申請することができる。 一 一級建築士として五年以上設備設計の業務に従事した後、登録講習機関が行う講習（別表第一二の項講習の欄に掲げる講習に限る。）の課程をその申請前一年以内に修了した一級建築士 二 国土交通大臣が、設備設計に関し前号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士</p>
<p>1 課程をその申請前一年以内に修了した一級建築士 二 国土交通大臣が、構造設計に関し前号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士</p>	<p>1 課程をその申請前一年以内に修了した一級建築士 二 国土交通大臣が、構造設計に関し前号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士</p>

る額の手数料を国に納付しなければならない。

(欠格条項)

第十条の二十三 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 未成年者

(削る)

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 第十条の三十六第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 心身の故障により講習事務を適正に行つことができない者として国土交通省令で定めるもの

六 法人であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の取消し等)

第十条の三十六 国土交通大臣は、登録講習機関が第十条の二十三各号(第一号及び第四号を除く。)(のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するとき、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

る額の手数料を国に納付しなければならない。

(欠格条項)

第十条の二十三 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 未成年者

二 成年被後見人又は被保佐人

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

五 第十条の三十六第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

(新設)

六 法人であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の取消し等)

第十条の三十六 国土交通大臣は、登録講習機関が第十条の二十三各号(第一号及び第五号を除く。)(のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するとき、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十条の二十五第二項、第十条の二十七第二項、第十条の三十一項、第十条の三十一又は前条第一項の規定に違反したとき。

二 第十条の二十九第一項の規定による届出のあつた講習事務規程によらないで講習事務を行ったとき。

三 正当な理由がないのに第十条の三十第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第十条の三十二又は第十条の三十三の規定による命令に違反したとき。

五 講習事務に関し著しく不適當な行為をしたとき、又はその事務に従事する者若しくは法人にあつてはその役員が、講習事務に関し著しく不適當な行為をしたとき。

六 不正な手段により登録を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前二項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により講習事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(定期講習の講習機関の登録)

第十二条の三 前条の登録は、別表第二の各項の講習の欄に掲げる講習の区分ごとに、これらの講習の実施に関する事務を行おうとする者の申請により行つ。

2 第十条の二十三、第十条の二十四、第十条の二十五第一項及び第十条の二十六の規定は前条の登録に、第十条の二十五第二項及び第三項並びに第十条の二十七から第十条の三十八までの規定は登録講習機関について準用する。この場合において、第十条の二十三第五号中「講習事務」とあるのは、「第十二条の二の講習の実施に関する事務（以下「講習事

一 第十条の二十五第二項、第十条の二十七第二項、第十条の三十一項、第十条の三十一又は前条第一項の規定に違反したとき。

二 第十条の二十九第一項の規定による届出のあつた講習事務規程によらないで講習事務を行ったとき。

三 正当な理由がないのに第十条の三十第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第十条の三十二又は第十条の三十三の規定による命令に違反したとき。

五 講習事務に関し著しく不適當な行為をしたとき、又はその事務に従事する者若しくは法人にあつてはその役員が、講習事務に関し著しく不適當な行為をしたとき。

六 不正な手段により登録を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前二項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により講習事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(定期講習の講習機関の登録)

第十二条の三 前条の登録は、別表第二の各項の講習の欄に掲げる講習の区分ごとに、これらの講習の実施に関する事務を行おうとする者の申請により行つ。

2 第十条の二十三、第十条の二十四、第十条の二十五第一項及び第十条の二十六の規定は前条の登録に、第十条の二十五第二項及び第三項並びに第十条の二十七から第十条の三十八までの規定は登録講習機関について準用する。この場合において、第十条の二十四第一項第一号中「別表第一の各項の講習の欄」とあるのは、「別表第二の各項の講習の欄」と、

「務」という。）」と、第十条の二十四第一項第一号中「別表第一の各項の講習の欄」とあるのは「別表第二の各項の講習の欄」と読み替えるものとする。

3 前条の登録及び講習並びに登録講習機関に関して必要な事項は、国土交通省令で定める。

(登録の拒否)

第二十三条の四 都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合又は登録申請書に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、その登録を拒否しなければならない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 第七条第二号から第四号までのいずれかに該当する者

三 第二十六条第一項又は第二項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して五年を経過しないもの）

四 第二十六条第二項の規定により建築士事務所閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前一年内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第九号において「暴力

「講習事務」とあるのは「第二十二條の二の講習の実施に関する事務」以下「講習事務」という。）」と読み替えるものとする。

3 前条の登録及び講習並びに登録講習機関に関して必要な事項は、国土交通省令で定める。

(登録の拒否)

第二十三条の四 都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合又は登録申請書に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、その登録を拒否しなければならない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 第七条第二号から第五号までのいずれかに該当する者

三 第二十六条第一項又は第二項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して五年を経過しないもの）

四 第二十六条第二項の規定により建築士事務所閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前一年内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第八号において「暴力

「団員等」という。）

六 心身の故障により建築士事務所の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

七 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

八 法人でその役員のうちに第一号から第六号までのいずれかに該当する者のあるもの

九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十 建築士事務所について第二十四条第一項及び第二項に規定する要件を欠く者

2 都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を拒否することができる。

一 第八条第一号又は第二号のいずれかに該当する者

二 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前号に該当するもの

三 法人でその役員のうちに第一号に該当する者のあるもの

3 都道府県知事は、前二項の規定により登録を拒否した場合においては、遅滞なく、その理由を記載した文書をもつて、その旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

（監督処分）

第二十六条 都道府県知事は、建築士事務所の開設者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該建築士事務所の登録を取り消さな

「団員等」という。）

（新設）

六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

七 法人でその役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者のあるもの

八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

九 建築士事務所について第二十四条第一項及び第二項に規定する要件を欠く者

2 都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を拒否することができる。

一 第八条各号のいずれかに該当する者

二 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前号に該当するもの

三 法人でその役員のうちに第一号に該当する者のあるもの

3 都道府県知事は、前二項の規定により登録を拒否した場合においては、遅滞なく、その理由を記載した文書をもつて、その旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

（監督処分）

第二十六条 都道府県知事は、建築士事務所の開設者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該建築士事務所の登録を取り消さな

ればならない。

一 虚偽又は不正の事実に基づいて第二十三条の三第一項の規定による登録を受けたとき。

二 第二十三条の四第一項第一号、第二号、第五号、第六号、第七号（同号に規定する未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が同項第四号に該当するものに係る部分を除く。）、第八号（法人でその役員のうち同項第四号に該当する者のあるものに係る部分を除く。）、第九号又は第十号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第二十三条の七の規定による届出がなくて同条各号に掲げる場合のいずれかに該当する事実が判明したとき。

2 都道府県知事は、建築士事務所につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合においては、当該建築士事務所の開設者に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて当該建築士事務所の閉鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。

一 建築士事務所の開設者が第二十二条の三の三第一項から第四項まで又は第二十四条の二から第二十四条の八までの規定のいずれかに違反したとき。

二 建築士事務所の開設者が第二十三条の四第二項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 建築士事務所の開設者が第二十三条の五第一項又は第二項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 管理建築士が第十条第一項の規定による処分を受けたとき。

五 建築士事務所に属する建築士が、その属する建築士事務所の業務として行つた行為を理由として、第十条第一項の規定による処分を受け

ればならない。

一 虚偽又は不正の事実に基づいて第二十三条の三第一項の規定による登録を受けたとき。

二 第二十三条の四第一項第一号、第二号、第五号、第六号（同号に規定する未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が同項第四号に該当するものに係る部分を除く。）、第七号（法人でその役員のうち同項第四号に該当する者のあるものに係る部分を除く。）、第八号又は第九号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第二十三条の七の規定による届出がなくて同条各号に掲げる場合のいずれかに該当する事実が判明したとき。

2 都道府県知事は、建築士事務所につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合においては、当該建築士事務所の開設者に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて当該建築士事務所の閉鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。

一 建築士事務所の開設者が第二十二条の三の三第一項から第四項まで又は第二十四条の二から第二十四条の八までの規定のいずれかに違反したとき。

二 建築士事務所の開設者が第二十三条の四第二項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 建築士事務所の開設者が第二十三条の五第一項又は第二項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 管理建築士が第十条第一項の規定による処分を受けたとき。

五 建築士事務所に属する建築士が、その属する建築士事務所の業務として行つた行為を理由として、第十条第一項の規定による処分を受け

たとき。

六 管理建築士である二級建築士又は木造建築士が、第三条第一項若しくは第三条の二第一項の規定又は同条第三項の規定に基づく条例の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき。

七 建築士事務所に属する二級建築士又は木造建築士が、その属する建築士事務所の業務として、第三条第一項若しくは第三条の二第一項の規定又は同条第三項の規定に基づく条例の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき。

八 建築士事務所に属する者で建築士でないものが、その属する建築士事務所の業務として、第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項の規定又は第三条の二第三項（第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく条例の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき。

九 建築士事務所の開設者又は管理建築士がこの法律の規定に基づく都道府県知事の処分に違反したとき。

十 前各号に掲げるもののほか、建築士事務所の開設者がその建築士事務所の業務に関し不正な行為をしたとき。

3 都道府県知事は、前項の規定により建築士事務所の閉鎖を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第十条第三項、第四項及び第六項の規定は都道府県知事が第一項若しくは第二項の規定により建築士事務所の登録を取り消し、又は同項の規定により建築士事務所の閉鎖を命ずる場合について、同条第五項の規定は都道府県知事が第一項又は第二項の規定による処分をした場合について、それぞれ準用する。

たとき。

六 管理建築士である二級建築士又は木造建築士が、第三条第一項若しくは第三条の二第一項の規定又は同条第三項の規定に基づく条例の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき。

七 建築士事務所に属する二級建築士又は木造建築士が、その属する建築士事務所の業務として、第三条第一項若しくは第三条の二第一項の規定又は同条第三項の規定に基づく条例の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき。

八 建築士事務所に属する者で建築士でないものが、その属する建築士事務所の業務として、第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項の規定又は第三条の二第三項（第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく条例の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき。

九 建築士事務所の開設者又は管理建築士がこの法律の規定に基づく都道府県知事の処分に違反したとき。

十 前各号に掲げるもののほか、建築士事務所の開設者がその建築士事務所の業務に関し不正な行為をしたとき。

3 都道府県知事は、前項の規定により建築士事務所の閉鎖を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第十条第三項、第四項及び第六項の規定は都道府県知事が第一項若しくは第二項の規定により建築士事務所の登録を取り消し、又は同項の規定により建築士事務所の閉鎖を命ずる場合について、同条第五項の規定は都道府県知事が第一項又は第二項の規定による処分をした場合について、それぞれ準用する。

(管理建築士講習の講習機関の登録)

第二十六条の五 第二十四条第二項の登録(次項において単に「登録」という。)は、同条第二項の講習の実施に関する事務を行おうとする者の申請により行う。

2 第十条の二十三、第十条の二十四、第十条の二十五第一項及び第十条の二十六の規定は登録に、第十条の二十五第二項及び第三項並びに第十条の二十七から第十条の三十八までの規定は登録講習機関について準用する。この場合において、第十条の二十三第五号中「講習事務」とあるのは「第二十四条第二項の講習の実施に関する事務(以下「講習事務」という。)」と、第十条の二十四第一項第一号中「別表第一の各項の講習の欄」とあるのは「別表第三講習の欄」と、同条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項(登録の区分に関する事項を除く。)」と読み替えるものとする。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を受けないで、それぞれその業務を行う目的で一級建築士、二級建築士又は木造建築士の名称を用いた者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を受けた者

三 第三条第一項(同条第二項の規定により適用される場合を含む。)、第三条の第二第一項(同条第二項において準用する第三条第二項の規定により適用される場合を含む。)(若しくは第三条の三第一項(同条

(管理建築士講習の講習機関の登録)

第二十六条の五 第二十四条第二項の登録(次項において単に「登録」という。)は、同条第二項の講習の実施に関する事務を行おうとする者の申請により行う。

2 第十条の二十三、第十条の二十四、第十条の二十五第一項及び第十条の二十六の規定は登録に、第十条の二十五第二項及び第三項並びに第十条の二十七から第十条の三十八までの規定は登録講習機関について準用する。この場合において、第十条の二十四第一項第一号中「別表第一の各項の講習の欄」とあるのは「別表第三講習の欄」と、「講習事務」とあるのは「第二十四条第二項の講習の実施に関する事務(以下「講習事務」という。)」と、同条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項(登録の区分に関する事項を除く。)」と読み替えるものとする。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を受けないで、それぞれその業務を行う目的で一級建築士、二級建築士又は木造建築士の名称を用いた者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を受けた者

三 第三条第一項(同条第二項の規定により適用される場合を含む。)、第三条の第二第一項(同条第二項において準用する第三条第二項の規定により適用される場合を含む。)(若しくは第三条の三第一項(同条

第二項において準用する第三条第二項の規定により適用される場合を含む。）の規定又は第三条の第二第三項（第三条の第三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく条例の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をした者

四 第十条第一項の規定による業務停止命令に違反した者

五 第十条の三十六第二項（第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による講習事務（第十条の二十二に規定する講習事務、第二十二条の三第二項において読み替えて準用する第十条の二十三第五号に規定する講習事務及び第二十六条の五第二項において読み替えて準用する第十条の二十三第五号に規定する講習事務をいう。第四十一条第八号において同じ。）の停止の命令に違反した者

六 第二十条第二項の規定に違反して、構造計算によつて建築物の安全性を確かめた場合でないのに、同項の証明書を交付した者

七 第二十一条の二の規定に違反した者

八 虚偽又は不正の事実に基づいて第二十三条の三第一項の規定による登録を受けた者

九 第二十三条の十第一項又は第二項の規定に違反した者

十 第二十四条第一項の規定に違反した者

十一 第二十四条の二の規定に違反して、他人に建築士事務所の業務を営ませた者

十二 第二十六条第二項の規定による建築士事務所の閉鎖命令に違反した者

十三 第三十二条の規定に違反して、事前に試験問題を漏らし、又は不正の採点をした者

第二項において準用する第三条第二項の規定により適用される場合を含む。）の規定又は第三条の第二第三項（第三条の第三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく条例の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をした者

四 第十条第一項の規定による業務停止命令に違反した者

五 第十条の三十六第二項（第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による講習事務（第十条の二十二に規定する講習事務、第二十二条の三第二項において読み替えて準用する第十条の二十四第一項第一号に規定する講習事務及び第二十六条の五第二項において読み替えて準用する第十条の二十四第一項第一号に規定する講習事務をいう。第四十一条第八号において同じ。）の停止の命令に違反した者

六 第二十条第二項の規定に違反して、構造計算によつて建築物の安全性を確かめた場合でないのに、同項の証明書を交付した者

七 第二十一条の二の規定に違反した者

八 虚偽又は不正の事実に基づいて第二十三条の三第一項の規定による登録を受けた者

九 第二十三条の十第一項又は第二項の規定に違反した者

十 第二十四条第一項の規定に違反した者

十一 第二十四条の二の規定に違反して、他人に建築士事務所の業務を営ませた者

十二 第二十六条第二項の規定による建築士事務所の閉鎖命令に違反した者

十三 第三十二条の規定に違反して、事前に試験問題を漏らし、又は不正の採点をした者

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第五条第四項（第十条の十九第一項及び第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第八条の二（第三号を除く。）、第十条の二の二第五項（第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第二十三条の七（第二十六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第二十四条の七第二項の規定に違反した者

二 第十条の二十七第二項（第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十条の三十第一項（第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第十条の三十第二項各号（第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。）の請求を拒んだ者

四 第二十七条の四第一項の規定に違反して、その名称中に建築士事務所協会又は建築士事務所協会連合会という文字を用いた者

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第五条第四項（第十条の十九第一項及び第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第八条の二、第十条の二の二第五項（第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第二十三条の七（第二十六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第二十四条の七第二項の規定に違反した者

二 第十条の二十七第二項（第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十条の三十第一項（第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第十条の三十第二項各号（第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。）の請求を拒んだ者

四 第二十七条の四第一項の規定に違反して、その名称中に建築士事務所協会又は建築士事務所協会連合会という文字を用いた者

改正案	現行
<p>（港湾運営会社の指定） 第四十三条の十一（略） 2～6（略）</p> <p>7 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、第一項又は前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項又は前項の指定による指定をしないものとする。</p> <p>一 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役。以下この項において「役員」という。）のうちに、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者があること。</p> <p>二（略）</p> <p>三 役員のうち、<u>心身の故障により埠頭群の運営の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものがあること。</u></p> <p>8～14（略）</p>	<p>（港湾運営会社の指定） 第四十三条の十一（略） 2～6（略）</p> <p>7 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、第一項又は前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項又は前項の指定による指定をしないものとする。</p> <p>一 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役。次号において「役員」という。）のうちに、<u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者があること。</u></p> <p>二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>8～14（略）</p>

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、海事代理士となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しないもの</p> <p>三・四 （略）</p> <p>五 心身の故障により海事代理士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの</p> <p>（登録の抹消）</p> <p>第十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、地方運輸局長は、海事代理士の登録を抹消しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 海事代理士が第三条第二号、第三号又は第五号のいずれかに該当するに至つたとき。</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、海事代理士となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しないもの</p> <p>四・五 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（登録のまつ消）</p> <p>第十二条 左の各号の一に該当する場合には、地方運輸局長は、海事代理士の登録をまつ消しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 海事代理士が第三条第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。</p>

改正案	現行
<p>（許可基準）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、港湾運送事業の許可をしなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前三号又は次号のいずれかに該当する者であるもの</p> <p>五（略）</p>	<p>（許可基準）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、港湾運送事業の許可をしなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人が前三号又は次号のいずれかに該当する者であるもの</p> <p>五（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（欠格事由）</p> <p>第七条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、一般旅客自動車運送事業の許可をしてはならない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 許可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が前各号（第三号を除く。）又は次号のいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>八（略）</p> <p>（免許基準）</p> <p>第四十九条（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の場合を除いて、自動車道事業の免許をしなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 免許を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当する者であるとき。</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第七条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、一般旅客自動車運送事業の許可をしてはならない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 許可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前各号（第三号を除く。）又は次号のいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>八（略）</p> <p>（免許基準）</p> <p>第四十九条（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の場合を除いて、自動車道事業の免許をしなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 免許を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当する者であるとき。</p>

四 (略)

(登録の拒否)

第七十九条の四 国土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一・二 (略)

三 申請者が自家用有償旅客運送の業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当する者であるとき。

四〇六 (略)

2 (略)

四 (略)

(登録の拒否)

第七十九条の四 国土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一・二 (略)

三 申請者が自家用有償旅客運送の業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当する者であるとき。

四〇六 (略)

2 (略)

改正案	現行
<p>（認証基準）</p> <p>第八十条 地方運輸局長は、前条の規定による申請が次に掲げる基準に適合するときは、自動車分解整備事業の認証をしなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>八 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイ、ロ又は二のいずれかに該当するもの</p> <p>二 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（認証基準）</p> <p>第八十条 地方運輸局長は、前条の規定による申請が次に掲げる基準に適合するときは、自動車分解整備事業の認証をしなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>八 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人がイ、ロ又は二のいずれかに該当するもの</p> <p>二 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の許可を受けることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>四（略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の許可を受けることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>四（略）</p>

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第七条 国土交通大臣は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する とき、又は第五条第一項の規定による登録の申請に係る特定設備が国土 交通省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その 登録を拒否しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法 定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>四（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第七条 国土交通大臣は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する とき、又は第五条第一項の規定による登録の申請に係る特定設備が国土 交通省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その 登録を拒否しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被 後見人で、その法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当するも の</p> <p>四（略）</p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の許可を受けることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>四（略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の許可を受けることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被^レ後見人であつて、その法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>四（略）</p>

改正案	現行
<p>（免許の基準）</p> <p>第五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の免許を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は免許申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、免許をしてはならない。</p> <p>一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>二 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当することにより免許を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の前日六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条、第十八条第一項、第六十五条第二項及び第六十六条第一項において同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）</p> <p>三 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当するとして免許の取消処分 の聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十一条第一項第四号又</p>	<p>（免許の基準）</p> <p>第五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の免許を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は免許申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、免許をしてはならない。</p> <p>一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>二 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当することにより免許を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の前日六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条、第十八条第一項、第六十五条第二項及び第六十六条第一項において同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）</p> <p>二の二 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当するとして免許の取消 処分の聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十一条第一項第四</p>

は第五号の規定による届出があつた者（解散又は宅地建物取引業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの

四 前号に規定する期間内に合併により消滅した法人又は第十一条第一項第四号若しくは第五号の規定による届出があつた法人（合併、解散又は宅地建物取引業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の前号の公示の日前六十日以内に役員であつた者で当該消滅又は届出の日から五年を経過しないもの

五 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

六 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第十八条第一項第七号及び第五十二条第七号八において同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

八 免許の申請前五年以内に宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当

号又は第五号の規定による届出があつた者（解散又は宅地建物取引業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの

二の三 前号に規定する期間内に合併により消滅した法人又は第十一条第一項第四号若しくは第五号の規定による届出があつた法人（合併、解散又は宅地建物取引業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の前号の公示の日前六十日以内に役員であつた者で当該消滅又は届出の日から五年を経過しないもの

三 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

三の二 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第十八条第一項第五号の二及び第五十二条第七号八において同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

三の三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

四 免許の申請前五年以内に宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当

な行為をした者

九 宅地建物取引業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれが明らか
な者

十 心身の故障により宅地建物取引業を適正に営むことができない者と
して国土交通省令で定めるもの

十一 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法
定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む
。 ）が前各号のいずれかに該当するもの

十二 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに第一号から第十
号までのいずれかに該当する者のあるもの

十三 個人で政令で定める使用人のうちに第一号から第十号までのいづ
れかに該当する者のあるもの

十四 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十五 事務所について第三十一条の三に規定する要件を欠く者

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、免許をしない場合においては、そ
の理由を附した書面をもつて、申請者にその旨を通知しなければならな
い。

（宅地建物取引士の登録）

第十八条 試験に合格した者で、宅地若しくは建物の取引に関し国土交通
省令で定める期間以上の実務の経験を有するもの又は国土交通大臣がそ
の実務の経験を有するものと同等以上の能力を有すると認められたものは、
国土交通省令の定めるところにより、当該試験を行った都道府県知事の

な行為をした者

五 宅地建物取引業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれが明らか
な者

（新設）

六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定
代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む
。 ）が前各号のいずれかに該当するもの

七 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに第一号から第五号
までのいずれかに該当する者のあるもの

八 個人で政令で定める使用人のうちに第一号から第五号までのいづれ
かに該当する者のあるもの

八の二 暴力団員等がその事業活動を支配する者

九 事務所について第三十一条の三に規定する要件を欠く者

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、免許をしない場合においては、そ
の理由を附した書面をもつて、申請者にその旨を通知しなければならな
い。

（宅地建物取引士の登録）

第十八条 試験に合格した者で、宅地若しくは建物の取引に関し国土交通
省令で定める期間以上の実務の経験を有するもの又は国土交通大臣がそ
の実務の経験を有するものと同等以上の能力を有すると認められたものは、
国土交通省令の定めるところにより、当該試験を行った都道府県知事の

登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 宅地建物取引業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(削る)

三 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当することにより第三条第一項の免許を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の前六十日以内にその法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの)

四 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当するとして免許の取消処分聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十一条第一項第五号の規定による届出があつた者(宅地建物取引業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で当該届出の日から五年を経過しないもの

五 第五条第一項第四号に該当する者

六 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

七 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、又は刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、

登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 宅地建物取引業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者

二 成年被後見人又は被保佐人

三 破産者で復権を得ないもの

四 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当することにより第三条第一項の免許を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の前六十日以内にその法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの)

四の二 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当するとして免許の取消処分聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十一条第一項第五号の規定による届出があつた者(宅地建物取引業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で当該届出の日から五年を経過しないもの

四の三 第五条第一項第二号の三に該当する者

五 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五の二 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、又は刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことによ

罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

八 暴力団員等

九 第六十八条の二第一項第二号から第四号まで又は同条第二項第二号若しくは第三号のいずれかに該当することにより登録の消除の処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

十 第六十八条の二第一項第二号から第四号まで又は同条第二項第二号若しくは第三号のいずれかに該当するとして登録の消除の処分の聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）で当該登録が消除された日から五年を経過しないもの

十一 第六十八条第二項又は第四項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第二十二条第一号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が満了しない者

十二 心身の故障により宅地建物取引士の事務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

2 前項の登録は、都道府県知事が、宅地建物取引士資格登録簿に氏名、生年月日、住所その他国土交通省令で定める事項並びに登録番号及び登録年月日を記載してするものとする。

(死亡等の届出)

第二十一条 第十八条第一項の登録を受けている者が次の各号のいずれか

り、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五の三 暴力団員等

六 第六十八条の二第一項第二号から第四号まで又は同条第二項第二号若しくは第三号のいずれかに該当することにより登録の消除の処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

七 第六十八条の二第一項第二号から第四号まで又は同条第二項第二号若しくは第三号のいずれかに該当するとして登録の消除の処分の聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）で当該登録が消除された日から五年を経過しないもの

八 第六十八条第二項又は第四項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第二十二条第一号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が満了しない者

(新設)

2 前項の登録は、都道府県知事が、宅地建物取引士資格登録簿に氏名、生年月日、住所その他国土交通省令で定める事項並びに登録番号及び登録年月日を記載してするものとする。

(死亡等の届出)

第二十一条 第十八条第一項の登録を受けている者が次の各号のいずれか

に該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨を当該登録をしている都道府県知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 第十八条第一項第一号から第八号までのいずれかに該当するに至つた場合 本人

三 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合 本人又はその法定代理人若しくは同居の親族

（宅地建物取引業の業務に関し行つた行為の取消しの制限）

第四十七条の三 宅地建物取引業者（個人に限り、未成年者を除く。）が宅地建物取引業の業務に関し行つた行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。

（指定等）

第五十条の二の五 第三十四条の二第五項の規定による指定（以下この節において「指定」という。）は、次に掲げる要件を備える者であつて、次条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると思われるものにつき、国土交通省令で定めるところにより、その者の同意を得て行わなければならない。

一 宅地及び建物の取引の適正の確保及び流通の円滑化を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であること。

に該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨を当該登録をしている都道府県知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 第十八条第一項第一号又は第三号から第五号の三までに該当するに至つた場合 本人

三 第十八条第一項第二号に該当するに至つた場合 その後見人又は保佐人

（新設）

第五十条の二の五 第三十四条の二第五項の規定による指定（以下この節において「指定」という。）は、次に掲げる要件を備える者であつて、次条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると思われるものにつき、国土交通省令で定めるところにより、その者の同意を得て行わなければならない。

一 宅地及び建物の取引の適正の確保及び流通の円滑化を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であること。

二 第五十条の十四第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 第五条第一項第一号、第五号又は第六号に該当する者

ロ 指定流通機構が第五十条の十四第一項の規定により指定を取り消された場合において、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定流通機構の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

ハ 心身の故障により指定流通機構の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

2 国土交通大臣は、指定をしたときは、指定流通機構の名称及び主たる事務所の所在地、当該指定をした日その他国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

3 指定流通機構は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の基準)

第五十二条 国土交通大臣は、指定を申請した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定をしてはならない。

一 資本金の額が五千万円以上の株式会社でないこと。

二 第五十条の十四第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 第五条第一項第一号、第三号又は第三号の二に該当する者

ロ 指定流通機構が第五十条の十四第一項の規定により指定を取り消された場合において、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定流通機構の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

(新設)

2 国土交通大臣は、指定をしたときは、指定流通機構の名称及び主たる事務所の所在地、当該指定をした日その他国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

3 指定流通機構は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の基準)

第五十二条 国土交通大臣は、指定を申請した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定をしてはならない。

一 資本金の額が五千万円以上の株式会社でないこと。

二 前号に規定するほか、その行おうとする手付金等保証事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有しないこと。

三 定款の規定又は事業方法書若しくは事業計画書の内容が法令に違反し、又は事業の適正な運営を確保するのに十分でないこと。

四 手付金等保証事業に係る保証委託契約約款の内容が国土交通省令で定める基準に適合しないこと。

五 第六十二条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないこと。

六 この法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しないこと。

七 役員のうち次のいずれかに該当する者のあること。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、又は刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 指定を受けた者（以下この節において「指定保証機関」という。

）が第六十二条第二項の規定により指定を取り消された場合におい

二 前号に規定するほか、その行おうとする手付金等保証事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有しないこと。

三 定款の規定又は事業方法書若しくは事業計画書の内容が法令に違反し、又は事業の適正な運営を確保するのに十分でないこと。

四 手付金等保証事業に係る保証委託契約約款の内容が国土交通省令で定める基準に適合しないこと。

五 第六十二条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないこと。

六 この法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しないこと。

七 役員のうち次のいずれかに該当する者のあること。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、又は刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 指定を受けた者（以下この節において「指定保証機関」という。

）が第六十二条第二項の規定により指定を取り消された場合におい

て、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定保証機関の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

ホ 心身の故障により手付金等保証事業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの

(指定)

第六十四条の二 国土交通大臣は、次に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条第一項各号に掲げる業務の全部について適正な計画を有し、かつ、確実にその業務を行うことができると認められるときは、この章に定めるところにより同項各号に掲げる業務を行う者として、指定することができる。

一 申請者が一般社団法人であること。

二 申請者が宅地建物取引業者のみを社員とするものであること。

三 申請者が第六十四条の二十二第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

四 申請者の役員のうち次に次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 第五条第一項第一号から第八号までのいずれかに該当する者

ロ 指定を受けた者(以下この章において「宅地建物取引業保証協会」という。)が第六十四条の二十二第一項の規定により指定を取り消された場合において、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

て、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定保証機関の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

(新設)

(指定)

第六十四条の二 国土交通大臣は、次に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条第一項各号に掲げる業務の全部について適正な計画を有し、かつ、確実にその業務を行うことができると認められるときは、この章に定めるところにより同項各号に掲げる業務を行う者として、指定することができる。

一 申請者が一般社団法人であること。

二 申請者が宅地建物取引業者のみを社員とするものであること。

三 申請者が第六十四条の二十二第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

四 申請者の役員のうち次に次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 第五条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する者

ロ 指定を受けた者(以下この章において「宅地建物取引業保証協会」という。)が第六十四条の二十二第一項の規定により指定を取り消された場合において、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

ハ 心身の故障により宅地建物取引業保証協会の業務を適正に行つて
とができない者として国土交通省令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該宅地建物
取引業保証協会の名称、住所及び事務所の所在地並びに第六十四条の八
第一項の規定により国土交通大臣の指定する弁済業務開始日を官報で公
示するとともに、当該宅地建物取引業保証協会の社員である宅地建物取
引業者が免許を受けた都道府県知事にその社員である旨を通知するもの
とする。

3 宅地建物取引業保証協会は、その名称、住所又は事務所の所在地を変
更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出な
ければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官
報に公示しなければならない。

5 第一項の指定の申請に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(免許の取消し)

第六十六条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建
物取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該免許
を取り消さなければならない。

一 第五条第一項第一号、第五号から第七号まで、第十号又は第十四号
のいずれかに該当するに至つたとき。

二 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合
において、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては

(新設)

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該宅地建物
取引業保証協会の名称、住所及び事務所の所在地並びに第六十四条の八
第一項の規定により国土交通大臣の指定する弁済業務開始日を官報で公
示するとともに、当該宅地建物取引業保証協会の社員である宅地建物取
引業者が免許を受けた都道府県知事にその社員である旨を通知するもの
とする。

3 宅地建物取引業保証協会は、その名称、住所又は事務所の所在地を変
更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出な
ければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官
報に公示しなければならない。

5 第一項の指定の申請に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(免許の取消し)

第六十六条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建
物取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該免許
を取り消さなければならない。

一 第五条第一項第一号、第三号から第三号の三まで又は第八号の二に
該当するに至つたとき。

二 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合
において、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては

、その役員を含む。）が第五条第一項第一号から第七号まで又は第十号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 法人である場合において、その役員又は政令で定める使用人のうちに第五条第一項第一号から第七号まで又は第十号のいずれかに該当する者があるに至つたとき。

四 個人である場合において、政令で定める使用人のうちに第五条第一項第一号から第七号まで又は第十号のいずれかに該当する者があるに至つたとき。

五 第七条第一項各号のいずれかに該当する場合において第三条第一項の免許を受けていないことが判明したとき。

六 免許を受けてから一年以内に事業を開始せず、又は引き続いて一年以上事業を休止したとき。

七 第十一条第一項の規定による届出がなくて同項第三号から第五号までのいずれかに該当する事実が判明したとき。

八 不正の手段により第三条第一項の免許を受けたとき。

九 前条第二項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき又は同条第二項若しくは第四項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が第三条の二第一項の規定により付された条件に違反したときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことができる。

(登録の消除)

第六十八条の二 都道府県知事は、その登録を受けている宅地建物取引士

、その役員を含む。）が第五条第一項第一号から第三号の三までのいずれかに該当するに至つたとき。

三 法人である場合において、その役員又は政令で定める使用人のうちに第五条第一項第一号から第三号の三までのいずれかに該当する者があるに至つたとき。

四 個人である場合において、政令で定める使用人のうちに第五条第一項第一号から第三号の三までのいずれかに該当する者があるに至つたとき。

五 第七条第一項各号のいずれかに該当する場合において第三条第一項の免許を受けていないことが判明したとき。

六 免許を受けてから一年以内に事業を開始せず、又は引き続いて一年以上事業を休止したとき。

七 第十一条第一項の規定による届出がなくて同項第三号から第五号までのいずれかに該当する事実が判明したとき。

八 不正の手段により第三条第一項の免許を受けたとき。

九 前条第二項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき又は同条第二項若しくは第四項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が第三条の二第一項の規定により付された条件に違反したときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことができる。

(登録の消除)

第六十八条の二 都道府県知事は、その登録を受けている宅地建物取引士

が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録を削除しなければならぬ。

一 第十八条第一項第一号から第八号まで又は第十二号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 不正の手段により第十八条第一項の登録を受けたとき。

三 不正の手段により宅地建物取引士証の交付を受けたとき。

四 前条第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いつき又は同条第二項若しくは第四項の規定による事務の禁止の処分に違反したとき。

2 第十八条第一項の登録を受けている者で宅地建物取引士証の交付を受けていないものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録をしている都道府県知事は、当該登録を削除しなければならぬ。

一 第十八条第一項第一号から第八号まで又は第十二号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 不正の手段により第十八条第一項の登録を受けたとき。

三 宅地建物取引士としてすべき事務を行い、情状が特に重いつき。

が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録を削除しなければならぬ。

一 第十八条第一項第一号から第五号の三までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 不正の手段により第十八条第一項の登録を受けたとき。

三 不正の手段により宅地建物取引士証の交付を受けたとき。

四 前条第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いつき又は同条第二項若しくは第四項の規定による事務の禁止の処分に違反したとき。

2 第十八条第一項の登録を受けている者で宅地建物取引士証の交付を受けていないものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録をしている都道府県知事は、当該登録を削除しなければならぬ。

一 第十八条第一項第一号から第五号の三までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 不正の手段により第十八条第一項の登録を受けたとき。

三 宅地建物取引士としてすべき事務を行い、情状が特に重いつき。

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 観光庁長官は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 心身の故障により旅行業若しくは旅行業者代理業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>七 十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第二十六条 観光庁長官は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 第六条第一項第一号から第四号まで又は第八号のいずれかに該当する場合</p> <p>二 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が第六条第一項第一号から第四号まで又はこの項第四号のいずれかに該当するもの</p> <p>三 心身の故障により旅行サービス手配業を適正に遂行することができ</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 観光庁長官は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>七 十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第二十六条 観光庁長官は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 第六条第一項第一号から第八号までのいずれかに該当する場合</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

ない者として国土交通省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

四 法人であつて、その役員のうち第六条第一項第一号から第四号まで又は前号のいずれかに該当する者があるもの

五 (略)

2 (略)

(旅行サービス手配業務取扱管理者の選任)

第二十八条 (略)

2 旅行サービス手配業者は、その営業所の旅行サービス手配業務取扱管理者として選任した者の全てが第六条第一項第一号から第四号まで若しくは第二十六条第一項第二号若しくは第三号のいずれかに該当し、又は選任した者の全てが欠けるに至つたときは、新たに旅行サービス手配業務取扱管理者を選任するまでの間は、その営業所において旅行サービス手配業務に関する契約を締結してはならない。

3・4 (略)

5 旅行サービス手配業務取扱管理者は、第六条第一項第一号から第四号まで並びに第二十六条第一項第二号及び第三号のいずれにも該当しない者で、次条において準用する第十二条の十二から第十二条の十四までの規定により観光庁長官の登録を受けた者(以下この節において「登録研修機関」という。)が実施する旅行サービス手配業務に関する研修(以下「旅行サービス手配業務取扱管理者研修」という。)(の課程を修了したもの又は次に掲げるものでなければならない。

(新設)

二 (略)

2 (略)

(旅行サービス手配業務取扱管理者の選任)

第二十八条 (略)

2 旅行サービス手配業者は、その営業所の旅行サービス手配業務取扱管理者として選任した者の全てが第六条第一項第一号から第六号まで若しくは該当し、又は選任した者の全てが欠けるに至つたときは、新たに旅行サービス手配業務取扱管理者を選任するまでの間は、その営業所において旅行サービス手配業務に関する契約を締結してはならない。

3・4 (略)

5 旅行サービス手配業務取扱管理者は、第六条第一項第一号から第六号まで若しくは該当しない者で、次条において準用する第十二条の十二から第十二条の十四までの規定により観光庁長官の登録を受けた者(以下この節において「登録研修機関」という。)が実施する旅行サービス手配業務に関する研修(以下「旅行サービス手配業務取扱管理者研修」という。)(の課程を修了したもの又は次に掲げるものでなければならない。

一・二 (略)

6～9 (略)

(登録の取消し等)

第三十七条 観光庁長官は、旅行サービス手配業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

一 (略)

二 第六条第一項第二号、第三号若しくは第八号若しくは第二十六条第一項第二号から第四号までのいずれかに掲げる者に該当することとなつたとき、又は登録当時同項各号のいずれかに掲げる者に該当していたことが判明したとき。

三 (略)

2・3 (略)

(指定)

第四十一条 観光庁長官は、次に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条各号に掲げる業務の全部について適正な計画を有し、かつ、確実にその業務を行うことができると認められるときは、この章に定めるところにより同条各号に掲げる業務を行う者として、指定することができる。

一～四 (略)

五 申請者の役員のうち第六条第一項第一号から第四号までのいずれ

一・二 (略)

6～9 (略)

(登録の取消し等)

第三十七条 観光庁長官は、旅行サービス手配業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

一 (略)

二 第六条第一項第二号、第三号若しくは第五号から第八号までのいずれかに掲げる者に該当することとなつたとき、又は登録当時同項各号のいずれかに掲げる者に該当していたことが判明したとき。

三 (略)

2・3 (略)

(指定)

第四十一条 観光庁長官は、次に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条各号に掲げる業務の全部について適正な計画を有し、かつ、確実にその業務を行うことができると認められるときは、この章に定めるところにより同条各号に掲げる業務を行う者として、指定することができる。

一～四 (略)

五 申請者の役員のうち第六条第一項第一号から第四号まで又は第六

かに該当する者がないこと。

六 申請者の役員のうち心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者がないこと。

2～4 (略)

(役員を選任及び解任)

第五十八条 (略)

2 観光庁長官は、旅行業協会の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは第五十六条第一項の規定により認可を受けた弁済業務規約に違反する行為をしたとき、又はその在任により旅行業協会が第四十一条第一項第五号若しくは第六号に掲げる要件に適合しなくなるときは、旅行業協会に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

号のいずれかに該当する者がないこと。

(新設)

2～4 (略)

(役員を選任及び解任)

第五十八条 (略)

2 観光庁長官は、旅行業協会の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは第五十六条第一項の規定により認可を受けた弁済業務規約に違反する行為をしたとき、又はその在任により旅行業協会が第四十一条第一項第五号に掲げる要件に適合しなくなるときは、旅行業協会に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

改正案	現行
<p>（委員）</p> <p>第五十八条 委員は、政令で定めるところにより、施行地区（工区ごとに審議会を置く場合においては、工区。以下本節において同じ。）内の宅地の所有者及び施行地区内の宅地について借地権を有する者が、それぞれのうちから各別に選挙する。この場合において、それぞれ選挙される委員の数は、施行地区内の宅地の所有者の総数と施行地区内の宅地について借地権を有する者の総数との割合におおむね比例しなければならぬ。</p> <p>2 施行地区内の宅地について存する未登記の借地権で第八十五条第一項の規定による申告のないものは、その申告のない限り、前項の規定の適用については、存しないものとみなし、施行地区内の宅地について存する未登記の借地権で第八十五条第一項の規定による申告があつたもののうち同条第三項の規定による届出のないものは、その届出のない限り、前項の規定の適用については、その借地権の移転、変更又は消滅がないものとみなす。</p> <p>3 都道府県知事又は市町村長は、土地区画整理事業の施行のため必要があると認める場合においては、第一項前段の規定にかかわらず、施行規程で定めるところにより、委員の定数の五分の一をこえない範囲内において、土地区画整理事業について学識経験を有する者のうちから委員を</p>	<p>（委員）</p> <p>第五十八条 委員は、政令で定めるところにより、施行地区（工区ごとに審議会を置く場合においては、工区。以下本節において同じ。）内の宅地の所有者及び施行地区内の宅地について借地権を有する者が、それぞれのうちから各別に選挙する。この場合において、それぞれ選挙される委員の数は、施行地区内の宅地の所有者の総数と施行地区内の宅地について借地権を有する者の総数との割合におおむね比例しなければならぬ。</p> <p>2 施行地区内の宅地について存する未登記の借地権で第八十五条第一項の規定による申告のないものは、その申告のない限り、前項の規定の適用については、存しないものとみなし、施行地区内の宅地について存する未登記の借地権で第八十五条第一項の規定による申告があつたもののうち同条第三項の規定による届出のないものは、その届出のない限り、前項の規定の適用については、その借地権の移転、変更又は消滅がないものとみなす。</p> <p>3 都道府県知事又は市町村長は、土地区画整理事業の施行のため必要があると認める場合においては、第一項前段の規定にかかわらず、施行規程で定めるところにより、委員の定数の五分の一をこえない範囲内において、土地区画整理事業について学識経験を有する者のうちから委員を</p>

選任することができる。

4 施行地区内の宅地の所有者のうちから選挙された委員と施行地区内の宅地について借地権を有する者のうちから選挙された委員とは、相兼ねてはならない。

5 施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者のうちからそれぞれ選挙された委員が当該権利を有しなくなった場合及び委員が第六十三条第四項第二号に掲げる者となった場合には、委員は、その地位を失う。

6 委員の任期は、五年をこえない範囲内において施行規程で定める。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者は、それぞれの総数の三分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から理由を記載した書面を都道府県知事又は市町村長に提出して、それぞれそれらの者の選挙に係る委員の改選を請求することができる。

8 前項の規定による請求があつた場合においては、都道府県知事又は市町村長は、直ちにその請求の要旨を公表し、これを施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者の投票に付さなければならぬ。

9 委員は、前項の規定による投票において過半数の同意があつた場合において、その地位を失う。この場合においては、その委員について置かれる予備委員も、その地位を失う。

10 前三項に定めるものの外、委員の改選の請求及び第八項の規定による投票に関し必要な事項は、政令で定める。

選任することができる。

4 施行地区内の宅地の所有者のうちから選挙された委員と施行地区内の宅地について借地権を有する者のうちから選挙された委員とは、相兼ねてはならない。

5 施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者のうちからそれぞれ選挙された委員が当該権利を有しなくなった場合及び委員が第六十三条第四項第二号又は第三号に掲げる者となった場合には、委員は、その地位を失う。

6 委員の任期は、五年をこえない範囲内において施行規程で定める。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者は、それぞれの総数の三分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から理由を記載した書面を都道府県知事又は市町村長に提出して、それぞれそれらの者の選挙に係る委員の改選を請求することができる。

8 前項の規定による請求があつた場合においては、都道府県知事又は市町村長は、直ちにその請求の要旨を公表し、これを施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者の投票に付さなければならぬ。

9 委員は、前項の規定による投票において過半数の同意があつた場合において、その地位を失う。この場合においては、その委員について置かれる予備委員も、その地位を失う。

10 前三項に定めるものの外、委員の改選の請求及び第八項の規定による投票に関し必要な事項は、政令で定める。

(委員の選挙権及び被選挙権)

第六十三条 施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、委員の選挙について、各一箇の選挙権及び被選挙権を有する。

2 施行地区内の宅地についての所有権と借地権とをとも有する者は、前項の規定にかかわらず、宅地の所有者として、及び宅地について借地権を有する者として、それぞれ一箇の選挙権及び被選挙権を有する。

3 施行地区内の宅地について存する未登記の借地権で第八十五条第一項の規定による申告のないものは、その申告のない限り、前二項の規定の適用については、存しないものとみなし、施行地区内の宅地について存する未登記の借地権で第八十五条第一項の規定による申告があつたものうち同条第三項の規定による届出のないものは、その届出のない限り、前二項の規定の適用については、その借地権の移転、変更又は消滅がないものとみなす。

4 次の各号のいずれかに掲げる者は、第一項の規定にかかわらず、委員の被選挙権を有しない。

- 一 未成年者

(削る)

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(委員の選挙権及び被選挙権)

第六十三条 施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、委員の選挙について、各一箇の選挙権及び被選挙権を有する。

2 施行地区内の宅地についての所有権と借地権とをとも有する者は、前項の規定にかかわらず、宅地の所有者として、及び宅地について借地権を有する者として、それぞれ一箇の選挙権及び被選挙権を有する。

3 施行地区内の宅地について存する未登記の借地権で第八十五条第一項の規定による申告のないものは、その申告のない限り、前二項の規定の適用については、存しないものとみなし、施行地区内の宅地について存する未登記の借地権で第八十五条第一項の規定による申告があつたものうち同条第三項の規定による届出のないものは、その届出のない限り、前二項の規定の適用については、その借地権の移転、変更又は消滅がないものとみなす。

4 次の各号のいずれかに掲げる者は、第一項の規定にかかわらず、委員の被選挙権を有しない。

- 一 未成年者

二 成年被後見人又は被保佐人

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

改正案	現行
<p>（空港機能施設の建設及び管理を行う者の指定）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしないものとする。</p> <p>（削る）</p> <p>一（略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>三 心身の故障により空港機能施設事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの</p> <p>四（略）</p> <p>3～5（略）</p>	<p>（空港機能施設の建設及び管理を行う者の指定）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしないものとする。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二（略）</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>（新設）</p> <p>四（略）</p> <p>3～5（略）</p>

改正案	現行
<p>（欠格条項）</p> <p>第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、不動産鑑定士の登録を受けることができない。</p> <p>一 未成年者</p> <p>（削る）</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの</p> <p>四 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から三年を経過しない者</p> <p>五 第二十条第一項第四号又は第四十条第一項若しくは第三項の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から三年を経過しない者</p> <p>六 第四十条第一項又は第二項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第二十条第一項第一号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者</p> <p>七 心身の故障により鑑定評価等業務を適正に行つことができない者として国土交通省令で定めるもの</p> <p>（死亡等の届出）</p>	<p>（欠格条項）</p> <p>第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、不動産鑑定士の登録を受けることができない。</p> <p>一 未成年者</p> <p>二 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>三 破産者で復権を得ない者</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの</p> <p>五 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から三年を経過しない者</p> <p>六 第二十条第一項第四号又は第四十条第一項若しくは第三項の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から三年を経過しない者</p> <p>七 第四十条第一項又は第二項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第二十条第一項第一号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者</p> <p>（新設）</p> <p>（死亡等の届出）</p>

第十九条 不動産鑑定士が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならぬ。

一 死亡したとき 相続人

（削る）

二 第十六条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき

本人

三 第十六条第七号に該当するに至つたとき 本人又はその法定代理人

若しくは同居の親族

2 前項の届出は、届出に係る不動産鑑定士の住所地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならない。

（登録の拒否）

第二十五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは鑑定評価等業務に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

三 第十六条第五号又は第六号に該当する者

第十九条 不動産鑑定士が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならぬ。

一 死亡したとき。 相続人

二 第十六条第二号に該当するに至つたとき。 成年後見人又は保佐人

三 第十六条第三号から第五号までの一に該当するに至つたとき。 本人

（新設）

2 前項の届出は、届出に係る不動産鑑定士の住所地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならない。

（登録の拒否）

第二十五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは鑑定評価等業務に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

三 第十六条第六号又は第七号に該当する者

<p>四 第三十条第六号又は第四十一条の規定により登録を削除され、その登録の消除の日から三年を経過しない者</p> <p>五 第四十一条の規定による業務の停止の命令を受け、その停止の期間中に第二十九条第一項第一号に該当し、第三十条第一号又は第二号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者</p> <p>六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>七 法人で、その役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>第六十一条 第十九条第一項（第三号を除く。）又は第二十九条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。</p>	<p>四 第三十条第六号又は第四十一条の規定により登録を削除され、その登録の消除の日から三年を経過しない者</p> <p>五 第四十一条の規定による業務の停止の命令を受け、その停止の期間中に第二十九条第一項第一号に該当し、第三十条第一号又は第二号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者</p> <p>六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被^レ後見人で、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>七 法人で、その役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>第六十一条 第十九条第一項又は第二十九条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。</p>
--	---

改正案	現行
<p>（指定）</p> <p>第七条 国土交通大臣は、次の各号に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条各号に掲げる事業（以下「船員雇用促進等事業」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるときは、この章の定めるところにより船員雇用促進等事業を行う者として、指定することができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 申請者の役員のうち、<u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者がないこと。</u></p> <p>四 申請者の役員のうち、<u>禁錮以上の刑に処せられ、若しくはこの法律若しくは船員職業安定法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していない者がないこと。</u></p> <p>五 申請者の役員のうち、<u>心身の故障により船員雇用促進等事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものがないこと。</u></p> <p>2～4（略）</p> <p>（役員の選任及び解任）</p>	<p>（指定）</p> <p>第七条 国土交通大臣は、次の各号に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条各号に掲げる事業（以下「船員雇用促進等事業」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるときは、この章の定めるところにより船員雇用促進等事業を行う者として、指定することができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 申請者の役員のうち、<u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものがないこと。</u></p> <p>四 申請者の役員のうち、<u>禁錮以上の刑に処せられ、若しくはこの法律若しくは船員職業安定法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していない者がないこと。</u></p> <p>（新設）</p> <p>2～4（略）</p> <p>（役員の選任及び解任）</p>

第十八条（略）

2 国土交通大臣は、船員雇用促進センターの役員が、この章の規定、当該規定に基づく命令若しくは処分若しくは第十二条第一項の規定により認可を受けた船員労務供給規程に違反する行為をしたとき、船員雇用促進等事業に関し著しく不適當な行為をしたとき、又はその在任により船員雇用促進センターが第七条第一項第三号から第五号までに掲げる要件に適合しなくなるときは、船員雇用促進センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

第十八条（略）

2 国土交通大臣は、船員雇用促進センターの役員が、この章の規定、当該規定に基づく命令若しくは処分若しくは第十二条第一項の規定により認可を受けた船員労務供給規程に違反する行為をしたとき、船員雇用促進等事業に関し著しく不適當な行為をしたとき、又はその在任により船員雇用促進センターが第七条第一項第三号若しくは第四号に掲げる要件に適合しなくなるときは、船員雇用促進センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

改 正 案	現 行
<p>（特定外貿埠頭の管理運営を行う者の指定）</p> <p>第三条 国土交通大臣は、次の要件を備える法人の申請があつた場合において、東京港、横浜港、大阪港又は神戸港ごとに、その特定外貿埠頭の管理運営を行う者として指定することができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 申請者の取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役。以下「役員」という。）のうちに、<u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u>がないこと。</p> <p>五 （略）</p> <p>六 申請者の役員のうち、<u>心身の故障により外貿埠頭業務を適正に実施することができない者として国土交通省令で定めるものがないこと</u>。</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>（特定外貿埠頭の管理運営を行う者の指定）</p> <p>第三条 国土交通大臣は、次の要件を備える法人の申請があつた場合において、東京港、横浜港、大阪港又は神戸港ごとに、その特定外貿埠頭の管理運営を行う者として指定することができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 申請者の取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役。以下「役員」という。）のうちに、<u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものがないこと</u>。</p> <p>五 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2～5 （略）</p>

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 国土交通大臣は、鉄道事業の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可をしてはならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>四 心身の故障により鉄道事業を適確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの</p> <p>五 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>六 法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうちに第一号から第四号までのいずれかに該当する者のあるもの</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 国土交通大臣は、鉄道事業の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可をしてはならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの（新設）</p> <p>四 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前三号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>五 法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうちに第一号から第三号までのいずれかに該当する者のあるもの</p>

改 正 案	現 行
<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条第一項の許可を受け ることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法人でない者（外国法人で国内に事務所を有しないものを含む。） 二 宅地建物取引業法第三条第一項の免許を受けていない法人 三 第三十六条の規定により第三条第一項の許可を取り消され、その取 消の日から五年を経過しない法人又はこの法律に相当する外国の法 令の規定により当該外国において受けている同種の許可（当該許可に 類する登録その他の行政処分を含む。第十号ルにおいて同じ。）を取 り消され、その取消の日から五年を経過しない法人 四 第三十六条各号のいずれかに該当するとして第三条第一項の許可の 取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条 の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしな いことの決定があつた日までの間に第十一条第一項第四号に該当する 旨の同項の規定による届出をした法人で当該届出の日から五年を経過 しないもの 五 第五十三条の規定により第四十一条第一項の登録を取り消され、そ の取消の日から五年を経過しない法人 六 第五十三条各号のいずれかに該当するとして第四十一条第一項の登 	<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条第一項の許可を受け ることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法人でない者（外国法人で国内に事務所を有しないものを含む。） 二 宅地建物取引業法第三条第一項の免許を受けていない法人 三 第三十六条の規定により第三条第一項の許可を取り消され、その取 消の日から五年を経過しない法人又はこの法律に相当する外国の法 令の規定により当該外国において受けている同種の許可（当該許可に 類する登録その他の行政処分を含む。第十号フにおいて同じ。）を取 り消され、その取消の日から五年を経過しない法人 四 第三十六条各号のいずれかに該当するとして第三条第一項の許可の 取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条 の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしな いことの決定があつた日までの間に第十一条第一項第四号に該当する 旨の同項の規定による届出をした法人で当該届出の日から五年を経過 しないもの 五 第五十三条の規定により第四十一条第一項の登録を取り消され、そ の取消の日から五年を経過しない法人 六 第五十三条各号のいずれかに該当するとして第四十一条第一項の登

録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないことの決定があつた日までの間に第四十八条第一項第四号に該当する旨の同項の規定による届出をした法人で当該届出の日から五年を経過しないもの

七 第六十一条第八項の規定により適格特例投資家限定事業の廃止を命ぜられ、その命令の日から五年を経過しない法人

八 第六十一条第八項の規定による適格特例投資家限定事業の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないことの決定があつた日までの間に第十条第一項第四号に該当する旨の同項の規定による届出をした法人で当該届出の日から五年を経過しないもの

九 この法律、宅地建物取引業法若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人

十 役員（業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、次条第三号及び第三十五条第一項第六号において同じ。）又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当す

録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないことの決定があつた日までの間に第四十八条第一項第四号に該当する旨の同項の規定による届出をした法人で当該届出の日から五年を経過しないもの

七 第六十一条第八項の規定により適格特例投資家限定事業の廃止を命ぜられ、その命令の日から五年を経過しない法人

八 第六十一条第八項の規定による適格特例投資家限定事業の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないことの決定があつた日までの間に第十条第一項第四号に該当する旨の同項の規定による届出をした法人で当該届出の日から五年を経過しないもの

九 この法律、宅地建物取引業法若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人

十 役員（業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、次条第三号及び第三十五条第一項第六号において同じ。）又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当す

る者のある法人

(削る)

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ロ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 前号に規定する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。)若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(次号において「暴力団員等」という。)

ホ 不動産特定共同事業者が第三十六条の規定により第三条第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの処分に係る行政手

る者のある法人

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 前号に規定する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。)若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(次号において「暴力団員等」という。)

ホ 不動産特定共同事業者が第三十六条の規定により第三条第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの処分に係る行政手

統法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該不動産特定共同事業者の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

ヘ| 不動産特定共同事業者が第三十六条各号のいずれかに該当するとして第三条第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないことの決定があつた日までの間に第十一条第一項第四号に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、当該通知があつた日前六十日以内に当該不動産特定共同事業者の役員であつた者で当該届出の日から五年を経過しないもの

ト| 小規模不動産特定共同事業者が第五十三条の規定により第四十一条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該小規模不動産特定共同事業者の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

チ| 小規模不動産特定共同事業者が第五十三条各号のいずれかに該当するとして第四十一条第一項の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないことの決定があつた日までの間に第四十八条第一項第四号に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、当該通知があつた日前六十日以内に当該小規模不動産特定共同事業者の役員であつた者で当該届出の日から五年を経過しないもの

リ| 適格特例投資家限定事業者が第六十一条第八項の規定により適格

統法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該不動産特定共同事業者の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

ト| 不動産特定共同事業者が第三十六条各号のいずれかに該当するとして第三条第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないことの決定があつた日までの間に第十一条第一項第四号に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、当該通知があつた日前六十日以内に当該不動産特定共同事業者の役員であつた者で当該届出の日から五年を経過しないもの

チ| 小規模不動産特定共同事業者が第五十三条の規定により第四十一条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該小規模不動産特定共同事業者の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

リ| 小規模不動産特定共同事業者が第六十一条第八項の規定により適格特例投資家限定事業者が第六十一条第八項の規定により適格

又| 適格特例投資家限定事業者が第六十一条第八項の規定により適格

特例投資家限定事業の廃止を命ぜられた場合において、その廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該適格特例投資家限定事業者の役員であった者で当該処分の日から五年を経過しないもの

又 適格特例投資家限定事業者が第六十一条第八項の規定による適格特例投資家限定事業の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分があった日又は処分をしないことの決定があった日までの間に第十一条第一項第四号に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、当該通知があった日前六十日以内に当該適格特例投資家限定事業者の役員であった者で当該届出の日から五年を経過しないもの

ル この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された法人の当該取消の日前六十日以内に役員に相当する者であった者で当該取消の日から五年を経過しないものを含む。）

ヲ 心身の故障により不動産特定共同事業の業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの

十一 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

十二 第四号事業を行おうとする場合にあつては、金融商品取引法第二十九条の登録を受けていない法人

特例投資家限定事業の廃止を命ぜられた場合において、その廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該適格特例投資家限定事業者の役員であった者で当該処分の日から五年を経過しないもの

ル 適格特例投資家限定事業者が第六十一条第八項の規定による適格特例投資家限定事業の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分があった日又は処分をしないことの決定があった日までの間に第十一条第一項第四号に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、当該通知があった日前六十日以内に当該適格特例投資家限定事業者の役員であった者で当該届出の日から五年を経過しないもの

ヲ この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された法人の当該取消の日前六十日以内に役員に相当する者であった者で当該取消の日から五年を経過しないものを含む。）

（新設）

十一 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

十二 第四号事業を行おうとする場合にあつては、金融商品取引法第二十九条の登録を受けていない法人

改正案	現行
<p>（欠格条項）</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 未成年者 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者 四 第二十四条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者 五 心身の故障により評価の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの 六 法人であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの <p>（欠格条項）</p> <p>第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第八条第一号から第三号までに掲げる者 	<p>（欠格条項）</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 未成年者、<u>成年被後見人又は被保佐人</u> 二 破産者で復権を得ないもの 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者 四 第二十四条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者 <p>（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 五 法人であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの <p>（欠格条項）</p> <p>第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第八条第一号から第三号までに掲げる者

二 第二十八条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 心身の故障により講習の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

四 法人であつて、その役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の取消し等)

第二十八条 国土交通大臣は、登録講習機関が第二十六条第一号、第三号又は第四号に該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十五条第二項において準用する第十条第二項、第十二条第二項、第十八条第一項、第十九条第一項又は第二十三条第一項の規定に違反したとき。

二 第二十五条第二項において準用する第十六条第一項の規定による届出のあつた講習業務規程によらないで講習の業務を行ったとき。

三 正当な理由がないのに第二十五条第二項において準用する第十八条第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第二十五条第二項において準用する第二十条又は第二十一条の規定による命令に違反したとき。

二 第二十八条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

(新設)

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の取消し等)

第二十八条 国土交通大臣は、登録講習機関が第二十六条第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十五条第二項において準用する第十条第二項、第十二条第二項、第十八条第一項、第十九条第一項又は第二十三条第一項の規定に違反したとき。

二 第二十五条第二項において準用する第十六条第一項の規定による届出のあつた講習業務規程によらないで講習の業務を行ったとき。

三 正当な理由がないのに第二十五条第二項において準用する第十八条第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第二十五条第二項において準用する第二十条又は第二十一条の規定による命令に違反したとき。

五 講習の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する者若しくは法人にあつてはその役員が、講習の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により登録を受けたとき。

3 第二十四条第三項の規定は、前二項の規定による登録の取消し又は前項の規定による講習の業務の停止について準用する。

(欠格条項)

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 第八条第一号から第三号までに掲げる者

二 第五十五条第一項から第三項までの規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 心身の故障により認定等の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

四 法人であつて、その役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の取消し等)

第五十五条 国土交通大臣は、登録住宅型式性能認定等機関が第四十五条第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録住宅型式性能認定等機関(登録外国住宅型式性能

五 講習の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する者若しくは法人にあつてはその役員が、講習の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により登録を受けたとき。

3 第二十四条第三項の規定は、前二項の規定による登録の取消し又は前項の規定による講習の業務の停止について準用する。

(欠格条項)

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 第八条第一号から第三号までに掲げる者

二 第五十五条第一項から第三項までの規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

(新設)

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の取消し等)

第五十五条 国土交通大臣は、登録住宅型式性能認定等機関が第四十五条第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録住宅型式性能認定等機関(登録外国住宅型式性能

能認定等機関を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて認定等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十四条第三項において準用する第十条第二項、第十二条第二項、第十八条第一項、第十九条若しくは第二十三条第一項、第三十一条第三項、第三十三条第三項、第五十三条第一項又は第七十一条第二項の規定に違反したとき。

二 第四十九条第一項の規定による届出のあつた認定等業務規程によらないで認定等の業務を行ったとき。

三 正当な理由がないのに第四十四条第三項において準用する第十八条第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第四十九条第三項、第五十条又は第五十一条の規定による命令に違反したとき。

五 認定等の業務に関し著しく不適當な行為をしたとき、又はその業務に従事する認定員若しくは法人にあつてはその役員が、認定等の業務に関し著しく不適當な行為をしたとき。

六 不正な手段により登録を受けたとき。

3 国土交通大臣は、登録外国住宅型式性能認定等機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 前項第一号から第三号まで、第五号又は第六号のいずれかに該当するとき。

二 第五十二条において準用する第四十九条第三項、第五十条又は第五十一条の規定による請求に応じなかつたとき。

能認定等機関を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて認定等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十四条第三項において準用する第十条第二項、第十二条第二項、第十八条第一項、第十九条若しくは第二十三条第一項、第三十一条第三項、第三十三条第三項、第五十三条第一項又は第七十一条第二項の規定に違反したとき。

二 第四十九条第一項の規定による届出のあつた認定等業務規程によらないで認定等の業務を行ったとき。

三 正当な理由がないのに第四十四条第三項において準用する第十八条第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第四十九条第三項、第五十条又は第五十一条の規定による命令に違反したとき。

五 認定等の業務に関し著しく不適當な行為をしたとき、又はその業務に従事する認定員若しくは法人にあつてはその役員が、認定等の業務に関し著しく不適當な行為をしたとき。

六 不正な手段により登録を受けたとき。

3 国土交通大臣は、登録外国住宅型式性能認定等機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 前項第一号から第三号まで、第五号又は第六号のいずれかに該当するとき。

二 第五十二条において準用する第四十九条第三項、第五十条又は第五十一条の規定による請求に応じなかつたとき。

- 三 国土交通大臣が、登録外国住宅型式性能認定等機関が前二号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて認定等の業務の全部又は一部の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかったとき。
- 四 第四十四条第三項において準用する第二十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 第四十四条第三項において準用する第二十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- 六 第五項の規定による費用の負担をしないとき。
- 四 第二十四条第三項の規定は、前三項の規定による登録の取消し又は第二項の規定による認定等の業務の停止について準用する。
- 五 第四十四条第三項において準用する第二十二条第一項の規定による登録外国住宅型式性能認定等機関に対する検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該登録外国住宅型式性能認定等機関の負担とする。

（欠格条項）

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 第八条第一号から第三号までに掲げる者
- 二 第六十五条第一項から第三項までの規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者
- 三 心身の故障により試験の業務を適正に行うことができない者として

- 三 国土交通大臣が、登録外国住宅型式性能認定等機関が前二号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて認定等の業務の全部又は一部の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかったとき。
- 四 第四十四条第三項において準用する第二十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 第四十四条第三項において準用する第二十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- 六 第五項の規定による費用の負担をしないとき。
- 四 第二十四条第三項の規定は、前三項の規定による登録の取消し又は第二項の規定による認定等の業務の停止について準用する。
- 五 第四十四条第三項において準用する第二十二条第一項の規定による登録外国住宅型式性能認定等機関に対する検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該登録外国住宅型式性能認定等機関の負担とする。

（欠格条項）

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 第八条第一号から第三号までに掲げる者
 - 二 第六十五条第一項から第三項までの規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者
- （新設）

国土交通省令で定めるもの

四 法人であつて、その役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の取消し等)

第六十五条 国土交通大臣は、登録試験機関が第六十二条第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録試験機関(登録外国試験機関を除く。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて試験の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六十一条第三項において準用する第十条第二項、第十二条第二項、第十八条第一項、第十九条若しくは第二十三条第一項又は第七十一条第二項の規定に違反したとき。

二 第六十一条第三項において準用する第四十九条第一項の規定による届出のあつた試験業務規程によらないで試験を行ったとき。

三 正当な理由がないのに第六十一条第三項において準用する第十八条第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第六十一条第三項において準用する第四十九条第三項、第五十条又は第五十一条の規定による命令に違反したとき。

五 試験の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する試験員若しくは法人にあつてはその役員が、試験の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の取消し等)

第六十五条 国土交通大臣は、登録試験機関が第六十二条第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録試験機関(登録外国試験機関を除く。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて試験の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六十一条第三項において準用する第十条第二項、第十二条第二項、第十八条第一項、第十九条若しくは第二十三条第一項又は第七十一条第二項の規定に違反したとき。

二 第六十一条第三項において準用する第四十九条第一項の規定による届出のあつた試験業務規程によらないで試験を行ったとき。

三 正当な理由がないのに第六十一条第三項において準用する第十八条第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第六十一条第三項において準用する第四十九条第三項、第五十条又は第五十一条の規定による命令に違反したとき。

五 試験の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する試験員若しくは法人にあつてはその役員が、試験の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

<p>六 不正な手段により登録を受けたとき。</p> <p>3 国土交通大臣は、登録外国試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。</p> <p>一 前項第一号から第三号まで、第五号又は第六号のいずれかに該当するとき。</p> <p>二 第六十一条第三項において準用する第五十二条において準用する第四十九条第三項、第五十条又は第五十一条の規定による請求に応じなかつたとき。</p> <p>三 国土交通大臣が、登録外国試験機関が前二号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて試験の業務の全部又は一部の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかつたとき。</p> <p>四 第六十一条第三項において準用する第二十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>五 第六十一条第三項において準用する第二十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</p> <p>六 第五項の規定による費用の負担をしないとき。</p> <p>4 第二十四条第三項の規定は、前三項の規定による登録の取消し又は第二項の規定による試験の業務の停止について準用する。</p> <p>5 第六十一条第三項において準用する第二十二条第一項の規定による登録外国試験機関に対する検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該登録外国試験機関の負担とする。</p>	<p>六 不正な手段により登録を受けたとき。</p> <p>3 国土交通大臣は、登録外国試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。</p> <p>一 前項第一号から第三号まで、第五号又は第六号のいずれかに該当するとき。</p> <p>二 第六十一条第三項において準用する第五十二条において準用する第四十九条第三項、第五十条又は第五十一条の規定による請求に応じなかつたとき。</p> <p>三 国土交通大臣が、登録外国試験機関が前二号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて試験の業務の全部又は一部の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかつたとき。</p> <p>四 第六十一条第三項において準用する第二十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>五 第六十一条第三項において準用する第二十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</p> <p>六 第五項の規定による費用の負担をしないとき。</p> <p>4 第二十四条第三項の規定は、前三項の規定による登録の取消し又は第二項の規定による試験の業務の停止について準用する。</p> <p>5 第六十一条第三項において準用する第二十二条第一項の規定による登録外国試験機関に対する検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該登録外国試験機関の負担とする。</p>
<p>六 不正な手段により登録を受けたとき。</p> <p>3 国土交通大臣は、登録外国試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。</p> <p>一 前項第一号から第三号まで、第五号又は第六号のいずれかに該当するとき。</p> <p>二 第六十一条第三項において準用する第五十二条において準用する第四十九条第三項、第五十条又は第五十一条の規定による請求に応じなかつたとき。</p> <p>三 国土交通大臣が、登録外国試験機関が前二号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて試験の業務の全部又は一部の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかつたとき。</p> <p>四 第六十一条第三項において準用する第二十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>五 第六十一条第三項において準用する第二十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</p> <p>六 第五項の規定による費用の負担をしないとき。</p> <p>4 第二十四条第三項の規定は、前三項の規定による登録の取消し又は第二項の規定による試験の業務の停止について準用する。</p> <p>5 第六十一条第三項において準用する第二十二条第一項の規定による登録外国試験機関に対する検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該登録外国試験機関の負担とする。</p>	<p>六 不正な手段により登録を受けたとき。</p> <p>3 国土交通大臣は、登録外国試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。</p> <p>一 前項第一号から第三号まで、第五号又は第六号のいずれかに該当するとき。</p> <p>二 第六十一条第三項において準用する第五十二条において準用する第四十九条第三項、第五十条又は第五十一条の規定による請求に応じなかつたとき。</p> <p>三 国土交通大臣が、登録外国試験機関が前二号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて試験の業務の全部又は一部の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかつたとき。</p> <p>四 第六十一条第三項において準用する第二十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>五 第六十一条第三項において準用する第二十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</p> <p>六 第五項の規定による費用の負担をしないとき。</p> <p>4 第二十四条第三項の規定は、前三項の規定による登録の取消し又は第二項の規定による試験の業務の停止について準用する。</p> <p>5 第六十一条第三項において準用する第二十二条第一項の規定による登録外国試験機関に対する検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該登録外国試験機関の負担とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（登録）</p> <p>第三十条 マンション管理士となる資格を有する者は、国土交通大臣の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。</p> <p>（削る）</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>二 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>三 第三十三条第一項第二号又は第二項の規定による登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者</p> <p>四 第六十五条第一項第二号から第四号まで又は同条第二項第二号若しくは第三号のいずれかに該当することにより第五十九条第一項の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者</p> <p>五 第八十三条第二号又は第三号に該当することによりマンション管理業者の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日前三十日以内にその法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第三章において同じ。）であつ</p>	<p>（登録）</p> <p>第三十条 マンション管理士となる資格を有する者は、国土交通大臣の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>三 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>四 第三十三条第一項第二号又は第二項の規定による登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者</p> <p>五 第六十五条第一項第二号から第四号まで又は同条第二項第二号若しくは第三号のいずれかに該当することにより第五十九条第一項の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者</p> <p>六 第八十三条第二号又は第三号に該当することによりマンション管理業者の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日前三十日以内にその法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第三章において同じ。）であつ</p>

た者で当該取消しに日から二年を経過しないもの)

六 心身の故障によりマンシヨン管理士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

2 前項の登録は、国土交通大臣が、マンシヨン管理士登録簿に、氏名、生年月日その他国土交通省令で定める事項を登録してするものとする。

(登録の取消し等)

第三十三条 国土交通大臣は、マンシヨン管理士が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消さなければならない。

一 第三十条第一項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

二 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

2 国土交通大臣は、マンシヨン管理士が第四十条から第四十二までの規定に違反したときは、その登録の取り消し、又は期間を定めてマンシヨン管理士の名称の使用の停止を命ずることができる。

(登録の拒否)

第四十七条 国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 第八十三条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二

た者で当該取消しに日から二年を経過しないもの)

(新設)

2 前項の登録は、国土交通大臣が、マンシヨン管理士登録簿に、氏名、生年月日その他国土交通省令で定める事項を登録してするものとする。

(登録の取消し等)

第三十三条 国土交通大臣は、マンシヨン管理士が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消さなければならない。

一 第三十条第一項各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

二 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

2 国土交通大臣は、マンシヨン管理士が第四十条から第四十二までの規定に違反したときは、その登録の取り消し、又は期間を定めてマンシヨン管理士の名称の使用の停止を命ずることができる。

(登録の拒否)

第四十七条 国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 第八十三条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二

年を経過しない者

三 マンション管理業者で法人であるものが第八十三条の規定により登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にそのマンション管理業者の役員であった者でその取消しの日から二年を経過しないもの

四 第八十二条の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

五 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

六 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

七 心身の故障によりマンション管理業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの

八 マンション管理業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

九 法人でその役員のうち第一号から第七号までのいずれかに該当する者があるもの

十 事務所について第五十六条に規定する要件を欠く者

十一 マンション管理業を遂行するために必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

（登録事項の変更の届出）

年を経過しない者

三 マンション管理業者で法人であるものが第八十三条の規定により登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にそのマンション管理業者の役員であった者でその取消しの日から二年を経過しないもの

四 第八十二条の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

五 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

六 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

（新設）

七 マンション管理業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

八 法人でその役員のうち第一号から第六号までのいずれかに該当する者があるもの

九 事務所について第五十六条に規定する要件を欠く者

十 マンション管理業を遂行するために必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

（登録事項の変更の届出）

第四十八条 マンション管理業者は、第四十五条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第八号から第十号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項をマンション管理業者登録簿に登録しなければならない。

3 第四十五条第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(登録)

第五十九条 試験に合格した者で、管理事務に関し国土交通省令で定める期間以上の実務の経験を有するもの又は国土交通大臣がその実務の経験を有するものと同年以上の能力を有すると認められたものは、国土交通大臣の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 三 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 四 第三十三条第一項第二号又は第二項の規定によりマンション管理士の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

第四十八条 マンション管理業者は、第四十五条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第七号から第九号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項をマンション管理業者登録簿に登録しなければならない。

3 第四十五条第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(登録)

第五十九条 試験に合格した者で、管理事務に関し国土交通省令で定める期間以上の実務の経験を有するもの又は国土交通大臣がその実務の経験を有するものと同年以上の能力を有すると認められたものは、国土交通大臣の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 三 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 四 第三十三条第一項第二号又は第二項の規定によりマンション管理士の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

五 第六十五条第一項第二号から第四号まで又は同条第二項第二号若しくは第三号のいずれかに該当することにより登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

六 第八十三条第二号又は第三号に該当することによりマンション管理業者の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内にその法人の役員であった者で当該取消しの日から二年を経過しないもの）

七 心身の故障により管理業務主任者の事務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

2 前項の登録は、国土交通大臣が、管理業務主任者登録簿に、氏名、生年月日その他国土交通省令で定める事項を記載してするものとする。

（登録の取消し）

第八十三条 国土交通大臣は、マンション管理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消さなければならない。

一 第四十七条第一号、第二号又は第五号から第九号までのいずれかに該当するに至ったとき。

二 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

三 前条各号のいずれかに該当し情状が特に重いと、又は同条の規定による業務の停止の命令に違反したとき。

五 第六十五条第一項第二号から第四号まで又は同条第二項第二号若しくは第三号のいずれかに該当することにより登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

六 第八十三条第二号又は第三号に該当することによりマンション管理業者の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内にその法人の役員であった者で当該取消しの日から二年を経過しないもの）

（新設）

2 前項の登録は、国土交通大臣が、管理業務主任者登録簿に、氏名、生年月日その他国土交通省令で定める事項を記載してするものとする。

（登録の取消し）

第八十三条 国土交通大臣は、マンション管理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消さなければならない。

一 第四十七条第一号、第三号又は第五号から第八号までのいずれかに該当するに至ったとき。

二 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

三 前条各号のいずれかに該当し情状が特に重いと、又は同条の規定による業務の停止の命令に違反したとき。

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第八条 都道府県知事は、第五条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第六条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>（削る）</p> <p>一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して一年を経過しない者</p> <p>三 第二十六条第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して一年を経過しない者</p> <p>四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第九号において「暴力団員等」という。）</p> <p>五 心身の故障によりサービス付き高齢者向け住宅事業を適正に行うことができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの</p> <p>六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む）</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第八条 都道府県知事は、第五条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第六条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して一年を経過しない者</p> <p>四 第二十六条第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して一年を経過しない者</p> <p>五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第九号において「暴力団員等」という。）</p> <p>（新設）</p> <p>六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む）</p>

(が前各号のいずれかに該当するもの)

七 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

八 個人であつて、その政令で定める使用人のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 都道府県知事は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知しなければならない。

(登録の取消し)

第二十六条 都道府県知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録事業の登録を取り消さなければならない。

一 第八条第一項第二号、第四号、第五号又は第九号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 登録事業者が次のイからハまでに掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該イからハまでに定める者が、第八条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号のいずれかに該当するに至つたとき。

イ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場

合 法定代理人(法人である場合においては、その役員を含む。)

ロ 法人である場合 役員又は第八条第一項第七号の政令で定める使

用人

ハ 個人である場合 第八条第一項第八号の政令で定める使用人

三 不正な手段により第五条第一項の登録を受けたとき。

2 都道府県知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録事業の登録を取り消すことができる。

(が前各号のいずれかに該当するもの)

七 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

八 個人であつて、その政令で定める使用人のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 都道府県知事は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知しなければならない。

(登録の取消し)

第二十六条 都道府県知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録事業の登録を取り消さなければならない。

一 第八条第一項第一号、第三号、第五号又は第九号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 登録事業者が次のイからハまでに掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該イからハまでに定める者が、第八条第一項第一号から第三号まで又は第五号のいずれかに該当するに至つたとき。

イ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場

合 法定代理人(法人である場合においては、その役員を含む。)

ロ 法人である場合 役員又は第八条第一項第七号の政令で定める使

用人

ハ 個人である場合 第八条第一項第八号の政令で定める使用人

三 不正な手段により第五条第一項の登録を受けたとき。

2 都道府県知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録事業の登録を取り消すことができる。

- 一 第九条第一項又は第十一条第三項の規定に違反したとき。
- 二 前条の規定による指示に違反したとき。

3 都道府県知事は、前二項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該登録事業者であつた者に通知しなければならない。

(欠格条項)

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

- 一 未成年者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 四 第三十八条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 五 心身の故障により登録事務を適正に行うことができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの
- 六 法人であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの

- 一 第九条第一項又は第十一条第三項の規定に違反したとき。
- 二 前条の規定による指示に違反したとき。

3 都道府県知事は、前二項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該登録事業者であつた者に通知しなければならない。

(欠格条項)

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

- 一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 四 第三十八条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- (新設)
- 五 法人であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第十一条 都道府県知事は、第八条の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第九条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>（削る）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者 三 第二十四条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第八号において、「暴力団員等」という。） 五 心身の故障により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定 	<p>（登録の拒否）</p> <p>第十一条 都道府県知事は、第八条の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第九条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 成年被後見人又は被保佐人 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者 四 第二十四条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第八号において、「暴力団員等」という。） （新設） 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定

代理人（法定代理人）が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

七 法人であつて、その役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 都道府県知事は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知しなければならない。

（登録の取消し）

第二十四条 都道府県知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条の登録を取り消さなければならない。

一 第十一条第一項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

二 不正な手段により第八条の登録を受けたとき。

2 都道府県知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条の登録を取り消すことができる。

一 第十二条第一項の規定に違反したとき。

二 前条の規定による指示に違反したとき。

3 都道府県知事は、前二項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該登録事業者であつた者に通知しなければならない。

（欠格条項）

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることがで

代理人（法定代理人）が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

七 法人であつて、その役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 都道府県知事は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知しなければならない。

（登録の取消し）

第二十四条 都道府県知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条の登録を取り消さなければならない。

一 第十一条第一項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

二 不正な手段により第八条の登録を受けたとき。

2 都道府県知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条の登録を取り消すことができる。

一 第十二条第一項の規定に違反したとき。

二 前条の規定による指示に違反したとき。

3 都道府県知事は、前二項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該登録事業者であつた者に通知しなければならない。

（欠格条項）

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることがで

きない。

一 未成年者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

四 第三十五条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 心身の故障により登録事務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

六 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

きない。

一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

四 第三十五条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

(新設)

五 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（特定地方管理空港運営者の指定等）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する法人は、前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）を受けることができない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 従業員のうちに次のいずれかに該当する者がある法人（削る）</p> <p>イ～二（略）</p> <p>ホ <u>心身の故障により前項の特定地方管理空港の運営等を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの</u></p> <p>へ（略）</p> <p>五・六（略）</p> <p>3～13（略）</p>	<p>附則</p> <p>（特定地方管理空港運営者の指定等）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する法人は、前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）を受けることができない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 従業員のうちに次のいずれかに該当する者がある法人</p> <p>イ <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</u></p> <p>ロ～ホ（略）</p> <p>（新設）</p> <p>へ（略）</p> <p>五・六（略）</p> <p>3～13（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（欠格条項）</p> <p>第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。</p> <p>一 未成年者</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者</p> <p>四 第五十五条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者</p> <p>五 <u>心身の故障により判定の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの</u></p> <p>六 法人であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>（欠格条項）</p> <p>第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。</p> <p>一 第四十条第一号から第三号までに掲げる者</p>	<p>（欠格条項）</p> <p>第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。</p> <p>一 未成年者、<u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者</p> <p>四 第五十五条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者</p> <p>（新設）</p> <p>五 法人であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>（欠格条項）</p> <p>第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。</p> <p>一 第四十条第一号から第三号までに掲げる者</p>

二 第六十条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 心身の故障により評価の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

四 法人であつて、その役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の取消し等)

第六十条 国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が第五十七条第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて評価の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十六条第二項において準用する第四十二条第二項、第四十四条第二項、第四十九条第一項、第五十条又は第五十四条第一項の規定に違反したとき。

二 第五十六条第二項において読み替えて準用する第四十八条第一項の規定による届出のあつた評価業務規程によらないで評価の業務を行うたとき。

三 正当な理由がないのに第五十六条第二項において準用する第四十九条第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第五十六条第二項において準用する第四十八条第三項、第五十一条

二 第六十条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

(新設)

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の取消し等)

第六十条 国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が第五十七条第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて評価の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十六条第二項において準用する第四十二条第二項、第四十四条第二項、第四十九条第一項、第五十条又は第五十四条第一項の規定に違反したとき。

二 第五十六条第二項において読み替えて準用する第四十八条第一項の規定による届出のあつた評価業務規程によらないで評価の業務を行うたとき。

三 正当な理由がないのに第五十六条第二項において準用する第四十九条第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第五十六条第二項において準用する第四十八条第三項、第五十一条

又は第五十二条の規定による命令に違反したとき。

五 評価の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する評価員若しくは法人にあつてはその役員が、評価の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により登録を受けたとき。

3 第五十五条第三項の規定は、前二項の規定による登録の取消し又は前項の規定による評価の業務の停止について準用する。

又は第五十二条の規定による命令に違反したとき。

五 評価の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する評価員若しくは法人にあつてはその役員が、評価の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により登録を受けたとき。

3 第五十五条第三項の規定は、前二項の規定による登録の取消し又は前項の規定による評価の業務の停止について準用する。

改 正 案	現 行
<p>（欠格事由）</p> <p>第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、住宅宿泊事業を営んではならない。</p> <p>一 心身の故障により住宅宿泊事業を的確に遂行することができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの</p> <p>二 八（略）</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第二十五条 国土交通大臣は、第二十二条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二十三条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 心身の故障により住宅宿泊管理業を的確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの</p> <p>二 十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（登録の拒否）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、住宅宿泊事業を営んではならない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 八（略）</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第二十五条 国土交通大臣は、第二十二条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二十三条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（登録の拒否）</p>

第四十九条 観光庁長官は、第四十六条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第四十七条第一項の申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならぬ。

一 心身の故障により住宅宿泊仲介業を的確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの

二 十一 (略)

2 (略)

第四十九条 観光庁長官は、第四十六条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第四十七条第一項の申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならぬ。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

二 十一 (略)

2 (略)

【環境省関係】

自然公園法（昭和三十一年法律第六十一号）（第六十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定認定機関）</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>一 未成年者</p> <p>二 心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として環境省令で定める者</p> <p>三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは自然環境保全法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>五・六（略）</p> <p>4～6（略）</p> <p>（指定認定機関に対する監督命令等）</p> <p>第二十九条（略）</p> <p>2 環境大臣又は都道府県知事は、指定認定機関が第二十五条第三項各号（第五号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、指定を取り</p>	<p>（指定認定機関）</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 破産者で復権を得ないもの</p> <p>（新設）</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは自然環境保全法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>四・五（略）</p> <p>4～6（略）</p> <p>（指定認定機関に対する監督命令等）</p> <p>第二十九条（略）</p> <p>2 環境大臣又は都道府県知事は、指定認定機関が第二十五条第三項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、指定を取り</p>

3
・
4
(略) 消さなければならぬ。

3
・
4
(略) 消さなければならぬ。

改正案	現行
<p>（指定の欠格条項）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、<u>第三条第一項の指定を与えない。</u></p> <p>一・二（略）</p> <p>三 <u>心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者</u></p> <p>四（略）</p> <p>（許可の欠格条項）</p> <p>第十五条 次の各号のいずれかに該当する者には、<u>第十三条第一項の許可を与えない。</u></p> <p>一・二（略）</p> <p>三 <u>心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者</u></p> <p>四（略）</p> <p>（許可の欠格条項）</p> <p>第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者には、<u>第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の許可を与えない。</u></p>	<p>（指定の欠格条項）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、<u>第三条第一項の指定を与えない。</u></p> <p>一・二（略）</p> <p>三 <u>成年被後見人</u></p> <p>四（略）</p> <p>（許可の欠格条項）</p> <p>第十五条 次の各号のいずれかに該当する者には、<u>第十三条第一項の許可を与えない。</u></p> <p>一・二（略）</p> <p>三 <u>成年被後見人</u></p> <p>四（略）</p> <p>（許可の欠格条項）</p> <p>第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者には、<u>第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の許可を与えない。</u></p>

一・二 (略)

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原
子力規制委員会規則で定める者

四 (略)

(許可の欠格条項)

第四十三条の三の七 次の各号のいずれかに該当する者には、第四十三条
の三の五第一項の許可を与えない。

一・二 (略)

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原
子力規制委員会規則で定める者

四 (略)

(許可の欠格条項)

第四十三条の六 次の各号のいずれかに該当する者には、第四十三条の四
第一項の許可を与えない。

一・二 (略)

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原
子力規制委員会規則で定める者

四 (略)

(指定の欠格条項)

第四十四条の三 次の各号のいずれかに該当する者には、第四十四条第一

一・二 (略)

三 成年被後見人

四 (略)

(許可の欠格条項)

第四十三条の三の七 次の各号のいずれかに該当する者には、第四十三条
の三の五第一項の許可を与えない。

一・二 (略)

三 成年被後見人

四 (略)

(許可の欠格条項)

第四十三条の六 次の各号のいずれかに該当する者には、第四十三条の四
第一項の許可を与えない。

一・二 (略)

三 成年被後見人

四 (略)

(指定の欠格条項)

第四十四条の三 次の各号のいずれかに該当する者には、第四十四条第一

項の指定を与えない。

一・二 (略)

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原
子力規制委員会規則で定める者

四 (略)

(許可の欠格条項)

第五十一条の四 次の各号のいずれかに該当する者には、第五十一条の二

第一項の許可を与えない。

一・二 (略)

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原
子力規制委員会規則で定める者

四 (略)

(許可の欠格条項)

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者には、第五十二条第一項の

許可を与えない。

一・二 (略)

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原
子力規制委員会規則で定める者

四 (略)

(許可の欠格条項)

項の指定を与えない。

一・二 (略)

三 成年被後見人

四 (略)

(許可の欠格条項)

第五十一条の四 次の各号のいずれかに該当する者には、第五十一条の二

第一項の許可を与えない。

一・二 (略)

三 成年被後見人

四 (略)

(許可の欠格条項)

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者には、第五十二条第一項の

許可を与えない。

一・二 (略)

三 成年被後見人

四 (略)

(許可の欠格条項)

第六十一条の四 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の許可を与えない。

一・二 (略)

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができな^い者として原
子力規制委員会規則で定める者

四 法人であつて、その業務を行^う役員のうち前三号のいずれかに該
当する者のあるもの

第六十一条の四 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の許可を与えない。

一・二 (略)

三 成年被後見人

四 法人であつて、その業務を行^なう役員のうち前三号のいずれかに
該当する者のあるもの

改正案	現行
<p>（欠格条項）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、第三条第一項本文又は前条第一項の許可を与えない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>2 （略）</p> <p>（許可の取消し等）</p> <p>第二十六条 原子力規制委員会は、許可使用者又は許可廃棄業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第三条第一項本文若しくは第四条の二第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて放射性同位元素若しくは放射線発生装置の使用若しくは放射性同位元素若しくは放射性汚染物の廃棄の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第五条第一項第二号若しくは第三号又は同条第二項各号のいずれかに該当するに至つた場合</p> <p>二 十四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（欠格条項）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、第三条第一項本文又は前条第一項の許可を与えない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 成年被後見人</p> <p>四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>2 （略）</p> <p>（許可の取消し等）</p> <p>第二十六条 原子力規制委員会は、許可使用者又は許可廃棄業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第三条第一項本文若しくは第四条の二第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて放射性同位元素若しくは放射線発生装置の使用若しくは放射性同位元素若しくは放射性汚染物の廃棄の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第五条第一項第二号から第四号まで又は同条第二項各号のいずれかに該当するに至つた場合</p> <p>二 十四 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（市町村の処理等）</p> <p>第六條の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。第七條第三項、第五項第四号二から八まで及び第八項、第七條の三第一号、第七條の四第一項第五号、第八條の二第六項、第九條第二項、第九條の二第二項、第九條の二の二第一項第二号及び第三項、第九條の三第十二項（第九條の三の三第三項において準用する場合を含む。）、第十三條の十一第一項第三号、第十四條第三項及び第八項、第十四條の三の二第一項第五号、第十四條の四第三項及び第八項、第十五條の三第一項第二号、第十五條の十二、第十五條の十五第一項第三号、第十六條の二第二号、第十六條の三第二号、第二十三條の三第二項、第二十四條の二第二項並びに附則第二條第二項を除き、以下同じ。）しなければならない。</p> <p>2～7 （略）</p> <p>（一般廃棄物処理業）</p> <p>第七條 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合してい</p>	<p>（市町村の処理等）</p> <p>第六條の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。第七條第三項、第五項第四号八からホまで及び第八項、第七條の三第一号、第七條の四第一項第五号、第八條の二第六項、第九條第二項、第九條の二第二項、第九條の二の二第一項第二号及び第三項、第九條の三第十二項（第九條の三の三第三項において準用する場合を含む。）、第十三條の十一第一項第三号、第十四條第三項及び第八項、第十四條の三の二第一項第五号、第十四條の四第三項及び第八項、第十五條の三第一項第二号、第十五條の十二、第十五條の十五第一項第三号、第十六條の二第二号、第十六條の三第二号、第二十三條の三第二項、第二十四條の二第二項並びに附則第二條第二項を除き、以下同じ。）しなければならない。</p> <p>2～7 （略）</p> <p>（一般廃棄物処理業）</p> <p>第七條 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認める</p>

ると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一～三 (略)

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ～ヘ (略)

ト へに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分^イの事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、^ヘの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるに足りる相当の理由がある者

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号八において同じ。)がイからチまでのいずれかに該当するもの

又 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでの

ときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一～三 (略)

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(新設)

ロ～ホ (略)

ヘ ホに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分^イの事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、^ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるに足りる相当の理由がある者

チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号八において同じ。)がイからトまでのいずれかに該当するもの

リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでの

いずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

6～9 (略)

10 市町村長は、第六項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一～三 (略)

四 申請者が第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

11～16 (略)

(変更の許可等)

第七条の二 (略)

2・3 (略)

4 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、前条第五項第四号ロからトまで又はチからルまで(同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものを除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならぬ。

5 一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又はこれらの者の前条第五項第四号リに規定する法定代理人、同号又ニに規定する役員若しくは使用者若しくは同号ルに規定する使用者が、同号イに該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者に該当するに至つたときも、

前項と同様とする。

いずれかに該当する者のあるもの

又 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

6～9 (略)

10 市町村長は、第六項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一～三 (略)

四 申請者が第五項第四号イから又までのいずれにも該当しないこと。

11～16 (略)

(変更の許可等)

第七条の二 (略)

2・3 (略)

4 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、前条第五項第四号イからへまで又はチから又まで(同号チから又までに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならぬ。

(新設)

(許可の取消し)

第七条の四 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならぬ。

一 第七条第五項第四号八若しくは二(第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項(第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。(又は同号チに該当するに至つたとき。

二 第七条第五項第四号リからルまで(同号八若しくは二(第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。))又は同号チに係るものに限る。(のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第七条第五項第四号リからルまで(同号ホに係るものに限る。))のいずれかに該当するに至つたとき。

四 第七条第五項第四号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至つたとき(前三号に該当する場合を除く。))。

五・六 (略)

2 (略)

(許可の基準等)

(許可の取消し)

第七条の四 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならぬ。

一 第七条第五項第四号ロ若しくは八(第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項(第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。(又は同号トに該当するに至つたとき。

二 第七条第五項第四号チから又まで(同号ロ若しくは八(第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。))又は同号トに係るものに限る。(のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第七条第五項第四号チから又まで(同号ニに係るものに限る。))のいずれかに該当するに至つたとき。

四 第七条第五項第四号イからへまで又はチから又までのいずれかに該当するに至つたとき(前三号に該当する場合を除く。))。

五・六 (略)

2 (略)

(許可の基準等)

第八条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一～三 (略)

四 申請者が第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

2～7 (略)

(変更の許可等)

第九条 (略)

2～5 (略)

6 第八条第一項の許可を受けた者は、第七条第五項第四号ロからトまで又はチからルまで(同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものを除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

7 第八条第一項の許可を受けた者又はその者の第七条第五項第四号リに規定する法定代理人、同号又の規定する役員若しくは使用人若しくは同号ルに規定する使用人が、同号イに該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者に該当するに至つたときも、前項と同様とする。

(許可の取消し)

第九条の二の二 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは

第八条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一～三 (略)

四 申請者が第七条第五項第四号イから又までのいずれにも該当しないこと。

2～7 (略)

(変更の許可等)

第九条 (略)

2～5 (略)

6 第八条第一項の許可を受けた者は、第七条第五項第四号イからへまで又はチから又まで(同号チから又までに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

(新設)

(許可の取消し)

第九条の二の二 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは

、当該一般廃棄物処理施設に係る第八条第一項の許可を取り消さなければならぬ。

一 第八条第一項の許可を受けた者が第七条第五項第四号イからルまでのいずれかに該当するに至つたとき。

二・三 (略)

2・3 (略)

(産業廃棄物処理業)

第十四条 (略)

2・4 (略)

5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合しているときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 (略)

二 (略)

イ 第七条第五項第四号イからチまでのいずれかに該当する者

ロ〜ハ (略)

6・17 (略)

(変更の許可等)

第十四条の二 (略)

2 (略)

3 第七条の二第三項から第五項までの規定は、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第

、当該一般廃棄物処理施設に係る第八条第一項の許可を取り消さなければならぬ。

一 第八条第一項の許可を受けた者が第七条第五項第四号イから又までのいずれかに該当するに至つたとき。

二・三 (略)

2・3 (略)

(産業廃棄物処理業)

第十四条 (略)

2・4 (略)

5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合しているときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 (略)

二 (略)

イ 第七条第五項第四号イからトまでのいずれかに該当する者

ロ〜ハ (略)

6・17 (略)

(変更の許可等)

第十四条の二 (略)

2 (略)

3 第七条の二第三項及び第四項の規定は、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第三項

三項中「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第四項中「前条第五項第四号口からトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチ」とあるのは「第十四条第五項第二号イ（前条第五項第四号イ又はチに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（前条第五項第四号イ若しくはチ又は第十四条第五項第二号ロ」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第五項中「前条第五項第四号リ」とあるのは「第十四条第五項第二号ハ」と、「同号又」とあるのは「同号ニ」と、「同号ル」とあるのは「同号ホ」と、「同号イ」とあるのは「同号イ（前条第五項第四号イに係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

4・5（略）

（許可の取消し）

第十四条の三の二 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

- 一 第十四条第五項第二号イ（第七条第五項第四号ハ若しくはニ）第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項（第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。（又は同号チに係るものに限る。）
- （又は第十四条第五項第二号ロ若しくはへに該当するに至つたとき。

中「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第四項中「前条第五項第四号イからへまで又はチから又まで（同号チから又までに掲げる者にあつては、同号ト」とあるのは「第十四条第五項第二号イ（前条第五項第四号トに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（前条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロ」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

4・5（略）

（許可の取消し）

第十四条の三の二 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

- 一 第十四条第五項第二号イ（第七条第五項第四号ロ若しくはハ）第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項（第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。（又は同号トに係るものに限る。）
- （又は第十四条第五項第二号ロ若しくはへに該当するに至つたとき。

二 第十四条第五項第二号八からホまで（同号イ（第七条第五項第四号八若しくは二（第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号子に係るものに限る。）又は第十四条第五項第二号ロに係るものに限る。）に該当するに至つたとき。

三 第十四条第五項第二号八からホまで（同号イ（第七条第五項第四号ホに係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当するに至つたとき。

四六（略）

2 4（略）

（変更の許可等）

第十四条の五（略）

2（略）

3 第七条の二第三項から第五項までの規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第三項中「一般廃棄物の」とあるのは「特別管理産業廃棄物の」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第四項中「前条第五項第四号ロからトまで又はチからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチ」とあるのは「第十四条第五項第二号イ（前条第五項第四号イ又はチに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（前条第五項第四号イ若しくはチ又は第十

二 第十四条第五項第二号八からホまで（同号イ（第七条第五項第四号ロ若しくは八（第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号トに係るものに限る。）又は第十四条第五項第二号ロに係るものに限る。）に該当するに至つたとき。

三 第十四条第五項第二号八からホまで（同号イ（第七条第五項第四号二に係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当するに至つたとき。

四六（略）

2 4（略）

（変更の許可等）

第十四条の五（略）

2（略）

3 第七条の二第三項及び第四項の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第三項中「一般廃棄物の」とあるのは「特別管理産業廃棄物の」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第四項中「前条第五項第四号イからヘまで又はチからヌまで（同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号ト」とあるのは「第十四条第五項第二号イ（前条第五項第四号トに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（前条第五項第四号ト又は第十四条第五項第一号ロ」と、「

第十四条第五項第二号ロ」と、同条第七項中「第七条第五項第四号リ」とあるのは「第十四条第五項第一号ハ」と、「同号ヌ」とあるのは「同号ニ」と、「同号ル」とあるのは「同号ホ」と、「同号イ」とあるのは「同号イ（第七条第五項第四号イに係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

「と読み替えるものとする。」

改正案	現行
<p>（第一種動物取扱業の登録）</p> <p>第十条 動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。次項、第十二条第一項第七号及び第二十一条の四において同じ。）、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。次項及び第二十四条の二において同じ。）その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下この節及び第四十六条第一号において「第一種動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、その長とする。以下この節から第五節まで（第二十五条第四項を除く。）において同じ。）の登録を受けなければならない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次</p>	<p>（第一種動物取扱業の登録）</p> <p>第十条 動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。次項、第十二条第一項第六号及び第二十一条の四において同じ。）、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。次項及び第二十四条の二において同じ。）その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下この節及び第四十六条第一号において「第一種動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、その長とする。以下この節から第五節まで（第二十五条第四項を除く。）において同じ。）の登録を受けなければならない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次</p>

の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号口及び八に掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあつては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として環境省令で定める者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 八 (略)

2 (略)

(登録の取消し等)

第十九条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 四 (略)

の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号口及び八に掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあつては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(新設)

二 七 (略)

2 (略)

(登録の取消し等)

第十九条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 四 (略)

<p>五 第十二条第一項第一号、第二号、第四号又は第六号から第八号までのいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(動物取扱責任者)</p> <p>第二十二条 (略)</p> <p>2 動物取扱責任者は、第十二条第一項第一号から第七号までに該当する者以外の者でなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>五 第十二条第一項第一号、第三号又は第五号から第七号までのいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(動物取扱責任者)</p> <p>第二十二条 (略)</p> <p>2 動物取扱責任者は、第十二条第一項第一号から第六号までに該当する者以外の者でなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
---	---

改正案	現行
<p>（特別国際種事業者の登録） 第三十三条の六（略） 2～5（略）</p> <p>6 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、第二項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくは第三項の添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 未成年者であつて、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>7（略）</p>	<p>（特別国際種事業者の登録） 第三十三条の六（略） 2～5（略）</p> <p>6 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、第二項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくは第三項の添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人であつて、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>7（略）</p>

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第二十九条 都道府県知事は、第二十七条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が第一種特定製品へのフロン類の充填を適正に実施し、及び第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>二 六（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（許可の基準）</p> <p>第五十一条 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合しているとき認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 その申請に係る前条第二項第四号及び第五号に掲げる事項が主務省令で定める第一種フロン類再生施設等に係る構造、再生の能力並びに</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第二十九条 都道府県知事は、第二十七条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が第一種特定製品へのフロン類の充填を適正に実施し、及び第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>二 六（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（許可の基準）</p> <p>第五十一条 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合しているとき認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 その申請に係る前条第二項第四号及び第五号に掲げる事項が主務省令で定める第一種フロン類再生施設等に係る構造、再生の能力並びに</p>

<p>使用及び管理に関する基準に適合するものであること。</p> <p>二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ロ〜ハ (略)</p>	<p>使用及び管理に関する基準に適合するものであること。</p> <p>二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ロ〜ハ (略)</p>
<p>(許可の基準)</p> <p>第六十四条 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合しているときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 その申請に係る前条第二項第四号及び第五号に掲げる事項が主務省令で定めるフロン類破壊施設に係る構造、破壊の能力並びに使用及び管理に関する基準に適合するものであること。</p> <p>二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ロ〜ハ (略)</p>	<p>(許可の基準)</p> <p>第六十四条 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合しているときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 その申請に係る前条第二項第四号及び第五号に掲げる事項が主務省令で定めるフロン類破壊施設に係る構造、破壊の能力並びに使用及び管理に関する基準に適合するものであること。</p> <p>二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ロ〜ハ (略)</p>

改正案	現行
<p>（引取業に關し行つた行為の取消しの制限）</p> <p>第十條の二 引取業者（個人に限り、未成年者を除く。）が当該事業に關し行つた行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。</p> <p>（フロン類回収業者の引取義務）</p> <p>第十一條 フロン類回収業者は、引取業者から第十條の使用済自動車の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該使用済自動車を引き取らなければならない。</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第四十五條 都道府県知事は、引取業登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、申請書に記載された第四十三條第一項第五号に掲げる事項が使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の適正かつ確実な回収の実施の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 心身の故障によりその業務を適切に行つことができない者として主</p>	<p>（新設）</p> <p>（フロン類回収業者の引取義務）</p> <p>第十一條 フロン類回収業者は、引取業者から前條の使用済自動車の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該使用済自動車を引き取らなければならない。</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第四十五條 都道府県知事は、引取業登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、申請書に記載された第四十三條第一項第五号に掲げる事項が使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の適正かつ確実な回収の実施の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p>

務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二〇七 (略)

2 (略)

(登録の拒否)

第五十六条 都道府県知事は、フロン類回収業登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、申請書に記載された第五十四条第一項第六号に掲げる事項が使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二〇七 (略)

2 (略)

(許可の基準)

第六十二条 都道府県知事は、第六十条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 (略)

二〇七 (略)

2 (略)

(登録の拒否)

第五十六条 都道府県知事は、フロン類回収業登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、申請書に記載された第五十四条第一項第六号に掲げる事項が使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二〇七 (略)

2 (略)

(許可の基準)

第六十二条 都道府県知事は、第六十条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 (略)

<p>2 (略)</p> <p>二 解体業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として 主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない 者 ロ 又 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>二 解体業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの ロ 又 (略)</p>
---	---

【防衛省関係】

自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（第七百七十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（欠格条項）</p> <p>第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、隊員となることができない。</p> <p>（削る）</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 隊員は、前項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、防衛省令で定める場合を除き、当然失職する。</p>	<p>（欠格条項）</p> <p>第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、隊員となることができない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 隊員は、前項各号の一に該当するに至つたときは、防衛省令で定める場合を除き、当然失職する。</p>

【附則関係】

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（日本船舶・船員確保計画） 第三十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その日本船舶・船員確保計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。この場合において、第四号（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第五十五条第一項に規定する船員派遣事業の許可に係る部分に限る。）に係る日本船舶・船員確保計画の認定については、交通政策審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 船員職業安定法第五十五条第一項に規定する船員派遣事業の許可又は同法第六十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を要するものにあつては、当該事業を実施する者が同法第五十六条各号（同法第六十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を要するものにあつては、同法第五十六条第五号を除く。）のいずれにも該当せず、かつ、当該事業の内容が同法第五十七条第一項各号に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>五（略）</p> <p>4～6（略）</p>	<p>（日本船舶・船員確保計画） 第三十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その日本船舶・船員確保計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。この場合において、第四号（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第五十五条第一項に規定する船員派遣事業の許可に係る部分に限る。）に係る日本船舶・船員確保計画の認定については、交通政策審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 船員職業安定法第五十五条第一項に規定する船員派遣事業の許可又は同法第六十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を要するものにあつては、当該事業を実施する者が同法第五十六条各号（同法第六十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を要するものにあつては、同法第五十六条第四号を除く。）のいずれにも該当せず、かつ、当該事業の内容が同法第五十七条第一項各号に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>五（略）</p> <p>4～6（略）</p>

改正案	現行
<p>（期末手当）</p> <p>第十九条の四 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第十九条の六までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日（次条及び第十九条の六第一項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第二十三条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 （略）</p> <p>第十九条の五 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第十九条の四 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第十九条の六までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日（次条及び第十九条の六第一項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し、又は死亡した職員（第二十三条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 （略）</p> <p>第十九条の五 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定</p>

にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

一（略）

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国家公務員法第七十六条の規定により失職した職員

三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（勤勉手当）

第十九条の七 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

一（略）

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国家公務員法第七十六条の規定により失職した職員（同法第三十八条第一号に該当して失職した職員を除く。）

三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（勤勉手当）

第十九条の七 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し、又は死亡した職員（人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 口に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十（特定管理職員にあつては、百分の百十）を乗じて得た額の総額

口 (略)

二 (略)

3～5 (略)

(退職者の給与)

第二十三条 (略)

2～4 (略)

5 職員が国家公務員法第七十九条の人事院規則で定める場合に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、人事院規則で定めるところに

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 口に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十（特定管理職員にあつては、百分の百十）を乗じて得た額の総額

口 (略)

二 (略)

3～5 (略)

(退職者の給与)

第二十三条 (略)

2～4 (略)

5 職員が国家公務員法第七十九条に基づく人事院規則で定める場合に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、人事院規則の定めると

<p>より、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。</p> <p>6 国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた職員には、他の法律に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。</p> <p>7 第二項、第三項又は第五項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第十九条の四第一項に規定する基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により人事院規則で定める日に、それぞれ第二項、第三項又は第五項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事院規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>8 (略)</p>	<p>ころに従い、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。</p> <p>6 国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた職員には、他の法律に別段の定めがない限り、前五項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。</p> <p>7 第二項、第三項又は第五項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第十九条の四第一項に規定する基準日前一箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により人事院規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事院規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>8 (略)</p>
--	---

改正案	現行
<p>（旅費の支給）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 職員、その配偶者又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>一 八（略）</p> <p>3 職員が前項第一号又は第四号の規定に該当する場合において、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第三十八条各号若しくは第八十二条第一項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつたときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4（略）</p> <p>5 第一項、第二項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の法律に特別の定めがある場合その他国費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。</p> <p>6 第一項、第二項及び前二項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、その出発前に次条第三項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損</p>	<p>（旅費の支給）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 職員、その配偶者又はその遺族が左の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>一 八（略）</p> <p>3 職員が前項第一号又は第四号の規定に該当する場合において、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第三十八条第二号から第五号まで若しくは第八十二条第一項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4（略）</p> <p>5 第一項、第二項及び前項の規定に該当する場合を除く外、他の法律に特別の定めがある場合その他国費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。</p> <p>6 第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に第四条第三項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額がある</p>

失となった金額で財務省令で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、旅行中交通機関の事故又は天災その他財務大臣が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で財務省令で定める金額を旅費として支給することができる。

ときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で財務省令で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他財務大臣が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で財務省令で定める金額を旅費として支給することができる。

改正案	現行
<p>裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験、任免、給与、人事評価、能率、分限、懲戒、保障、服務、退職管理及び退職年金制度に関する事項については、他の法律に特別の定めのあるものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。この場合において、これらの法律の規定（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第三十八条第三号及び国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第八条第二項の規定を除く。）中「人事院」、「内閣総理大臣」、「内閣府」、「総務大臣」又は「内閣」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」、「政令」又は「命令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「国家公務員倫理審査会」とあるのは「裁判所職員倫理審査会」と、「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、国家公務員法第八十二条第二項第五十七条中「採用（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「採用」と、同法第五十八条第一項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、同条第二項中「降任させる場合（職員の幹部職への任命に該当する場合を除く。）」とあるのは「降任させる場合」と、同条第三項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、同法第七十条の六第一項中「研修（人事院にあつては第一号に掲げる観点から行う研修とし、内閣総理大臣にあつては第二号に掲げ</p>	<p>裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験、任免、給与、人事評価、能率、分限、懲戒、保障、服務、退職管理及び退職年金制度に関する事項については、他の法律に特別の定めのあるものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。この場合において、これらの法律の規定（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第三十八条第四号及び国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第八条第二項の規定を除く。）中「人事院」、「内閣総理大臣」、「内閣府」、「総務大臣」又は「内閣」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」、「政令」又は「命令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「国家公務員倫理審査会」とあるのは「裁判所職員倫理審査会」と、「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、国家公務員法第八十二条第二項第五十七条中「採用（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「採用」と、同法第五十八条第一項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、同条第二項中「降任させる場合（職員の幹部職への任命に該当する場合を除く。）」とあるのは「降任させる場合」と、同条第三項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、同法第七十条の六第一項中「研修（人事院にあつては第一号に掲げる観点から行う研修とし、内閣総理大臣にあつては第二号に掲げ</p>

る観点から行う研修とし、関係庁の長にあつては第三号に掲げる観点から
行う研修とする。）」とあるのは「研修」と、同法第八十二条第二項中「
特別職に属する国家公務員」とあるのは「一般職に属する国家公務員、特
別職に属する国家公務員（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を
除く。）」と、同法第百六条の二第二項第三号中「官民人材交流センター
（以下「センター」という。）」とあるのは「最高裁判所規則の定めると
ころにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての
離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織」と、同法第百
六条の三第二項第三号中「センター」とあるのは「前条第二項第三号に規
定する組織」と読み替えるものとする。

一〇十（略）

る観点から行う研修とし、関係庁の長にあつては第三号に掲げる観点から
行う研修とする。）」とあるのは「研修」と、同法第八十二条第二項中「
特別職に属する国家公務員」とあるのは「一般職に属する国家公務員、特
別職に属する国家公務員（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を
除く。）」と、同法第百六条の二第二項第三号中「官民人材交流センター
（以下「センター」という。）」とあるのは「最高裁判所規則の定めると
ころにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての
離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織」と、同法第百
六条の三第二項第三号中「センター」とあるのは「前条第二項第三号に規
定する組織」と読み替えるものとする。

一〇十（略）

改正案	現行
<p>（休職者の給与） 第二十三条（略） 2～5（略） 6 第二項、第三項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第十八条の二第一項においてその例によることとされる一般職の国家公務員の期末手当に係る基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡したときは、当該基準日に在職する職員に期末手当を支給すべき日に、第二項、第三項又は前項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、防衛省令で定める職員については、この限りでない。</p> <p>7・8（略）</p>	<p>（休職者の給与） 第二十三条（略） 2～5（略） 6 第二項、第三項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第十八条の二第一項においてその例によることとされる一般職の国家公務員の期末手当に係る基準日前一箇月以内に退職し、若しくは自衛隊法第三十八条第一項第一号に該当して同条第二項の規定により失職し、又は死亡したときは、当該基準日に在職する職員に期末手当を支給すべき日に、第二項、第三項又は前項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、防衛省令で定める職員については、この限りでない。</p> <p>7・8（略）</p>

改正案	現行
<p>（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第十二条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の政令で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国家公務員法第七十六条の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第十二条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の政令で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国家公務員法第七十六条の規定による失職（同法第三十八条第一号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>（禁止行為） 第十七条（略） 2 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）<u>第七条第一項の規定により</u>歯科医業の停止を命ぜられた歯科医師は、業として歯科技工を行つてはならない。</p>	<p>（禁止行為） 第十七条（略） 2 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）<u>第七条第二項の規定により</u>歯科医業の停止を命ぜられた歯科医師は、業として歯科技工を行つてはならない。</p>

改正案

現行

		<p>（地方公務員法の適用の特例）</p> <p>第四十七条 この法律に特別の定めがあるもののほか、県費負担教職員に対して地方公務員法を適用する場合には、同法中次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
<p>第十六条各号列</p> <p>記以外の部分</p>	職員	<p>職員（第二号の場合にあつては、都道府県教育委員会又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五十五条第一項若しくは第六十一条第一項の規定により同法第三十七条第一項に規定する県費負担教職員の任用に関する事務を行うこととされた市町村教育委員会の任命に係る職員及び懲戒免職の処分を受けた当時属</p>	
		<p>（地方公務員法の適用の特例）</p> <p>第四十七条 この法律に特別の定めがあるもののほか、県費負担教職員に対して地方公務員法を適用する場合には、同法中次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
<p>第十六条各号列</p> <p>記以外の部分</p>	職員	<p>職員（第三号の場合にあつては、都道府県教育委員会又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五十五条第一項若しくは第六十一条第一項の規定により同法第三十七条第一項に規定する県費負担教職員の任用に関する事務を行うこととされた市町村教育委員会の任命に係る職員及び懲戒免職の処分を受けた当時属</p>	

2 (略)	(略)	第十六条第二号	都道府県教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により同法第三十七条第一項に規定する県費負担教職員の懲戒に関する事務を行うこととされた市町村教育委員会を含む。）により	していた地方公共団体の職員）
	(略)	当該地方公共団体において		
	(略)			

2 (略)	(略)	第十六条第二号	都道府県教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により同法第三十七条第一項に規定する県費負担教職員の懲戒に関する事務を行うこととされた市町村教育委員会を含む。）により	していた地方公共団体の職員）
	(略)	当該地方公共団体において		
	(略)			

改正案

現行

<p>別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）</p>	<p>別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）</p>		
<p>提供を受ける国の機関又は法人</p>	<p>事務</p>	<p>提供を受ける国の機関又は法人</p>	<p>事務</p>
<p>一～四十六（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>一～四十六（同上）</p>	<p>（同上）</p>
<p>四十七 財務省</p>	<p>塩事業法（平成八年法律第三十九号）による同法第五条第一項、第十六条第一項若しくは第十九条第一項の登録、同法第八条第三項若しくは第九条第一項（これらの規定を同法第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。）の届出又は同法第十五条第一項若しくは第二項若しくは第十八条第一項若しくは第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>四十七 財務省</p>	<p>塩事業法（平成八年法律第三十九号）による同法第五条第一項、第十六条第一項若しくは第十九条第一項の登録、同法第八条第三項若しくは第九条（これらの規定を同法第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。）の届出又は同法第十五条第一項若しくは第二項若しくは第十八条第一項若しくは第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

四十七の二、百二十三
(略)

(略)

四十七の二、百二十三
(同上)

(同上)

改正案

現行

<p>（業務等） 第三十八条（略） 2～5（略）</p> <p>6 前項の規定による労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第五条第五項、第七条、第八条第一項及び第三項、第九条、第十条、第十一条第三項及び第四項、第十三条第二項、第十四条第一項第三号、第三十条、第三十七条第一項第八号並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、シルバー人材センターを労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主と、前項の規定による届出を労働者派遣法第五条第一項の規定による許可とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		<p>（業務等） 第三十八条（略） 2～5（略）</p> <p>6 前項の規定による労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第五条第五項、第七条、第八条第一項及び第三項、第九条、第十条、第十一条第三項及び第四項、第十三条第二項、第十四条第一項第三号、第三十条、第三十七条第一項第八号並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、シルバー人材センターを労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主と、前項の規定による届出を労働者派遣法第五条第一項の規定による許可とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
<p>（略）</p> <p>第六条第五号</p>	<p>（略）</p> <p>労働者派遣事業の許可を取り消され、当該取消しの日</p>	<p>（略）</p> <p>労働者派遣事業の廃止を命じられ、当該命令の日</p>	<p>（略）</p> <p>労働者派遣事業の許可を取り消され、当該取消しの日</p>
<p>第六条第六号</p>	<p>第十四条第一項の規定により労働者派遣事業の許可を取り消された者が法人である場合（同項第一号の規定</p>	<p>シルバー人材センターが第十四条第一項の規定により労働者派遣事業の廃止を命じられた場合（同</p>	<p>シルバー人材センターが第十四条第一項の規定により労働者派遣事業の許可を取り消された者が法人である場合（同項第一号の規定</p>

第十四条第一項、第五條第一項の許可を取り消すことができる	(略)	(略)	<p>届出をした者が法人である 当該法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）</p>	<p>届出をした 当該シルバー人材センター</p>	<p>前号 シルバー人材センターが、前号</p>	<p>第六条第七号 労働者派遣事業の許可の取消し</p>	<p>第六条第七号 労働者派遣事業の許可の取消し</p>	<p>当該法人の 命令</p>	<p>当該シルバー人材センターの 命令</p>	<p>により許可を取り消された場合には、当該法人については、当該シルバー人材センター</p>	<p>項第一号の規定により廃止を命じられた場合には、当該シルバー人材センター</p>

第十四条第一項、第五條第一項の許可を取り消すことができる	(略)	(略)	<p>届出をした者が法人である 当該法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）</p>	<p>届出をした 当該シルバー人材センター</p>	<p>前号 シルバー人材センターが、前号</p>	<p>第六条第七号 労働者派遣事業の許可の取消し</p>	<p>第六条第六号 労働者派遣事業の許可の取消し</p>	<p>当該法人の 命令</p>	<p>当該シルバー人材センターの 命令</p>	<p>により許可を取り消された場合には、当該法人については、当該シルバー人材センター</p>	<p>項第一号の規定により廃止を命じられた場合には、当該シルバー人材センター</p>

(略)	(略)	(略)	以下この項において同じ。 。の開始の当時第六条第五号から第八号までのいずれかに該当するときは当該労働者派遣事業の廃止を、命ずることができ
-----	-----	-----	---

7 (略)

(準用)

第四十五条 第三十七条第三項から第五項まで及び第三十八条から第四十条までの規定は、シルバー人材センター連合について準用する。この場合において、第三十七条第三項中「第一項の指定をしたとき」とあるのは、「第四十四条第一項の指定をしたとき並びに同条第二項の連合の指定区域の変更があつたとき及び同条第四項の連合の指定区域の変更をしたとき」と、「所在地並びに当該指定に係る地域」とあるのは、「所在地並びに当該指定に係る地域（当該変更があつたときは、当該変更後の地域）」と、「第三十八条第一項中「前条第一項の指定に係る区域（以下「センターの指定区域」という。）」とあるのは「連合の指定区域」と、同条第三項中「第三十八条第二項」とあるのは「第四十五条において準用する同法第三十八条第二項」と、同条第五項中「その構成員である高年齢退職者のみ」とあるのは「その直接又は間接の構成員である高年齢

(略)	(略)	(略)	以下この項において同じ。 。の開始の当時第六条第四号から第七号までのいずれかに該当するときは当該労働者派遣事業の廃止を、命ずることができ
-----	-----	-----	---

7 (略)

(準用)

第四十五条 第三十七条第三項から第五項まで及び第三十八条から第四十条までの規定は、シルバー人材センター連合について準用する。この場合において、第三十七条第三項中「第一項の指定をしたとき」とあるのは、「第四十四条第一項の指定をしたとき並びに同条第二項の連合の指定区域の変更があつたとき及び同条第四項の連合の指定区域の変更をしたとき」と、「所在地並びに当該指定に係る地域」とあるのは、「所在地並びに当該指定に係る地域（当該変更があつたときは、当該変更後の地域）」と、「第三十八条第一項中「前条第一項の指定に係る区域（以下「センターの指定区域」という。）」とあるのは「連合の指定区域」と、同条第三項中「第三十八条第二項」とあるのは「第四十五条において準用する同法第三十八条第二項」と、同条第五項中「その構成員である高年齢退職者のみ」とあるのは「その直接又は間接の構成員である高年齢

退職者のみ」と、同条第六項の表第五条第二項の項中「第三十八条第五項」とあるのは「第四十五条において準用する同法第三十八条第五項」と、同表第六条第六号の項及び第六条第八号の項中「シルバー人材センター」とあるのは「シルバー人材センター連合」と、第三十九条第一項中「センターの指定区域」とあるのは「連合の指定区域」と、第四十二条中「この節」とあるのは「第六章第二節」と、第四十三条第一項中「第三十七条第一項」とあるのは「第四十四条第一項」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第六章第二節」と読み替えるものとする。

退職者のみ」と、同条第六項の表第五条第二項の項中「第三十八条第五項」とあるのは「第四十五条において準用する同法第三十八条第五項」と、同表第六条第五号の項及び第六条第七号の項中「シルバー人材センター」とあるのは「シルバー人材センター連合」と、第三十九条第一項中「センターの指定区域」とあるのは「連合の指定区域」と、第四十二条中「この節」とあるのは「第六章第二節」と、第四十三条第一項中「第三十七条第一項」とあるのは「第四十四条第一項」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第六章第二節」と読み替えるものとする。

(略)	第三十二条	第七條第一項	沖繩の復歸に伴う特別措置に関する法律 第一百條第三項において準用する第七條第一項	取消し	禁止
				再び免許を与える	再び免許を取り消す
				再免許を与える	その禁止処分を取り消す
				消す	

4～10 (略)

(歯科介輔)

第一百條 歯科介輔(この法律の施行の際沖繩法令による歯科介輔である者をいう。以下この条において同じ。)は、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二號)第十七條の規定にかかわらず、歯科医師の不足している地域として厚生労働大臣が定める基準に従い沖繩県知事が指定する沖繩県の区域内の地域において、従前沖繩法令により認められた業務を行うことができる。ただし、次項において準用する同法第七條第一項の規定により、その業務を禁止されたときは、この限りでない。

2 歯科介輔については、歯科医師法第七條第一項及び第二項前段、第七條の二第一項、第七條の三、第十九條から第二十三條の二まで、第三十

(略)	第三十二条	第七條第二項	沖繩の復歸に伴う特別措置に関する法律 第一百條第三項において準用する第七條第二項	取消し	禁止
				再び免許を与える	再び免許を取り消す
				再免許を与える	その禁止処分を取り消す
				消す	

4～10 (略)

(歯科介輔)

第一百條 歯科介輔(この法律の施行の際沖繩法令による歯科介輔である者をいう。以下この条において同じ。)は、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二號)第十七條の規定にかかわらず、歯科医師の不足している地域として厚生労働大臣が定める基準に従い沖繩県知事が指定する沖繩県の区域内の地域において、従前沖繩法令により認められた業務を行うことができる。ただし、次項において準用する同法第七條第一項又は第二項の規定により、その業務を禁止されたときは、この限りでない。

2 歯科介輔については、歯科医師法第七條第一項、第二項及び第三項前段、第七條の二第一項、第七條の三、第十九條から第二十三條の二まで

条、第三十一条の二並びに第三十一条の三の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

3 (略)	(略)	第三十条	第七條第一項	沖繩の復歸に伴う特別措置に関する法律 第百一條第二項において準用する第七條第一項	(削る)	(削る)	第七條第一項	厚生労働大臣	沖繩県知事	(削る)	(削る)	第七條第一項第三号	免許の取消し	業務の禁止	取消し	禁止	再び免許を与える	再び免許を取り消す	再免許を与える	その禁止処分を取り消す	取消し	禁止	再び免許を与える	再び免許を取り消す	再免許を与える	その禁止処分を取り消す

、第三十条、第三十一条の二並びに第三十一条の三の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

3 (略)	(略)	第三十条	第七條第二項	沖繩の復歸に伴う特別措置に関する法律 第百一條第二項において準用する第七條第二項	(削る)	(削る)	第七條第一項	厚生労働大臣	沖繩県知事	業務を禁止する	第七條第一項	厚生労働大臣	免許を取り消す	業務を禁止する	取消し	禁止	再び免許を与える	再び免許を取り消す	再免許を与える	その禁止処分を取り消す	取消し	禁止	再び免許を与える	再び免許を取り消す	再免許を与える	その禁止処分を取り消す

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）（附則第二十一条関係）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号・平成三十二年四月一日施行）による改正前の規定

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定法人の業務に従事するために退職した者の採用）</p> <p>第十条 任命権者と特定法人（当該地方公共団体が出資している株式会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るための援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものをいう。以下同じ。）との間で締結された取決めに定められた内容に従って当該特定法人の業務に従事するよう求める任命権者の要請に応じて職員（条例で定める職員を除く。）が退職し、引き続き当該特定法人の役職員として在職した後、当該取決めで定める当該特定法人において業務に従事すべき期間が満了した場合又はその者が当該特定法人の役職員の地位を失った場合その他の条例で定める場合には、地方公務員法第十六条各号（<u>第二号</u>を除く。）の一に該当する場合（同条の条例で定める場合を除く。）その他条例で定める場合を除き、その者が退職した時就いていた職又はこれに相当する職に係る任命権者は、当該特定法人の役職員としての在職に引き続き、その者を職員として採用するものとする。</p> <p>2／5（略）</p>	<p>（特定法人の業務に従事するために退職した者の採用）</p> <p>第十条 任命権者と特定法人（当該地方公共団体が出資している株式会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るための援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものをいう。以下同じ。）との間で締結された取決めに定められた内容に従って当該特定法人の業務に従事するよう求める任命権者の要請に応じて職員（条例で定める職員を除く。）が退職し、引き続き当該特定法人の役職員として在職した後、当該取決めで定める当該特定法人において業務に従事すべき期間が満了した場合又はその者が当該特定法人の役職員の地位を失った場合その他の条例で定める場合には、地方公務員法第十六条各号（<u>第三号</u>を除く。）の一に該当する場合（同条の条例で定める場合を除く。）その他条例で定める場合を除き、その者が退職した時就いていた職又はこれに相当する職に係る任命権者は、当該特定法人の役職員としての在職に引き続き、その者を職員として採用するものとする。</p> <p>2／5（略）</p>

改正案	現行
<p>（国土交通大臣又は都道府県知事への通知）</p> <p>第十一条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。次条において同じ。）に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。</p> <p>一 建設業法第八条第九号、<u>第十号</u>（同条第九号に係る部分に限る。）<u>、第十二号</u>（同条第九号に係る部分に限る。）<u>、第十三号</u>（同条第九号に係る部分に限る。）若しくは<u>第十四号</u>（これらの規定を同法第十七条において準用する場合を含む。）又は第二十八条第一項第三号、<u>第四号</u>若しくは第六号から第八号までのいずれかに該当すること。</p> <p>二 第十五条第二項若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の七第一項、第二項若しくは第四項又は同法第二十六条若しくは第二十六条の二の規定に違反したこと。</p>	<p>（国土交通大臣又は都道府県知事への通知）</p> <p>第十一条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。次条において同じ。）に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。</p> <p>一 建設業法第八条第九号、<u>第十号</u>（同条第九号に係る部分に限る。）<u>、第十一号</u>（同条第九号に係る部分に限る。）<u>、第十二号</u>（同条第九号に係る部分に限る。）若しくは<u>第十三号</u>（これらの規定を同法十七条において準用する場合を含む。）又は第二十八条第一項第三号、<u>第四号</u>若しくは第六号から第八号までのいずれかに該当すること。</p> <p>二 第十五条第二項若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の七第一項、第二項若しくは第四項又は同法第二十六条若しくは第二十六条の二の規定に違反したこと。</p>

改正案	現行
<p>（行政庁等）</p> <p>第二十二條（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の規定にかかわらず、第二條第二項第四十一号に掲げる特定事業者のうち古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第三條第一項の許可を受けた者が同法第二條第一項の古物である貴金属等の売買の業務を行う場合及び同号に掲げる特定事業者のうち質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）第二條第一項の許可を受けた者が同法第十八條第一項の流質物である貴金属等の売却の業務を行う場合には、これらの業務に係る事項に関する行政庁は、都道府県公安委員会とする。この場合において、道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。</p> <p>5 10（略）</p>	<p>（行政庁等）</p> <p>第二十二條（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の規定にかかわらず、第二條第二項第四十一号に掲げる特定事業者のうち古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第三條第一項の許可を受けた者が同法第二條第一項の古物である貴金属等の売買の業務を行う場合及び同号に掲げる特定事業者のうち質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）第二條第一項の許可を受けた者が同法第十九條第一項の流質物である貴金属等の売却の業務を行う場合には、これらの業務に係る事項に関する行政庁は、都道府県公安委員会とする。この場合において、道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。</p> <p>5 10（略）</p>

地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）（附則第二十五条関係）
「現行」は、第九十六回国会に提出の地方税法等の一部を改正する法律案第十条による改正後のもの

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（法人税法の適用の特例等）
第二十二条 地方法人特別税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（法人税法の適用の特例等）
第二十二条 地方法人特別税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法人税法（昭和四十年法律第三十四号）	第六十二条の五第五項	事業税	事業税及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の規定による地方法人特別税
国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）	第二条第一項	収入金を含む	収入金を含み、地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税を除く。）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
（同上）	（同上）	（同上）	（同上）
（同上）	（同上）	（同上）	（同上）
（同上）	（同上）	（同上）	（同上）

				税理士法（昭和二十六年法律第二百二十七号）	
第六号	第八条第一項	第五号第一項 第一号イ	第四条第三号	第二条第一項 第三号	第八条第一項 収入を含む。
	事業税	税 及び特別とん	国税	地方税	）
	事業税（地方法人特別税を含む。）	法人特別税	国税（地方法人特別税を除く。以下この条、第二十四条、第三十六条、第四十一条の三及び第四十六条において同じ。）	地方税（地方法人特別税を含む。以下同じ。）	収入を含み、地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税を除く。）
				税理士法（昭和二十六年法律第二百二十七号）	
第六号	第八条第一項	第五号第一項 第一号イ	第四条第四号	第二条第一項 第三号	（同上）
	事業税	税 及び特別とん	国税	地方税	（同上）
	事業税（地方法人特別税を含む。）	法人特別税	国税（地方法人特別税を除く。以下この条、第二十四条、第三十六条、第四十一条の三及び第四十六条において同じ。）	地方税（地方法人特別税を含む。以下同じ。）	（同上）

改 正 案	現 行
<p>古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>附 則</p> <p>（略）</p> <p>（質屋営業法の一部改正）</p> <p>第八条 質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十八条第二項中「第十四条第二項」を「第十四条第三項」に改める。</p>	<p>古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>附 則</p> <p>（略）</p> <p>（質屋営業法の一部改正）</p> <p>第八条 質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十九条第二項中「第十四条第二項」を「第十四条第三項」に改める。</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部改正）</p> <p>第二十三条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第八条第六号を次のように改める。</p> <p>六 未成年者</p>	<p>附 則</p> <p>（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部改正）</p> <p>第二十三条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第八条第五号を次のように改める。</p> <p>五 未成年者</p>